

令和 5 年 第 3 回 定 例 会

# 松 崎 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 6 日 開 会

令和 5 年 9 月 11 日 閉 会

松 崎 町 議 会



## 令和 5 年第 3 回 松崎町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月6日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○議事日程                             | 1  |
| ○出席議員                             | 1  |
| ○欠席議員                             | 1  |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 1  |
| ○職務のため出席した者の職氏名                   | 2  |
| ○開会の宣告                            | 3  |
| ○開議の宣告                            | 3  |
| ○議事日程の報告                          | 3  |
| ○会議録署名議員の指名について                   | 3  |
| ○会期の決定について                        | 4  |
| ○議長諸報告                            | 4  |
| ○町長行政報告                           | 5  |
| ○一般質問                             | 10 |
| 高 柳 孝 博 君                         | 10 |
| 菜 野 良 枝 君                         | 25 |
| 高 橋 良 延 君                         | 38 |
| 藤 井 昭 一 君                         | 54 |
| 田 中 道 源 君                         | 64 |
| ○散会の宣告                            | 80 |

### 第 2 号 (9月7日)

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| ○議事日程                             | 81 |
| ○出席議員                             | 81 |
| ○欠席議員                             | 81 |
| ○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 81 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                   | 82 |
| ○開議の宣告                            | 83 |

|                                                     |       |
|-----------------------------------------------------|-------|
| ○一般質問                                               | 8 3   |
| 藤 井 要 君                                             | 8 3   |
| ○報告第 7 号 地方公共団体の財政健全化判断比率について                       | 1 0 0 |
| ○報告第 8 号 公営企業に係る資金不足比率について                          | 1 0 2 |
| ○議案第 5 0 号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例について                    | 1 0 2 |
| ○議案第 5 1 号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について                 | 1 0 5 |
| ○議案第 5 2 号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例について             | 1 0 8 |
| ○議案第 5 3 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 4 号）について            | 1 1 1 |
| ○議案第 5 4 号 令和 5 年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）に<br>ついて | 1 3 6 |
| ○議案第 5 5 号 令和 5 年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について        | 1 3 9 |
| ○議案第 5 6 号 令和 5 年度松崎町水道事業会計補正予算（第 1 号）について          | 1 4 2 |
| ○議案第 5 7 号 令和 5 年度松崎町温泉事業会計補正予算（第 1 号）について          | 1 6 1 |
| ○散会の宣告                                              | 1 6 6 |

### 第 3 号 （9 月 8 日）

|                                                   |       |
|---------------------------------------------------|-------|
| ○議事日程                                             | 1 6 7 |
| ○出席議員                                             | 1 6 7 |
| ○欠席議員                                             | 1 6 7 |
| ○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名               | 1 6 7 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                                   | 1 6 7 |
| ○開議の宣告                                            | 1 6 9 |
| ○議案第 5 8 号 令和 4 年度松崎町一般会計再入歳出決算の認定について            | 1 6 9 |
| ○議案第 5 9 号 令和 4 年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定<br>について  | 2 3 9 |
| ○議案第 6 0 号 令和 4 年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認<br>定について | 2 4 7 |
| ○議案第 6 1 号 令和 4 年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ<br>いて    | 2 5 2 |
| ○散会の宣告                                            | 2 6 1 |

第 4 号 (9月11日)

|                                           |       |
|-------------------------------------------|-------|
| ○議事日程                                     | 2 6 3 |
| ○出席議員                                     | 2 6 3 |
| ○欠席議員                                     | 2 6 3 |
| ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名           | 2 6 3 |
| ○職務のため出席した者の職氏名                           | 2 6 4 |
| ○開議の宣告                                    | 2 6 5 |
| ○議事日程の報告                                  | 2 6 5 |
| ○議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 2 6 5 |
| ○議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 2 6 5 |
| ○議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 2 6 5 |
| ○議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）     | 2 8 6 |
| ○議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）       | 2 9 4 |
| ○議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学学校）     | 3 0 5 |
| ○議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約について | 3 1 2 |
| ○議員派遣の件について                               | 3 1 3 |
| ○常任委員会の閉会中の所管事務調査について                     | 3 1 4 |
| ○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について                   | 3 1 4 |
| ○閉会の宣告                                    | 3 1 5 |
| ○署名議員                                     | 3 1 7 |



## 令和5年第3回松崎町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第1号）

令和5年9月6日（水）午前9時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議長諸報告

日程第 4 町長行政報告

日程第 5 一般質問

1. 7番 高 柳 孝 博 君
2. 2番 菜 野 良 枝 君
3. 3番 高 橋 良 延 君
4. 1番 藤 井 昭 一 君
5. 5番 田 中 道 源 君

---

### 出席議員（8名）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 藤 井 昭 一 君 | 2番 菜 野 良 枝 君 |
| 3番 高 橋 良 延 君 | 5番 田 中 道 源 君 |
| 6番 小 林 克 己 君 | 7番 高 柳 孝 博 君 |
| 8番 藤 井 要 君   | 9番 深 澤 守 君   |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |           |               |           |
|--------|-----------|---------------|-----------|
| 町 長    | 深 澤 準 弥 君 | 副 町 長         | 木 村 仁 君   |
| 教 育 長  | 平 馬 誠 二 君 | 総務課長<br>兼 防災監 | 齋 藤 聡 君   |
| 企画観光課長 | 八 木 保 久 君 | 窓口税務課長        | 糸 川 成 人 君 |
| 健康福祉課長 | 鈴 木 悟 君   | 生活環境課長        | 高 橋 和 彦 君 |
| 産業建設課長 | 鈴 木 清 文 君 | 会計管理者         | 舩 津 直 樹 君 |

教育委員会  
教 務 局 長      松 本 利 之 君

---

**職務のため出席した者の職氏名**

議会事務局長      大 場 千 徳      書      記      飯 田      聖

---

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年松崎町議会第3回定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 直ちに本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着及びネクタイを取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので許可いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。会議中は静粛にお願いします。また、議場内における言動に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。その他、議事進行に支障となる行為があった場合には、退席をお願いする場合がありますのでご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（深澤 守君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、小林克己君、

7 番、高柳孝博君、補欠、8 番、藤井 要君を指名します。

---

## ◎日程第2 会期の決定について

○議長（深澤 守君） 日程第2 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より20日（水曜日）までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より9月20日までの15日間と決しました。

---

## ◎日程第3 議長諸報告

○議長（深澤 守君） 日程第3 議長の諸報告を行います。

この際、諸般の報告をいたします。

法令上報告すべき事項。

1. 令和5年度4月分例月出納検査の結果報告について
2. 令和5年度5月分例月出納検査の結果報告について
3. 令和5年度6月分例月出納検査の結果報告について
4. 令和5年度7月分例月出納検査の結果報告について
5. 令和4年度財政援助団体監査の結果報告について
6. 備品監査の報告について
7. 松崎町教育委員会の自己点検及び評価に係る報告について

議長において必要と認めた事項。

1. 静岡県町村議会議長会総会について
2. 賀茂郡町議会議長会議について
3. 令和5年度伊豆縦貫道自動車道建設促進期成同盟会、伊豆縦貫自動車道建設推進期成同盟会、東駿河湾環状道路整備促進期成同盟会合同促進大会について

4. 富士山静岡空港利用促進協議会総会について

5. 松崎町議会要覧について

各々その資料の写しをお手元に配付いたしましたので、ご覧いただきたいと思います。

これをもって議長の諸報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 町長行政報告

○議長（深澤 守君） 日程第4 町長の行政報告を行います。

町長から報告の申出がありますので、これを許します。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） あらためまして、皆さんおはようございます。

行政報告の挨拶をさせていただきます。

令和5年松崎町議会第3回定例会の開会に当たり、謹んで行政報告を申し上げます。

先日も内閣府が、4月、6月期の国内総生産GDPの速報値として、連立6.0%のプラス成長であったと発表いたしました。輸出が好調なことが主な原因でございますが、個人消費はなかなか伸び悩んでいるところでございます。コロナ禍から国内の経済が回復基調にあるとも言われておりますが、この波がいつ頃この町に波及してくるかは、まだまだ不透明なところがございます。昨年はコロナ禍に加え、台風被害により町内経済にも冷え切った影響がございました。早めにより影響が及ぶことを願うところでございます。

新型コロナウイルスにつきましては、5月に感染症上の分類が5類に引き下げられ、感染者の全数把握から定点把握に変わったこともあり、感染状況がなかなか分かりにくくなったというところはございますが、最近では第9波が来ているという専門家もあり、まだまだ予断を許さないところでございますが、ウィズコロナの時代が到来したと実感しているところでございます。町内の海水浴場もコロナ前というところまでは及ばないにしろ、人流が戻ってきたと感じたところでございます。コロナは恐れる時代から共生する時代と、いわゆるウィズコロナの時代が到来したという実感を強く感じているところでございます。

今年も台風が発生し、何度かこの伊豆半島にも進路が含まれていたところがございました。幸いにも今のところ直接的な強い影響があるわけではございませんが、日本列島では、各地域で甚大な被害をもたらしているところでございます。そういった意味でも、防災に対する

意識は行政だけでなく、町民の方も1人1人がやはりしっかりと備え、対策をすることが求められている時代ではないかと思っております。インフラについても、災害時において、いろいろな形で町民の方にご迷惑をおかけしたところではございますが、そちらについても、備えをしっかりとすることを目指してまいりたいと思います。

本日は、町営観光施設の入館状況など3件について、最近の取組やその成果について、議員の皆様方にご報告申し上げます。ウィズコロナの時代において、何が必要で、何が求められているのか、スピード感を持って、町民ニーズの把握に努めながら、よりよいまちづくりを推進してまいりますので、本定例会におきましても、皆様から忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、活発かつ建設的な議論を展開してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後の事業推進に当たりましても、議会の皆様とともに、慎重に議論を重ねながらよりよい町政運営を推進してまいる所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、今後ともご理解、ご協力のほどぜひよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） それでは、企画観光課のほうから2件の行政報告をさせていただきます。

初めに、町営観光施設の入館状況についてということで、資料ナンバー1によりご報告させていただきます。

1ページをお願いいたします。

伊豆まつぎ荘の状況ですが、左側が7月分の本年度、前年度の月間比較、右側が4月から7月までの本年度、前年度の累計の比較となります。右側の累計の比較でご説明をさせていただきます。

宿泊利用人員につきましては、前年度比373人減の5,859人となりました。収益については215万4,000円減の8,357万9,000円、費用については食事材料費や光熱費の高騰の影響が大きく、995万円増の8,575万円となりました。交際費、減価償却費を含めた差引損益は447万5,000円減のマイナス910万8,000円となりました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

こちらから、町営観光施設の7月末までの利用人員、収支等の累計の比較となります。長八美術館は入館者数3,890人で、昨年に比べ549人の減、収入は179万7,000円で26万7,000の減。収支差額はマイナス749万9,000円となりました。

重文岩科学校は、入館者数2,821人で昨年に比べ66人の減、収入は263万6,000円で47万2,000円の増、収支差額はマイナス334万3,000円となりました。

3ページをご覧ください。

旧依田邸につきまして、入館者数が1,797人で昨年に比べ122人の減、依田之庄の入館者数は6,633人で昨年に比べ755人の減、収入は319万8,000円で27万5,000円の減。収支差額はマイナス233万5,000円で、前年度より17万8,000円の改善となりました。

道の駅花の三聖苑につきましては、利用者が3,969人で昨年に比べ575人の増、収入は557万1,000円で99万7,000円の増、収支差額はマイナス95万1,000円となり、前年度より84万4,000円の改善となりました。

観光客の入込数につきましては、5月8日の新型コロナウイルス感染症の5類移行により観光客の戻りを期待しておりましたが、三聖苑以外は利用者が減であり、コロナ以前の状況までには戻っていない状況となります。また、伊豆まつぎき荘につきましては、物価高騰への対応や食事内容の見直しにより、7月から料金を改定しましたが、厳しい経営状況となっております。

8月末のキャッシュ残高につきましては、約3,770万円と前年度同月比で250万円増となっておりますが、今年度はエアコン更新工事等で、2,000万円近い支出が予定されていることもあり、キャッシュフローは注視しているところでございます。

収益を上げるために、より多くのお客様にまつぎき荘を知っていただき、利用していただくよう営業活動の強化を図るとともに、お客様満足度の向上に努めてまいります。

以上、資料ナンバー1の町営観光施設の入館状況についての報告とさせていただきます。

続きまして、松崎町総合戦略の令和4年度事業の事業評価につきまして、資料ナンバー2により報告いたします。

最初に、資料を添付しておりませんが、松崎町総合戦略の概要について簡単に説明させていただきます。

松崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口減少政策に特化した計画となりまして、令和2年7月に第2期計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画が策定されているところとなります。第2期総合戦略におきましては、地域経済を強くする循環、人が活躍し人を呼び込む循環、子供を育て教育する循環、健康で安心して暮らす循環の4つの循環に区分し施策を行っております。

また、昨年12月に閣議決定で、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略がデジタル田園都市

国家構想総合戦略に改訂され、その中で、地方版総合戦略も改定に努めることとされており、当町におきましては、昨年度第6次総合計画を策定し、その施策反映や、デジタル田園都市国家構想交付金の活用、人口ビジョンの見直しなども考慮しながら、町の総合戦略についても見直しを検討していく必要があると考えております。

なお、総合戦略におきましては、毎年戦略の策定に当たりました、松崎町日本で最も美しい村推進委員会で検証することとしておりますが、本年は3年ぶりに対面型での委員会を開催し、委員の皆様方のご意見を伺っているところでございます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

総合戦略では、客観的な検証を行うために、10項目の基本的な重要業績評価指標KPIを設定しております。この表は重要業績評価指標に対しての進捗状況になります。1から3の就業者数は5年ごとの国勢調査の結果を用いており、令和2年の国勢調査の数値を記載しております。5年前の平成27年と比較して、1次から3次のいずれの産業分野も就業者数が減少している結果となっております。

4、5の観光交流人口につきましては、こちらは1年遅れの集計データ比較ですが、観光客数は16万368人で、前年度より約3万6,000人の増、宿泊者数は5万7,779人で、前年度比約2万人の増で、いずれも前年より増加しておりますが、コロナ禍前の水準には遠く及ばない状況です。

6、7の社会移動の関係につきましては、転入者数が170人で前年度比23.2%増、転出者数は181人で前年度より2.2%減で、社会減が11人になり、前年の47人減よりも減少が少なくなっておりますが、依然として転出による人口減少が進んだ結果となりました。

8の起業者数につきましては、町の起業支援補助金を活用して起業した人数となりまして、食品製造販売と飲食店の2件の起業がありました。

9の移住者数は、空き家活用や地域おこし協力隊など、町の移住施策を活用した数となりますが、16組24人となり、前年を大幅に上回りました。

10のお達者度につきましては、死亡率と要介護度割合から算出する静岡県独自の健康寿命の指標となりまして、65歳で健康で自立している人が病気になったり、介護を受けなくて、心身ともに自立した活動的な状態で生存できる平均期間を示したものとなります。松崎町では男性は17.73年、女性は21.19年と男女共に前年度より期間が延び、県内順位がよくなりました。

2ページから6ページにつきましては、先ほど申し上げました4つの循環ごとの令和4年

度実施事業における事業内容、効果、課題、今後の取組を記載したものとなります。こちらにつきましては、8月21日の議会全員協議会におきまして説明しておりますので、本日の説明は省略させていただきます。

以上で総合戦略の令和4年度事業の事業評価の説明を終わります。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 続いて、公営企業会計令和5年4月末経営状況について、生活環境課からご報告いたします。

資料ナンバー3をご覧ください。

左側が水道事業、右側が温泉事業となっておりますが、いずれも下段の備考欄をもってご説明をさせていただきます。

初めに水道事業ですが、7月末現在の有収水量は24万6,306立米で、前年対比2,640立米、1.1%の増となりました。営業収益は、一般家庭、営業用の使用料が増加したことが主な理由により、前年対比55万円、1.5%の増となりました。予定収益を加えた収益の合計は前年対比55万8,000円、1.3%の増となりました。

一方、予定費用を加えた費用の合計は、動力費等の増加により前年対比232万6,000円、6.4%の増となりました。この結果、収益から費用を差し引いた利益は355万円となり、前年対比176万8,000円、33.2%の減となりました。

続いて、右側温泉事業会計でございます。7月末現在で給湯した総湯量は5万6,792立米で、前年対比493立米、0.9%の減となりました。営業収益は営業用の開栓口数が前年度より増加していることが主な理由により、前年対比4万8,000円、0.3%の増となりました。予定収益を加えた収益の合計は、前年対比27万3,000円、1.5%の減となりました。

一方、予定費用を加えた費用の合計は減価償却費の減少により、前年対比38万6,000円、2.5%の減となりました。この結果、収益から費用を差し引いた利益は320万1,000円となり、前年対比11万3,000円、3.7%の増となりました。

水道事業、温泉事業ともに、供給の安定化、経営の安定化を図ってまいります。報告は以上でございます。

○議長（深澤 守君） 以上で町長の行政報告を終わります。

30分まで暫時休憩します。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時30分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の前に申し上げておきます。質疑、答弁は的確に分かりやすく要領よく行ってください。通告以外の質疑はできません。また、関連質疑は議長の許可を受け、質疑を続けてください。

質疑は一括質疑と一問一答方式、どちらかを述べてから質疑に入ってください。

それから、固有名詞等は発言に十分注意してください。

なお、本定例会において町長等に反問権を付与します。反問権を行使する場合は反問の趣旨内容を示し、議長の許可を得てから行ってください。

最後に、傍聴者に申し上げます。議場内ではお静かにお願いいたします。

---

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（深澤 守君） 日程第5 一般質問を行います。

---

#### ◇ 高 柳 孝 博 君

○議長（深澤 守君） 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

通告順位1番、高柳孝博君。

（7番 高柳孝博君登壇）

○7番（高柳孝博君） おはようございます。

夏休みも終わって、子供たちも活動を始めたようです。聞こえてくるところによると、子供たちの夏休みの宿題はAIで聞いて解決すると、大部分が解決するそうです。一方で、町の募集に対しましても、全国でも人の人材を集めるのが非常に困難になっています。そういった中で、先般町でも会計処理の不適切があり、また、管理者の方の管理の難しさというのを痛感いたしました。

全国では、そういったことを解消するために、業務の効率化、それから、ミスの解消、そういったことを目指して、既に新しい技術を導入しているところがございます。1つはA Iを使って業務を進めている。そういった自治体が出てきました。もう一つは、R P A、つまり業務を自動化する。そういったことによって業務を進めていく。そういった自治体も出てまいりました。人工知能の進展というか、まさに今はもう人工知能そのものに意志を持たせよう、感情を持たせよう、愛を持たせよう、そういった動きまで出てきております。松崎町もD Xを導入しようということで、新しい技術の導入を目指しております。私は新しい技術の導入によって業務が効率化されて、そして、ミスもなくなっていく。そういったことを期待しております。

私は今回議会を続けていく、そういう決意しましたときに、医療の充実、2つ目は子供から高齢者までの福祉の向上、3つ目は新しい技術によって文化の継承、そういったものをしていく。あるいは、新しい技術によって産業の振興をしていく、そういったことを目指してまいりました。今回は、医療の充実に関しまして、今まで何回も同じような質問してきましたけれども、回答の中にさらに疑問が生まれてくる、そういったようなことを感じましたので、今回も質問いたします。

また高齢者の福祉に関しましては、高齢者が増えていくのに対しまして、支援する人は減っていくわけでございます、そういった中で、ごみ出しの困難者がごみ出しのサービスがあるといいねという声もあります。それに向けて、私はやはり高齢者、困難な方に対しての訪問収集というのをやはり補助してできたらいいなというふうに考えております。そのことを2つ目にお聞きしたいと思います。

3つ目はP F Iについてでございます。プライベート・ファイナンス・イニシアチブということで、民間の活力を入れていこうと。まさに先ほど報告がありましたけれども、なかなか町営の施設に対しまして、利益を上げていくというのは非常に困難になっております。世の中が公営の企業だけではなくて、民営でも確かに厳しい状態にあると思いますけれども、そういった中で、P F I、民間の活力を入れていくというのが出ていまして、それらを、すぐにはできないのかもしれませんが、どう考えているか、その導入についてお聞きしたいと思います。

壇上では以上で終わりました、質問席で質問したいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 高柳委員の一般質問に対して、回答させていただきます。

まず1つ目、医療体制の充実について。

①後世に負担が残るから町で診療所をつくる必要はないとの考えに変わりはないか。むしろ、将来の医療サービス低下にならないか。人口が減るからというのでは、減少を加速させることにならないかという質問に対してでございます。

これまでも、高柳議員の答弁の中で回答させていただいておりますけれども、松崎町内で独自に開業していただける団体、個人があれば、開業にできるだけの支援をしていきたいと考えておりますが、支援内容につきましては、相手方の希望等もございますし、他業種への支援とのバランスもございますので、開業の話がありましたら、相手方と支援内容を検討したいと考えております。

②町内の診療所がなくなるかもしれないという危惧に対し、町長は訪問診療、巡回診療、遠隔診療を検討しているが、総合計画の医療の充実との関係は、具体的に何をいつまでに実現するのかという質問でございます。

回答します。第6次の総合計画では、保健医療体制の充実の項目で、診療所の建設については見直しを行い、県や近隣市町の医療機関などと連携をし、巡回診療や訪問診療、ICTを活用した遠隔診療など、新しい医療体制の構築に向け検討してまいります。また、町内に開業を希望する診療所などへの支援、医療従事者確保のための支援を行いますとなっております。

具体的に何をいつまでに実現するのかというご質問ですけれども、訪問診療や巡回診療、遠隔診療などについて、医師を始め、医療関係者の方々と意見交換を継続して行っております。現時点において、期限は定めてございませんが、相手方のあることですので、意見交換をしっかりと行ってまいります。

③番、かかりつけ医は専門もあるので広範囲にわたるとしている。近いほうが通いやすい。救護所設置に医師の確保がしやすいとの考えはあるかという質問に対してでございます。

6月議会において、かかりつけ医につきましては、通院や入院される方の病状など、個々の人によって変わってくるものと思います。例えば外科、内科、泌尿器科、脳神経外科、心臓外科など、それぞれの診療科目により対応できる医師は異なり、病院、診療所の場所につきましても、近隣から遠方までの広範囲になると思われますと回答させていただきました。議員がおっしゃるように、近いほうが通いやすいということはございますが、人口が減少していく中で、設置場所については、各医療機関の考えもあるかと思います。また、救護所設

置に医師の確保がしやすいという件につきましては、1次救急医療を担う西伊豆健育会病院や、一部事務組合下田メディカルセンターを始めとした、近隣の医療機関と連携を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。

④地域で相談するとしているが、地域の医療関係者は診療所についてどのように考えているか。

地域の医療関係者と意見交換をしているところでございますが、人口減少が加速する中で、今後の医療体制について関心を持っていただける医師も多くいらっしゃいます。また、訪問診療やDXについての必要性についても、意見交換を積極的に行っているところでございます。

大きな2番、ごみ出し困難者への訪問収集についてでございます。

①番、戸別収集を行う予定はなく、ごみ出しが困難な方へのサービスとして、社会福祉協議会に委託しているハートアンドヘルプ事業があるとのことだった。ただ、ハートアンドヘルプ事業は支援者不足で、事業の見直しも含め、これから検討していくということだったが、実績はどれだけか。また、需用をどう考えるかという質問に対してでございます。

ハートアンドヘルプ事業の実績につきましては、令和4年度の利用実績については、ごみ出し1件となっております。委託先の社会福祉協議会にも確認しましたが、ここ数年は依頼件数は少なく、援助していただく側の協力会員も少ない状況となっております。ご質問の需要については当然あると思いますけれども、近所の方、知り合いや親族の方などが援助してくれたり、訪問介護サービスの中で提供されている場合もあるかと思われます。

②番、シルバー人材センターや民間業者に依頼する検討はされたか。その場合の費用をどう考えるかという質問に対してでございます。

この質問は6月の定例会でもいただいております、その際、町としてごみ出しが困難な方のお宅を訪問し、収集する戸別収集を行う予定はございません。ご近所や地域など共助による支援を期待するものでございますと回答させていただいております。この考えに変わりはなく、他事業者への依頼等の検討は現在はありません。

③番、集積所づくりが困難として、家の前に出されたごみを収集車が集めている地区がある。同様にごみ出し困難者への訪問収集をした場合。どれだけの稼働増になると考えるかという質問に対してでございます。

先ほどの質問への回答と同様、戸別収集を行う予定は今のところございませんので、どれだけの稼働増になるか等の検討もしてございません。

大きな3番です。公営施設のPFIの導入についてでございます。

①番、P F I の導入を検討しているかという質問に対してでございます。

P F I、プライベート・ファイナンス・イニシアチブは、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術力能力を活用することによりまして、同一水準のサービスをより安く、または同一価格でより上質のサービスを提供する手法でございます、P F I 法に基づき実施されるものでございます。国、地方とも財政状況が厳しい中で、真に必要な社会資本整備を民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済の活性化を実現することを目的としてございます。全国でも様々な方式のP F I が導入されておりまして、町といたしましても、導入の可能性は検討しているところであり、昨年度町営観光施設の経営改善や、アフターコロナを見据えた施設の活性化のため、P F I の活用を含めた観光施設の管理運営の方向性に係る調査業務委託を実施しているところでございます。

②番、導入に当たっての課題は何かという質問に対してでございます。

P F I の活用により、民間の資金やノウハウの活用といったメリットはございますが、民間企業は基本的に収益性のない事業への参入は考えられません。昨年度の観光施設の活性化調査では、伊豆まつぎ荘以外の施設については、収益性は難しいという結果であったため、美術館や重文等の観光施設につきましては、収益性がないことが一番の課題であると考えてございます。その他の課題といたしましては、町にP F I 活用のノウハウがない点がございます。昨年度基礎調査業務委託を行いました、P F I の導入を検討することについても、基礎資料の収集やデータ分析など専門の事業者へ委託しないと難しいと考えてございます。

以上、高柳議員の一般質問に対する回答をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 一問一答でお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○7番（高柳孝博君） まず、1点目の医療体制の充実についてでございますが、私がお聞きしたのは、診療所を町でつくる必要がないと今もお考えかということであって、町に開業医が来れば支援するかどうかを聞いているわけではございません。まず、その1点いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 何度もちょっとお答えさせてもらっているんですけども、全く診療所が必要ないということではなく、今、町単独で松崎町が全負担をして診療所をつくるのを見直すという形で進めてまいりました。ただ、いろいろな社会状況や経営的な環境、そして、

賀茂地域全体の医療体制の協議をしていく中で、やはり町が単独で全負担をして診療所を建てるべきではないという意見も多く聞かれる中で、やはり今一番必要な医療というものを、この今技術革新の中で、先ほども高柳議員がおっしゃるとおりDXとかそういったものを活用しながら、この地域に持続可能な医療という形を残していくための方策を今考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今の答弁の中では、新たに町単独でつくるべきではないというようにことが意見があったということですが、それはどこで、どなたが、どのようなことをおっしゃっているわけですか。町が診療所をつくることに対して、周りの方は何かどのような意見を述べたんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 町がつくるということに対して、当然何かをつくるときにも同じなんですけれども、町がやってもらえることであれば、皆さん大変喜ぶと思います。ただ、町の運営として、今後自治体の取り巻く環境の中で、やはり国・県の指示していく中で、やはり将来を考え、見据え、私たちは判断をしていく必要があると考えておりますので、その中で方向を示したところです。どなたが何を言ったかというのは、なかなかこういう場で個人名の話も、先ほど議長からもありましたけれども、配慮すべきことだと思っておりますので、そこは差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 地域全体でとよくおっしゃいますけれども、地域全体でお話ししているのは、病床のことを含めて言っているのではありませんか。診療所のことについても個別に県とか何か申していますか。私が県のほうに聞いたときには、そういうようなお話はなかったです。また、地域のお医者さんに聞いたときにも、松崎町は2つでなくなるかもしれない。お医者さんが少ないんだといって、全国でお医者さん少ないんですよ。来てくださーいと言っているところはたくさんあります。しかし、お医者さんが来ないのが事実です。事実メディカルセンターさんもお医者さん来てくださーいと言っても、県のほうから派遣してくれるお医者さんも充足できない、そういった状態です。

医者がないんだから、周りがやめたほうがいいよと言ったら、松崎町は自分として医者がいなくても、周りが言っているからやらないということにならないと思うんです。松崎町の意味として、どうするか。周りが言って、周りのことで全て決めるんですか。そうしたら、

松崎町の意思決定はいらなくなっちゃいます。周りで決めればいいんです、そうではないと思います。松崎町としてどうするかという意思を明確にして、いろんな意見を聞いた結果、こういうところは反するからやらない。それなら分かりますけれども、周りの人が診療所に対して、地域で考えたとき、西伊豆町4つありますよ、河津町5つですよ、南伊豆町6つですよ。松崎町3つあったのが2つになりました。それでも松崎町は必要ないんだということを周りが言っていたとしたら、周りの人が面倒見ていただけるんでしょうか。そのあたりはどう考えていますか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 松崎町としてという考えを、自分たちの自治体がよければいいという考えではないということを申し上げている中です。周りが言ったからとかというのは、当然参考にするべき意見ですし、県や国の中で、いろんな医療の関係も考えられている状況でございます。その中で、いろいろな担当課も協議を進めているところでございます。確かに医療の関係で、診療所がという話がございましたけれども、町内にある2つの診療所をないがしろにして診療所をつくるようなことにならないようにしたいという話を前にもさせてもらいましたけれども、地域のエリアというのを、やはりこの人口減少の社会縮小していく地域の中で、広く持って考える必要があると申しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 自分たちだけよければいいという考えにならないと思いますよ。そうしたら、4つ、5つあるまちは自分たちだけのことじゃなくて、松崎町のことも考えてくれつつあってあるんですか。そうじゃないと思いますよね。松崎町は、やはり松崎町としてどうしようかというのがあると思います。そこの意思を聞いたかったんですが、その意思がないようですので、ただ、松崎町だけがいいという話ではないと思いますよ。むしろ松崎町だけが足りない。そういうふうに私は思いますけれども、それ以上のことは出ないんであれば、もう一つは、将来のことに向けて、負担になると言っていますけれども、将来に向けて医療のサービスの低下になりませんか。町のお医者さんと言いますと、町のお医者さんは新聞の記事に載せています。将来お医者がなくなるかもしれないと言っているわけですよ。これ記事に載っていますから、そうおっしゃっていたことは間違いない。そういった中で、津波とか何かでなくなる、あるいは将来なくなってしまう。その対策として、やろうとすることにして、周りはそんなこと考えずにやめろ、そんなことは言わないと思います。それは松崎町だけの勝手、自分だけよければいいという考えではないと思います。むしろ防災において

も、自助・共助・公助じゃないですか。自分のところでどれだけ賄えるかというのが大事じゃないでしょうか。そのあたり、また防災のことは時間がなくなるので、そのあたりどのように考えますか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 高柳議員と同じ方向もあるなと今ちょっと感じたんですけども、やはり医療の提供につきましては、今実際に2つ診療所が町内にございます。ただ、その2つの診療所に町民が全員行っているかというのと、またそれも違う話ではございますので、やはりこの通われる病院へのアクセスとか、足とか、そういったものも含めて、いわゆる生活に密着した公共交通も含め、移動の部分をやはり考えていかなければならないと思ってございます。

医療は本当に非常に大事だなと思いますし、それ以来の部分でも、町内ご覧になっているとおり、どんどん経済が縮小していく、人口が減っていく中で、いろいろなものが成り立たなくなってきました。そうした場合に、近隣の施設や、そういったものをお互いに活用していくというようなことがこれから先の自治体には求められていると、はっきりと国のほうも指針を出してございますので、そういったエリアの考え方をしっかり持って、町民の方々に対応できるように進めてまいりたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 近隣に行けばというお話でしたけれども、中には行くのも大変だという方もいらっしゃるわけですね。大きな病院、いわゆる3次病院なんかは、逆紹介が何件あるかということでポイントが違うわけですね。ということは、地元のほうで、もうあなたは治療がある程度済みましたから地元で通ってくださいということが、逆にそういうのが求められてくると思います。そして、そういったときに、高齢者がだんだんとお医者行くのも大変になってくるんです。松崎町は49.何%がもう高齢者になっちゃっているわけですね。そうしたら、中には、やはり医者に行くのが大変だ、買物に行くのも大変だという方もいらっしゃるわけです。それをお医者さんがなくなっちゃったら、みんな全員町外へ行ってください。そういうときが考えられるわけですね。まして、津波とか何か来たら、津波浸水区域だから心配だ。だからつくりましたというわけです。そのところを、何度言っても同じになってしまうのであれですけども、ぜひ考慮していただきたいと思います。

住民の方は高齢になっているんですね。申し訳ないですけども、高齢者のためにも考えてあげてください。今運転できる方も、やがて運転できなくなるんです。運転免許証を返した

人たちは、私はこれからどうして通うか、非常に大きな問題になっております。介護支援タクシーとか、そういったものを利用してくださいとは言っておりますけれども、公共の交通はバス停行くまでがなかなか大変だから、ドア・ツー・ドアで行くということをやはり高齢者はありがたいわけです。実際に買物支援をやっていただいて非常に助かっている。そういうことはたくさんあります。これからも高齢化率というのは、そんなに改善するとは思えません。今後のことを考えて、ぜひ町長がコンパッションのあるまち、お互いが助け合う、考えてあげられる、そういうまちということを考えながら、行政もやはり考えてあげる、そのところをぜひお願いしたいと思います。それをやると、今度の町長考えてくれているんだなというのが出ると思います。そこはぜひお願いしたいと思います。

あと、救護所の関係ですけれども、救護所、この前説明があった救護所はお医者さん1人で看護師さん1人、薬剤師さん1人で、職員1人ぐらいでいいと。でも、松崎町1か所しかないんです。松崎高校に1か所しか救護所はできません。そのときにけがした人から何からみんな来たときに、トリアージをまずやらなきゃいけないと思うんですけれども、本当に対応できるのかなと思います。これは本当に命に関わることなので、数が多ければ多いほど、単純に言うとその業務がスムーズにいく可能性が高いわけですよね。その業務が滞るということは、人命にも関わってきます。

周りから来ていただく。DMATとかは来ていただくということですが、まず時間が勝負になります。広域で来た場合に、松崎だけ優先して先に来てくれ、お医者がないんだから先に来ますよという、そういう契約はできないと思うんです。されているんなら教えていただきたいと思います。なかなか来られない。広域になったときに交通手段でさえ難しい。24時間、72時間のお話がありますけれども、時間との勝負です。そういったときに、地元にあるのかどれだけ心強いのか。また、救護所も早く立ち上げることができるというのは、やはり地元にいる方たち、最善を尽くすと言っていますけれども、1か所で最善を尽くすというのは限度があるんじゃないかと思います。そのために防災に向けていろいろ、いろんな準備、備品から医療の器具からそろえているわけでございます。ただし、お医者さんがいないということは、やはりそこで振ることはできない。それは非常に不安になると思います。それあたり、何回言ってもしょうがないので、ここで終わりますけれども、ぜひ防災の面からもやはり考えていただきたいと思うわけでございます。

かかりつけ医が近いというのは先ほど言ったのと同じような条件ですので、ぜひ、高齢者本当に大変なんです。出かけて行って帰ってくるというのが。免許証返した人、どうしよ

うと本当に悩んで言ってきますので、そのあたりにもぜひ耳を聞いていただいて、いろいろなことがあるかもしれませんが、小さい町だからこそ、やらなきゃいけないんです。高齢化も進んでいます。だからこそ考えなきゃいけないと思っています。そこはお願いします。

それから、2つ目のごみ出し困難者への訪問収集という、これはもうほかの自治体でも何件かやっているところがございます。というのは、そういう方がだんだん出てくるわけですね。今、需用がちょっと調べていないんで分からないみたいですが、私が聞いている限りでは、ハートアンドヘルプでは、1件はやったんだけど、来たんだけど、ボランティアの方がいない。だから、お断りした例もあるというようなお話は聞いています。そのところは、1件でも2件でも、少なければ少ないだけコストもかからずに金もかからないわけですので、ぜひ考えてあげていただきたいと思います。中にはこういう方がいました。集積所づくりが困難だから、自分のうちの前に出して集めているところありますね。私たちもそうしてほしいですよという方いらっしゃいますよ。それで、高齢者になればなるほど集積所へ、たかが集積所で近くにあるでしょうと言っても、それが難しくなっている方がいらっしゃるんです。今、介護の方とか近所の方がやっていると言っていますが、近所の方もやがて高齢化するんです。自分たちの周りを見ても、高齢者は間違いなく1年たてば1歳、歳が増えていくわけですよ。その地域が若返っていくという状況がなかなか見つかりません。コミュニティの維持さえ難しくなってくる。そういったことを普段感じているわけでございます。町長も人口減少の中で、そういったことを考えていると思います。

本当に近所同士で助け合うということはすばらしい。発想はすばらしいと思います。ただ実行のレベルでやりたくてもできない。そういう方が増えてきているわけです。実際、福祉のほうのアンケートでも、前回もお話ししましたが、近所等そうやって助け合う人がいない。助けてもらえる人もいない。自分を助ける人がいないという方がいらっしゃるわけ。11%かな、ちょっと数字は今データ持っていませんけれども、そういう方がいらっしゃるわけです。多分やろうとしても、そんな多い数ではないと思っています。ほかの市町でも、伊東市だったかな、20件ぐらいだかというような話を聞いていますので、直営でやっている、全然費用もかからずに、ただ稼働だけの問題で済んじゃうわけです。ただ松崎町はもっと少ないんじゃないかと思うんですけれども、ぜひ少ないところであっても、それをやっていただくと、高齢化していく人は不安になるんですよ。自分ができることがだんだん少なくなっていく。そういったときに、行政への期待は大きいんですよ、ところが、今度の社会福祉

のアンケートを見ますと、ほかのところは県で見ると、行政に期待するが大きいんですよ、近所の、ほかのところは隣近所にやるんだけれども、松崎町は逆なんですよ、考え方が。だから、そういうやっていただける人が少なくなっている。そういったのを汲んでいただいて、一度調査してみていただきたいと思います。まだ検討されていないということなんで、多分調査しても、そう大きな稼働ではないと思いますし、コストもそんなににかかるものではないと思っています。聞いたところでは、すごく安いお金で、車代と1件当たりはごみを出すだけですから、そんな何千円も取る世界ではなくて、200円とかそんなあたりだったと思いますけれども、非常に安いんですよ。安いお金でやっている。そんなに増えないですから、稼働もそんなに増えませんが、ぜひ検討してありませんではなくて、検討した結果、そんなに需要なかった。1件でも2件でもやっていただけると、松崎の町長さん、今度そういったものをやってくれるんだ。自分たちが高齢化になって、動けなくなったときでも、助けてくれるんだというような、そういう考えを持っているという。ここが大事だと思います。

今後やるに当たっては、検討していないということになると、全然考えてないということじゃないですか。そうではなくて、やはりいろいろ調べてみました。だけれども、こういうトラブルがあった。実際ハートアンドヘルプのところ調べても、ボランティアがいないというのが、これ現実だと思います。人材が本当に大変なんですよ。防災のときも町長行って感じたと思いますけれども、地元のボランティアが本当に集まらないんです。近隣の、あるいは県からのボランティアが来てくれたんで回っていますけれども、自力でなかなかできない。ボランティアでやろうとしても、周りが半分以上が高齢化しているわけですから、ボランティアのサービスを受けたい人は増えていきます。だけれども、サービスしますよという人は減っていくわけです。出生率が減っていくということを考えてみると、若い人たちが減っていくだろうということは想像に難くないわけです。そういったことを考えて、ぜひ一度そういう検討、検討していませんではなくて、検討してみていただきたいと思います。そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） やはり心配されることは、非常に高齢化、人口減少というのは全くそのとおりでございます。やはりその中で黙って年を取っていくのを皆さん待っているわけではないので、そういった意味で、地域の総合計画を立てるときにも、もう一度コロナで分断された社会をもう一度コミュニティでつなごうというのをつくらせていただきました。

それについては、やはりこの地域ごとによっては、地区のものもなかなかうまく人数が減ったことによって立ち行かなくなっているというお話も当然、自分たちの地域でさえそれは考えておりますので、そういったものを含めた中で、自治体ができること、そして、いわゆる社協ができることであったり、先ほど議員からお話がある、ボランティアという方々もいるかもしれませんし、やはりいろんな方法を考えていかなければならないと思っています。

それは、今まで誰も、やはりこの状況を経験したことがないという状況が、やはり一番懸念されている中でございますので、ただ、議員もおっしゃるとおり、技術革新というのをやはり的確につかまえていく必要があるでしょうし、今言ったように不足している部分をやはり今まで3人でやっていたのを1人でやらなければならないときに、それをうまくシェアリングするというような考え方も出てきておりますので、今言ったように、収集につきましては、ちょっと担当のほうでいろいろな手配等がございますので、それについては、今自分のほうからというよりは、担当のほうから今の段階では検討はしていないという状況の報告になります。ただ、ハートアンドヘルプにつきましても、やはり見直す必要はあるだろうということで、意見も、今言ったような本当のニーズの吸い上げ等はやはり社協が一番近いところがございますので、そういった方々にやはりご尽力いただいて、社協の役員の方々も非常にそこは心配されていて、理事長なんかもいろいろ相談をしているところでございますので、今言ったように、見放すようなことは当然自治体としては考えておりませんので、やる方法をやはり今の環境、そして、将来に向けて、おっしゃるとおり高齢化率、もう50%多分超えていると思います、現実には。ですが、やはり健康寿命を延ばすと。先ほどのお達者度の話もございますけれども、そういったところも合わせて、どこかにかたよることなく地域づくりを進めてまいりたいと思いますので、それをまたいろいろご協力等、ご提示をいただけるとありがたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） この件に関しては、実際にアンケート取られているんですね。福祉の関係で。アンケート取られている中では、ごみ出しサービスが欲しいという方も、トップではなかったですけども、そういう方もいらっしゃるわけです。ですから、需用があると思うんですね。そういうふうに言ってくるということは、やはり困っている方がいらっしゃるのではないかと思います。そこのところをしっかりと組んであげて、社協さんでお願いするというのもいいんですけども、社協さんはボランティアがいなくてできないというような今のパターンで行ってしまうと、確かにできないんですね。だから、そこのところは、

実行している市町は自治体がやっています。それ条件が違うんですけども、直営でゴミを集めているところは、ゴミを集めている方が行っている。九州のほうでもたしかやっているところはあったと思います。伊東市がやっていると思います。また、一度調べていただいて、松崎としてそれがやれるかやれないか、あるいはそういう需要も考えてあげて、1人でも2人でも救ってあげる。そんな大きな稼働じゃない、大きな費用でもない。そういったことから、小さなことに心配っている。それこそコンパッションのあるまちじゃないでしょうか。そこのところをぜひお願いしたいと思います。

そこを町長、これから検討しますぐらい言っていただきたいと思います。何もなしで検討しませんでは、進展がしないので、もし担当の方がこれ調べるというふうに意見があるんだったら、お願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 2つあると思います。1つは社会福祉協議会のほうでボランティアがいないというところで止まっているという状況ですね。これをやはり工夫して、ボランティアの説明をして協力できる方をやはり募集していくというのは必要だと思っております。

もう一つの稼働増になるかということですが、今、実際この夏場の収集のときにも、実は、先ほどから高柳議員おっしゃるとおり、人、担い手不足というのがいろんな業界で、今懸念されているところです。実際に今回の夏の収集も結構人手が不足していて、職員の係の者も本当に当番で出ていただいたりしているような状況でした。臨時の方も幸い補完というか、そういうのもできたんですけども、フル稼働していたような状況でございます。ですので、今回夏の収集もひと段落しておるところでございますけれども、収集の担い手も含めた中で、そこで、できる、できないかの話は内部でしてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） このお話は、全国でそういう問題があるわけですね。その中で、やはり高齢者になって、ゴミを出すのが大変になってくると、ゴミを出しに行かなくなってしまふ。そうするとどういふことが起きるかという、いわゆる世の中で言っているゴミ屋敷、ゴミを出さないで溜めてしまふ、そういうおそれもある。そうすると不衛生でありますし、その方もそうですし、地域にとってもあまり好ましくない状況が起こり得る、今ないとしても、それがだんだんできない、できないでやっていくと、そういうことも考えられるので、それをぜひ一度検討して、もしできないならできないで、こういうことできる、こうやればできますよ、こういうことも検討しましたけれども、これは実行できませんというようなこ

とを、一回検討した、こういうことを検討しましたというのを住民のほうに説明していただきたいと思います。住民の方は実際にうちのそばまで来てくれてほしいというのをいっしょにやりますよ。それは当然だと思います。私も高齢者なんですのでね。いつまでこれをやれるか、5年、10年やってもその後はどうなるかと、当然高齢者はそこ心配になる。身近な人に相談といってもなかなか、身近な方も高齢になっちゃうと相談しにくいですよ。だから、アンケートの中でも、そういう悩みごとを相談する人がいないという方がいらっしゃるわけです。そこを救ってあげるのが、本当の福祉の、福祉というのは、普通の暮らしができる幸せという事です。それで福祉というらしいんですけども、そういうできない方をやはり救う、なかなか善意だけで救うというのは難しいと思います。そこをやはり行政が頼りになる。どうしても、福祉の関係は行政を頼りにしがちになる。そのあたりは、頼りですので、ぜひ一度こういう検討しましたら、こんなことでとってもできませんとか何か、一回こういうご要望がありましたけれども、これについてはこういうふうに検討していますとか、ぜひ一度ホームページでも、ホームページ読めない方いらっしゃいますので、回覧板等で、あるいは一度お知らせしていただきたいと思います。こうこう考えていますよということは高齢者の安心につながるんじゃないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今の中でもお話があったとおり、相談する人がいないというところのほうで、僕は重要だと思っておりまして、その部分については、やはり行政とか、社協とか、もしくは福祉、介護関係の事業所とかも含めて、そういうサービスを使っている方に限りますけれども、そういうところのほうで重要なと考えておりますので、まずはそういったところの対応をやはり必要かなと思います。

相談する人がいないというのは、本当に孤立無援というものを助長してしまいますので、そういったような地域であるべきではないと思っておりますので、まずはそこに力を入れていきたいと思います。先ほどの検討して周知をしろということなんですけれども、それについては、ちょっと内部でも協議をさせていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） ぜひお願いしたいと思います。

これについては、社会福祉のほうもそうですけれども、高齢者の福祉の関係の中でも、出てきている。アンケート取られた中で読み取れるわけですよ。だから、そういったものを汲んで、アンケートを出しても何も反応がないでは、取る意味がないわけですよ。アンケ

ート取った結果こういうのがある。だから、対処しました。これに対してはこう対処していますよ、あるいは検討していますよ。高齢者を安心させてください。不安なんです。実際そういうふうにおっしゃる方います。私のところに来てほしいという方、いらっしゃる方いらっしゃるので、ますます増えてくるわけですね、何回も言いますが、サポートする、先ほどボランティアいないというお話ありましたが、サポートするほうは減っていくわけですね。一方でサポートされるほうが増えていく。そういった状態になっているということを、ぜひ考えながら、住民の方にも、そのコンパッション、助け合うまち、そういう意味で出していきたいと思います。

まとめたいと思います。PFIの関係につきましては、当然先ほど調査していただいて、そうだろうなということ想像に難くなかったわけですが、まつぎ荘が何とかかなかな。確かにそのとおりだと思います。公共でやっていることについては、そのプラスの利益だけではなくて、観光全体とかなんかで見ると、経済効果もあるわけです。実際にそれを目当てにいらっしゃる方もあるんで、これを、じゃ、利益が出ないから閉じるということになると、松崎町にはなくなってしまふ、閉じたらなくなってしまふわけですね。せっかく前の方たちが、先輩たちがつくってくれて、その財産を生かさなければいけないわけです。そういった意味で、これをある程度維持していかなくちゃいけない。ただ、松崎町に関しては、なかなか全国で、いわゆる国民宿舎と言われた時代のものがなくなっていく中で、維持しているわけですので、働いている人にとっても、やはりプラス化していくということは非常に大事じゃないかと思います。なかなか調査した結果、すぐにプラスにするにはこうすればいい、そうすると、民間であると、極端に言うところリストランなんかもあるわけですね。非常に厳しい状況になってくるわけです。そのあたり、値上げもしたりしていろいろ努力されていますので、よくそこを検討して、今後どうしていくか、やはりプラスになっていくというところで働き甲斐というのがあると思うんですね。やっぱりマイナスでずっと来ていたら、ボーナスも出せない。そういう状態になっていると思いますので、ぜひプラスにしてあげて、働く人がよかったね、今年利益が出てよかったね。来年も頑張ろうね。そういうふうにもっていつていただきたいと思うわけです。

調査をして、いろんなことが分かったと思いますので、そのあたり調査の分析をしっかりされて、今後に生かしていただけたらと思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 以上で高柳孝博君の一般質問を終わります。

35分まで暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 菜 野 良 枝 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位2番、菜野良枝君。

（2番 菜野良枝君登壇）

○2番（菜野良枝君） 皆さんこんにちは。

一般質問の機会をいただきましたので、ただいまより通告に従い一般質問をいたします。

質問の1、松崎町男女共同参画プランについてです。

今年3月、松崎町男女共同参画プランが策定されました。男女共同参画について、現在の状況を把握し、今後どのように進め、基本理念であるみんなが認め合い、幸せに暮らすまちを実現していくのかについて質問いたします。

質問の2です。松崎町の発信力強化についてです。

7月に開催されたオハナ・マルシェは大変盛況で、広報の結果が表れたというふうに言えるのではないかと思います。その他のイベント、各種講演会などの広報、集客については、なかなかうまくいっていないのが現状であると認識しています。松崎町のよいところや、松崎町の動きが町内外に伝わり、松崎町に関心を持ってもらう。訪れてくれる人を増やすことは重要で、松崎町ファンを増やすことが、結果的に防災力強化にもつながるという思いがありますので、発信力強化について伺います。

壇上からの質問は以上とし、詳細は質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 菜野議員の一般質問に対して、回答させていただきます。

まず、大きな1番、男女共同参画プランについて。

（1）令和5年3月に作成された男女共同参画プランをどのように町民に広報したのか。それがどの程度周知されていると考えているかという質問に対してでございます。

松崎町男女共同参画プランは、令和4年度末にパブリックコメントで計画の事前周知を図り、令和5年3月に策定をいたしました。現在、松崎町男女共同参画プランの周知におきましては、町のウェブサイトへの掲載にとどまっておりますが、今後広く男女共同参画の取組について周知していく必要があると考えております。

そもそも男女共同参画は、全ての個人が性別に縛られず、共に社会のあらゆる場面で個性や能力をフルに発揮し、意思決定して主役として活躍できるということにございます。今回策定したプランは、男女共同参画社会の形成促進に関して、松崎町の施策を総合的かつ計画的に推進する基本計画となる市町村推進計画でございます。まずは、町職員を対象とした研修会を複数回開催し、職員個々が男女共同参画に対する正しい認識を持ち、プランに沿った政策を展開し、町民に広く周知してまいります。

（2）番、松崎町の男女共同参画の現状について。

①役場職員の男女の比率と管理職の男女比率はどうかという質問に対してでございます。

令和5年4月1日現在の松崎町の職員数は一般職、技術職や教員等を含め83人となっております。このうち、女性職員は23人であり、割合としては27.7%となっております。また、管理職手当が支給されている女性職員の数は9人中ゼロ人でございます。

②番、町の審議会、委員会の委員の女性の比率はどうかという質問に対してでございます。

地方自治法に基づく委員会、審議会や町が条例により独自に設置している委員会、審議会は、全部で28となっております。このうち女性委員の在籍する委員会、審議会は19となっております。委員総数292人のうち61人、20.9%が女性委員の割合となっております。

（3）教育と男女共同参画について。こちらは教育長がお答えしますので、ちょっと飛ばさせて、この後教育長が答えます。

（4）番、男女共同参画と防災減災について。

①各区役員、自主防災会等における女性の割合と、割合を上げるためにはどのような施策が必要だと考えるかという質問に対してでございます。

地域防災活動に女性が積極的に参画し、女性の視点に立った災害対応を行うことは地域の防災力向上につながります。現在町内自主防災会に女性のいる割合は約43%となっております。

ます。自主防災会における女性の割合を上げるためには、女性が自主防災組織の運営に参加しやすい状況をつくることが重要と考えてございます。そのためには自主防災会に女性の視点に立った防災体制の重要性や、なぜ女性の参画は必要なのかを周知していく必要がございます。地域の女性防災リーダー育成に係る施策の検討や、静岡県が実施しているふじのくに防災士養成講座等の周知などを行ってまいりたいと考えてございます。

大きな2番を先にちょっとやらせていただきます。

松崎町ファンを増やす発信力強化についてでございます。

(1) 松崎町のホームページについて。

① 1日平均閲覧数は何件かという質問に対してでございます。

松崎町のホームページの閲覧件数は、令和4年度は年間において32万1,186件であり、1日で平均すると約880件となります。月別では8月が一番多く、海水浴場やライブカメラなど、海水浴に関する情報が閲覧されております。

②今日のまつぎきや公式SNS、Instagram等の投稿が町の発信力になっていると考えているかという質問に対してでございます。

町では、公式SNSとして、フェイスブックの今日のまつぎきと、Instagramを運用しております。今日のまつぎきでは、町内の行事やイベントの実施状況を主にお知らせし、Instagramでは町の自然景観など、写真映えのする投稿を多くしてございます。

SNSにつきましては、若い世代の有効な情報発信手段の一つとして、自治体に限らず、多くの企業、団体で活用されております。フォロワー数では、今日のまつぎきは約1,900人、Instagramは約1,600人もおりますので、町の情報発信という点においては有効な手段の一つであると考えておりますが、他の自治体では、エックス、旧ツイッターでございます、やLINEなどを運用されているところも多く、運用面での改善は必要と感じておるところでございます。

③松崎町振興公社や観光協会などと共同で発信できないかという質問に対してでございます。

松崎町振興公社や松崎町観光協会においても、町と同様にホームページやSNSにより観光情報の発信に取り組んでおります。ご提案の共同での発信につきましては、他市町で実施しているような、観光行政と観光協会が一体となって情報発信する、町全体の観光ポータルサイトを検討した経緯もございますが、結果として実施までは至ってございません。同じような情報を各機関や団体から情報発信するよりも、共同実施したほうが効率がよいと考えて

おりますが、各機関、団体の設立目的の違いにより、流したい情報が違うのと、調整が必要な面もございますので、共同での情報発信の可能性については、検討してまいりたいと思います。

④番、情報や写真を提供してもらい、民間のサポート体制づくりや窓口ができないかという質問に対してでございます。

町からの情報発信につきましては、現在担当者が中心となって取り組んでおりますが、その他の担当業務がある中で対応しているため、何らかのサポート体制が必要であると考えております。今日のまつぎきの情報については、役場OBから地域情報をいただくこともありますが、当日の情報の数や内容によっては、いただいた情報を流せないこともございます。また、いただいた情報を選別する職員の手間がかかるなどの課題などもございますので、情報発信のサポート体制などを含め、より多くの有用な情報が、町民や観光客など松崎町に関心、関係を持っていたいている方にお知らせできるよう、これからも検討してまいります。

(2) 番、地域おこし協力隊の協力について。

①現在の地域おこし協力隊の人数と、その役割はという質問に対してでございます。

現在の地域おこし協力隊の人数は9人となっております。主な活動内容につきましては、林業振興、まちづくり、農業振興、獣害対策、グリーンツーリズム、木工産業、ふるさと納税、移住定住、棚田保全活用となります。今年度予算としましては10人分を計上しており、決定していない1人につきましては、棚田保全活動を活動内容として、現在も募集しておりますところでございます。

②松崎町の魅力を広く拡散する協力を求められないかという質問に対してでございます。

地域おこし協力隊員は、現在ではInstagramとフェイスブックの2つのSNSを使って活動状況の情報発信をしております。隊員毎にメインとして従事しなければならない活動内容はございますが、情報発信の協力はお願いしていきたいと思っております。情報発信の方法については、協力隊のSNSの中で、活動内容だけでなく、町の魅力的な風景や食べ物などを紹介するといった方法も考えられ、その他効果的な情報発信を検討していきたいと思っております。

私のほうの一般質問への回答は以上とさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 教育長。

（教育長 平馬誠二君登壇）

○教育長（平馬誠二君） 1番、男女共同参画プランについて。

(3) 教育と男女共同参画について。

①学校教育の中でどのような取組が行われているかについて、お答えいたします。

まだまだ取り組み始めたばかりですが、学校教育の中で、性の多様性などに取り組んでいます。このことにより、性的マイノリティも個性として認め合うことができるようになり、誰もがジェンダーにとらわれず、個性や能力をフルに発揮し活躍できる、そんな社会の実現につなげていければと考えております。

②番、広く町民向けに口座などを開催する予定はあるかについてお答えいたします。

町民向けの具体的な講座などを計画しているわけではありませんが、今後は生涯学習などにもこの取組を広げ、町全体として多様性に寛容な社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 一問一答でお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○2番（菜野良枝君） では、一問一答で質問させていただきます。

男女共同参画プランの広報について、町のホームページの新着情報一覧に、確かにプランというのがあり、そこからファイルが開けるようになっています。これ以外には広報はまだされていないということでしたが、庁舎内で職員全員にこういったプランができましたよというようなお知らせをするメール等などが送られているのかお伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 職員に対しての男女共同参画プランの広報ということでございますが、こちらにつきましては、本年度4月、5月に、その他、総合計画ですとか、DX、そういった計画の周知と合わせて職員を対象とした勉強会といいますか、研修会を複数回開かせていただきまして、そちらのほうで、プランはどういった構成で成り立って、どういったことを目標にしているのか、それぞれの課でどういったことを今後取り組んでいったほしいのかというようなことを説明し、確認をしておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 職員にはそういった研修会が行われているということでしたが、その職員についてですが、こちらについては、正規職員、非正規職員含めて行われたということでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） その研修会につきましては、会計年度さんは対象としていなかったというふうに認識しております。あくまでも施策の展開をしていく中での参考ということでございますので、職員を対象にしたということで、複数回の研修を実施しております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、正規職員に行われたということだと認識します。

では、またさらに、非正規職員、会計年度任用職員の方などにもこういったプランをお知らせするような研修を行う考えはあるかどうかお伺いしたいです。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 今後、職員に広く研修を行ったということで、男女共同参画プランというのがどういったことを目的として、どういった取組を行っていくのかというのは、ある程度共通の認識ができてきているというふうに思います。その中で、それぞれが扱っている業務、それを実際にお手伝いをしていただいて、実施をしていただく会計年度さんにも、こういう理由でこれについては、こういったプランに基づいて取り組んでいるんだよというような説明をしたり、そういった共通の認識を持った中で、業務を進めていく中で周知を図っていくというところが取りあえず一番のところかなというふうに思います。

また、そのほか全体的なプランの構成ですとか、考え方について、周知をさらにするほうが効果的であるとか、そうした必要があるということであれば、また随時その様子を見ながら、その実施の方向については検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） ぜひ全職員に、個々のプランについての携わり方というものもあるでしょうけれども、プラン全体をみんなで共有することが大事だと思います。ですので、そこについては、もし研修を行うような機会がありましたら、私たち議員にも声をかけていただければありがたいと思いますので、そちらの検討もお願いしたいと思います。

次、松崎町の現状、町職員や審議会、委員会の回答をいただきましたが、この現状を考えて、把握した上で、目標値の設定などあるか伺いたいと思います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 女性の委員の割合というようなことですが、そちらのほうの割合につきましては、特には定めてはおりません。先ほど町長が申し上げまし

たとおり、委員の人数292名のうち61名が今のところ女性の委員となっておりまして、この数字につきましては、前年度に比べますと0.4%増加しているというような状況となっております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） はい分かりました。増加傾向にある、そういった増加するような取組で努力されているということで認識したいと思います。

あと、（3）になりますが教育と男女共同参画についてです。性の多様性など学校教育で行われているということでしたが、こういったことを学校教育の場だけでなく、他の教育の上で何か考えられることはないでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 学校教育の中でということですが、本当にまだ松崎町、こちらの取組遅れておりまして、取り組み始めたばかりのところですが、今年度の取組としましては、6月に、菜野議員もスタッフとしてご協力いただいたところではございますが、中学でジェンダーの平等についての授業を実施をさせていただいたというところがございます。また、高校でも翌7月に実施をさせていただいているということですので伺っておるところでございますが、こういった取組を、一足飛びに様々なことをやってしまうということとはできないんですけれども、地道に重ねていながら男女共同参画という正しい認識を持っていただいて、そちらの周知に義務教育の段階から取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、男女共同参画プランの具体的な取組としまして、職員研修の中では、これはあくまでも今のところの案としてなんですけれども、義務教育の児童生徒たちを対象にしたそういった啓発活動、それから、保護者を対象にした啓発活動ですとか、それぞれのターゲットを絞りながらやっていくと効果的なのかなと、そんなこともちょっと考えてみたいねというようなことを研修の中で少し扱わせていただいております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 広報と同じくらい教育というのはこのプランについては必要だと考えています。女性のあらゆる分野での活躍は、女性だけの問題ではなく、みんなの認識によって実現するものと考えます。学校教育の場に限らず、社会教育の場での啓発や教育について、いろいろな取組に取り組んでいただきたいと思います。みんなが認め合い幸せに暮らせるまちにするためには、みんなが男女共同参画の意味を知る必要がありますので、創意工夫して

進めていっていただきたいと思います。

では（４）に移ります。

男女共同参画と防災減災についてです。こちらについて、女性の割合、多分これは35区の中で女性の役員さんがいるパーセンテージというのが43%というふうに認識していますが、そういう考えでよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 今現在松崎町35地区ございますが、そのうちの15地区に女性の委員さんが在籍されているというようなことになります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、これ役員さん全体の女性の割合は分かるでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 申し訳ありません。ちょっとそちらのほうは集計を取っておりません。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） まだ集計は取っていないということですが、多分その15地区でも、いても1人、2人くらいではないのかなと想像しています。こういった自主防災会における女性の割合を上げるためには、具体的にはどんな取組、できるだけ具体的に示していただければありがたいです。お願いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 自主防災の関係につきましては、役場のほうといたしましては、情報提供ですとかそちらのほうがメインになってくると思われれます。女性の活躍される場所ですと、初期消火ですとか避難訓練、救護の関係ですとか炊き出し訓練などがあるとは思いますが。防災委員の方々も現在76名いらっしゃいますが、多くの方がもう男性の方になりまして、なかなかちょっと女性がその防災委員の中に入っているという割合は少ないわけですが、今後情報提供することによって、女性委員の方がそこにだんだん入ってくれば、こちらのほうといたしましても、地区の状況に応じた対応ができるのではないかなというふうに思っております。

なかなかちょっと女性委員がいらっしゃらないということで、避難生活が長期化されると、どうしてもやはり女性が活躍される場面が多くなってくると思いますので、そのあたりのことを周知できればなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） もう一つ詳しい情報を知りたいんですが、各区の自主防災組織の組織図などは、町に35区全て提出されているのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 地区のほうにおきまして、毎年の年度初めに地区の役員の名簿のほうを出してくださいというようなことでお願いをしてあります。具体的にどういう図面になっているかというのは分かりませんが、名簿はこちらの方で依頼をして作成をしてもらっているというような状況になります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 自主防災会については、その会長さんが、区長さんが大体兼ねていることがほとんどで、ほかの役員さんも自主防災会組織に入っていると思いますが、その認識、自身が自主防災会に入っているという意識が薄いという傾向があると考えています。また役員改選により、自主防災会組織のメンバーが総入れ替えになっている地区がほとんどではないかと思いますが、その現状についていかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 議員おっしゃられるとおり、各地区におきましては2年に1回ですとか、役員の改選がやはり行われるというようなことで聞いております。中には下からそのまま引き続き上がっていかれる方もいらっしゃると思います。ですが、抜けた方につきましても、今までの自分が培ってきた経験もあると思いますので、全く自主防災に関する知識がゼロになるというようなことはちょっと考えにくいのかなというふうに思っております。ですが、やはり責任という面ですと、やはり地区の役員になりますとそれなりに多くなってくるので、なかなかちょっと、1回役員を抜けてしまうと難しいところが出てくるのかなというようなことは考えておりますが、自主防活動につきましても、あくまでも主体といたしましては地区のほう、自主防災のほう为主体となりますので、そこは自助の中で対応していただくしかないのかなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） このプランの中に、男女共同参画の視点で防災減災対策の整備というところの中に、自主防災組織等の育成などを通じて地域の防災力向上を図るとあります。これについて、もっと今ある区単位ではなくて、もう少し大きな枠組での組織再編というのは考えられないでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 今のところは、それよりも大きな単位というのはなかなかちょっと、地区のそれぞれの実情もございますので、今のところはちょっとそこまでは考えておりません。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） はい分かりました。

では、自主防災組織の育成にはどのような取組が必要だと考えているかをお伺いします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 昨年も行わせていただきましたけれども、やはり研修会ですとか講習会に参加していただいて、その得られた知識を各地区のほうに持ち帰っていただくと。それから地区の防災組織の強化をしていっていただきたいというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、次の質問ですが、災害時避難所で女性の目線で必要な備蓄資材等を考えることも大変重要であると考えます。男女双方の視点に配慮するのと同様に、年齢に応じた対応も重要だと考えていますが、女性・男性・子供・高齢者などに特化したような備蓄整備などがあれば教えてください。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 年齢層でいきますと、昨年ですとミルクの関係ですとか、あとは女性の生理用品ですとか、あと紙おむつなんかは昨年度からも購入をさせていただいております。ミルクなんかですともう事前に購入させていただいてあります。

それと、今までは割とアルファ米ですが、お米なんかを主体として備蓄をさせていただいておりましたけれども、昨年からゼリーなんかですと子供から高齢者の方も容易に食べることができますので、そちらのほうの購入はさせていただいてあります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） いろいろ備蓄整備などについても、そういった配慮をしていただいているということでありありがとうございます。これからもやはりいろんな方の困りごとに配慮できるような、そういった備蓄、備えを進めていっていただきたいと思います。

では、次の松崎町ファンを増やす発信力強化について伺っていきます。

閲覧数が1日平均880件ぐらいということで、ある程度の閲覧数はあるかと思いますが、

もし可能であればですが、この今日のまつぎがフェイスブックのブックページになる前の松崎町のホームページの閲覧数などが分かれば教えていただきたいですが。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） ただいまのご質問につきましては、ちょっと数値のほう把握しておりません、申し訳ございません。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） なぜこういうことを聞くかというと、フェイスブック、今の形になって閲覧数が減っているんじゃないかとちょっと懸念したものですからお伺いいたしました。

今日のまつぎ、フェイスブックページというのはいろいろな情報を得られるシステムがあるんですが、フェイスブックページのインサイトというのはご存知でしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） すいません、インサイトまではちょっと把握はしておりません。投稿のリーチであるとかエンゲージメントの関係は、状況は把握しているところとなります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） フェイスブックページにはそういったインサイトという機能がありまして、これについてその見ている方のデータが詳しく調べることができますので、そういったことの活用もお願いしたいと思います。

また、フェイスブックページ、以前は、直接ホームページに今日のまつぎというのが投稿されていたとき、大体もうまさに今日のまつぎというのが毎日更新されていて、本当にまさに今日のまつぎのトピックを紹介するものだったように思いますが、現在はどうでしょうか。イベントが多い日はいくつも投稿がある一方で、何日も投稿がなくて、昨日、おととい、1週間前のまつぎのままのこともあります。こういった現状についてはどうお考えでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 今日のまつぎの投稿数の関係につきましては、菜野議員のおっしゃられるとおりです。以前は毎日投稿して、その日その日の松崎の最新の情報をお届けしておりましたが、現在日によっては1週間ぐらい空いているところもある状況でございます。これにつきましては、町の職員の担当者がちょっとなかなか少なくといいますか、職員数が係内で減っている関係もありまして、思うように、取材も行かなければなりま

せんので、取材であるとか投稿というのが少なくなっているといった状況になります。

この辺につきましては、より多くの皆さんに情報を知っていただきたいと思いますので、なるべく職員のほうで対応ができる限り、投稿数のほうはもう少しちょっと増やしていきたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 確かに職員の方が、数も不足していますし、忙しいことは承知していますので、その職員の方を責めるものではなくて、やはりそういった状況があるからこそ、自分たち自前だけの力だけではなくて、民間の方で毎日のように投稿されているような方など、この方などは役場のOBであったり、役場に協力されている方であったりもしますので、そういった方のサポートしていただく体制を整えて、やっぱり本来あるべき今日のまつぎを紹介するものにしていていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） その点は菜野議員のおっしゃられるとおりでございます、町の職員だけだとなかなか厳しい状況もございますので、民間も含めてサポート体制、どういうふうにしたらいいかということは検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） そういった方向で、できるだけ職員の負担を増やすのではなく、民間から協力を得られるような、こういったことはこの件だけではなくて、やはり職員というのはどこの課でも不足しています。できるだけそういった不足分をどういったところで補うかというのをアイデアを出し合って、できるだけよい方向に進めていていただきたいと思います。

参考に、ここで振興公社を挙げてありますけれども、ちなみに振興公社のフェイスブックページ、ほぼほぼ毎日更新されていまして、観光協会なども頻繁に更新されておりますので、またそういったところで相互に協力することによって、それを閲覧する数が増えるということにもつながってきますので、そういった方向でお願いしたいと思います。これはお願いします。

では、次（2）の地域おこし協力隊の協力についてです。

こちらについては、今9人の方が協力隊として活動されているということですが、確かにこの方たちがインスタグラムやフェイスブックなどで、特にフェイスブックでは、それぞれの方が伊豆松崎町地域おこし協力隊のフェイスブックページで、それぞれの方が記事

を発信されています。相互に協力し合えばやっていることが見えづらいというその協力隊の方、町民の方がよく言われるように、協力隊の方は何しているのというところを今日のまつぎきで取り上げることで、松崎町のそういった様子を気にされている方にも伝わるという効果にもつながると思いますが、そういった点についてはどう考えるでしょうか。お伺いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 協力隊の活動が見えづらいということで、フェイスブックであるとか、インスタグラムを活用して情報を流していますので、それを見て多くの方に見ただけのような工夫はちょっと必要かと考えております。今日のまつぎきに載せる方法もあると思いますし、広報紙で協力隊の活動を載せているところにQRコードをつけるとか、そういった方法も考えられますので、多くの方に協力隊の活動が知っていただけるような工夫は考えていきたいと思っています。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 皆さんやはりここに地域おこし協力隊として来て、多分その方たちはやっぱり松崎町で働いてみたいと、松崎町で何かしてみたいというふうに思って来られた方が多いかと思うので、そういう方たちに松崎町の魅力を広く拡散して、それを町のPRにつなげていっていただきたいと思っています。

壇上でも言いましたけれども、松崎町ファンを増やすということが、なぜその防災力の強化につながるかということなのですが、やはり松崎町に行ってみたいな、松崎町はいいところだなと思ってくれる方が、巡り巡って松崎町がピンチのときに助けてくれるのではないかなという、そういった思いがあって私はこの質問をさせていただきました。

また、これは特に町外の方に、今回の質問については町外の方に発信するのについての発信力の強化ではありますが、ただやはり町内の方にも松崎町のよさ、やっぱりこんなところがあるんだ、知らなかったや、やっぱり松崎に住んでいてよかったなと思ってもらえるような発信をお願いしたいと思っています。

では、町民向けには、より活用している人が多いと思われるLINEの活用などが有効ではないかと思いますが、そちらについてはどう考えるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） LINEの活用についてですけれども、町長の答弁の中でもお答えしましたけれども、他市町でLINE、あるいはツイッター活用しているところもご

ございますので、LINEにつきましてはちょっと導入の可能性について検討しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） ありがとうございます。

では、ちょっと時間は早いですがまとめたいと思います。男女共同参画プランについては、巻末に用語集がつけられているように難しい言葉が大変多いです。理解には時間がかかると思っています。みんなが認め合い幸せに暮らすまちになるように、私自身が参画することはもちろんですが、啓発もしていきますが、まずは職員から理解を深めていって、それが町民に波及するような取組をしていただくことを希望しています。

また発信力の強化についてですが、先ほども言いましたようにやっぱり松崎を好きになってもらいたい、松崎町のファンになってもらいたいという思いがあります。ですので、町の職員の方の負担を強いるということは私の本意ではありませんので、やはりいろんな方の協力を得ながら、どうやったらそういった発信力の強化につながるかについて、いろんな角度から検討をお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で菜野良枝君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 高 橋 良 延 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位3番、高橋良延君。

（3番 高橋良延君登壇）

○3番（高橋良延君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従い壇上から一般質問

を行います。

私の一般質問は3件でございます。1件目は観光振興についてであります。

観光産業はいうまでもなく他産業への波及効果が高く、町のリーディング産業でもあります。しかし、新型コロナにより大きな影響を受けてまいりました。感染症分類が5類となり、行動制限がなくなり初めての夏を終えた観光業はどうだったのでしょうか。観光産業の復活なくして、町の活力は出ません。そのためには今まで以上に観光振興への取組が必要であり、今後の町の具体策についてお伺いをいたします。

2件目は子育て支援についてでございます。

令和4年度に国はこども家庭庁を設置し、こども未来戦略方針を立て、少子化対策は2024年から本格化されてくるものと思います。しかし、国が全て行ってくれるものではなく、町として少子化対策、子育て支援にどう取り組んでいくかも問われます。私の今回の質問は、安心して子供が生まれて育てられるよう、子育て世代の経済的負担の軽減という観点から町の子育て支援の取組についてお伺いをいたします。

3件目でございます。三浦地区の集落排水についてでございます。

施設整備後30数年余を経過し、この間地区の環境保全や観光などに寄与してきました。しかし、現在の運営状況を考えたとき、今後地区への負担が重くのしかかってくることは明らかです。集落排水施設の今後の在り方についてお伺いをいたします。

壇上での質問は以上です。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 高橋議員の一般質問に回答させていただきます。

大きな1番、観光振興について。

新型コロナが2類から5類となり、事業者はこの夏の観光客の増加に期待していたが、入り込みは厳しいと聞いており、地域経済の影響も大きい。そこで下記の点について伺います。

①新型コロナの感染症分類変更以降、夏の観光誘客対策として何を重点に取り組み、その効果はといった質問に対してでございます。

新型コロナが5月8日から感染症法の5類に変更となり、今夏は久しぶりに感染症対策なしで海水浴を楽しめ、多くの観光客の皆様が訪れることを期待し、海水浴場の準備など受入れ体制に取り組んでまいりました。結果としては、7月からの猛暑やお盆の入込み時期の台風接近もあり、海水浴客を中心とした観光客の入り込みはコロナ禍前までには戻っておらず、

事業者の皆さんにとっては厳しい夏であったと認識しているところでございます。

②夏の入込客の状況とその結果をどのように分析しているかといった質問に対してでございます。

夏の観光客の入込状況につきまして、7月の伊豆地域の状況ではバス、鉄道、高速道路の車と全て前年比増となっておりますが、松崎町を含む西伊豆地域の観光施設の利用者数は前年比で減となっているところが多くなっております。西伊豆地域の事業者からの話を聞いても、今年の夏は例年よりも悪いという声をいただいております、伊豆に観光客は入ってはいるが、西伊豆地域への観光客が少なくなっているという状況です。

また、海水浴の利用者については、実績としては5万573人と全ての海水浴場で前年比増となり、全体では約1万5,000人の増となりました。海水浴客は前年度より増えた結果となりましたが、コロナ禍前から海水浴離れが進んでおり、また、岩場でシュノーケリングを楽しみたいとの問合せも多くなっていることから、海水浴以外の海の楽しみ方も情報発信を強化しなければならないと考えております。

③町では観光振興推進のため地方創生人材育成制度を活用し、民間企業から人材派遣を受けたが、秋以降の観光振興対策の具体策は何かという質問に対してでございます。

町では地方創生人材支援制度を活用し、本年6月から観光振興分野で2名の人材派遣を受けており、1人は企画観光課の参事兼商工観光係長、もう1人は振興公社の事務局長として仕事をいただいております。

着任してから3か月を経過しましたが、行政用語や民間企業と行政の仕事の仕方の違いなどもあり、担当業務を覚えるのは大変そうだなと感じておるところでございます。現在担当業務をこなしながら主に検討してもらっていることは、今後の町の観光振興や地域活性化に資する事業や方向性の検討が多くなっており、短期的な観光振興としては、これまでの職務経歴から持っている知識、経験を生かしていただき、現在町が弱いと感じている観光情報の発信の面でデータ分析や効果的な情報発信といった部分を強化してもらいたいと考えております。

ご質問の秋以降の観光振興対策の具体策につきましては、秋の長期的なイベントとして昨年度に引き続き、松崎まちかど花飾りのイベントをバージョンアップした形で行い、閑散シーズンとなる秋の観光誘客に努めるとともに、今回の9月補正予算で計上を予定している観光クーポン発行事業により、観光誘客に取り組んでまいります。

大きな2番、子育て支援について。

国は異次元の少子化対策を打ち出したが、当町においても少子化対策は喫緊の課題となっており、下記の点について伺います。

①子育て世代の負担軽減のため、給食費の無償化、高校生の通学費補助、奨学金制度の見直し、児童手当の町独自の上乗せ給付を行う考えはないかという質問に対してでございます。

議員ご指摘のとおり人口減少著しい中、子育て世代への対応は喫緊の課題となっていることは言うまでもありません。松崎町では給食費の値上げの際、一定期間ではありましたが給食費の補助を実施いたしました。

また、義務教育には遠距離通学費補助金がありますが、高校生の通学費助成は町内に高校があるため行っておりません。

次に、町の進学に対する支援制度は高等学校以上の上級学校に就学する者への奨学金の貸付と、金融機関などから教育資金や奨学金を借り入れた者に対し、その償還に係る利子を補給する教育資金利子補給制度がございます。奨学金の貸付方法については、返済を求めるものと給付をするものなど多岐にわたります。現在、当町においては貸付のみで給付型は行っておりません。今後は子育て世代への支援を総合的に考えていく上で、関係市町の状況も踏まえ、実施の可否について検討してまいります。

そして、児童手当の町独自の上乗せ給付を行う考えはないかということですが、児童手当は国において0歳時から中学校卒業までの児童を養育している方に、所得や年齢に応じて支給されるものです。近年子育て世代を取り巻く環境は厳しさを増す中で、子育て世代の一環として各種子育て支援給付金などが支給されており、国や県をはじめ支援が広がってきています。当町におきましては、今後国県の動向を見ながら、厳しい財政事情の元、町としての必要性を見極め判断してまいりたいと考えてございます。

②子育て対策を総合的に推進するため、子育て世代をはじめ関係機関、団体などによる松崎町子ども子育て推進会議を設置する考えはないかという質問に対してでございます。

子育て対策を総合的に進めるための推進会議の設置ということでございますが、第2期の松崎町子ども・子育て支援事業計画が令和6年度で計画期限を迎えるため、今年度にアンケート調査を行い、子育て世代の抱えている現状や課題について調査をし、令和6年度において計画を策定するものでございます。計画策定に当たっては、これまで同様に地域福祉検討協議会において協議検討していただく予定です。地域福祉検討協議会の委員は各種団体などから構成されており、地域福祉施策の計画策定に関することについて協議検討を行うことから、ご質問の推進会議については設置の予定はございません。

大きな3番、三浦地区の集落排出について。

使用水量の減少と老朽化による費用増加が予想される厳しい状況の中、下記の点について伺います。

①現在の処理状況は建設当時と比べ過大なスペックとなっており、費用もかかっている。ダウンサイジングなど費用を抑える考えはないかという質問に対してでございます。

三浦地区の集落排水処理は、岩地地区が平成元年度、石部地区が平成3年度、雲見地区が平成8年度に始まっております。施設の概要を申し上げますと、岩地地区は処理対象人口が1,308人、計画日最大汚水量373立米。石部地区は処理対象人口870人、計画日最大汚水量235立米、雲見地区は処理対象人口3,330人、計画日最大雨水量737立米でございます。いずれも計画時点における定住人口と、観光客等の流入人口を基礎としたものであり、現状と比べると大きな施設となっているのが現状です。

将来にわたる維持管理、更新にかかる費用の低減化、平準化といった観点から、施設規模を適正化するダウンサイジングにつきましては、下田市田牛地区の集落排水処理施設での実績もあることから、それらも参考に検討してまいりたいと考えております。

②今後施設を運営するためには、料金改定や町からの繰入れなどが考えられるが、何らかの検討がされているのかという質問に対してでございます。

集落排水事業は、令和6年4月から地方公営企業法を適用する公営企業会計に移行します。現在移行支援業務委託において、昨年度策定した経営戦略を踏まえ、公営企業会計としての見通しを立てているところでございますが、使用料収入の減少や今後想定される施設の維持、更新、また昨今の原燃料価格の高騰を考えますと、厳しい状況であることに間違いございません。いずれにしましても、見通しの進捗を見て、地区との打合せを含め検討してまいりたいと考えております。

③今後集落排出施設の指定管理の在り方をどう考えているのかという質問でございます。

現在の指定管理者は3集落排水共に各地区の管理組合です。管理組合による日々の適切な維持管理により施設の安定的な運営が図られていると考えており、今後においても事業を継続していくためには地元管理組合による管理運営が必要であり、各施設の設置目的を達成するためにも最も効果的な方法であると考えております。

以上、高橋への一般質問の回答とさせていただきます。

○3番（高橋良延君） 議長、一問一答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○3番（高橋良延君） それでは、1の観光振興についてからご質問させていただきます。

非常に、総じて厳しい西海岸は夏だったなという総括でありましたけれども、ちょっとその前に、私6月の一般質問でコロナ禍で疲弊した地域経済の立て直しのため、まだまだ事業支援は必要ですよということを申し上げました。そこで町長は、観光協会ははじめ商工会とか町内の関係機関団体からなる経済対策会議ですか、そういったものを行って、町の本当に状況を分析したいということも申し上げましたが、そういったことは開かれましたか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） ご質問の経済対策の意見交換会につきましては、夏前に日程調整したかったわけですが、ちょっと調整がなかなかつかずに、9月中旬に実施する予定で、夏前までにはちょっと実施できませんでした。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 本当は夏、この夏というのも非常に重要な夏だったと思いますね。感染症分類が5類になって、さあいよいよお客さんをとというときでありましたので、その前にやっぱりそういった関係機関、団体を集めて、情報共有もそうですし、そこで対策ももしかしたら出たかもしれません。そういったことをやっていただきたかったなと思いますけれども、当然夏が終わって、この夏の総括、あるいはこの秋以降のということもありますので、この経済対策会議ですか、これについてはぜひ開催をしていただきたいと思います。

それから、②のこの夏の入込客の状況と結果ということでありました。町長が1つ申し上げたのが情報発信というところにちょっと弱かったのかなというようなことで、私は読み取ったわけですが、実は一昨日の伊豆新聞に、県立大学の八木先生がこういった分析をしていました。賀茂地域は5類移行で今回遠方に出かける人が増えて、賀茂地域は日帰り客が多かったということ、それから、宿泊を伴う魅力ある旅行商品の企画、情報発信力に差が出たと、結果ということで分析をしていました。まさに的を得ている分析じゃないかなと思ったわけです。幾らこの夏行動制限がなくなったと言っても、例えばそこで宿泊の何か旅行商品の企画が、観光協会を主導ですけれども、できなかったのか。あるいは情報発信力ですよね。そこをしっかりとこの夏の前にやれていたのかということが、やはりこの八木先生の分析でも問われているということで思います。その点については、町長もう一度お願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 県立大の八木先生につきましては、前からちょっと付き合いもありま

して、松崎にも来てお話をしていただいたり、もともと民間の旅行関係の方が今静岡県立大学の方で教鞭を取っていらっしゃるということで、リアルにそういう情報収集、そして、発信の課題等をお話ししていただける方ということで、まさに議員ご指摘のとおりだと思っております。

観光についても、夏今回こういう形でコロナのときが安・近・短と近場が非常に好まれたわけでございますけれども、今回5類になったということで、やはりある程度足を伸ばす方が増えたというのが一つと、やはり宿泊を伴わずに伊豆の場合は日帰り客というのが、熱海入口の部分から始め非常に多かったということで、データの収集もしているところです。やはり今おっしゃるように、泊まるためにどうするか、そして今までの業績からも1泊が多い伊豆の旅行を2泊以上にしていくことで、お金が落ちる量が激増するというところで、観光に対する方策としては考えているところでございます。

今後、8月が終わったから閑散期だから仕方ないということではなく、9月以降についても、この地域単独でなかなかやはり非常に難しいところではございますので、賀茂地域であったり、松崎の場合は伊豆西南海岸であったり、あとはもう大きいところ言えば美しい伊豆創造センターのほうで、インバウンドだけでなく国内のお客様に対しての情報発信というのをやはり協力しながらやっていく必要があるなと考えておりますので、9月以降、この閑散期と言われる時期を諦めることなく誘客につなげていければと思っているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） まさにそうですね。これ以降、秋以降、この対策というのが本当に重要になるわけで、私の質問の3番目のところです。本当にこれからということだと思います。

その上で町長に一つ質問したいのが、本年度町長台湾に行かれましたですね。トップセールスという形で。これからの観光振興の一つに、よくインバウンドと言われています。松崎はまだまだインバウンド弱いですね、外国人観光客。だけれども、今回行動制限がなくなって、やはり外国人観光客を伊豆に、あるいは松崎・西海岸に引き込むということは重要だと思います。台湾に行ったことをぜひ生かしていただきたいと思いますが、インバウンドに対する町長の考え、あるいは誘致にかかる受入れ体制等について伺います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） まさにおっしゃるとおりで、先般、町長会でも台湾のほうに行かせていただいたときに、日本全国各県を中心に誘客に来ているという話を向こうの観光協会関係

者等からも言われております。ということは全国競争という形になっておりますので、そういった意味では伊豆の魅力をしっかりと発信し、やはり美しい伊豆創造センターの価値をしっかりと上げつつ、また、静岡というのは日本で唯一富士山が、山梨県と半分ずつですけれども、一番好まれるところです。ましては、静岡の場合は駿河湾という世界で最も美しい湾クラブに所属している海もございますので、日本で最も深い海ということで、深い海と高い山がこれだけ近隣である静岡というブランドをしっかりと売っていくことが、他県の競争力にも勝てるんじゃないかというところを考えているところです。

ただ、台湾だけでなく、やはりこういった海外の方今来ておりまして、東京あたりですと、やっぱり欧米のほうからも多いですし、韓国等も来ているということでした。県内見回しますと、三島駅での乗降客にインバウンドのお客様が非常に多かったということで、三島の方に今情報収集したところによると、今回は富士登山だそうです。いろいろ富士登山、ニュースでもあるとおりマナーの問題とかいろいろありましたけれども、とりあえず海外のインバウンドの一番の目当ては富士登山だったそうですので、その線路の反対側である伊豆半島に、次はどうやって引き込むかということをやったり考えていく必要があると思っておりますので、台湾につきましてはいろんな世界の情勢の中で、今回処理水を、福島の問題がありまして中国が過剰反応しているところがございますが、その中でも台湾のほうからお声がかかったのは、日本の食を応援するという形で、しっかりと台湾のほうから発信が来ているところがございますので、やはりそういった日本を理解してくださる国、もしくは日本の良さを分かる国にやはり積極的にアプローチする必要はあるかと考えておりますので、小さながらが見つかれば、そこからでもやはり積み重ねていくような情報発信をしていくつもりで考えていきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そうですよ。台湾に限らずということですが、当然外国人観光客を松崎とか西伊豆地域に誘致するということは大事だけれども、そこで受入れ体制ですね。例えばじゃ、宿ですとか、観光店とか、あるいは町民の方々が外国人に優しい町ということでもなければならぬと思いますので、その点の受入れ体制もぜひしっかりとやっていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それで、次の質問ですが、秋以降の観光振興対策として、今議会に9月の補正予算案が上程されております。先ほど町長が言いましたように、観光振興予算としては600万円の観光宿泊事業クーポン事業、ある意味これだけでしたということの私印象ですが、予算額だけで

評価できるとは言いませんが、これだけでは観光振興には不十分ではないかと私は思いますけれども、さらなる考えが町長にあるのか伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 観光振興対策ということで、潤沢な予算があれば本当は幾らでも出したいところでありましてけれども、今回全体的なバランスを見ながら、観光の部分に町の予算を投入するというので今考えております。ただ、やはりその部分だけでなくそれに付随する形での、先ほど高橋議員からもおっしゃるとおり、その情報発信の部分は、自治体のほうでやはりしっかりと発信していく。その部分の経費等を、やはり観光協会と連携をしながらにはなるとは思いますけれども、しっかりと誘客に向けて関係各所を使いながら結びつくような形にしていく必要があると思っておりますので、その部分で今回はもう起爆的に、その予算を計上させていただいているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 事業者にとって今やはり価格高騰、この影響をまともに受けていると思います。お客さんが来ていただければ、経営状況というのはますます厳しくなると考えております。そういうときこそ、財政出動やるべきじゃないでしょうかね。交付税の残りも、まだ7,000万円ですか、残りもあるということで、資料でありました。

我々議会には予算編成権とか執行権はないわけです。町が、町長が予算を上げてこなければ、議論のしようがありません。秋以降の対策に、宿泊者への松崎割ですとか、今ガソリン価格の高騰の中、松崎に来られるお客さんは圧倒的に自家用車の利用です。宿泊者に町内で給油できるガソリンクーポン券を配付することなども、もしかしたら考えられるかもしれませんが。職員も少なく忙しいことも分かりますけれども、今年度民間企業から先ほど2名人材派遣を受けたわけですので、これまでの経験や能力を十二分に発揮してもらって、行政関係団体とともに観光振興の具体策をぜひ打ち出していきたいと思います。今一度町長の回答お願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 予算につきましては、先ほどのお話のとおりではございますけれども、まさにこれから観光誘致という部分は力を入れていく必要があると思っております。地域創生人材の関係も、いろんな形で持続可能な形を取っていきたいと考えておりますので、今回のクーポンは基本的には持続可能な補填というよりかは、先行投資で起爆的に使える予算として考えております。やはり現場である観光協会とか商工会の事業所の考えを持っている

方々、先ほど議員がおっしゃるとおり、しっかりと連携を取って、その対策、金融機関も含め、9月の中旬に準備している会議でしっかりと課題をあぶり出して、その上で次の施策に参考にしていくようなスタイルを取ってまいりたいと思いますので、ぜひまたご指導いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ぜひ、的確な状況を分析して戦略を立てて実行していくということで、まず的確な情報分析から含めて、よろしくお願いしたいと思います。

それでは大きな項目の2番目、子育て支援の関係です。

私が質問で挙げたそれぞれの対策については、経済的負担を子育て世代の負担を軽減するという効果はありますけれども、一方で財源を必要とすることも私も承知しております。ただ、給食費の無償化からいきますけれども、現在静岡県内で無償化しているのは4市町ということで私は伺っております。そのうち西伊豆町、河津町では保護者の負担軽減のため幼・保・小・中学校の給食費を無償化しております。松崎町で無償化した場合、その総額はどのくらいになるのかということまずお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 給食費の総額ということでございますが、給食費は幼・小・中それぞれに月当たりの金額が違っておりまして、幼稚園が3,950円、小学校が4,450円、中学校が5,350円の月額となっております。これを11か月で徴収をさせていただくというようなことになっておりまして、合計しますと1,700万円をちょっと超える額というのが給食の原材料にかかる部分でございますけれども、総額ということでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ありがとうございます。松崎町で1,700万ぐらいということでありました。この1,700万をどう思うかということでございますけれども、今現在義務教育のほうは教材とかそういったものは全て無償化という形で、この給食については、原材料の負担を取っているということですが、これの考え方ということですが、無償化について、じゃ、実際町として今後どういうふうに考えていくのかどうかということ、それから、保護者からのほうの意見等、そういったことがあるのかどうか分かりませんが、そういったこともあるのかも含めてお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 給食の無償化ということでございますけれども、昨年

度、令和4年度につきましては、コロナ等々で家計が大分圧迫をされているというような状況がございまして、国等の支援もいただきまして、2学期の学校給食、それから、3学期の学校給食の一部値上げ部分を補助させていただくというような家計救済を主とした支援のほうをやらせていただきました。

ここは私ども松崎町だけではなくて、全国的な議論の的になっているところなんですけれども、学校給食に当たりましては、学校給食法の第11条で、学校給食の経費以外の学校給食に要する経費、これについては学校給食を受ける児童または生徒の学校給食法第16条に規定する保護者の負担とするというふうにございます。こういった原則もございまして、全てが全て無償化すればそれでいいんだよというようなところでないものですから、いろいろな状況を鑑みながら今後の方針、こういった形でやっていったらいいのかなというようなところを、今後検討してまいる必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 学校給食法云々ということは私も承知はしております。ただ今回、国のほうも本腰入れて異次元のなんて言っていますけれども、松崎町についてもやはりそこは子育て支援等について、このままでいいのかどうかということは本当に振り返って考えて見ていただきたいなと思います。

それから、2点目の私言いました高校生の通学費助成についてはこの後藤井議員が詳しく質問をいたしますので、私のほうはちょっと詳しくは質問いたしません、高校生の通学費助成というのは、やはり小学校とか中学校、段階は上がれば当然教育費の負担は大きくなってきますよね、家計で。その中でやはり高校生の通学費助成というのは、こういった家計の負担軽減の面からも効果はあると考えています。現行の中学生の通学費助成、これを活用すれば松高に通う生徒についても、この中学生の助成を適用して、また町外に通う制度については、当然同じであれば、松高じゃなくてよそこに行こうかなという、もしかしたらそういうこともあるかもしれませんが、町外に通う生徒は当然助成率を下げ、そういったことで制度設計はできると思いますので、通学費助成については、先ほども言いました子育て負担、教育の負担の軽減からぜひ考えていただきたいと思います。これはこの辺にしておきます。

それから、奨学金の関係です。奨学金は現在松崎では無利子の貸付型だと思いましたが、卒業後これは働きながら返していかなければならないものです。卒業後の例えばこの返還支援、詳しくはUターンで戻ってくる、あるいはIターンで松崎に来る。そういったことでこの町

に定住して就職した方の返還を免除することということとはできないかということを考えています。この奨学金の奨学金支援の返還に特別交付税が措置されるということをご存知でしたでしょうか、伺います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） これは、ちょっとこれも本当に調べていただきたいんですよ。国のほうでの、これ資料です、奨学金を活用した若者の地方定着促進に係る特別交付税措置についてということで、国の資料でうたわれております。これは利用しない手はないんじゃないかなと思いました。松崎町でも若い人に帰ってきてもらいたいんですよ。そして、都会とかから若い人が逆に来て、ここで定住してもらいたいんです。そういったことに、もし奨学金が自分が受けていれば、松崎に就職して定住すれば返還支援免除がありますよということであるならば、これほど国の特別交付税もあり、やらない手がないんじゃないかなと思いました。ですから、こういった奨学金の返還を支援する制度を創設する考えについてお伺いをいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議員おっしゃるとおり、奨学金の関係につきましては、前にも田中議員からもたしか給付型にできないかというような質問いただいたところです。やはりおっしゃるとおり、高等教育を受ける年齢になってくればくるほど、家庭負担というのは増えていくというのは承知しているところでございますが、今言ったようにその地域に戻って来てこの地域で生活することによっての経済効果というのは非常に大きなものがあるということで、承知しているところでございますので、それこそ今おっしゃったように財源と合わせて、ぜひ内部でもそれは議論していきたいというところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 当然財源の心配はするわけですけども、一方で国は特別交付税措置しますよということと言っているわけですね。ですから、アンテナを広くしてこういった使える制度とかものがあったら取り入れようかなというようなことで、ぜひともこれから予算の編成の時期を迎えると思いますけれども、来年度から、じゃ、ちょっとスタートしてみようかなとかそういったことでぜひ前向きに検討していただきたいと思います。先ほど言いました給食の無償化とか高校生の通学費助成も然りです。よろしくお願いいたします。

それでは、子育て支援の2番目の松崎町子ども子育て推進会議設置したかどうかという質問でありましたけれども、町長のほうは、今既存の地域福祉検討協議会ですか、これが

あるからということでありましたけれども、当然地域福祉検討協議会、会議をいくつもつくってもという議論はあるかもしれませんが、やはり子育て支援とか教育に特化したこういった子育て推進会議というのは必要じゃないかなと思って提案させていただきました。

この提案した理由は主に2つです。1つは、子育て世帯の意見を聞く場ということで、地域福祉検討協議会も当然そういう場はあるかもしれないですけども、特化した子ども子育て推進会議に、より多くのやはりこういった子育て世代の方々、そういったことを取り入れて、やはり現場に直面しているそういった問題とか、あるいはこういう提案とかということのを吸い上げてやっていく場として効果的じゃないかなということが1点。

それから、2つ目は役場内部の連携です。これは地域福祉検討会でもこれはやっていると思います。子育て対策といっても健康福祉課だけでできるものではございません。教育委員会、あるいは移住定住や仕事づくりの面で企画観光課も関係してくるかもしれません。そういったところを横串にして、適切な対策が講じられる環境をぜひつくっていただきたいということで、今後先ほど申し上げました国の少子化対策は恐らく来年から本格化していくことを考えても大変重要であると思い、提案をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議員ご指摘のとおり、福祉係だけとか教育委員会だけというような子育て支援ではないと私たちも考えておまして、やはりその子育て、この異次元の少子化対策というのは、ちょっと国のほうの方向がちょっとよく見えないところもありますけれども、なにしろ、子育ての支援をするという強い思いは国のほうもあるというのを踏まえながら、町としても、どういう子供を育てていくか。そして、どういう子育てへの支援をするかという部分はステージによって変わってくところではありますが、福祉と教育委員会のやはり相互支援というか連携というかを強固にした上で、主役である子供にとって、その環境にとって、こういったものがあるかというのはこれから考えていく必要があると思っております。その中で子供子育ての計画が、支援事業計画がございますので、それを策定するに当たっては、しっかりと意見を、アンケートだけでなくそういう場においてヒアリングをしたり、もしくはその世代を超えた中での、必要であると思われる施策についての意見収集はしっかりと、それもやはり持続可能な支援を見込んでいかなければならないと思っておりますので、またそういったことを計画していく予定であります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ぜひ、やはりそういった、一番は子育て世代とか含めてそういった

方々の意見をなるべく聴取する、聞くという形、それをまずはやって、その上でということだと思いますので、ぜひそのアンケートを有意義な形で活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番目の子育て支援については以上です。

続いて、3番目、5分延長をお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○3番（高橋良延君） 三浦地区の集落排水についてでございます。

先ほど1番目の、要するに今の施設って建設当時と比べてすごい過大になっておりますね。先ほどの数字のとおりでありますけれども、じゃ、やはりその費用を抑えるという中で、やはり施設を小さくしていくという考えもあるわけです。そういった中で今田牛地区の話が出ましたですね。田牛地区でどういった結果で効果があったのかとかという情報があったら教えてください。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ダウンサイジングについて、田牛地区の実績をということでございますが、田牛地区のダウンサイジング後の、例えば電力費がどうなったかという数字は持ってございません。ただ、令和3年度までかけてダウンサイジング事業をやったわけですが、元々のことを申し上げますと、田牛地区が、大体時代は同じぐらいの時代の施設ですけれども、20年を経過して30年を迎えようという頃に、大規模改修の話が出てきて、大規模改修の話に合わせて、議員ご指摘のようなサイズが随分大きなものになっているじゃないかというようなこと、それらが検討の中に入ってきて、大規模改修に合わせて施設の規模を適正化するというのも一緒にやろうということになって始まったということでございます。

結果、2億2,000万ほどの事業費をかけて行われたようでございまして、当然のことながらそのダウンサイジングだけではなくて、その他の施設の更新も合わせてやったということで、ダウンサイジングのみに2億2,000万かかったということではございませんが、大きな事業費を要するものでございます。

目的としては施設の希望を適正化するというのも入っているわけですが、伺うところ、以後のランニング、電気料等のランニングを、例えば半分の施設にしたから半分になるというような、以後のランニングを半減するような効果というのはそんなに期待できないというお話も聞いております。どちらかという、毎年毎年少しずつ更新事業をやっていて、

なおかつその更新事業というのは、国・県の補助を受けずに修繕するだけというようなのを毎年毎年やっただとするならば、それらを計画的に国・県の補助、あるいは起債を借りながら計画的に数年で行うというほうが、財源手当もあって効果的じゃないかということのほうが意味としては大きいようございまして、あまりに以後のランニングについての効果のみを期待し過ぎてしまいますと、そうでもないようなお話もあるものですので、その辺はこちらのほうとしても実態は聞いてまいりたいなと思っているところです。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 田牛がやっているということで聞いたわけですが、田牛も規模を縮小化することが目的じゃない、大規模改修に合わせてということでしたので、そのところはちょっとやり方も違ってくるのかなと思いますが、当然この後ランニングも出てくると思いますので、そういったところの影響とか含めて、それはまた注視していただければと思います。

なぜ私がこの質問をしたかということですが、次の②の料金改定にも影響をするからです。使用料金は今年々減少しております。一方費用については当然設備の経年劣化があります。この経年劣化により、やはり増加傾向、修繕費とか含めて増加傾向にあると。現に令和4年度の決算がこの後審議されると思いますが、この決算書を見ると3地区の集落排水とも基金の取崩しをして補填をしている状況です。

先ほど町長言いました集落排水事業経営戦略を策定したということで、その経営戦略には当然財政計画ということもあると思います。この財政計画において、この時点では料金の引上げをしなければならないという見込みはどうなっているかお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議員ご指摘のとおり、令和4年度において3集落排水事業の経営戦略を策定いたしました。戦略に先立って行われた最適化構想も、令和2年度、3年度で行ったわけですが、最適化構想における投資の計画を踏まえて、令和4年度において経営戦略で投資計画、財政計画を立てたところです。

当然その投資の具合によって使用料収入等の財政の具合との差引きということにもなるわけですが、最適化構想どおりに投資をした、更新をしたとすると、数年後には赤字に転落するということになっておりまして、それらを補う料金の改定は必要だよというように結びになっているのが実情でございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 非常にやはり重要な問題であると思います。やはりこの先料金上げなきゃならないというのは、やはりこの決算書とか含めて見ても明らかです。当然集落排水については、私言いました地区の環境保全とか観光とかに寄与していることは本当に評価していますけれども、そうは言っても料金が上がり続け、負担が増えることは集落排水の存続、これにも関わることだと感じております。現に南伊豆町のある地区では、集落排水から合併処理浄化槽に変えたとも聞いております。この理由は何か把握していますか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議員おっしゃるとおり、南伊豆町の入間地区ですけれども、もともと漁業集落排水で始めたものを今は合併浄化槽に代わっております。これも経緯を南伊豆町さんに伺いますと、やはり集落排水事業としての大規模改修の話が出てきたようです。大規模改修に対する、当然町としての事業費も組まなくてはならない。必要によってその地域の負担金もあるかもしれないという協議の中で、それを行うのか否か、またあるいはそれをやめてしまって他の方法、合併浄化槽に転換してしまうという方法もあるんじゃないかというような検討を大分前に始めまして、結果的に地域のほうの意向もまとまったということで、それを合併浄化槽に転換したということです。

については集落排水施設を廃止してということでございますけれども、廃止してそれぞれのお宅の敷地の中に合併浄化槽を設けるということを行なった。それに対しては当然合併浄化槽を設けるに当たって費用がかかるわけですが、それに転換する費用と大規模改修をやって続ける費用と比較をしたりしながら協議を重ねて、結果的にその合併浄化槽に変えていこうという地域の意向もまとまっていったというふうに承知しています。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そういった地区もあるわけですね。ですから、本当にこの先集落排水が維持できるのかどうかということは、本当に今指定管理をやっている地区の方々には本当に大きな問題になってきていると思います。今後高齢化とか人口減少が進む中、今後地区が指定管理を続けられるかどうかということについても不透明なわけですし、おそらく地区で指定管理もできなくなる場合もあるかもしれませんけれども、仮定の質問をしてもしょうがないですけれども、そういったおそれがあるというようなことも一方で危惧しております。

それでは、時間もありませんので、この3件については以上の質問とさせていただきます。最後まとめに入らせていただきます。

私として初めての議会の6月議会の終了後、町が、議会が、議員が何をやっているのかと

いう声に少しでも応えるため、独自に議員通信を発行いたしました。そして本当に多くの町民の皆さんの声をいただきました。私にとってこの多くの声は宝物です。ぜひ町長が前の議員の質問に答えた、やはり町民の声はすごいあります。町民のニーズをどうそこから拾い上げていくか、そういったことも本当に重要だなということを私はこの議員通信を通じて感じました。ぜひ町も、そういった形で町民のニーズを的確に取り上げて、政策に反映していただきたいと願ひまして一般質問といたします。終わります。

○議長（深澤 守君） 以上で高橋良延君の一般質問を終わります。

14時5分まで暫時休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時 5分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 藤 井 昭 一 君

○議長（深澤 守君） 一般質問を続けます。

通告順位4番、藤井昭一君。

（1番 藤井昭一君登壇）

○1番（藤井昭一君） 皆さんこんにちは。

通告に従ひまして一般質問を行わせていただきます。

今年の夏はとても暑い日が続きました。松崎町でも8月は全ての日で30度を超えたということで、これは観測史上初めてのことだったと先日天気予報で言うておりました。異常気象がここ数年続いております。今後も変わらずこのような異常気象が続いていくものと考えられます。各地で災害が起こっております。そのような状況もあり、今回の一般質問では福祉避難所について質問させていただきます。

近年、大雨災害が日本の各地で起こり、また南海トラフ地震が今後30年間で発生する確率が80%とも言われています。去年は当町におきまして、石部、雲見地区を中心に台風8号

による大きな災害が発生しました。

令和3年5月には、内閣府が福祉避難所の確保運営ガイドラインというものを改定しております。その中で、東日本大震災では犠牲者の過半数を高齢者が占め、また、障害者の犠牲者の割合についても、被災住民全体のそれと比較して2倍以上に上がったと言われております。近年におきましては、令和元年の伊豆半島に上陸した台風19号では全国で121名の死者が出ており、そのうちの65%が高齢者でありました。また、令和2年7月の熊本での豪雨におきましては、死者84名のうちの79%が実に高齢者だったと言われております。障害者の避難が適切になされなかったという事例も報告されております。高齢者や障害を持った方々など特別な配慮が求められる方々にとっては、直接の被害だけではなく、必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所におきまして長く生活することを余儀なくされた結果として、健康を害し、復旧復興に向けての生活再建段階への移行に困難を生じているケースも見られていると言われております。

そこで、質問を3つお願いいたします。

まず、1番としまして、高齢化率が約50%と半数が高齢者になっております当町におきまして、災害時の福祉避難所の確保について町はどのようにお考えでしょうか。

2番、静岡県健康福祉部のホームページに、宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モデル）というものがございます。災害時に福祉避難所としてホテルを活用することが書かれております。下田市では、温泉旅館組合と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を結んでいるようですが、当町でも、高齢者施設や障害者施設、特別支援学校などの福祉施設はもとより、伊豆まつぎき荘や民間ホテルなどと福祉避難所としての使用に関する協定を結ぶ考えはございませんでしょうか。

3番、指定避難所の情報公開について質問いたします。

他市町では自治体のホームページの防災情報のところから、すぐに指定避難所と指定避難場所の一覧表が見られるようになっております。大変分かりやすいです。当町におきましてもいつでも誰でも避難所情報などが確認できるよう、ホームページ等を活用した情報発信が必要だと考えますが、町は情報発信についてどのようにお考えでしょうか。

続きまして、大きな2番です。

高校の通学助成制度について質問いたします。

現在、当町では高校に通うバス代の助成制度はございません。近隣の市町を見ますと、西伊豆町、南伊豆町、河津町などでは高校通学のためのバス代、または電車代の通学助成制

度があるようです。これらの町では町内に高校がないということがあります。南伊豆にありますが分校です。そういうわけで、町内の子供たちが高校に通うためには町外に行かなければならず、そのために助成制度があるのかと思います。

しかしながら、当町におきまして、中川地区や三浦地区などから松崎高校に通うためにバスを利用する人もいると思います。小中学校におきましては補助がありますが、義務教育だからというものもあると思います。高校におきまして、近頃ではほとんどのお子さんが行くわけですから、ほぼ義務教育といっても過言ではないと思います。進学を目指し下田高校に通う生徒さんにとっては、3年間で約100万円近い負担があります。給与が上がらない昨今の情勢で、コロナや円安など様々な影響もあり、物価高やエネルギー価格の上昇などで家計は大変苦しい状況です。さらに先日、東海バスよりバス代を平均22%上げるという発表がございました。この10月より値上げになるようです。中にはバス代が払えずに志望する高校を諦める子供さんもあるかも知れません。将来の町を担う子供たちのため、その子供たちの夢や希望を叶えるためにも、当町におきまして、高校生の通学助成制度が必要と考えます。子育て世代への助成として、高校の通学費助成制度についてどのように考えているでしょうか。

続きまして、大きな3番です。

今後の松崎高校について質問いたします。

過日新聞に掲載されておりました西伊豆町と松崎町との組合立高校について、どのようなメリットがあるのか教えていただきたいと思います。

以上、大きな質問3つをよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 藤井議員の一般質問に回答させていただきます。

まず、大きな1番、福祉避難所について。

①高齢化率が約50%と、半数が高齢者になっている当町において、避難時の福祉避難所の確保について町はどのように考えているかというような質問に対してでございます。

松崎町地域防災計画では、福祉避難所は松崎幼稚園と聖和保育園の2か所となっております。福祉避難所は高齢者や障害者などの一般の避難所生活では支障を来す要配慮者に対して特別の配慮がなされた避難所となり、そのため対象者は高齢者、障害者のほか、避難所において何らかの特別な配慮が必要な方で、医療機関や介護保険施設等に入院、入所するに

至らない程度の在宅の要配慮者となります。こうしたことから看護に携わる職員の配置が必要となる上に、ベッドやパーティションなど一定の面積が必要となるため、現状ではなかなか確保できていないところでございます。そのため、町内だけでなく近隣市町とも協力し、広域的に考えていく必要があると考えているところでございます。

②静岡県健康福祉部のホームページに宿泊施設への福祉避難所設置モデル（賀茂モデル）というものがあり、災害時に福祉避難所としてホテルを活用することが書かれています。下田市では温泉旅館協同組合と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を結んでいるようだが、松崎町も高齢者施設や障害者施設、特別支援学校の福祉施設はもとより、伊豆まつぎき荘や民間ホテルなどと、福祉避難所としての使用に関する協定を結ぶ考えはないかという質問に対してでございます。

伊豆まつぎき荘や松崎伊東園ホテルにつきましては、現在津波災害または水害時における緊急避難施設として使用に関する協定を締結しているところでございます。特にまつぎき荘は、令和元年に台風19号が上陸した際には、町営の施設であり、また休業中であったことから要支援者に対して開放し、25名の方が利用しております。

伊豆まつぎき荘を含め、民間のホテルを福祉避難所として協定を締結してはどうかというご質問ですが、避難所としての協定の締結に当たっては、各施設の営業の関係や立地条件など、これらの点についても検証が必要となりますので、その結果を踏まえた上で対応を検討してまいりたいと思っております。

3 番、指定避難所の情報公開について。

他市町では、自治体のホームページの防災情報のところから、すぐに指定避難所と指定避難場所の一覧表が見られるようになっており、大変便利で分かりやすい。当町もいつでも誰でも、避難所情報などが確認できるよう、ホームページ等を活用した情報発信が必要だと考えるが、町は情報発信をどのように考えているかという質問です。

議員指摘のとおり、当町のホームページでは、防災に関する項目はありますが、トップページからは直接アクセスすることができません。賀茂郡内でも複数の自治体がトップページに防災に関するリンクを貼っており、避難所の場所は県の防災関係のホームページに案内するようになっております。

当町におきましては、地震や津波、水害、土砂災害に関するハザードマップのデータもホームページで閲覧できるようになっておりますが、トップページから簡単に閲覧できるようにするなど、住民だけでなく、議員おっしゃるとおり誰でも分かりやすく利用しやすいもの

にしていきたいと思っております。

大きな2番、高校の通学助成制度について。

①将来の町を担う子供たちのため、その子供たちの夢や希望を叶えるために、当町においても、高校生の通学費助成制度が必要だと考える。子育て世代の助成として、高校の通学費助成制度についてどのように考えるかという質問に対してでございます。

ご質問の通学費助成への件につきましては、先ほども高橋議員の質問でもございましたけれども、現時点では通学助成を行う予定にはなっておりません。通学費助成を実施する場合、経済的な負担があるにもかかわらず遠方の高校に通われている生徒さんもあることから、平等性、公平性の観点からも、慎重な制度設計が必要になってくると思われます。今回のご質問は、今後のやはり検討課題の一つとして受け止めさせていただければと考えます。

大きな3番、今後の松崎高校について。

過日新聞に掲載された西伊豆町と松崎町との組合立高校について、どのようなメリットがあるのかという質問に対してでございます。

議員ご質問の事項は、本年8月初めの高校の在り方検討地域協議会での、西伊豆町長の発言に関する報道を受けてのことと思われます。組合立高校につきましては、組合の構成する町独自で学校運営ができるというメリットが見られます。ただし一方で、学校運営に多額な費用がかかる部分を負担しなければならないなど、デメリットがございます。先日の発言につきまして、あくまでも高校存続の選択肢の一つであり、松崎高校存続のためにベストな選択肢であるとは考えていないのが現状でございます。

以上、一般質問の回答をさせていただきました。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 一問一答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○1番（藤井昭一君） まず、福祉避難所について一問一答でお願いいたします。

避難所の場所が難しいということで、もちろん津波があるということが考えられますが、災害において津波だけがその災害ではないと思います。例えば最近では、大雨で土砂災害があったりとか、そういったときも考えられますので、当然津波避難区域内におきましてもそういう福祉避難所としての指定、そういうのもあっていいかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 国のほうの定めたガイドラインによりますと、耐震性が確保されているですとか、あと土砂災害の特別警戒区域外にあるですとか、近隣に危険物を取り扱う施設がない。原則としてバリアフリー化されているというようなことがガイドラインには明記されておりますので、そちらのほうの関係と、あとやはり町内ですと、やはりどうしても洪水ですとか、津波の浸水区域がかなり面積取っておりまして、そこにほとんどの施設があるというようなこともあるものですから、やはり今のところは被害の少ないであろうと思われる聖和保育園と松崎幼稚園を避難福祉避難所に指定しているというような状況になっております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 例えば隣の西伊豆町ですと、大きな特別養護老人ホームですか、そこが福祉避難所に指定されております。ホームページにそれ出ております。太陽の里などは、あそこはおそらく津波が来る場所ではないかと思われます。ヒューマンヴィラ伊豆さんのほうはそんなことはないと思いますが、その2か所が福祉避難所という形になっております。

また、こういった災害の時に、例えば独り暮らしの高齢者の方で、やはり要介護認定を受けている、そういった方がこの町に数多くいらっしゃいます。中には家で転んで一人で立ち上がれなくなっちゃったという方も実際にいるんですね。そういった方たちが、じゃ、一般の避難所で、例えば体育館みたいなところに行くと、おそらく生活が成り立たなくなると思うんですね。そういった意味で、なるべく早く検討していただきまして、避難所を整備していただきたいと思いますがいかがでしょう。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 避難所につきましては、我々も現状の施設で足りているかどうかというところには、ちょっと疑問を持っておりますので、議員おっしゃられるとおり、またちょっと確認をしながら調査を進めて、できるだけ施設として指定できるような形でちょっと対応できればなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひ対応をよろしくお願いしたいと思います。

それで、この災害というのはもういつ来るか分かりません。なので、できれば早くにやっていただきたいと思います。いつまでに整備できるかちょっとお答えできますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） できるだけ早急には取りかかりたいと思いますけれども、

ちょっと結論はいつまでということは、なかなか今の現状では申し上げられないと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 本当にこれは早くやっていただきたいと願います。

先ほども言いました隣の西伊豆町では、ホームページですぐに出てくるんですよ。それで例えば堂ヶ島や宇久須の大型のホテルさんなんかの避難所のこともそこに載っておりまして、収容人数も600人規模のところもございます。そういったところで、先ほど町長のお話で、広域でも考えていきたいということでしたので、災害時に西伊豆も松崎もないと思うんで、ぜひ災害時に下田とかそっちのほうに行けるとは思えませんが、西伊豆町と協力してやらせてもらいたいよというような感じでお願いしていただきたいなと思います。どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 議員ご指摘のとおり、大規模災害、先ほどもお話があったとおり東南海トラフ大地震につきましては、非常に大きな範囲が被災するというので、一つの自治体で完結することは不可能であろうというのは、賀茂地域全体の自治体が承知しているところです。実際には津波浸水である場合は、逆に下田のほうへは動けるので、そちらとの避難先を確保するとか、あと、大雨洪水につきましては、今のように行き来のできる近隣である西伊豆とか南伊豆とかというのを検討していく必要はあると思っておりますので、賀茂地域局がございますので、その危機管理課とも調整をしながら、そこについては日々調整をしているところでございますので、そこについてもいろいろな形で進めているところです。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひよろしく願いいたします。

それで情報の公開について、もし、いつになるかちょっと分からないですが、福祉避難所ができましたら、ぜひ町民の皆さんが分かるようにお知らせしていただきたいと思います。そして、情報公開するだけでなく、町民に周知していただきたいと思います。いざというときには、自分はあそこに行けば大丈夫だなと思えるような、そういうふうなことで皆さんが安心することができると思います。

そのためにちょっと提案なんですけど、ぜひ福祉避難所ができましたら、避難訓練のときに、福祉避難所の開設訓練をするということをやっていただければなと思います。そういうことをやることによって、町の皆さんに周知していただけるものじゃないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） そちらにつきましては、訓練のメニューの中に組み込んでいきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひよろしくお願いいたします。

希望としましては、なるべく早くにやっていただきたい。災害は待ってくれません。できましたら、来年の9月にはこんな訓練ができるとうれしいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、高校生の通学助成制度についてお尋ねします。

現時点では行う予定はないということでしたが、検討していただきまして、助成といっても、いろんな形がありまして、例えば西伊豆町さんでは、私が調べたんですが、松崎高校に通う人には1か月の定期代から3,000円を引いた額の半分の補助をしています。そして、下田に通う人には、やはりこれも1か月の定期代から3,000円を引いたものの4分の1の補助なんです。補助率でいうと松崎高校の方が高いんですね。いいんです、半額です。これは、ぜひ松崎高校存続してもらいたい。松崎高校に多くの生徒さんに通ってもらいたいということだと思んですが、例えば河津町と南伊豆町は、私が調べた限りでは1か月の定期代の半分の補助をしています。これ大変な額です。新聞の記事に出ておりましたが、南伊豆町では年間予算が1,200万円出ておるようです。伊豆市ではもっと高額の補助が受けられているようです。4分の3とかと書いてありました。

それで、松崎町でできる範囲でやっていただきたいと。先ほどからお金がないという話は散々聞いておりますので、私も承知しておりますが、町でできる範囲でやっていただけないでしょうか。仮に、今現在下田に通うお子さんが、3年間で1年生から3年生まで、今24人いるそうです。松崎高校にバスで通っている人数が、ちょっと把握しておりませんが、仮に1学年10人ずつぐらいいると、それで、西伊豆町と同じ同程度の補助率でざっくり計算しますと、年間200万円ぐらいの費用がかかるようです。この数字を見ていかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 先ほども子育て支援の関係でいろいろ高橋議員からのご指摘がありまして、藤井議員が質問するからということで、先ほど遠慮していただいてということですので、これも先ほども答えたんですけれども、松崎町、西伊豆町、南伊豆町、それぞれちょっと状況が異なるものですから、それについては慎重な制度設計をしなければいけないと感じているところでございます。

ただ、やはり子供の数も減っている中で、今言ったような状況というのが非常に家計の負担増というところもございますし、国のほうの子育ての部分で制度の・・・にも出てきてい  
るところでございますので、もちろん町としても検討していく必要の課題であることは間違  
いないと思いますので、ただ、ここで確約してということはできませんが、今言ったように  
慎重審議しながら、慎重な制度設計も考えながら、松崎町としての方針を考えていく一つと  
してはやらせていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ありがとうございます。ぜひ検討していただきまして、地域にもう子  
供さんが大変少なくなっております。そういう子供さんが少ない、これ多いとできないと思  
いますけれども、大変少なくなっておりますので、ぜひこの地域の子育て支援、力を入れて  
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、今後の松崎高校について質問いたしたいと思います。

今現時点でこの組合立高校ですか、それがまだ決定しているわけではないということで、  
まだ何も決まっていないと思うんですが、ぜひこの松崎高校の存続を、この西伊豆地区に1  
校しかない高校として、何としても存続していただかなければならないと思いますが、どう  
でしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今県としても、いろんな地域で高校の在り方検討というのが出ている  
ところがございます。その中で今自治体も賀茂地域だと賀茂地域で、グランドデザインを県  
教委の方で組み立てていくということで、今までにないような常識を考えずに意見を欲しい  
ということの中で、前回西伊豆町長から組合立というのも一つの案だということで提示させ  
ていただいたところです。

人口が減少していく中で、高校の存続の部分というのは、地方においてはどの地域でも懸  
念されているところがございます。やはり高校の存続は地域にとっても非常に大きな問題で  
あるというところは、みんな共通で認識しているところではございますが、やはりあくまで  
も高校が高校として、あるべきは高校生のためという主役がいるところですので、その部分  
をしっかりと間違いのないように進めなければならないので、そこもちょっと、やはりいろ  
んな意見を聞きながら、自分たちの方針もいろいろ協議しながら、やはりどういった形で残  
していけるのかというものを、残す方向ではぜひ行きたいと、こちらは考えているところ  
です。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 松崎高校がなくなってしまうと、この地域大変です。ぜひ存続していただきたいと思います。それで、今現在、松崎・西伊豆からよその高校に希望されて進学されている子供さんが少なからずおりますのが現実です。スポーツをやりたいとか、大学への進学を希望して、よその高校に行く子供さんもいると思います。私が聞いた話によりますと、今の松崎高校に魅力を感じないと言われている保護者の方も正直言っておりました。それでも、地域に1つしかない高校としまして、ぜひ今後も継続していただけますように、そして、今現在そうやってよそに行っている子供たちが、今松崎から下田に24人行っていますが、そういった子供たちが松崎でも勉強できるような、そういった子供たちの受皿になるような、例えば理数科など、そういった学科もできたりして、そういうふうになれば、例えば松崎から普通に国公立とか六大学クラスの大学に進学ができると、そういったことになると思うんですが、そういった子供たちの受皿になるようなものをぜひ整備していただくということはできないでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 先日もその松崎高校と町のほうと、取りあえず西伊豆と松崎なんですけれども、その中でいろいろ話をしていく中で、今言った高校生、通う子供の自己実現というのがやはり主役であるべきだという話をしております。やはり自己実現というのは、やっぱり進学もございますし、専門学校であったり、もちろん就職もその中には含まれております。松崎高校に通ういろんな本人の意向もそうですけれども、家庭的な事情もあり、やはりこの松崎高校なくなったときに、全て外へ行ってしまうという、行かなければならないというのは、非常にやはり経済的にも負担が増えるところではございますので、そういったところも含めて、なおかつ子供の数が、先ほどもやはり減っていく中で、条件というのは高校にはございまして、そういったものをクリアしていく必要があるので、そういったものも将来的な数も含め、持続可能にするべく今いろいろ検討しているところでございますので、またいろいろなお知恵とかお力添えをいただければ、ますますそういったところに向かっていくんじゃないかと思っておりますので、どうぞ議員の皆様方もお力添えいただければと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） ぜひこちら頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いいたします。

高校生にとって大切なものは勉強だけではないということはよく分かっております。運動

を一生懸命頑張ったり、仲間たちとの絆を深めたり、そういったこともとても大事だと。ですが、しかし、やはりそこは学生ですので、しっかりと勉強もできる、魅力あるそんな松崎高校にしていっていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

松崎町は歴史的にも大変優秀な学びの場であったはずです。まず下田高校をつくったのも松崎の依田佐二平さん、そういった松崎の伝統を守っていけるようにやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まとめに入ります。

まず、福祉避難所につきまして、半数が高齢者の町でございます。皆さんが安心して暮らせる、そんな町にしていいただきたい。何かあったときにも、ああ私あそこに行けば大丈夫だな、そういうふう to 安心ができる、そういう町にしていいただきたいと思います。

高校の助成制度につきましては、大変なこととは思いますが、なるべく前向きに検討していただいて、子供たちのため何とかよろしくお願いいたしますと思います。

そして、松崎高校につきましては、今後もぜひ継続していただき、この地域の子供たちが安心して通える学校にしていっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で藤井昭一君の一般質問を終わります。

55分まで暫時休憩します。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時55分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

---

◇ 田 中 道 源 君

○議長（深澤 守君） 通告順位5番、田中道源君。

（5番 田中道源君登壇）

○5番（田中道源君） 改めまして、皆様こんにちは。

通告によりまして、一般質問をさせていただきます。

この夏は、少しずつコロナ以前に戻ってきたところもあるかなと感ずることができました。諸行事や諸活動が開催され、盛況であったようなところをところどころ見受けることができまして、大変うれしく思っております。また、その準備や運営等、大変なこともあったかと思ひますけれども、そういった方々に対して改めて敬意を表したいと思ひます。

一方で、そんな中でも、やはりまだまだコロナの影響が感じられる場面もございまして、まだまだ完全ではないなというところも事実でございします。

そんな中、先日静岡で議会研修会におきまして、講師の湯浅 誠氏がこのようなことをおっしゃってございました。SDGsというのは、未来への方々に対して私たちがよい先祖であろうとすることだというようなことをおっしゃってございました。大変感銘受けまして、私たちも未来の松崎のために現在抱えている課題をしっかりと向き合いながら解決していかなくちゃいけないんだろうと、改めて感じた次第でございします。

そんな思ひで、今回は3点質問させていただきます。

1つ目は日本語学校設立について。2つ目は児童館の運営について。3つ目は、町内交通についてでございします。

詳細は質問席にてさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 田中議員の一般質問に対して回答させていただきます。

大きな1番、日本語学校設立について。

①交流人口増加、異文化交流促進の観点から、松崎町内に外国人向けの日本語学校ができるとよいと思ひますが、町はどう考えるかという質問に対してでございします。

議員のおっしゃるとおり、日本語学校が町内にできれば、交流人口増加や異文化交流が今まで以上に活発になると思ひます。その際、民間主導のケースなど、町としても様々な課題を踏まえた上で、できる限り協力していきたいと考えておるところでございします。

②番、廃校を利用し日本語学校設立を計画している事業主がいるが、廃校を利用することは可能かという質問に対してでございします。

現在、中川、岩科、三浦の旧小学校の3校が遊休施設となつておるところでございします。日本語学校設立希望の事業主に限らず、施設を利用してもらふことは不可能ではないと考へ

ます。しかし、活用に当たっては、いずれの施設も古く、耐震補強など何らかの修繕が必要となっておりまゐります。このことから、利活用に当たって必要となる修繕や施設管理上の問題などの事項については、十分な協議検討が必要になってくると考えております。

③松崎町における日本語学校設立の課題は何かという質問に対してでございます。

今、考え得る課題としましては、地域住民の日本語学校に対する理解を深め広く周知することや、施設の修繕に係る費用や生徒の皆さんの住居の準備などが課題として挙げられるものではないかと思っております。

大きな2番、児童館の運営について。

①児童館で受け入れている放課後児童クラブの運営時間が短縮された。以前の時間に戻してほしいとの声があるが、どのように考えるか。

放課後児童クラブの運営時間は、学校授業日の場合は午後1時から午後5時半まで、学校休業日で児童クラブの利用できる日の場合は午前8時15分から午後5時半までとなっております。運営時間等につきましては、利用実態を踏まえた中で柔軟に対応してまいりたいと思っております。

②児童館の果たしている役割が広過ぎると思うが、どのように対処するつもりかといった質問に対してでございます。

現在、児童館においては、児童館事業、放課後児童クラブ事業、一時預かり事業の3つの事業を展開しています。児童館の役割としては、児童に健全な遊び場を与えて、その健康を増進し心身を豊かにするとともに、その健全な成長を図るよう取り組んでいるところでございます。また、放課後児童クラブの役割としては、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性の向上等、健全な育成に努めています。一時預かり事業については、満1歳から就学前までの児童で、一時的に家庭で保育することができない場合や、保護者がリフレッシュしたいときなどに利用するものでございます。

限られた職員と限られたスペースの中で、子供たちに寄り添い、今後も事業を行っていきたいと考えておるところでございます。

大きな3番、町内交通について。

①現在、松崎池代間でデマンド型交通の実証実験が行われているが、どのような状況かという質問に対してでございます。

町では、松崎池代間の自主運行バスの見直しを進めており、令和5年2月から松崎池代間のデマンド型交通の実証実験を東海バスに委託し実施しております。利用実績としては、月

の平均利用人数が27人で、実質利用者は池代地区の5人程度に限られており、非常に低い利用状況となっています。この理由については、ドア・ツー・ドアで玄関先まで送迎してくれるタクシーよりも利便性が悪いということもありますが、まだ周知が足りていないと感じる部分もあるため、現在9月末となっている実証実験を来年の3月末まで延長し、利用状況を見ながら、来年度以降の松崎池代間の地域公共交通の方向性を検討していきたいと考えております。

②来年、桜、花畑の開花時期に民間でグリーンスローモビリティの実証実験を行おうとしている。観光客の町内滞在時間増加、駐車場問題緩和を目的としているが、平時には高齢者の移動手段として買物や通院に利用できる可能性があると考えている。町はどう考えるかという質問に対してでございます。

バスなどの公共交通の利用者の減少、高齢者の買物、通院の移動手段の支援など、地域公共交通については、松崎町だけでなく地方の自治体で共通する大きな課題となっております。松崎町においては、自主運行バスや福祉タクシー、買物等支援タクシーと、高齢者福祉対策を含め事業を実施しておりますが、事業費の肥大化などの課題もあるため、地域公共交通を総合的に検討しなければならない時期にもなっていると考えております。

ご質問のグリーンスローモビリティについては、電動で時速20キロ未満で公道を走ることが可能な4人乗り以上のパブリックモビリティでございますが、移動手段としてだけでなく、観光誘客の目的から導入している自治体もあり、また脱炭素社会への対応といった面からも、町といたしましても活用の可能性は十分あると考えております。

今回、民間で実証実験を行う予定ということですので、今後につながる事業内容や結果となることを期待しております。

以上、田中議員からの一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 一問一答をお願いします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

田中君。

○5番（田中道源君） それでは、個々の詳細について質問していきたいなと思います。

日本語学校の設立について質問させていただきたいと思います。

交流人口の増加や異文化交流促進の観点から、町としてもとてもそれはいいことであると、できる限りの協力はしたいということでございますので、いいお答えをいただけたかなと思

っております。

2番目に聞きました、廃校を利用することは可能なのかということでございますけれども、不可能ではないということで、こちらも安心いたしました。ただ、使うに当たっては耐震補強などが必要な点、その辺の費用のことなども十分協議が必要だということで、これは当然しなくちゃいけないことだろうなと思っておりますので、ひとまずは不可能ではないというふうに聞いたことが大きな成果かなと思っております。

そして、松崎町における日本語学校設立の課題として、地域の住民の方々の理解や、また費用、先ほどの耐震補強も含め費用をどうするのかという点、また生徒さんの住居の準備等が一応今のところ考え得る課題としてあるよということでございます。一応、これからちょっと質問していく中で、この辺は解決できるかもしれないというふうに思うものですから、お答え聞けてひとまずは安心いたしました。

それで、ちょっと質問進めさせていただきたいと思いますが、今、先ほど説明にもありましたとおり、中川、岩科、三浦の3つの廃校がありますけれども、今現在としまして、こちらはどのような利用の仕方をされているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 中川、岩科、三浦の旧小学校の現在の利用の状況でございますが、中川につきましては今多目的ホールを逐次会合等でお使いいただいて、あとは災害の備蓄を保管したりですとか、あとは2階のほうが県との協定で薬品等の保管をさせていただいておるところもございます。また、中川地区での避難所の開設が必要になった際には、音楽室等を中心として避難スペースとして活用するなんていうこともしてございます。

岩科につきましては、ちょっと施設の雨漏り等の問題もあるところではございますが、体育館と併設された校舎ということでございまして、こちらは避難所としての活用等を緊急的なものとしながら、体育館については体育施設としての日常使いをしているというような状況でございます。

三浦の小学校につきましては、体育館、こちらを主に棚田等々でお使いをいただいているというような状況です。ただ校舎につきましては、現在のところ一部防災の関係の備蓄品とございますか、緊急資材を保管している以外にはあまり活用されていないというような状況にございます。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 中川の多目的ホールが会合とかに使っているほかは、大体災害のときの準備、また三浦小学校が棚田のときに使っているということでしょうか。これ以外に、例えば新たにこういう使い方したいよとかというような活用の予定とかというのは、今よりこれから先というんでしょうか、今言っていた以外に予定というのはありますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 現在のそちらの遊休施設の今後の活用の具体的な見通しということでございますが、現在のところ、いつ頃から確実にこんな用途で使っていきたいというようなものはございません。ただ、遊休施設ということで、何らかの形で活用していきたいという町の思いもございますので、そういった検討が上がってきた際には、そちらの施設のほうを視察といいますか、ご確認いただきまして、どういった用途で使えるかなというような検討は、そのたびにといいますか、そういった案件が上がってきた都度しながら、有効な用途についての検討はしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今は特にないということでした。

例えばですけれども、先ほども質問の中にありました、これから廃校を利用して日本語学校を設立して計画するという事業主さんが出たとして、今言ったような現地見ていただいたりしながら進めていくということになっていくのかなと思います。

そんな中で、文部科学省が廃校施設の有効活用促進のために「みんなの廃校」プロジェクトというのを進めておりまして、廃校の財産処分や改修費用などに対して国からの補助金制度があるというのは把握されていますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 文科省のそういった制度を十分に承知しているかということですが、あまり詳しいところまでは突き詰めて把握しているとは言い切れないところではあります。そういったものがあると、活用できて、そういった利活用があるときには、そういったものを使って、また制度もある程度緩和をされて応用が可能だというようなことは承知をしております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） これまでにこういう制度を使いたいといった話というのはあったことってありますか。そういう事例というか、この日本語学校以外にも、それを利用しましてこ

ういうことやりたいよなんて、そういう申出というのはあったりしたことってありますか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 私、今の教育委員会事務局に令和４年からおりますが、令和４年以降ですと、具体的なものとして、事象として上がってきたという案件はなかったというふうに認識をしております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○５番（田中道源君） 先ほど、費用の面が課題としてあるよということなんですけれども、全部が全部これで解決するわけではないかもしれませんが、廃校を利用することに対する国の補助金というものを使うことで、この耐震補強の面であったり、この廃校の中で居住するところを整備したりとかということが恐らく可能かなというふうに考えております。

一応、今までの説明というか、答え聞く中では、やぶさかではないようなお答えをいただいているように感じるんですけれども、そんなイメージで大丈夫でしょうか。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 具体的なご提案、全て詳細なところまでを確認した中での回答でないので確実なものではありませんが、お話を聞いて検討して調整をしていった中での判断をするものなのかなと。お話を聞く前からお断りをせざるを得ないだとかというようなものではないのかなという認識でおります。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○５番（田中道源君） これから具体的に、何ていうか、協議しながら、細かいところの調整、また地元の方々の理解なんかを得ていくことはもう必要不可欠なことだと思っておりますので、今の段階で駄目ですと言われなかったことを一つ大きな大きな成果というか、答えとしていただけたと思います。

これから先、日本語学校というものがこの松崎町にできると、先ほど町長が答えていただいたようにすごくメリットとしてあるのかなと思っております。と同時に、地元の方々の気持ちが乖離している中で進めるというのもまた違う話だと思っておりますので、慎重に進めていきたいなというふうには私としては考えております。

また、廃校を利用したり、国からの補助金をいただきながら進めていくというときには、地元の理解とともにこの議会での理解というものも当然必要になってまいりまして、段取りがついているのに議会で理解が得られなかったという場合、大変二度とこの事業自体が進め

られなくなるというようにリスクになるかと思いますので、稚拙でなく、しっかりと一歩一歩、間違いのないような形で進めていけたらと思っております。

メリットの中で、国勢調査で人口が増えますと、人口1人当たりに対して国からの地方交付税が支給されるということになっております。これは留学生などの方にもそれが支給されるらしくて、3か月以上の滞在がある場合は住人として算定されるんだそうでございます。日本語学校ができれば、最初は小規模かもしれませんが、おいおい100人とかの規模になってきますと、留学生が松崎で生活し、半年なり1年いるということで、生活して勉強するという中で、この地方交付税の面からも支給額が上がるという点と、実際に住んでいただいているという1人当たりの経済効果という面からしても、この松崎町にとっては大変ありがたい話なのかなと思います。

これらを積極的に活用して、松崎町に新しい風を吹かせるということにつながるんじゃないかなと思うんですけれども、この廃校利用の日本語学校構想について、町長としてはどのようにお考えでしょうか。いま一度聞かせていただいてよろしいですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 以前から日本語学校については自分も興味を持っておりまして、いろんな国内の学校、いろいろ調べたりさせてもらっています。それこそ10年ぐらい前ですか、一番最初に私のほうからそんな話を持ちかけたケースもありまして、廃校という頭は当時は考えてはなかったんですけれども、今回こういう廃校についての活用というのが今何年もそのままになっている中で、一つの提案として出てきたのは非常にありがたい話でもあるかなとも思いつつも、廃校に限らず、何かほかの方法での学び舎をということもちょっと考えられるのかなというのもございますので、実際に地に足を着ける段階のときにやはりある程度協力をしながら、官民の連携というのは今いろんな業界で必要なことではあると思いますので、地域の活性化という部分で考えたときに、やはり成功事例もたくさんある中で、日本人の人口が間違いなく減少に向かっておりますので、人を増やすという部分で考えたときには、流動性かそういった外からの留学生とか、そういう日本語学生というのは、非常に大きな力になるんじゃないかと考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 私と一緒に東川町の事例など視察に行かせていただいたりしながら、これ自体が松崎にとって一つの大きな可能性がある事業だなと思っております。ですので、しっかりと、勝手に進めていくんでなくて、皆様のご理解いただきながら、これはやっぱ

りやったほうがいいよねという、町挙げて一緒にやっていこうよというような流れとしてできるように持っていったらなと思っております。

一応、進めるに当たっては、例えば廃校の利用に関しては当局のご協力というのは欠かせないところでございますけれども、運営面について例えばずっと補助をしなきゃいけないのかということになってまいりますと、これやはり厳しい、当町としてはなかなか厳しいなというのは私も思っております。なるだけ、なるだけというか、事業主の方でちゃんとお金の工面して、その中でやりくりしていったほしいなというスタイルで話を進めておりますが、それでも一つ協力していただける可能性というか、こんな協力の仕方がしていただけるとありがたいなというのがちょっと1個ありまして、ふるさと納税を活用した自治体、学校法人の取組というのがありまして、例えばそこに寄附することによって、ある企業だったり、いろんなところが応援しながら節税にもなったりとかいうような、町を応援しながらということが一つのスキームとしてももしかしたらできるかもしれないと思うんですけれども、それは実際には町でお金を出すということではなくて、外からの寄附金をふるさと納税という枠組みの中で募集するということを協力してもらおうということはある得る話というか、やってもいいよと、それは困るよということだと、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 一般のふるさと納税につきましても、この10月から制度がもうちょっと厳しくなる傾向というか、制度が変わります。そんな中で、今松崎町としてふるさと納税を伸ばす中で、企業版のふるさと納税という方法が1つございまして、その部分をどう活用していくかということで、今ちょっと企業さんにも通知を出しつつ、スタンダードな企業版ふるさと納税をお願いしているところではありますけれども、ふるさと納税の拡充という部分で考えたときに、企業版ふるさと納税、非常に期待するところがございます。

今、人材派遣の部分も実はありますので、そういった部分で考えていたり、いろんなケースがあろうかと思っておりますので、そういったところでの活用という部分の一つあるのかなと思います。

ただ、いわゆる特定の民間事業者というところになったときに、やっぱりハードルが上がるかなと思うので、その辺はいろんな状況をやっぱりしっかりと、田中議員おっしゃるように丁寧に進めていくような議論は必要かなと考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 本当にこれから細かいところとかの調整であったり、いろんな理解を

深めるための取組というのをしていくことになりますので、ちょっと今ここで細かいこと全部というわけにはいきませんが、大枠としての方向性として、駄目ではないと、むしろいいことじゃないかというような感触を得られたことは、本当によかったなと思っております。

それでは、2つ目の児童館の運営についてに移りたいと思います。

放課後児童クラブの運営時間が短縮になったということで、以前の時間に戻してほしいよという声がある中で、利用実態を踏まえた上で考慮していきたいということでございますから、ぜひそのところ、なかなか声に出せる人と出せない人というのもあると思いますので、本当はあったほうがいいんだけど、立場上言えないとかということもあるでしょうし、ちょっと丁寧に拾っていただけたらなと思います。

ですので、そこはひとつしっかりとやっていただきたいなと思うと同時に、児童館の果たしている役割が広過ぎると思うけれども、どうしますかということで、今3つの事業を児童館で役割を果たしているわけですが、この児童館事業と放課後児童クラブの部分、そして一時預かりの部分をしていただいております。

かつては一時預かりの部分というのは恐らくしていなかったんですけども、ある時期からよかれと思って預かったのが、そのまま恒常化してというか、預かることが通常業務になってしまったという経緯だったと、たしか議会での質問で教えていただいたかなと思うんですけども、なかなかこの3歳以下の子を預かることになりまして、この一時預かりというのが、満1歳から就学前ということでしたけれども、この3歳未満のところを受け入れてくれる場所というのが少ない、ほばない中で、この児童館が果たしている役割って大きいんだろうなと思っております。

しかし、もともとあるこの放課後児童クラブとこの児童館事業をもう一緒にやっているものですから、先生としては非常に守備範囲が広くて大変なんですよ。放課後児童クラブの運営時間が短縮になったのも、そういった経緯があって、先生の数も少ないし、何とか回していく中で苦渋の決断だったなという部分がございます。その対応として、できれば先生の待遇を変えてほしいよという声もありましたし、給料面、ちゃんともう少し考えないと、募集をかけても来ないというのもあるよねという中もありましたが、根本的な問題としては、やっぱりこの役割が多過ぎるんじゃないかなというのを感じたものですから、今回質問させていただきました。

というのも、これも議会の研修で河津の子育て広場をちょっと見に行かせていただいた際

に、そこの職員さんに言われたのが、松崎の児童館ってすごいですよねと、この一時預かりもして、しかもほぼ1日見ることをしていただいて、児童館事業、また放課後児童クラブもやって、本当すごいと思いますと言われまして、そのすごさをそこで初めて知ったというか、新しくできた河津のほうのそこの施設は、一時預かりするんですけれども、1回預かるの3時間までなんだそうです。しかも、急に来てオーケーではなくて、これは松崎でも同じですけれども、前もっての面接みたいなのをした上で、預かって3時間、それを何人かの先生で見ているという状況の中で、とても今の松崎の児童館でやっていることって大変なことやっているんだなというのをそこで初めて知りました。そんなこともありまして、新しくできた河津の、すごいきれいな施設のところでしたけれども、そこで3時間しか見ないことを1日見ていて、しかもほかの業務をやりながらという、これはやっぱりちょっと厳しいんじゃないかなというふうに単純に思ったものですから、今回質問させていただいております。

それで、私なりにどうしたらこの児童館のこの役割を軽減できるかなとちょっと考えましたので、3つほどちょっと提案させていただきたいなと思います。

それぞれでできるのかどうかのちょっと可能性を教えてくださいなと思うものですから、後で教えていただきたいんですけれども、1つ目は、放課後児童クラブを小学校の教室を利用して、小学校の中で行うようにしたらどうかというのがまず1点目でございます。そうすると、いわゆる小学生の大きな子たちが来る時間を小学校のほうで見てもらうことで、割と小さな就学していない子たちのほうに集中できるのかなと、児童館のほうはですね。これがまず1個目です。

2つ目は、3歳未満の幼児の一時受入れを聖和保育園のほうに協力していただいて、そっちらのほうで見てもらうということとはできないものか。もしそれができるようになりますと、もともとの児童館の業務のとおりに戻すことができますので、やはり仕事の軽減につながるんじゃないかなと思います。

3つ目は、松崎幼稚園がございすけれども、松崎幼稚園を認定こども園化することで、3歳未満の幼児を受け入れることができるように何らかの形ですということでございます。

この3点、何とかできない、どれかしらやれば児童館での役割をちょっと軽減することができるのかなと思うんですけれども、それぞれで何かできる、できないのお答えいただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ただいまご質問のいただきました、まず放課後児童クラブの

関係のところから始めさせていただきたいと思うんですが、放課後児童クラブの時間につきましては、議員ご承知のとおり、毎年行われております児童館運営委員会の中でのお話もさせていただきまして、一応ご了承いただいて、このような形の時間の短縮になっているところでございます。

一応、現状のところから子供たちの預かる時間等につきまして、今まで6時半でやっていたけれども、そここのところの利用者のあれがなかったものですから、時間を短縮したというのがまず1点。

今のご質問の3つございましたけれども、まず1点目ですが、放課後児童クラブを小学校の空き教室でやったらどうかということでございます。

これにつきましては、松崎町では現状今、健康福祉課のほうで放課後児童クラブを児童館のほうで運営しておりますけれども、隣町、西伊豆町でいきますと、教育委員会のほうで主宰でそういったことをやっているというようなところもございます。そういった中でいろいろと検討していきますと、現状児童館でやっております放課後児童クラブにつきましても、ちょっと先生の数不足というところもございます。募集しても人が集まらないという中で、例えば小学校の空き教室をいろいろ手続を経た上で借りたとした場合、そこに配置する先生の問題というのは、かなりやはり非常に難しいという想定が危惧されます。

次に、2点目の3歳未満の一時預かりを聖和保育園でということですが、これにつきましては、現状は今児童館のほうで無料で行っておりますが、保育園でやるということで、なかなか今一応保育園さんのほうにも行かれたということで伺っております。私どものほうでも保育園のほうに確認をさせていただいたこともございます。

その中で、現状聖和保育園さんが、先生がやはりちょっと不足なくて、待機園児が出ている状況でございます。そういった中で、保育園さんとしてもこういったことが解消できればやりたいというようにお話を伺っているんですが、やはり一時預かりというものが、急遽やはり保護者のいろいろな事情であったりとか、リフレッシュであったりとか、そういったことで急に来るとなると、そこで急に先生を例えば臨時の方を雇うとかというのはできないと思いますので、やはり常時置くような形になるかと思われます。そのときに、その先生の方の一時預かり、今児童館でいきますと、令和5年度はたしか2名の方が利用されていますけれども、年間の回数的な問題もありますでしょうし、そこで1人の先生を配置した際にまず今募集してもなかなか聖和保育園さんのほうも来ていないと。そこで配置した際のいろんな経費的な問題もあるかと思いますが、なかなか難しいところもあるのかなというよう

な状況でございます。

3点目のこども園化につきましては、ちょっとまだこども園化する、どうこうと決まっていけないものですからあれですけども、一応私のほうからは1点目と2点目ということによってよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） それでは、教育委員会のほうから、私どものほうで答えできる1番目の小学校で学童という点と、あと幼稚園の認定こども園化という1番目と3番目についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、1番目の小学校で放課後児童クラブをとということでございますが、恐らく放課後子ども教室というような取組にしてあげると同じようなことができるのかなというふうには感じます。ただ、放課後子ども教室を実現するに当たって学校施設を使うということになりますと、実際の学校を別の入り口をつくって、放課後子ども教室の利用者と学校利用の方を完全に隔離をするといいますか、分離をするような対策も必要になってくるものですから、ファシリティの要件として現状のまま実施をするというのは難しいのかなというふうな感じを持っています。

また、3番目の松崎幼稚園の認定こども園化でございますが、認定こども園に幼稚園を移行するに当たっては、認定こども園の幼稚園型というのが具体的な方策になるかと思うんですが、この認定こども園化するには、3歳未満の子供を受け入れるためにはファシリティとして自庁調理が必要になります。自庁調理が必要なんですけど、今幼稚園は3歳以上の子供しか受け入れていないものですから、外から調理された食べ物、給食を入れています。ということで、調理室がございませんので、3歳未満の子供は受け入れられないと。

さらに、2歳未満の子供を受け入れることとなりますと、乳児室、または匍匐室という設備が必要になります。こういったお部屋もないということ、また、これはたしか園児のクラス数によって、学年数、学級数によって、面積ですとか、お部屋の広さですとか、あとは園庭の広さですとか、非常にいろいろな定めがあるものですから、これらをクリアできるかどうかというのを検討していかないとできない。逆にクリアしていけば、クリアできればできることではあるんですが、先ほどの一番ネックとなってくるのは自庁調理の部分なのかなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 3つほど考えさせていただきましたけれども、それぞれで多分課題と

いうのがあるだろうし、じゃ、これでいきましたがやれるのであれば、これまでもやってこれたんだろうと思いますので、できない理由というのはあると思っております。その上で、できないからそのままやらないにしておくのか、これはやっぱり必要だからちょっと手を加えましょうよにするのかは大きな違いだと思います。ひとつ、これをきっかけに少し本当に検討をしていただきたいなと思っております。

私としては、聖和保育園さんに3歳未満の子を見ていただくという制度の方向で調整していくのが一番現実的かなとは思っているんですけども、それにしたって、今現時点で待機児童がいるという中で、じゃどうしましょうねの多分調整とかで、そんな来年からいまいしょうという話にはならないとは思っております。しかし、前の議会でも話ししたかと思いますが、どんどん子供の数減っております、聖和保育園さんのほうでも恐らくだんだん生徒数が減っていくということはあり得ることだと思いますので、それも見越してそういう協力の仕方というのを模索していくことはあっていいのかなと思っております。

議長、5分の延長をお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○5番（田中道源君） あと、3つ目に言った松崎幼稚園の認定こども園化に関してですけども、こちらと同じようにこれからどんどん子供が減っていった中で、松崎幼稚園がずっと維持できるのかというのは、高校の存続と同じようにもっとリアルに考えていかなきゃいけないことなのかなというふうには思います。そのときに、松崎町に2つあるんだけど、松崎幼稚園と聖和保育園ありますが、これは文部科学省と厚労省の違いで、どっちもなきゃいけないんで続けられるような話じゃなくなってくときが来るんじゃないかなと思っております。同じぐらいの子供らを見るに当たって、やっぱりどっちか1つにしなくちゃねというときに、恐らく3歳未満の子供を受け入れている聖和保育園をなくすということは絶対できないと思うんですよね。そのときに、それでも松崎幼稚園は残しますにどういう理由をつけてそれに持っていくかは、考えておいたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それで、一応児童館の運営について、大変先生が非常に善意でやってくださっていますけれども、結構大変なことをやっていることを皆さん知っていただけたらなと思います。私も初めて河津のところ行って、新しくできたところの受入れ体制がそういう状況なんだというのを聞いて、松崎の児童館の先生がものすごい大変なことしているんだなという事実を知りましたので、やってくれているからいいんだじゃなくて、そこに感謝の気持ちを持つと同時にその先生たちがパンクしてしまわないように、これからも安全に子供を見ていただけるよ

うにぜひ心配りをしていただきながら、待遇等を考えていただきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） これから、先ほども申し上げましたとおり、子ども・子育て支援事業計画を立てていく計画がございます。その中で、福祉と教育委員会をつないでいろんなニーズの吸い上げ、ヒアリング等々も含めて、声を聞きながら進めてまいりたいと思っております。その中で、いろんな話も出てくるかとは思いますが、そこへと、やっぱりしっかりと計画を立てる、松崎町としての子育て支援というものをつくり上げる必要があるかと思っておりますので、その中で、ではどういったこういう環境を整備するのかというのは必要になるんじゃないかと思っております。

河津もあれを建てるに当たっていろんな協議をしていたと伺っておりますので、その辺の話も聞いてはおりますので、ぜひ教育委員会、福祉、押しつけ合うじゃなくて、両方でしっかりと計画を立てつくり込んでいくということが、まず目標としてあるのかなと思っております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） それでは、時間もあんまりないですけども、3つ目に移りたいと思います。

町内交通についてということで、今松崎池代間での実験されておりますけれども、まだ告知が足りていない部分もあるかもしれないということもありましたし、あとドア・ツー・ドアのタクシーのほうやっぱり利便性高いというのは、私もそう思います。とはいえ、買物支援タクシーも便利ではあるかもしれませんが、どんどんランニングコストというか、負担が厳しくなっている。あんまり厳しくなり過ぎると、多分続けられなくなってしまうというのも考えなきゃいけないことで、やっぱり課題だと思いますので、何とか高齢者の方々にも使い勝手がよくというようなことを考えたところで、このグリーンスローモビリティのやり方とか性質なんかの実験というのは、結構意義があるのかなと思っております。

今度の10月に自動運転の実証実験が当町であるかと思っておりますけれども、その同じちょっと運行実験内容の、何ていうんですか、運行予定地が被る部分もあるかなと思っております。できれば、この民間でやろうとしているグリーンスローモビリティの実証実験と、松崎町の町でやった実証実験との結果が、お互いに融通し合って、この結果をどちらもうまく活用できるというようなことに、どちらも松崎町のために今後に生かしていけるような協力の仕方ができたらいいなと思うんですけども、それについていかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 地域公共交通、今見直しの中で、町ではデマンド型交通、それから県と合同しての自動運転もやっている中で、グリーンスローモビリティ、民間でやるということで、いずれにしても住民の皆さんが利便性をよくするためにこういった形がいいかという、検討しなければならない中で、データは必要だと思いますので、その辺の結果はお互いに意見交換しながら、情報交換しながら進めていく必要はあるということで考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） この民間のほうでやろうとしているのは、まずきっかけとしましては4月の桜や花畑の時期にあ的那賀川周辺がものすごい混雑して大変だということと、あそこにはせっかく来るお客さんを町のほうに誘導したいという、そういう狙いもある、そこがきっかけの一番最初でございますが、そこからこの今回の実験を利用しながら、平時における高齢者の方々の移動手段としての部分を解決できたらいいなというのを副次的に考えております。

この4月は、来期はある民間の助成金をお借りしながらやろうと思っていますけれども、それ以降に関しては国のほうの助成金を利用しながら、より本当にドア・ツー・ドアみたいなことができるようなことに持っていけたらなというのを考えております。いずれは来る自動運転のドア・ツー・ドア化がこの松崎町で可能になったら最高だなという願いを込めて、その第一歩になればなと思っていますので、お互いに協力できたらなと思っています。

それでは、もう本当に時間があれでございますので、最後にまとめさせていただきたいと思います。

日本語学校の設立については、ぜひこれが今後の松崎町の未来を考える上で大きな大きなチャンスというか、きっかけになると思いますので、ぜひ一緒に協力していただきたいなと思っています。

そして、児童館の運営につきましては、今そこで働いている職場の先生が本当に一生懸命頑張っております。よその施設、市町と比べても、なかなか大変なことをやっているというのが、なかなか一緒に住んでいると分からないものですが、ぜひそのところを理解していただけたらありがたいなと思います。

そして、3番目の町内交通につきまして、4月にグリーンスローモビリティの実証実験を民間でやろうとしております。民間でやろうとしているところがまた、本当は町でやったほ

うがいいんだろうなとも思わなくもないんですけども、そこはお互いに協力し合いながらできたらと思いますので、一生懸命お互いに手取り合いながら進められたらいいなと思います。

できれば、未来の松崎にとって私たちの代がいいご先祖様だったねと思えるような、そんな議会であり当局でありというような活動がこれからできたらいいと思いますので、今後ともひとつよろしく願いいたします。今日はありがとうございました。

○議長（深澤 守君） 以上で、田中道源君の一般質問を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（深澤 守君） これをもちまして、本日の議事日程を全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時50分

## 令和5年第3回松崎町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第2号）

令和5年9月7日（木）午前9時開議

日程第 1 一般質問

6. 8番 藤 井 要 君

日程第 2 報告第 7号 地方公共団体の財政健全化判断比率について

日程第 3 報告第 8号 公営企業に係る資金不足比率について

日程第 4 議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第52号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第53号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第4号）について

日程第 8 議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 9 議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）について

---

### 出席議員（8名）

1番 藤 井 昭 一 君

2番 菜 野 良 枝 君

3番 高 橋 良 延 君

5番 田 中 道 源 君

6番 小 林 克 己 君

7番 高 柳 孝 博 君

8番 藤 井 要 君

9番 深 澤 守 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 深 澤 準 弥 君

副 町 長 木 村 仁 君

教 育 長 平 馬 誠 二 君

総務課長  
兼 防災監 齋 藤 聡 君

|                      |           |           |           |
|----------------------|-----------|-----------|-----------|
| 企画観光課長               | 八 木 保 久 君 | 窓口税務課長    | 糸 川 成 人 君 |
| 健康福祉課長               | 鈴 木 悟 君   | 生活環境課長    | 高 橋 和 彦 君 |
| 産業建設課長               | 鈴 木 清 文 君 | 会 計 管 理 者 | 舩 津 直 樹 君 |
| 教 育 委 員 会<br>事 務 局 長 | 松 本 利 之 君 |           |           |

---

**職務のため出席した者の職氏名**

|        |         |     |       |
|--------|---------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 大 場 千 徳 | 書 記 | 飯 田 聖 |
|--------|---------|-----|-------|

---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着及びネクタイを取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので、許可いたします。

本日の日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。会議中は静粛にお願いします。また、議場における言論に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。そのほか議事進行に支障となる行為があった場合は退席をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（深澤 守君） 日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

---

◇ 藤 井 要 君

○議長（深澤 守君） 通告順位6番、藤井 要君。

（8番 藤井 要君登壇）

○8番（藤井 要君） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最近になりまして、暑い夏も終わりというか、まだまだ天気が悪いですけれども、今日はよければ目の覚めるような、台風を吹き飛ばすような質問ができればと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私の質問は3点ほどありまして、観光施設の整備に係る取組ということで、近藤邸のところにありますなまこ壁と石畳の整備についてお伺いしたいなと思います。

それから、2番目に空き家の活用促進と特定空き家の取組ということで、今まで当局はやっておりますけれども、空き家の現状、それから、これからの計画はどうなっているのか、また、特定空き家の取組ということで、この間町長のほうからも、自分のすぐ近くに空き家があるよと、特定空き家みたいなものがあるよということで、そういうことに対して、条例等どのようになってこれから取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3点目でございますけれども、町有財産の有効活用、解体処分についてということで何回も質問しておりますけれども、武道館、あれは東区辺りになるんですか、柔道場をこれからどうしていくのか、それから町営細田住宅、これの有効利用等、質問していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

これで壇上よりの質問を終わります。

○議長（深澤 守君） 町長。

（町長 深澤準弥君登壇）

○町長（深澤準弥君） 改めまして、皆さんおはようございます。

藤井議員の一般質問に対しまして回答させていただきます。

大きな1番、観光施設等の整備に係る取組について。

①観光協会の隣の近藤邸から浄泉寺に向かう通称なまこ壁通りの石畳は、劣化が激しく、石が欠け、道路面は凸凹ができ、水たまりができるような状態である。観光スポットであり、景観上からも改修が必要であると考えます。また、地元住民からも路面改修を望む声を聞くが、町の取組はという質問に対してでございます。

ご質問のなまこ壁通りについてですが、正式名称は町道寺ノ前線で、生活道路として産業建設課で管理しており、以前にも藤井議員よりご指摘をいただき、修繕等を行った経過がございます。

石畳の道は、なまこ壁とも相まって昔ながらの風情を醸し出しており、観光面においては重要な道路であると認識をしております。現地を確認しましたところ、通行車両の影響と見られますが、段差等も見受けられますので、企画観光課とも相談しながら現状を維持していくような形で修繕を進めてまいりたいと思います。

大きな2番、空き家活用促進と特定空き家等の取組について。

①当町の居住その他の使用がなされていない空き家の現状と町の方針、空き家対策計画は

という質問に対してでございます。

空き家対策につきましては、度々藤井議員よりご質問いただいておりますのでございます。当町の空き家の現状でございますが、令和2年度に実施した空き家等実態調査の結果では、空き家と思われる238戸を調査し、すぐに利用が可能な建物は176戸、安全面に問題がある建物が62戸ございました。この62戸のうち、20戸余りは大規模な修繕等が必要と判定されております。なお、本調査より2年余りを経過しておりますので、現状はこの数値より増えていることは予想できますが、具体的な数字は把握できておりません。

また、空き家につきましては、移住定住の促進や危険な空き家を増やさないためにも、なるべく活用することが重要と考えており、空き家バンクへの登録も呼びかけておりますが、思うように進んでいないのが現状でございます。

②適正な管理が行われず、雑木や竹が生い茂り、屋根や壁が崩れている空き家が町内にも見受けられ、地域住民の生活環境にも影響を及ぼしている。法改正により特定空き家等と認定された建物の所有者等に行政が改善や指導、勧告、命令等の措置を行うことができるようになったが、町の条例と整備状況はという質問に対してでございます。

適切な管理が行われずに長年放置されている空き家が年々増加する中で、平成27年5月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町村は国が定める基本方針に則した空き家等対策計画を策定できることとなりました。計画の中で、放置すれば倒壊する恐れがあるなど、危険な建物を特定空き家等と認定すれば、議員ご指摘のとおり、所有者に対して行政指導ができるようになります。

また、本年6月には、空き家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空き家になる恐れのある管理不全空き家の段階で、市町村の指導、勧告が可能となり、従わない場合は固定資産税の住宅用地特例を解除できる制度も設けられました。

現在、松崎町においては空き家等対策計画は策定されておきませんが、空き家が増加しつつある現状においては、計画の策定は必要なことと考えております。なお、策定に当たっては、危険な特定空き家の対応だけでなく、空き家の利活用や空き家相談のほか、空き家の発生予防や適正な管理の促進など、総合的、計画的に推進していくための計画でなければなりませんので、産業建設課や企画観光課など関係各課で調整しながら、計画策定に取り組むべく検討してまいります。

大きな3番、町有財産の有効活用と解体処分について。

①武道場（柔道場）は長年放置されたままになっている。トタン屋根、外壁は損傷し、近

隣住民の生活環境にも影響を及ぼしているので解体し、跡地に防災避難施設等を建設する計画はないかという質問に対してでございます。

武道場（柔道場）は、これまで警察が武道場として使用していたものを昭和43年に取得し、スポーツ施設として一般貸出しを行っておりました。一時は柔道や合気道の鍛錬の場として有効に活用されておりましたが、現在では老朽化が著しく使用できる状態にありません。さらに、隣接する住居部分を使用されていた方も既に退去され、現在は全く活用されていない状況です。

町では、毎年シルバー人材センターに除草作業を委託し、最低限の管理を続けておりますが、決して管理が行き届いているとは言い切れない状況にあります。管理上の視点からはすぐにでも解体したいところですが、解体には少なからず費用がかかります。あわせて、現在南区において津波避難タワーを建設したいという要望があります。武道場跡地に津波避難タワーを建設することになれば、解体にも過疎債等を利用することが可能となりますので財政的な負担が軽減されます。このため、この津波避難タワー建設の成り行きを見守りながら、今後の対応を検討している次第です。

②番、町営細田住宅は5棟に分かれ、1棟当たり4世帯が居住できるようになっているが、建築後数十年が経過し、現在の入居者は10名程度と聞いている。建物の老朽化も激しく、居住していないところでは窓や壁が壊れ、草が生い茂り、小動物のすみかになっているので、町営住宅として住みやすい生活環境を提供することも必要と考える。また、老朽化や自然災害等による被害も心配されるので、建物の集約、解体を考え、約400坪もある敷地を有効活用する考えはないかという質問に対してでございます。

町営細田住宅は1棟4世帯の長屋建て住宅で、5棟で構成されています。建築から54年を経過しており、議員ご指摘のとおり、老朽化が進行し耐震性も不明であることから、平成11年9月の入居者を最後に新たな入居の受付は行っておりません。管理上危険な部分もありますので、町としても解体の方向で進めたいわけではございますが、現在7世帯11名が生活しております。入居者には、町営小坂住宅に空室が出たときなど転居を進めておりますが、長年住み慣れた場所を離れたくないなどの理由で、なかなか応じていただけない状況です。

なお、解体については入居者が全て退去してからになりますが、新たな町営住宅の整備計画はございませんので、解体後の敷地の利活用については別途検討していくようになります。

以上、藤井議員からの一般質問に対しての回答とさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 一問一答でお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○8番（藤井 要君） それでは、順番に沿って、先ほど寺ノ前線ということでございますが、企画等とこれからの整備計画を検討していくということですが、じゃ、どのように検討しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 道路の不具合があった場合は、なるべくそこばかりじゃないですけども、早めに行って修繕、危険がないようにはしております。

藤井議員のところへ住民の方からそういうお話があったみたいですけども、ちょっと我々のほうにはそういうお話もなかったものですから、一般質問もらった後ですけども、業者さんとどういう形で修繕できるのかなというので、ちょっと相談かけているところでございまして、どういうふうにするというのはまだ決まっております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 私のところにちょっとあれですけども、区長さんからも話ありまして、区長さん、そういうことを町に言っているというようなことをちょっと聞いたものですから、課長のところには耳に届いていないということであればこれは仕方ないわけですけども、前に糸川課長がいたときなんかにも、横の水はけというんですか、クラッチングなんかもやって、いろいろあそこやってもらったですけども、やっぱりあそこは私が言いますように、写真とかそういうところ、景観がよくて観光客がそこで写真撮ったりとか、よければ着物着たりとかして、和傘なんかでも、そういうところでいいところでございますが、本当に私が歩いてでも、あそこ凸凹して、そして石にコケというんですか、カビですか、黒くなっちゃって、そして凸凹して私でも歩きにくいよと。以前、観光客の方もちょっとこけたというようなこともありましたので、それから、今言ったように町民の方もあそこを何とかきれいにして、そして最終的には地元住民の方は平らだけでもいいよというようなことを私は聞いたものですから今回の質問になったわけですけども、課長が今業者さんの話合いでどのような格好にするかということは今すぐにやってくれているということ、本当にありがたいし、私も町民の方なんかにも説明できるということで、本当に素早くやってくれてありがたいと思います。

でも、前に何か質問したときに、農協の石というか、倉庫を壊したときに、ああいう石も景観条例みたいんがで使えるんじゃないかということで、私も今の町長さん、総務課長さん

だかちょっとあれですけども、そういうことを言ったこともあるんですけども、私はあそこ、欠けているところ一度掘り返して、地圧をかけた中でまた平らにしてくれれば一番ベターじゃないかなと。そして、通行止めということをはなかなか地元の利用者さんもありますので、規制をかけながらあそこを、浄泉寺さんですか、やっぱり一直線の昔からのところですので、何とか復活させたいなと思いますけれども、いろいろアイデアは町長もあると思いますけれども、そのところら辺、思っているところがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） あの通りは、浄泉寺への、本当にお寺の参道といいますか、そういうことで非常に古くからある通りと伺っています。なまこ壁の通りということで、観光のお客さんも非常に歩かれる方が多いということです。

逆に、あそこを使っている方々にとっては、やはり車両等が通って、先ほども建設課長が対応してくださっているように、時々砂利を追加して平らを保っているような状況ではございますが、やはり景観的なものを考えたときに、あの石畳というのは非常に珍しい道路になりますので、そういった意味では、両方の意向をすり合わせて落としどころができるような形で業者さんのほうとも相談をさせていただいていますけれども、石畳の凸凹の部分がある程度削る形でやるとか、あとは脇のいわゆるバラスの部分、もう少し粒を細かいのと大きいのと混在させて定着できるような形にできないかとか、そういった相談も今かけていると伺っておりますので、風情を残しながら、なおかつ生活の支障の部分を減らすような対応をしてみたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 本当に風情があるところですので、観光の、先ほど言ったように石畳、町の一番の、海は別として、町内のスポット的な場所だと思っていますので、しっかりと昔ながらのそういう風情を残すような格好でやっていただきたいと思います。なるべく早くやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、2番目の空き家促進の関係でございまして、令和2年ですか、やったと。あのときにゼンリンさんが入りまして、200万ぐらいかけたんですね。それから、一応は大工さんなんかも入って、これは使える、使えないということでやったということは聞いておりますけれども、それからの関係は、ただやったよということと、そして今空き家バンク、これ何かこの前25件ぐらい今登録している、あるようなことも伺っておりますけれども、なぜ進まないのか、200万円かけてもなぜ進まなかったのかというようなことをちょっとお伺い

したいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 以前調査した空き家の関係につきましては、ゼンリンのほうに委託して、藤井議員のおっしゃられるとおりですけれども、進まない訳につきましては、そのときゼンリンということで、外見だけ、見た感じで調査した関係になります。

実際に空き家バンク登録するには、そこの所有者の方の貸してもいいよという意向を確認しなければいけないんですけれども、現状ですと、所有者の方、親が亡くなってよそに住んでいる方が多くて、盆や正月に帰ってくるといったことで、空き家になっているけれども、手放したり、賃貸でいいよという方がなかなかいらっしゃらないというのが現状ですので、そういったところが課題かなとも思っております。

そういった所有者の方々にお話、空き家活用にちょっと心を動かせるような形の方策をしなければいけないかなということで考えておりまして、具体的には年度当初に固定資産税の納税通知書を送るんですけれども、その中に空き家活用の同封を入れたりとかはしておりますし、あとは移住定住促進協議会が昨年立ち上がりまして積極的に動いておりますので、そこから空き家活用について相談をしているといった空き家対策の状況をしておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 今、課長の話聞くと、固定資産等そういうときに一緒に送ると。私は何もやっていないのかなと、ただそのままほっぽかしていた状態だということで思っていましたら、若干なりともやっているということですのでけれども、調査で使えるようなところ、本当は町のほうで訪問して、そしてチェックをして、もうこれは先ほどお盆に帰ってくるとか、正月に帰ってくるところを除いて把握できれば一番ベターかなと思いますけれども、そこまではいっていないということで、これもいろいろな面で仕方がないかなとは思いますが、早くそういうところを把握して、やっぱり空き家バンクに登録できないかと、そういうお話をできれば一番いいと思いますけれども、そして先ほど言いましたけれども、何か25件ぐらいと聞いたのはあれですか、登録は今どのような状況になっているか、把握していればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） すみません、具体的な状況まではちょっと把握はしていませんけれども、先ほども申し上げましたが、移住定住促進協議会のほうが結構頑張っており

まして、空き家バンクの登録は増えておるところでございます。

協議会への移住相談なんかでも、空き家バンクといいますか、家の相談がかなり多いものですから、そういったところでかなり活用は以前よりはされている状況となっております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） それは役場との連携みたいなのは取れていないのですか。今、やっているよということは分かりますけれども、役場とのそういう連携みたいなのということはまだまだいっていないんですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 移住定住促進協議会には、町のほうから移住相談業務とか情報発信とかの委託金をお支払いして業務をやっているところでございます。

協議会の中にはもちろん町の担当職員も入っておりますし、振興公社であるとか、商工会であるとか、町の関係機関も入っておりますので、連携して取り組んでおるところでございます。

空き家バンクの登録の受付なんかは町の担当でやっておりますので、そういった情報を協議会に流して、そちらの協議会のホームページに情報を載せるといった形で連携は取っておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 今、昨日からインターネットとホームページ等を通じてということで、今課長のほうから出ましたけれども、町のホームページは空き家の関係は流していないんですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 現在のところは、町のホームページには載っておらないところの状況です。

移住定住促進協議会のほうで空き家活用のきれいな見やすいホームページ作っていますので、そちらへのつなげるバナーの設置をしなければいけないということで思っているところですが、そこのほうがちょっと進んでいない状況です。

町のホームページに載せるのも、協議会へつなげるリンクとか貼るのはもちろん必要だと思っておりますので、そちら早急に対応させていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） いろいろやってもらって、町の交流人口等、そして定住人口等も増や

すようなことを考えながらやってもらいたいなと思います。

2のほうの関係になります。

雑木とか竹林の関係が生い茂っているところ、このすぐ近くにもありますよね。あれはまちなかの長谷川病院さんの近くにもありますし、そして今台風なんかが来ていると、本当にもう穴が空いて、壁なんかが穴が空いている、町長のすぐ近くの昔床屋さん、そういうところありまして、前に町長は、あれは私有地でなかなか町からは声はかけられない、ああしれ、こうしれということとはできないということでございますが、あそこ、そこで竹が生えているところが、先ほども言いましたように、いろいろ生活にも支障を来しているわけですよね。

床屋さんのところは、よく土木でいう馬というのですか、何かああいうのを置いてあったりとか、そして実際に上のことを見ますと、もう穴が空いて、台風とか風が入ればもうばらばらと、どんどんと駄目になるような関係というか、見えますよね。それを何もできないということじゃなくて、特定空き家対策ということでいろいろ条件がありますよね。行政が指導するという流れがあるわけじゃないですか。連絡等は取っているんですか、その点はいかがなんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） まず最初に、うちの裏のほうの浜の火事になった家の関係です。

前にもちょっとお話はさせていただいているところですが、隣にももちろん住んでいる方というか、その隣の建物の所有者が地元におりますので、その方が自分のところを直すに当たって、そこに足場等が必要になるということで連絡を取ったりしているのも、一応一緒に相談に乗って話を聞いたりしていますが、結局は相続人等々の特定ができずに、何もできずにいるということを伺っています。それで、今対処に苦慮しているところではあります。

床屋の部分ですが、そこについても当時突然なくなってしまったという方ですので、当然その後の足跡というか、そういうのがつかめない状況でございます。そうこうしているうちにやはり老朽化が進んで、両隣の自宅の方々にもどうしたらいいかなというような話を当然地区内でもいろいろしているところですが、実際、今手を出せないような状況でございます。

そういったところがだんだんと増えていく可能性が非常にあるということで、国のほうも今回民法の改正ということで、相続を義務化するというのに法律も整備されつつありますが、今のところ、個人の所有のものに対して特定空き家の認定をしない限りは今ちょっと手を出せない状況ですし、認定したということで、例えばその次のステップで、いわ

ゆる行政代執行に関わっていく中で、いろいろな制約も当然ございますけれども、将来的な数とかそういったものも、ちょっと全数把握、先ほど議員からもご指摘のとおり、現状と全数把握をしっかりとした中で進めていく必要があるかなとは思っておりますが、やはり近隣の方々からも何とかならないかというようなことで、今相談は入っているところではございますが、現状は法律的なものがやはりハードルとなって手を出せないでいる状況でございます。

ただ、何もせずほっておいているだけでなく、いろんな法律の変化や周りとの調整も含めて、全国的な事例等もいろいろ学びながら対策を考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） いつも町長の答弁は、同じように現状ではなかなか当局が手出しができないということをおっしゃいますけれども、空き家対策特別措置法では、空き家の実態調査、先ほど町長も言いました空き家の所有者への適切な管理の指導、これ、もういなくなっていてどこだか分からないと、でも、実際には固定資産税とかかけている場合で分かる。分からない場合もあるかもしれませんけれども、かけている。そして、そういう中で当局の中で今はできるようになりましたよね。今までだと守秘義務とか、そういう情報を流すことはできないとか、役場の中でそういうことはできるわけですよね、今度は法律的にもそういうことが認められてきましたので。だから、探すことはできる。

なかなかこれ、100人も200人もいたりするということ、それは除きますけれども、そして空き家の跡地についての活用促進や適切に管理されていない空き家を特定空き家に指定することができると、特定空き家に対して助言、指導、勧告、命令ができると、特定空き家に対し罰金や行政代執行を行うことができると。

最初の話聞いていると、町長は出だしでなかなか踏み込んでいないと感じるわけですがけれども、もう少し踏み込んで、先ほど私も言いましたように、条例等をつくって踏み込むこと、やたらに条例をつくったからといって乱発するわけではありませんけれども、本当に困っていると言ったらおかしいですけども、いつも私が目につくのが3軒でありますか、役場の近くに長谷川さんのところの、これは昔から本当にもう竹が生えて、穴が空いて、動物が住んでいるような状態、そして台風のとときに何かが散らばったときに、その住民の人が片づけている。松崎の浜のほうもそうですね。隣の方が自分のほうに屋根の中に入ってくるものを片づけたりとか、いろいろしている。そして、先ほどの床屋さんのところは、もう本当に今自然災害等が発生して、台風が来たときに屋根なんかに、屋根というか、壁なんかに風が入

ってどうなるかも分からない状況、そういうときに、やっぱり町長、人災とかが起こった場合にどうするかということを考えたら、やっぱり行政が探してその人に、地主さんを探して、そして指導を行う、お話をし合うということがまず最初の取組じゃないかと思うんですけれども、その点に対してやっていないように感じますけれども、どうなんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 北区に2件、中区に1件ございます。その近隣の方々も、もともと自分も町民ですので、松崎のほうで近隣の方々とも日常的にお話をさせていただいています。それは一町民として、当然職員のときからそういった話をしております。

自分がこういう立場になっているものですから、それに対していろんな形で動きをしなければならぬというのは当然でございますし、今議員ご指摘の話の中で、固定資産税がどうなっているかというのは、窓口税務課のほうで当然承知しているところでございます。

そういった中で、当然弁護士さんにも近隣の方々相談をした中で、相手が見つからないということでございますので、相手がいれば当然こちらからもアプローチはできるところでございます。相手が特定できない中では、今おっしゃるとおり、お手上げ状態というのが現状でございますので、探していないわけでもなく、やはり活動はしているんですけれども、そこについては今できない状況が続いているというのが現状でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 町長がいろいろと調べているということでございますけれども、いろいろ方法があるわけですよ、いなければいけないでやる方法が。今回も管理不全土地何とか命令というようなのが4月にもできましたし、これは裁判等の関係もございまして、分からない場合には、じゃ、そのままにしておくというわけにはいかないわけですので、先ほど言いました何らかの方法がある、その方法を探して対応する、それも当局の仕事であります。

先ほど言いましたけれども、台風のとかなんか、じゃ隣のうちのところに何回も隣の人たちが困っているから助けてくれよと言ったときに、私のところは関係ありませんというわけにはなかなかいかないし、そして人災があったときに、当局にこんなに頼んだのにもかかわらず何にもしてくれなかった、おかげで人災にあったとか、そうしたときには誰が責任取るんですか。町長、その所有者だよということで、もう流しちゃうんですか。その点はどうお考えですか、町の対応ということに対して。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 台風や災害のときの責任の所在というのは、皆さんもご承知のとおり、天災における災害の責任の所在というのは、基本的には瑕疵がなければ問われないという形になっております。ましてや、個人の所有物がある場合、それを困っているから何とかしてくれという気持ちは非常に分かります。ただ、それに対しての対処をした、しないということで、その方が責任を取るようなことは、原則、今の日本の法律ではないので、管理責任という部分をどう捉えるかによって判例が大分異なってきていますので、そういう意味でいうと、今おっしゃる気持ちは分かるんですけども、今現状ではやれることを粛々と進めているという状況でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 確かに所有者の管理責任ということがあるわけですよ。ですけども、それを見過ごしていくというわけにはやっぱりこれはいかないと思うんですよ。先ほどから言っているように、何らかの手を打って、そして、もしどうしても分からなかったということになれば、いろいろの面で代執行等かけると、そういうことができるわけですよ。そういう手立てもやっぱり考えていかなければならないと私は思います。

本当に町民のためにということで、町長、新しい町をということを言っていますので、そういう面で心を新たに、町民に寄り添ったような、そういうような形で前向きにやってもらいたいと思います。もう一度、町民に対してのメッセージということでお願いしたいと思っていますけれども。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） できることをやはり粛々ときちっと進めてまいりたいと思っております。

なかなか、この特定空き家の計画についても、昨年度という話がありました中で、災害等もあって、現場の職員、非常に疲弊している中で、本当に一生懸命対応したところでございます。そういった中で、やはりやらなければならないことが山積しているというのは重々承知ではございますが、一生懸命それに対して取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き、ほったらかすということは絶対しないので、そういう意味ではでき得ることを鋭意、職員も含め、自分たちも頭と体と知恵をフルに使いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 分かりました。

これからも一生懸命やってもらいたいと思いますし、最終的には代執行でもやるんだと、

そういう強い気持ちで臨んでもらえればありがたいなと思います。

そして、次に町有財産の有効利用の活用、これに対してでありますけれども、柔道場のところ、昔1人女性の方が住んでいて、高齢で亡くなられたと思いますけれども、前の前の町長るとき、そこがいなくなったら解体してということもありました。そして、今町長が先ほどの答弁で、あそこは避難タワーを建てたいなと、そして、その建てるときにはあの建物を壊すお金もそこから捻出できるんじゃないかなということ、ああ、それもありかなとは、安くなるということもありますけれども、でも、あそこは幾らぐらいか、私も素人ですのであれですけれども、いつできるのか、避難タワーの計画がどこまであそこで進んでいるのかにもよって変わってきますけれども、100万円なんてかからないで解体できるんじゃないかと思いますけれども、その点はどうですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） あまりいい加減なことは言えないんですけれども、解体するのは確かにそうかからないかと思えますけれども、今処分費のほうが大分かかるように聞いておりますので、今言った金額ではやはり到底、ちょっと難しいかなと思っております。

避難タワーについても、ここ数年、南区、そして総合計画にもあと2基という話がございますが、やはり所有地、建設予定地の関係がなかなか決まってくないものですから、地元の意見も聞きながら、南区なんかも一応意見をあるというように聞いておりますので、そちらと調整しながら進めてまいりたいと思っております。万が一違う場所ということになったときには、やはりそれこそ管理責任の下で解体も視野に入れておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 延長をお願いしておきたいと思えますけれども。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○8番（藤井 要君） 実際に見ますと、やっぱり壁なんかがはがれているところもありますし、こちらからのぞいてあちらが見えるよと、そういう点もございますし、台風なんか来たときばたばたするというようなことも近隣の方から聞いております。ですから、また一応被害が及ばないような格好で、簡易でもいつ建てられるか分からない状況だということをお伺いいたしましたので、対策を取ってもらいたいなとは思います。

最後のほうになりますけれども、町営細田住宅の関係、これはもう本当に54年経過しているということでございます。町長なんかも、あそこら辺通ったとき見ていらっしゃると思いますけれども、草がいろいろ生えているし、その5棟の中にはもう全然入っていない方もい

らっしゃいますね。1軒入っていたりとか、2軒入ったりとかしていて、先ほど11世帯あるということでしたけれども、そういうところ、管理上も本当に今草が生える時期なんですけれども、入っていないところら辺とか草がいっぱい。これ、シルバーさんなんかもやっていただいておりますでしょうけれども、やっぱりそういう点を、あそこやっぱり町の中というか、景観上も草がいっぱい、そして壁というか、ドアなんかのもうはがれて色はあせちゃって、変な白っぽくなっていたりとか、そしてこんな小さい窓ですか、そういうところなんかも穴が空いたような状態になっているんですよ。

私はなぜこういうことを言ったかといいますと、先ほど課長も言いましたように、あそこから移動するというようになると、なかなか情的に住み慣れたところを移動するのを嫌だよということをこれ、ありますよね。北海道の夕張なんかもそうなんですけれども、54年もたって、そして、くみ取というか、水洗ではございませんし、そしてこういう、今年はもう8月なんか今までにない暑さということになります。そうすると、熱中症の関係もありますし、扇風機だけです、ほとんど。エアコンが入っているわけでもありませんし、そして6畳、4畳半と、あとは台所、お風呂とかがあって、3部屋あるわけですか、そういう中で、あの54年前に建てた中で生活しているんですよ。そういう面を考えると、やっぱりもう少し新しい、建て替え、細田住宅じゃない、もう一つのあれはありますね、ちょっと名前が出てきませんけれども。

（「小坂」の声あり）

○8番（藤井 要君） 小坂ですか、その3階とか、4階はあるのかちょっとあれですけども、高齢者になるとなかなか上に行くというか、エレベーターもない中で、そういうのが苦痛になってなかなか動けないよということもあるわけですよ。

そして、先ほど言いましたけれども、町長のほうが、いなくなったら解体ということもあるわけですけども、あそこで多分一番若い人が入っているのは50代かそこらなんです。そうすると、その方が亡くなるまで、じゃ移動しない限りですよ、あと30年も40年もそのままほっとくということになっちゃうわけですね、考え方からいったら。

私は、あその450坪あるわけですので、それを心情を考えながら450坪の中の一画をもう少し整備して、そして、そこに6世帯ですか、今、7世帯ですか、そういうのを交渉しながら、小坂に移ってもらったりとか、そして今よりも快適になるような、そういうものを一画に移すとか、そうすれば例えば400坪ぐらいを有効利用できるんじゃないかとも考えているんですよ、町長、その辺はどうなんですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 担当課のほうでも、やはり解体を進めたいという思いは同じでございまして、やはり耐震の問題とか老朽化の問題、そして先ほど議員おっしゃったように衛生上の問題とか多々ございますので、入居者の方には都度お話をして、小坂に移っていただけないかみたいな話をしているところですけども、やはり先ほども申し上げましたとおり、住み慣れたところ、そしてやはり少なからず負担が増えるということで、小坂に移ると、そういう皆さんの生活に関係する部分で、なかなか移動を承諾していただけない状況が続いております。

私どもとしても、広い敷地については今後いろんな形で活用していくような案がそうなれば出てくるんじゃないかというような期待もしているところでございますので、そういった意味では、町に限らず、お知り合いの方とかからも転居という促すようなお話をしていただけたらなというような思いでいるところです。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） じゃ全然アタックというか、していないわけではないということですね。

確かに今最低限の家賃ということで住んでいるよと、そして移動すれば上がることは確かだと。でも、私はあそこを約450坪、私は先ほど一画を残して、そこにちょっとしたということを言いましたけれども、有効利用ということとはかりにかけた場合、今松崎の中ではいろいろ計画はないのかもしれませんが。じゃ、あそこに避難タワーといったら、ちょっと離れているよということになる、いろいろな考え方あると思います。あそこをだけれども何か水害、地震が来たときに津波が来た、40センチぐらいの高さになるということは聞いておるわけですけども、それと近年の雨の関係ですね。そういうことを考えた場合にどうなのかなと。最低限の生活、楽しい生活を提供するのにも、ちょっとそういう点では心配。

先ほど言ったように、ああいう屋根が低い中とか、エアコンも入っていないような状況の中で、健康的な面、熱中症になるかもしれませんし、そういうことを考えたり、それで、またかなりシルバーさんに頼んで年何回か草刈りもやったりしなきゃならないという中で、費用対効果を考えて、例えば1万円のところに移ったとしても、ある程度メリット的なことを考えて、全て減免というわけにもいかないですけども、お話し合いの中でできないものかなと考えますけれども、もう少し粘り強く交渉はできないものかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 小坂住宅に空室が出れば、町長申し上げたとおり、まず優先して空いたからどうですかということは過去もずっとしてきておりますけれども、なかなかそちらへと移りたいという方がいらっしゃらないと。

現在、藤井議員言われましたけれども、草刈りについても定期的にというか、年に何回かは町のほうでやっております。ただ、今夏場で草が伸びているものですから、ちょっと草が目立つ状況かと思います。

実際5棟のうち5棟全部に入居者があって、空いている建物というのがございません。1世帯入っている建物が4棟と、1つの建物に3世帯、全部で合計で7世帯入っているわけですが、藤井議員が450坪と言われましたけれども、実際850坪、面積でいうと2,800平米あります。できれば本当に有効活用したい土地ではあると思います。ただ、やっぱり住んでいる方が今のところ優先になっているものですから、その辺はまた今後も継続して転居を促すようなことは、話はしていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 今あそこの住んでいる方に450坪だと聞いていたもので、850坪もあるんですか。すごいですよね。有効利用する手はというか、しない手はありませんよね。それをもうこれから何年もほっぽかしていくという、本当にこれ町有財産の無駄になる可能性もあるわけじゃないですか。

医療の関係、単純にというあれじゃないですけども、そういう何か、例えば町長、昨日も言いましたけれども、反対に松崎町に私は病院建てたいがですけども、何か空き地はないですかなんていったら、本当にああいうところ、いいところじゃないですか。水害で40センチという、私ちょっとうろ覚えの中で言っているがですけども、高くしたりとかして、できるということ、本当に有効活用を考えてくださいよ、なかなか。そして、その中で、じゃ今住んでいる方に、こういうわけで移動してくださいよと、じゃ、はかりにかけた場合に移動してくれるということになれば、有効利用のほうが大きければ、それも手じゃないですか。

本当、真剣にそういうことをやっぱり考えてもらったほうがよろしいかと思いますし、災害起きたときに、今、昨日なんかも学校の避難とか、いろいろありましたよね。それで福祉関係の避難先が不足しているよとか、いろいろあるわけですけども、そういうところによって、場合によっては簡易的なもので活用できることだってあり得ると思うんですよ。そう

いうことに対して、いろいろ見ながら、町長、もう一度そこら辺、何かアイデアがありましたらお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 入居者の移動につきましては、本人の意向が非常にやっぱり優先されます。なおかつ借地借家法というのがございまして、入居して住んでいる方がまず優先されるということです。なかなか促すということ、議員もおっしゃるとおり、それしか方法はない状況でございますので、先ほども担当課長のほうからもお話があったとおり、事あるごとに促しは続けているところでございますので、やはり生活している方々が動けるような形を促すしかないという状況でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 時間も迫ってきましたので、最後の質問になるかと思いますが、町長、夕張の関係で恐縮でございますが、炭鉱で栄えたときに、町営住宅というのですか、そういうのがたくさんできたと。そして、その当時何万人というのですか、そういう人たちが炭鉱のがで集まってきた。そして、高い建物が4階だか何だか分かりませんが、かなりできた。そういう中で、もうどんどん少なくなって行って、市長が新しい建物を建てます、そうしたときでも、やっぱりそこに住んでいた人たちが、いや、今まで住んでいたところがいい、仲間がいる、そして当時その炭鉱のところは、お風呂なんかも棟ごとに1つずつですか、各世帯にはなかったと。そういう中でいろいろな話ができるよと、命を一緒にかけた、そういうことも言っていましたので、そういうことも考えた中でいろいろアタックをしてもらいまして、丁寧なお話の中で進めてもらえればありがたいと思いますので、私の質問を終わります。じゃ、また、すみません、よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 以上で、藤井 要君の一般質問を終わります。

5分まで暫時休憩します。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時05分

◎日程第2 報告第7号 地方公共団体の財政健全化判断比率について

○議長（深澤 守君） 日程第2 報告第7号 地方公共団体の財政健全化判断比率についての報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 報告第7号 地方公共団体の財政健全化判断比率についてでございます。

詳細は担当課長のほうから説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、報告第7号 地方公共団体の財政健全化判断比率についてご報告させていただきます。

報告第7号は、令和4年度財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、松崎町監査委員の意見を添えて報告するものでございます。

添付資料の総括表1をご覧ください。

上の表をご覧くださいますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率の項目がございますが、これらは財政健全化法により財政の健全性を示す指標として定められたものです。

実質赤字比率は税收や交付税に対する赤字額の割合を示します。連結実質赤字比率は特別会計を加えた赤字額の割合を示します。実質公債費比率は税收や交付税に対する地方債などの借入金の割合を示します。将来負担比率は一部事務組合などを含めた将来の借金の負担の重さを示しております。赤字比率や公債費比率は、単年度におけるお金の流れをはかり、将来負担比率はストックを見るということになります。そして、これらの比率を出す基となる数字が標準財政規模ですが、これは下の表の左側に記載されておりますが、令和4年度は26億1,648万6,000円となります。

まず、実質赤字比率と連結赤字比率ですが、この2つは実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率になります。ともに黒字であったため、比率は表示されません。

この比率につきましては、次の表の総括表2をご覧ください。

左上の表が実質赤字比率になります。一般会計の実質収支額を標準財政規模で割った割合となりますが、実質収支が黒字であるためマイナス5.17%と負の値となり、総括表1の実質

赤字比率は表示なしとなります。

次に、連結実質赤字比率ですが、これは総括表 2 のそれ以降の表にあるように、一般会計に国保会計や水道会計、集落排水会計などの特別会計を加えての比率となりますが、右下のとおり、これらについても黒字であるためマイナス37.81%と負の値となり、総括表 1 は表示なしとなります。

総括表 3 をご覧ください。

次に、実質公債費比率ですが、これは一般会計が負担する元利償還金等の町の財政規模に対する比率、言い換えれば、収入のうちどれくらいを借金の返済に充てているかということになります。3 年の平均値として示されるものです。中段の表の右端にあるように、実質公債費比率4.9%となりました。これはその左側にある、令和 2 年度から令和 4 年度までのそれぞれの年度ごとの比率の平均となっております。昨年は4.5でしたので、0.4ポイントの増加となりました。令和 2 年度が4.1、令和 3 年度が4.5でしたので、年々値が上昇傾向にあります。

総括表 4 をご覧ください。

最後に、将来負担比率です。これは一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する率になりますが、そこにあるような算式の下で算出され、将来負担すべき負債は基金と基準財政需要額に算入される額で賄える形となり、答えが右下にマイナス31.5と表示されているように負の値となったため、比率なしとなりました。

総括表 1 にお戻りください。

下の表にあるとおり、それぞれの比率には、早期健全化基準、イエローゾーンと、財政再生基準、レッドゾーンが定められております。早期健全化基準を超えると政府から財政健全化計画の策定が求められ、財政再生基準を超えた場合には破綻とみなされ、財政再建計画の策定が義務づけられることになります。

現在のところ、早期健全化基準を超えるような兆候も見られず、財政運営は健全性を保っておりますが、ごみ処理場の建設、斎場の建設、学校給食共同調理場の建設など、今後大きな事業が計画されています。当町においては財政規模も小さく、人口の減少や地価の下落に伴い税収が減少し、交付税など依存財源の比率も高いため、これからも慎重に財政運営を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 以上で、報告第 7 号 地方公共団体の財政健全化判断比率についての

報告を終わります。

---

◎日程第3 報告第8号 公営企業に係る資金不足比率についての報告

○議長（深澤 守君） 日程第3 報告第8号 公営企業に係る資金不足比率についての報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 報告第8号 公営企業に係る資金不足比率について、詳細は担当課長から報告をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、報告第8号についてご報告させていただきます。

報告第8号は、令和4年度公営企業に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、松崎町監査委員の意見を添えて報告するものでございます。

報告する公営企業に係る特別会計は、表にあるとおり、水道、温泉、伊豆まつざき荘の各事業会計と、三浦地区の集落排水事業特別会計の6会計でございます。

各会計の状況でございますが、先ほど報告第7号に添付した総括表2をご覧くださいと思います。

ページの右側の表に各会計の資金剰余金が載っております。いずれの会計もプラスであり、資金不足は発生しておりませんので、資金不足比率は数値なしという結果になりました。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 以上で、報告第8号 公営企業に係る資金不足比率についての報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（深澤 守君） 日程第4 議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細を担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） それでは、議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の第49条による電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正により、個人番号カードの機能を移動端末機、いわゆるスマートフォン等への登載をすることが可能となったため、今後、印鑑登録証明書のコンビニ交付において、個人番号カードと同様、移動端末設備用利用者証明用電子証明書が登載されたスマートフォン等を用いて申請が可能となるため、印鑑条例の一部を改正するものでございます。また、あわせて、窓口に設置した申請装置を利用し、個人番号カードにより印鑑登録証明書の交付を受けることができるよう改正するものでございます。

お配りした資料でございますが、議案をめぐっていただいた2枚目が松崎町印鑑条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

その次に、議案第50号資料として新旧対照表が1枚ございます。改正文により既存の松崎町印鑑条例を改めるものでございますが、議案第50号資料の新旧対照表により説明をさせていただきます。

左側に現行条例、右側に今回の改正案をお示ししており、改正箇所をアンダーラインで示してあります。

まず、第13条第2項の新規の追加でございます。個人番号カードを提示し、町長が指定する申請装置を使って暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請することができるものとするものでございます。

また、第13条の2では、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請、いわゆるコンビニ交付において、移動端末設備、スマートフォン等を利用して必要な操作を行うことにより、印

鑑登録証明書の交付を申請できるように追加したものでございます。

裏面になりますが、利用者証明用電子証明書の認証方法として、暗証番号を入力するだけでなく、スマートフォンでは生体認証による場合も考えられることから、上から５行目から６行目のところですが、「暗証番号その他必要な事項を入力すること」を「必要な操作を行うこと」に改めるものでございます。

次に、第15条では、申請の不受理の項目として、第４号では、スマートフォンでは先ほどの説明のとおり暗証番号を入力するだけでなく、生体認証による方法も想定されるため、「必要な操作が正しく行われなかったとき」に改めるものでございます。

第５号では、「個人番号カードに記録された」を削り、「個人番号カード及びスマートフォン等を利用する場合で利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき」に改めるものでございます。

１枚戻っていただきまして、条例の改正文でございますが、一番下の附則の施行期日でございます。この条例は公布の日から施行するものでございますが、第13条の２についてはデジタル庁におけるスマートフォン等を利用したコンビニ交付サービスの開始日が2023年内とだけあり、正式な開始日が未定であるため「四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」とし、正式な開始日が決定次第、規則により定めるものでございます。

印鑑登録証明書については、個人番号カードに加え、移動端末設備、スマートフォンでもコンビニ交付により申請ができるようになり、住民サービスの向上が図られるものとなっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第50号 松崎町印鑑条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第5 議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長(深澤 守君) 日程第5 議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 窓口税務課長。

○窓口税務課長(糸川成人君) それでは、議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本議案は、先ほど審議していただきました、スマートフォンを利用してコンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から、住民票の写し及び印鑑登録証明書の交付するサービスを利用するに当たり、役場窓口での申請では手数料を徴収しないとしている場合でも、多機能端末機を利用する場合には、マイナンバーカードの利用時と同様に、一部を除いて手

数料の減免を外し、手数料を徴収する規定を定めることとして、手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

お配りした資料でございますが、議案をめぐっていただいた2枚目が松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

その次に、議案第51号資料として新旧対照表が1枚ございます。改正文により既存の松崎町手数料条例を改めるものでございますが、議案第51号資料、新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の第7条第2項において、第1項の減免の規定にかかわらず、多機能端末機を利用する申請または請求については手数料を徴収するとしてあるところで、マイナンバーカードを利用した場合に加え、今回、移動端末設備用利用者証明用電子証明書、いわゆるスマートフォンを利用した場合を加えるものでございます。

1枚戻っていただきまして、条例の改正文でございます。

一番最後の附則の施行期日でございますが、印鑑条例の施行期日と同様に、スマートフォンを利用したコンビニ交付サービスの正式な開始日が未定なため、「四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する」としてございます。

個人番号カードと同様に、多機能端末機を利用した証明書等の発行については、基本、手数料を徴収することとなりますので、減免を受ける場合には役場窓口で申請をしていただくこととなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） スマートフォンでも証明書発行の絡みでできるようになるということですが、料金の徴収はどのような流れでされるか、分かりやすく説明をお願いします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） マイナンバーカード利用時と同様に、多機能端末機において200円を入れていただくというような形になります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今スマートフォンというのがあったような気がするんですけども、

スマートフォンの場合はどのようになるのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 利用者の認証をするのはスマートフォンで行いますけれども、料金を払うのは現金で、多機能端末機に現金を200円入れて発行をお願いするというような形になります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） そうすると、単純に考えると、スマートフォンで使えるといっても、多機能端末機のそばでなければならないということなんでしょうか。スマートフォン単体ではできないということですね。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） はい、そのとおりでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第51号 松崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 6 議案第 52 号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例  
について

○議長（深澤 守君） 日程第 6 議案第 52 号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤 守君） 議案第 52 号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第 52 号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案の次が条例の改め文となっておりますが、説明は議案第 52 号資料、新旧対照表において説明をさせていただきます。

本条例の一部改正につきましては、来年、令和 6 年 4 月で、岩地集落排水事業、石部集落排水事業及び雲見集落排水事業が公営企業会計に移行いたします。これに伴いまして、公営企業委員会設置条例が、公営企業委員会の所掌事務がこれら公営企業の運営に関する事項について調査研究並びに情報収集に関することを所掌事務といたしておりますので、この公営企業委員会にこの 3 事業を加えるものでございます。

それでは、新旧対照表でございますが、左側が現行の条例、右側が改正案となっておりますが、ご覧のとおり、水道事業、町営温泉事業の後ろに、松崎町岩地集落排水事業、松崎町石部集落排水事業及び松崎町雲見集落排水事業の 3 事業を加えるものでございます。

また、左側をご覧くださいますと、下線の引いてあるところに町営駐車場事業とございますが、この町営駐車場事業については平成 16 年度に事業を廃止しております。本来でしたら、その際にここも廃止すべきだったと思いますが、そのまま残っておりますので、この 3 事業を加えることに併せまして、町営駐車場事業についてを削除をするというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） ご質問いたします。

来年4月から、この集落排水事業は公営企業に移行するということは理解いたします。当然それであれば、この公営企業委員会、こちらのほうの所掌に持ってくるということは当然のことです。

ただ、1つ私が質問したいのは、今公営企業委員会委員の構成、それが学識経験者とかいろいろそういった方で構成されていると思いますが、例えばその委員の中に三浦の代表の区長さんとか、そういった関係者にこの委員に入ってもらおうということは可能なのでしょうか。

指定管理の関係があるもので、私そこところはよく調べておりませんが、やはり集落排水事業ということがここに所掌事務で入ってくるならば、そういったことは必要じゃないかなと思いましたので質問いたします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ご質問のメンバーの中にとのことでございますが、現在の公営企業委員会の設置条例において、委員の人数についてを10名以内で組織するとしております。構成については、議会議員でありますとか、各種団体の代表、それから知識経験者で構成するということになっておりまして、現実的には現在区長代表さん、コミュニティー推進委員会の区長代表さんにも入っていただいている状況です。それらの中に加えられるかということでございますが、人数的には今いっぱいいっぱいではございませんので、それは大丈夫かなと思います。あとは構成の中で、先ほど申し上げた、それぞれの中で各種団体の代表ということの範囲の中に入るのかなという感じもいたしますので、そこについては検討させていただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） これ、ぜひ検討していただきたいです。というのは、一般質問で質問しましたが、この三浦地区の集落排水、今後本当に大きな課題になってくると思います。そういった中で、料金の引上げも含めてそういった課題もあるわけですので、ぜひこの中に全部の区長とは言いませんので、三浦地区のどなたかという中でぜひ選任をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほど松崎町営駐車場事業が平成16年廃止ということだったんですけれども、これ公営企業委員会というのはその後も開いていると思うんですけれども、このあたりの議論はなかったんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） この後の議論というのが、駐車場事業に係る議論が公営企業委員会においてなされたかというご質問だと思い回答させていただきますけれども、既に平成16年で事業そのものがなくなっているものですので、恐らくそれ以降、町営駐車場事業についてを審議するということはなかったと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第52号 松崎町公営企業委員会設置条例の一部を改正する条例についての件  
を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 37 分

再開 午前 10 時 37 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第 7 議案第 53 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 4 号）について

○議長（深澤 守君） 日程第 7 議案第 53 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 4 号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第 53 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 4 号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第 53 号 令和 5 年度松崎町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明いたします。

お手元の補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算、第 1 条でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 2,218 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 6,121 万円とするものです。

2 項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表でご説明いたします。

第 2 条、繰越明許費の追加につきましては、第 2 表でご説明いたします。

第 3 条、債務負担行為の変更につきましては、第 3 表でご説明いたします。

第 4 条、地方債の変更につきましては、第 4 表でご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算の補正額になります。

まず、歳入からご説明いたします。款、項、補正額の順に読み上げます。

1 款町税1,000万円、内訳として、1 項町民税500万円、2 項固定資産税500万円。

10款地方交付税、1 項地方交付税8,156万5,000円。

12款分担金及び負担金、1 項分担金4 万円。

14款国庫支出金1,013万1,000円、内訳として、1 項国庫負担金38万6,000円、2 項国庫補助金974万5,000円。

15款県支出金、2 項県補助金313万8,000円。

18款繰入金607万8,000円、内訳として、1 項特別会計繰入金107万8,000円、2 項基金繰入金500万円。

20款諸収入、4 項雑入673万円。

21款町債、1 項町債450万円。

歳入合計、補正前の額40億3,902万8,000円、1 億2,218万2,000円、41億6,121万円でございます。

続きまして、歳出、3 ページになります。

同じく款、項、補正額の順に読み上げます。

1 款議会費、1 項議会費14万1,000円。

2 款総務費4,260万4,000円、内訳として、総務管理費3,221万6,000円、2 項徴税費62万3,000円、3 項戸籍住民登録費958万5,000円、4 項選挙費18万円。

3 款民生費564万1,000円、内訳として、社会福祉費510万6,000円、2 項児童福祉費53万5,000円。

4 款衛生費680万4,000円、内訳として、1 項保健衛生費455万2,000円、2 項清掃費225万2,000円。

5 款農林水産業費1,284万5,000円、内訳として、1 項農業費1,214万5,000円、3 項水産業費70万円。

6 款商工費、1 項商工費935万8,000円。

7 款土木費2,991万3,000円、内訳として、1 項土木管理費393万9,000円、2 項道路橋梁費1,276万5,000円、3 項河川費670万円、4 項港湾費250万7,000円、5 項住宅費400万2,000円。

8 款消防費、1 項消防費203万8,000円。

9 款教育費1,210万7,000円、内訳として、1 項教育総務費558万6,000円、2 項小学校費103万2,000円、3 項中学校費143万7,000円、5 項社会教育費56万円、6 項保健体育費349万2,000円。

11款公債費、1 項公債費73万1,000円。

歳出合計、補正前の額40億3,902万8,000円、1 億2,218万2,000円、41億6,121万円でございます。

続きまして、繰越明許費の補正額になります。

5 ページの第2表をご覧ください。

今回新たに追加するものでございます。2 款総務費、1 項総務管理費、インターネット仮想化システム導入事業1,826万6,000円ですが、インターネット環境を仮想化し、利便性を向上させるものとなりますが、世界的に半導体の入手が困難であり、電子部品の調達が年度内には難しいことから、繰越しとしたものです。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、小型油圧シャベル購入事業165万円は、近年土木事業者の減少により、災害が発生した際にすぐに対応できない場合が想定されます。簡易的な土砂の撤去作業程度であれば町で対応したいと考えておりますが、納品に6 か月程度を要するということであるため、繰越明許とさせていただくものです。

続きまして、債務負担行為の補正についてになります。

6 ページをお願いいたします。

今回新たに追加するものでございます。松崎町農村環境改善センター、伊豆の長八美術館、重要文化財岩科学校の3つの施設につきましては、期間をそれぞれ令和6年度から令和8年度までの3年間となり、限度額は松崎町環境改善センターが1億350万円、伊豆の長八美術館が9,880万円、重要文化財岩科学校が7,550万円となります。

続きまして、地方債の補正額になります。

7 ページの第4表をご覧ください。

旧共立湊病院の解体に係る特別負担金につきまして、保健衛生施設整備事業に係る過疎対策事業債をゼロから450万円に増額いたします。これにより、今年度の限度額を8,650万円から9,100万円といたします。

続きまして、補正額の財源の内訳についてご説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

今回の歳出の補正額の合計は1億2,218万2,000円ですが、こちらの財源につきましては、

国・県支出金1,326万9,000円、地方債450万円、その他1,022万7,000円、一般財源9,418万6,000円となります。

それでは、歳入歳出の事業の主な内容についてご説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

19ページをご覧ください。

1款1項1目議会費8節の旅費の特別旅費の関係ですが、今年度、岩手県山田町への視察を計画しております。当初バスでの移動できる範囲を計画するとしていましたが、移動距離が長いため、新幹線での移動となることから予算を組み替えました。そのため、バスの借り上げ料42万円が減額となります。

続きまして、20ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の12節委託料506万円ですが、個人情報安全管理措置運用手引策定業務委託352万円は、来年度から安全管理措置に対する点検監査が必須となるため、今年度中にマニュアルを整備しておくものです。

その下の会計年度任用職員人事評価制度改定支援業務委託の154万円は、会計年度任用職員においても勤勉手当の支給が可能となり、当町においても令和6年度から支給を予定しているため、勤勉手当の支給基準となる人事評価マニュアル等の策定の支援を受けるための業務を委託します。

5目の路線バス対策事業費の12節委託料500万円は、現在、松崎池代間においてデマンド型のバスの運行実験が行われておりますが、実施期間を延長するものです。

次に、20目電算推進費の12節委託料のシステム導入委託1,826万6,000円は、現在インターネット接続のために使用している端末は、導入から5年が経過し、スペック不足により動作不良が発生しており、また各職員が使用している端末はインターネットとは分離されているため、国や県からメールで指定されたホームページの多くを直接見ることはできません。そのため、今回はインターネット環境を仮想化し、事務用端末に統合し、利便性の向上を図るためのものです。

続きまして、21ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民登録費、12節の委託料799万7,000円は、戸籍の附票のシステム改修に係る委託費と住基システムの改修に係る委託費となります。マイナンバー法等の一部改正により、戸籍の附票に振り仮名を記載するためのシステムの改修と、住民票等に振り仮名を記載するためのシステムの改修となります。こちらは14ページに記載した社会保障税番号制

度システム整備補助金により、10分の10が補助金として交付されます。

24ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目児童福祉費、18節負担金、補助及び交付金17万5,000円は、園児のバスへの置き去り事故による聖和保育園の送迎バスへの置き去り防止装置に係る補助金となります。

25ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金、補助及び交付金455万2,000円は、下田メディカルセンター特別負担金として、旧共立湊病院解体に伴う負担金となります。事業は今年度と来年度の2か年間、15か月と計画しており、事業費は2年間の総額で4億5,000万円となります。事業費に対し、各市町の負担金は2年間で2億5,000万円となり、負担率は均等割10%、利用者割90%で計算をいたしました。今年度分は15か月分のうち7か月分を負担することになり、負担額は455万2,000円となります。こちらは今年の3月の議会全員協議会において既に報告をさせていただいているものでございます。

続きまして、2項清掃費、2目塵芥処理費の10節需用費の印刷製本費22万9,000円は、今回雑紙のリサイクルを行うに当たって、ごみの出し方、分け方ガイドを作成いたします。当初作成したときからの変更点も多数あり、また分別に当たっての注意事項も加えた中で改めて作成し、町内各戸に配布いたします。

26ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、6目環境センター費の14節の工事請負費330万円は、環境改善センターの照明器具のLED化の工事になります。静岡県振興協会の助成金の対象となり、町は年間440万円までは10分の10の補助を受けることができますが、今年度まだ余裕があるため、補助の限度額まで照明器具のLED化の工事を実施します。既に大会議室や研修室はLED化されておりますが、今回は1階の事務室やロビー、2階の消防防災係が入っている分室や廊下の照明をLED化いたします。

次の7目花の三聖苑管理運営費の14節の工事請負費450万円は、三聖苑内の三聖会堂の外壁と柱の補修部分の改修工事となります。柱と外壁は、柱は全部を行う予定でおります。外壁は下から3番目までの補修を行う予定となっております。

その下、8目の農地費の10節需用費の修繕料348万7,000円は、水利を管理している組合から要望のありました、野田頭首工や中島頭首工などの修繕分となります。

同じく農地費、11節の役務費3,000円は、17節の備品購入費の中に今回ドローンを購入す

るための予算が計上されておりますが、100グラム以上の機体につきましては航空法が適用されるため、そのための登録費用となります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

6款1項商工費、2目商工振興費の18節の負担金、補助及び交付金19万3,000円は、昨年11月に富士宮市と姉妹都市提携を行っておりますが、幅広い分野での協力関係の強化に鑑み、交流連携を促進するため商工会への補助金となります。

その下、3目観光費の12節委託料の宣伝業務委託220万円は、登山者向けの誘客プロモーション業務の委託料になります。具体的には、登山地図アプリケーションのサービスを行っているサイトにウェブ記事の制作、配信を委託します。松崎から石廊崎までのロングトレイルの区間の一部となる、波勝崎遊歩道、三浦遊歩道、烏帽子山などを紹介してもらう予定となっております。

同じく観光費18節負担金、補助及び交付金、観光振興対策事業600万円は、観光クーポンの発行事業で、観光客を対象に1万3,000円のクーポン券を1万円で販売します。1,500冊の印刷を予定しております。使用期限は令和6年3月10日までとする予定であります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、12節の委託料、町道台帳修正業務委託280万円は、道路台帳の2年に一度の更新に合わせ、GIS用のレイヤーにデータ化するもので、170枚から180枚を予定しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

一番上の2項道路橋梁費、1目道路維持費の17節備品購入費管理用165万円は、小型油圧ショベルの購入費用となります。

続きまして、5項1目住宅費、18節負担金、補助及び交付金、緊急輸送ルート等沿道建築物耐震補強助成事業400万2,000円ですが、江奈の国道136号の沿道の家屋で1件、計画と補強工事の見込みがあるため増額をいたします。

続きまして、32ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目義務教育管理費の14節工事請負費の小中学校情報通信ネットワーク環境整備工事は、GIGAスクール構想の関係で児童生徒一人一人に1台ずつタブレット端末が配布されています。普通教室で使えるようアクセスポイントが設置されておりますが、今回校長室や体育館などで使用できるようアクセスポイントを増設するものです。

32ページをお願いいたします。

6 項保健体育費、3 目海洋センター管理費の17節備品購入費の管理用165万円ですが、海洋クラブが使用しているカヌーの艇庫になります。前回平成2年5月に購入しておりますが、33年が経過しており、緊急的に修理しながら使用していますが、経年劣化により補修が難しくなってきたため、購入したいと考えております。

続きまして、歳入の関係になります。

11ページにお戻りいただきたいと思います。

1 款町税、1 項1 目個人町民税です。500万円を補正いたします。給与や年金の収入が想定したよりも落ちなかったということから増額いたしました。

続きまして、2 項の固定資産税です。こちらも500万円の増額です。償却資産の新規登録や通信事業者の大臣配分、過年度の申告漏れにより増額となりました。

続きまして、12ページをお願いいたします。

10款1 項1 目1 節地方交付税8,156万5,000円です。こちらは交付税決定額により未予算化分について増額いたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金の1 節総務費国庫補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金799万7,000円ですが、住基、戸籍の附票のシステム改修に係る補助金となり、改修に係る費用は全額国庫補助となります。

2 項国庫補助金、5 目土木費国庫補助金、3 節地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金、緊急輸送道路沿道等建築物耐震補強計画耐震化事業費補助金245万円と、それと15ページの15款県支出金、2 項県補助金、6 目土木費県補助金、1 節の土木管理費県補助金、住宅耐震化推進事業費補助金104万8,000円と併せて、こちらは緊急輸送道路沿道等建築物耐震補強助成事業に充てるものとなります。

17ページをお願いいたします。

20款諸収入、4 項3 目7 節の雑入673万円のうち静岡県市町村振興協会助成金299万円は、環境改善センターの照明灯のLED化工事や登山者向け誘客プロモーション業務に対する助成となります。

18ページをお願いいたします。

21款1 項町債、2 目衛生債、1 節保健衛生債、保健衛生施設整備事業の450万円は、旧共立湊病院施設解体に伴う下田メディカルセンター特別負担金分となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

15分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑は、ページ数、節の区分を明示し、要領よく的確な質疑をしてください。

質疑を許します。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 今、議長より節とページ数をなんていうことでしたけれども、そんなにありませんので、頭の中にあると思いますので質問させてもらいますけれども、緊急ルートの道路の関係、402万円ですか、これの問題と、これは大体どの辺、何件ぐらいあるのかということと、そして、あとはドローンとか先ほど出ていますけれども、それとシャベルの購入ですか。それで、老朽化した海洋センターのコンテナの場所を買うということで説明がありましたけれども、シャベルは先ほどの話の中で職員が運転できるよというようなことで、それなりに訓練というか、免許持った方もいるかと思うんですけれども、ドローンに関しては、これ免許か何かが必要かと思うんですけれども、職員の中に免許持っている人がいるのか。

以前、私もこれ質問したことがありましたけれども、最初の頃、講習に行けば免許取れるというのがありましたけれども、今免許取るにはなかなか技術か何か、何日間とか、費用もかかるんじゃないかと思えますけれども、そして海洋センターコンテナ購入後、どのような改修とかして使用するつもりなのか、お伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 最初に、緊急輸送ルートの耐震化の補助の関係ですけれども、これは国道136号沿いの建物1件になります。事業費が約500万で、国と県で400万、あと町が100万ぐらいの補助になります。

あと、ドローンについては、今回我々が購入して使うものについては免許は要りません。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 補正予算の33ページの海洋センター管理費の管理用の備品購入費という部分のご質問ということでございますが、現在、旧港の緑地公園の近くに海洋センターの海洋クラブの子たちが使うB & Gのカヤックが格納してある艇庫がございます。こちらは先ほども総務課長が説明してくれましたように、平成2年に設置されて既に33年が経過していると。公園側に小さな窓が開いているんですけども、こちらのほうも既に破損をして、一応応急で塞いではございますけれども、中に風雨が入り込んでしまうような状況も見られました。こういった艇の健全な管理と、子供たちが毎年夏、海洋クラブで安全に活動するために、これを更改するものということになります。

今あるものを、中のものを一旦全部運び出してしましまして、今シーズンは既に終わったものですから全て運び出してしましまして、既存のものを撤去して新たなものを今ある場所に置き換えるというような形になります。中に多少棚などを細工して、艇が何艇も入るような加工は必要になるかというふうなところは想定をしておるところでございます。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） すみません、回答が漏れておりました。

油圧ショベルの関係ですけれども、免許といいますか、講習を受ける必要があります。今年度5人分の予算を合わせて計上させてもらっております。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） じゃ、油圧は5人ぐらいの講習受けさせて、ドローンは別に講習なんかは行かせないでも大丈夫だということ、そして、あと今コンテナの解体した後、建てるというようなことを言いましたけれども、その費用とかはまた別途ということ…

（何事か言う声あり）

○8番（藤井 要君） 分かりました。いいです。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

田中君。

○5番（田中道源君） 28ページの6款1項3目の12節委託料について、ちょっと質問したいと思います。

宣伝業務委託ということで、先ほど説明では、登山ツアーの件で烏帽子山に来てもらうような話だったかなと思うんですけども、どういう媒体というんでしょうか、宣伝をするの

か、ちょっともう少し詳しく教えていただいてもよろしいですか。

どういう会社で、例えば紙媒体なのか、ウェブでやるのかとか、期間は幾つかとか、その辺教えていただけたらと思います。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 28ページの観光費の12の委託料の宣伝業務委託になります。

こちらにつきましては、登山者向けアプリをやっています、実際にはYAMAPという会員数350万人を超えます、登山ハイキングのアプリの会社では国内シェアでナンバーワンの会社になります。こちらのほうにウェブ記事の制作と配信を行っていただくものになります。

内容につきましては、総務課長が多少説明ありましたが、南伊豆のロングトレイルということで、松崎石廊崎間、松崎町ですと高通山であるとか散歩道がございますので、こちらの登山向けの情報配信をしていただくものになります。

松崎町に、こちらのほうにつきましては、雪の降らない冬の時期を中心に、低山ハイクということで訪れる方がかなりいらっしやいまして、11月から2月にかけては富士山もきれいに見える時期でもありますので、今の予定ですと11月頃に記事配信をいたしまして魅力を伝えて、そのシーズンに訪れるきっかけづくりとしてやりたいというものでございます。

今回、登山記事の配信ということでございますけれども、このYAMAPのところに関しましては、登山だけではなくて、地域の宿泊や飲食、それから観光などの魅力も伝えて、地域の観光振興も考えてくれるところになっておりますので、登山の道の配信だけではなくて、お宿であったり、桜葉餅といった食べ物なんかの関係でも松崎のPRをして、松崎の活性化につながるような形でできたらということで考えております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） ありがとうございます。

結構な集客力が見込める感じなんではないでしょうか。どのくらい来るといいなとか、見込んでいますというのを教えていただきたいのと、恐らくそれだけ結構来ると思うとか、思うからこそやるんだと思うんですけれども、となると、来たときの受入れ体制のほうも当然大事になってくるのかなと思っております。

ちょっと烏帽子山ではありませんけれども、私が雲見の高通山ですか、見た際には、倒木なんかも見受けられましたし、恐らく同じような状況というのが周辺であるんじゃないかなとも思いますので、受け入れるに当たっては、安全面であったりとか整備のほうもしっかりとしていただきたいと思いますし、これ、ちょっとまた別件の大きな話になりますけれども、

雲見の入り口の建物、ちょっと名前を言うてはいけないのかもしれませんが、ああいったところの対応なんかもちやんとしていけないといけないんだろうなと思います。今回すぐにやれという話にはちょっと難しいと思いますけれども、告知をすることも当然大事ですし、知ってもらふことはとても大事なことであり、同時に、それを受け入れる体制を整えていくことも大事だと思うので、そちらのほうも考えていただきたいと思います。

一応、見込んでいる人数は教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、どのくらい集客ということですが、具体的な人数、何人というのは設定していないわけですが、このYAMAPのウェブマガジン配信によって、一番の成功事例ですと、岐阜県の川辺町ということで、岐阜のグランドキャニオンということで登山者が7倍になった事例というものがございます。うまく成功すれば、こういったかなりの数の方が来てくれるということで想定、できればいいなということで実施をしたいと考えているところでございます。

それから、受入れの関係でございしますが、登山のアクティビティにつきましては、基本的に既存の登山道を歩くということで、新たな施設整備も要らないですし、集客のイベントをする必要もありません。自分で宿や交通の手配もして来てくれるので、魅力を伝えるだけの、情報発信をするだけでいいということで、かなり町にとっては負担の少ない形で誘客のプロモーションができるということで、導入を考えているところでございます。

ただ、田中議員からも話ありましたが、歩く登山道についてはやはりきれいにしていかなければならないと考えておりますので、そちらは町のほうでも今管理のほうしておりますけれども、より適正に管理していくようにしていきたいと考えております。

入り口の建物については、ちょっと担当外ですので回答はできませんので、すみません、よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） まず最初に、3つお聞きしたいと思います。

20ページの需用費、同報無線事業費の修繕費になります。どのような修繕を行うものか、あと石部の広報の受信はどのような状況なのか、お聞きしたいのと、21ページのやはり需用費で交流拠点等修繕料ということで、この内容をお伺いしたいです。

あと、もう一点、26ページになります。これは工事請負費で、三聖会堂の外壁等補修工事

をしたいということでしたけれども、こちら大体どのくらいの工期を想定しているのか、まずこの3つをお伺いしたいです。お願いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 最初に、2点、3点目の質問についてお答えしたいと思います。

21ページのまち・しごと創生の交流拠点等修繕料の100万ですけれども、こちらにつきましては、当初予算において山田邸のトイレの改修工事のほう、工事予算で計上していたんですけれども、ライフセイバーが入るに当たって早急にちょっと修繕しなければならないことがあります、そちらからの組替えということで、工事請負費のほうを100万減らして需用費のほうを増やしたというものになります。

それから、26ページの三聖会堂の外壁等の工事の関係ですけれども、こちらにつきましては柱と外壁の下の部分の部分的な工事になりますので、工期としては3か月ぐらいかかるのかなということで見込んでおります。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） すみません、20ページ、文書広報費の修繕費、こちら67万1,000円、こちらは明伏の一番上にあるスピーカーから音が出ないというようなことで、区長さんから連絡がございまして、そちらのほうの修繕となります。

○議長（深澤 守君） 石部の受信状況。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） すみません、石部地区の同報無線の視聴困難の関係につきましては、以前NECのほうに調査をお願いしてありまして、私どものほうでも早めにつつとお願いはしているんですけれども、その回答がちょっとまだ出てきていないというような状況です。引き続き、またNECのほうには、早急にちょっと対応を考えてくれというようなことで話はしていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 分かりました。

では、その石部の受信状況については、できるだけ早く皆さんが受信できるように努力していただきたいと思います。

もう一点、別でお聞きしたいです。

先ほど田中議員からも、28ページ、委託料の関係で登山アプリYAMAPを使用してということでしたが、こちらについて質問というよりは、YAMAP、私ユーザーで、多分課長

もユーザーではないかと思っておりますが、こちら宣伝効果あることは私十分承知していますし、あと整備について、ユーザーさんが登山しているときに危険な箇所とかを教えてくれるんですね。そういったことで、そういったことを上手に活用することによって登山道が安全に整備されるのではないかと思いますので、そういった活用もお願いします。

あと、登山道の整備に係るものについてプロジェクトなども募集しておりますので、そんなことの活用もお願いしたいと思います。これはごめんなさい、質問というよりは、YAMAPを使ってこの220万円を有効活用していただきたいというお願いです。

以上です。ありがとうございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は、まず20ページのところ、それから29、30ページということで、3点ほど質問させていただきます。

まず、20ページのところですけれども、一般管理費、12節委託料、会計年度任用職員の人事評価の説明がありました。当然、今正規職員が少なくて、会計年度任用職員を雇用してやってもらっているということで、大変助かっていると思います。令和6年から勤勉手当の支給が始まって、この制度にせざるを得ないということはありますが、3点ほどちょっと質問させていただきます。

この人事評価を導入して、会計年度任用職員にも正規職員と同じように給与反映というか、勤勉手当の差をつけるような、そういった形のことは考えているのかどうか。

それから、この会計年度任用職員について、当然人事評価、研修というか、やらなきゃならないと思っていますけれども、その研修についてどうしているのか。

それから、人事評価をして、じゃ会計年度任用職員にその評価結果をどうフィードバックしていくのかについてということで、ちょっとそれぞれ3点を質問させていただきたいと思います。

それから、29ページ、道路維持費の関係ですけれども、ここに需用費で465万、工事請負費で270万ということで予算が出てきているわけですが、細かい話は質問しませんが、地域の要望というのが恐らく結構出ているんじゃないかなと思うんですね。それぞれこういったことが困っているとか、こういったことをやってくれとか、そういったことが当然予算に反映されて、そういった要望、できる、できないはあるにしても、やはりそれをこなしていくということが求められていると思いますので、当然この中にもそういった地域要望というの

が入っていると私は思っておりますけれども、そういった要望に対してどう対処したのか、教えてください。

それから、最後30ページ、河川維持費というところで、12節の委託料で河川の応急対策ということで150万円取っております。これは恐らく今後何かあったときのためにということだろうと思いますけれども、昨年、雲見太田川の災害がございましたですね。その土砂が海に結構流れ込んでいるというようなことも聞いています。町は把握しているかと思いますが、やはりそこが流れ込んでいたせいかどうか分かりませんが、この夏、海水浴のお客さんが来たときに泥水になっているようなということもあったようです。ですから、その河口の浚渫ですとか、海の中までというと大きい仕事になるかなと思いますけれども、そういった状況を把握して何らかの対策は取っていただきたいと思いますが、その点について伺います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 20ページの一般管理費の委託料、会計年度任用職員の人事評価制度の関係になります。

まず、勤勉手当に差をつけるのかというようなご質問がございました。職員につきましても人事評価を行いまして、その結果に基づいて給与等にその結果を反映させるということになっております。当然、会計年度任用職員につきましても、人事評価を行う限りは、そのような形で勤勉手当に対しましては差をつけていかざるを得ないのかなというふうには考えております。

それと、研修を行うのかということなのですが、職員については研修は行っているわけですが、こういう形で勤勉手当に差がつくということであれば、それについては必要に応じて実施をしていくことも必要になるのかなというふうには思っております。研修につきましても、今のところやりなさいというようなことで連絡は入っておりませんので、これについては今後検討していかなければならないのかなというふうに思います。

それと、最後にどうフィードバックするのかということなのですが、会計年度任用職員につきましても面接を行いなさいということになっておりますので、その結果に基づきまして担当課なりと面談を行って、その結果を反映させるということによって現在考えております。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 地域要望の関係ですけれども、当然地区から要望書出てきま

す。それが全て緊急でやるものとか後回しでもいいものとかありますので、そのような判断は産業建設課のほうでして予算計上させてもらっております。

それから、河川維持費の150万につきましては、議員おっしゃるとおり枠予算、今後のための枠予算で150を計上させてもらって、その上に200万ありますけれども、これが雲見の太田川、仲嶋食堂さんの橋がありますね。そこから上の部分ですね。少し上の部分を今年度浚渫を予定しております。

それから、河口への土砂の堆積、これは昨年も二度ほど取った、除去しましたけれども、今年度もあと1回分ぐらいの予算は残っておりますので、やる時期はちょっとまだ地区とも相談があります。ただ、大水が出て海に流れちゃって、一時なくなりました、また台風が来て海から上がってきましたとか、行ったり来たりしている部分があるものですから、ちょっとやるタイミングが難しいだけですけれども、それについては予算は1回分ぐらい残っておりますので、また相談させていただきます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 1件目の人事評価の関係、これは当然やっぱり研修やってもらいたいですね。やはり会計年度任用職員もそういった給与に正規職員と差をつけるということであるならば、ここは当然、自己評価はどういうふうにしなければならないとかも含めて、ここは研修は必須じゃないでしょうか。上から何かそういったことがないからとか言いますが、やはり町として、これは当然に新しい、まして勤勉手当にも反映する云々ということであるならば、ぜひ会計年度任用職員にもこの評価制度の研修はやっていただきたいです。それから、当然正規職員はいろいろ研修をやっているということでありましたので、そこはできるかなと思いますので、これはぜひお願いいたします。

それから、地域要望の関係で優先順位をつけてと、それはそれで私も理解いたします。ただ、それを当然やっているとしますけれども、要望が出てきてそれきりということじゃなくて、大体この時期ぐらいまでは大丈夫だとか、あるいはこれちょっと難しいよとかというのは、地区にそこは丁寧な説明してもらいたいなと思います。そのままで、ああ、いつになったらできるかなとか、そういうようなこともありますので、そこはちょっと丁寧な、せっかく要望に対しての対応という形でお願いしたいなと思います。

あと、雲見の河川の関係は、一応予算も今あるというような形でありますので、それは随時対応していただきたいなと思いますけれども、例えば海水浴前のところでちょっと対応できなかったとか、時期的なところはありますけれども、これについては予算もついている

ということですので、随時適切な対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

小林君。

○6番（小林克己君） 28ページの6款1項3目18節の観光振興対策事業について、少し詳しく説明していただけないでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 28ページの観光費の18節の観光振興対策事業600万円の関係ですけれども、こちらにつきましては、観光協会に補助金のほう支払いまして、観光クーポン事業を実施するものでございます。

新型コロナの感染症5類以降、町内の観光関連の宿とか店舗では、コロナ禍以前の状況に戻っておらず、厳しい状況となっておるということで、この辺につきましては高橋議員の一般質問でも町長からお答えがあったわけですが、こんな関係もございまして、今回の観光クーポン事業により町内への誘客を図り事業者支援に資するため、この事業を行うものでございます。

クーポンの発行の関係につきましては、1万3,000円のクーポンを1万円で販売ということで、販売先のほうは、今のところ観光協会のほうでは観光協会の事務所1か所で考えているということでしたが、利用者にとってはちょっと不便かなと思っていますので、こちらの販売先については検討をちょっとお願いしているところでございます。

対象のほうは観光客を対象、期間につきましては10月1日から3月10日までで、クーポンにつきましては前の宿泊クーポンという形の宿泊だけではなくて、町内の飲食店や土産物店でも利用可能ということで考えておるところでございます。

また、このクーポンで安くなったということだけではなくて、もう一度松崎に訪れていただくための工夫ということで、12月中旬ぐらいに購入者を対象といたしました抽せん会を実施しまして、当選者には3月10日まで使用できる宿泊補助券を渡すといったことも実施を考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） それでは、観光協会と町と両方で誘客を進めていくという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 事業実施に当たっては、観光協会のほうが事業を取り組みやすいということがございますので、町と観光協会と一体になって観光振興に努めたいということで事業を行うものでございます。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 先ほどのクーポンの購入についてちょっとお伺いしたいと思います。

これは事前に購入することができるのか、こちらのほうの松崎のほうに来てからじゃないと購入することができないのか、それによって誘客の進め方というのも多分多少変わってくるのではないかと思いますけれども、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 観光協会に確認したところ、今の考えているところでは、こちらに来てから観光協会に寄って購入ということしかちょっと考えていないということです。誘客についてとか、利用者にとってはちょっと不便かなというところは感じているところがございますので、そちらのほうは、購入方法についてはちょっと今観光協会のほうでどういうやり方ができるのかということで検討していただいているところとなります。

○議長（深澤 守君） 小林君。

○6番（小林克己君） 今、検討しているということで、よりよい検討をされた結果、たくさんの方が松崎のほうに誘客されることを期待していますので、よろしくお伺いしたいと思います。

質問は以上です。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 5ページが分かりやすいかと思いますので、2款の1項のところの総務費の関係ですけれども、電算推進事業でインターネット仮想化システムの導入事業、これは世界中の半導体不足という流れの中で機器が入りにくくなるというのは分かるんですけれども、1点、このインターネット仮想化の種類というのはどのようなものなんですか。

機器を、先ほど業務用というか、事務用というんですか、そのサーバー、機器と何か結びつけてやるというんですか、仮想化につくってやるという、どのような仕組みでやるかという、種類ですね、1つは。ネットで多分VPNを使われるんだと思いますけれども、そのあたりの種類がどのようなものを使われるか。

それから、半導体というのが今いろいろなところで騒がれているわけですが、これ  
繰越明許したときに、今後半導体の入ってくる予想というのはどのように考えられているか。

その2点をまずお願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 5ページの繰越明許の電算推進費のインターネット仮想化シ  
ステム導入ということで、こちらは歳出のほうですと、すみません、20ページの電算推進費  
のところの委託料のシステム導入業務委託の1,826万6,000円となります。

今回のインターネット仮想化の関係につきましては、現在町のほうのネットワークという  
のが三層分離ということになっております。こちらのほうは、税務、福祉関係の基幹業務が  
1つ、それから職員が事務用のパソコンで作業するL G W A N系、それから3つ目がインタ  
ーネットを検索するインターネット系の3つのネットワークに分かれておりまして、松崎町  
では線もサーバーも全部直接分離という形で分かれているところでございます。そちらの中  
で作業していきますと、職員のほうがインターネットを検索するのに自席のパソコンで見ら  
れないということで、非常に非効率な作業、事務をしなければいけない状況となっております  
ので、これを改善するものとなります。

種類につきましては、あくまでも庁舎内のネットワーク関係、サーバーも含めての仮想化  
をするというものになります。

それから、半導体の予想ということですが、こちら、システム会社のほうに事前に  
ちょっと確認している中では、やはりかなり厳しいということで、年度内の納品のほうは難  
しいということで話がありましたので、今回繰り越すという形で予算計上させていただいて  
いるものとなります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今のお話ですと、インターネットの部分を自席でもできるようにとい  
う感じでいきますと、ウェブサーバーとメールサーバーとのつながりを仮想化でやるというふ  
うに捉えるんですが、それでよろしいでしょうか。

それから、これ、半導体がもし入らない場合は、会計上どのように持っていくか。継続し  
ているなら継続というような処理もあるみたいですが、これ、持って行ってできない  
場合は、また繰越しみたいな格好になるのでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君）　今回インターネット系ということで、通常のメールサーバーも含めて、そちらを仮想化するものになります。

半導体の入らなかった場合の予想ということですが、町のほうでは繰越しで、来年度までであればネットワークのほう、業者のほうも大丈夫だろうという話で今回単年度の繰越しとしておりますので、仮に入らなかった場合は、また予算を繰り越すか、そういった方向はあるのかもしれないんですけれども、今のところはそこまでの想定はちょっとしていないところでございます。

○議長（深澤　守君）　ほかにございますか。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君）　29ページ、道路維持費のところちょっと質問させていただきたいと思います。

いろいろ道路維持工事が270万円とかありますけれども、以前視覚障害の方から相談を受けまして、それで福祉のほうにちょっと相談させていただいたんですが、その中で江奈の交差点の点字ブロックが、特に松崎石油さん側のところが極端に壊れているというか、激しく損傷している、そういったものというのはどのような感じで進んでいるのでしょうか。ちょっとこの場でお願いします。

○議長（深澤　守君）　産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君）　あそこの、以前ちょっと目の不自由な方の関係で、管理が土木事務所、国道になりますので土木事務所の管轄になります。一応、現場確認していただいて、丁寧な改修しますと相当な金額がかかるということで、現在その予算がないので、県のほうでその部分を改修するための補正予算を要求して、それでもって対応したいと。ですので、すぐはちょっとできないかもしれませんが、そういう状況でございます。

○議長（深澤　守君）　ほかにございますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君）　すみません、20ページです。あと、28ページもちょっと質問したいんですが、まず20ページのところで、路線バス対策事業費500万円ということで、デマンド型の実証実験やりますということで、期間を延長してやりますと。これは池代線だと思うんですが、要はこれをやった後のどうするんですかというところが一番聞きたいところなんですけれども、当然まだ利用状況も、何といたしますか、実績が積み上がっていないので、まだ先のことは分かりませんとはいっても、今池代線も自主運行バスで費用はかかって

いるわけですよ。一方、デマンドのほうの実証実験もやっているということで、要は両方払っているという形になっていますよね。ですから、これをやった後の、じゃ本当に池代線、自主運行バス廃止するんですか、それとも自主運行バスはまだそのまま残すんですか、含めてとか、この先の見通しを教えてください。

それから、28ページの、先ほど小林議員が質問いたしました観光費の18節の観光振興対策事業600万円ということで、内容は分かりましたが、これ、課長が例えば購入先もまだ検討中ですか、まだ決まっていなようなことが出されてきているように感じてならないんです。要はこれを10月1日からですよ、これ始まるの。なもので、これをやることはやるにしても、なぜもっと早くからちゃんと制度設計して、こういうことでやりますと、それでホームページでも、当然周知が必要だと思いますのでね、これ。そういうことを考えると、ちょっとまだ、これ協会と話し合っていかなければならないものだという答弁は、これはどうかなということでも思います。ですから、やるはやるにしても、しっかりとその内容についてを詰めて、それで出してきてもらいたいなと思いました。

以上、2点です、すみません。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、最初の20ページのデマンド型の実証実験の関係ですけれども、この先の予定はということですが、やはりもう少し調査結果を積み上げて、ちょっとこの後の状況を判断しなければいけないということになります。

高橋議員のほうがデマンド型と自主運行が並行してということですが、自主運行バスのほうは通学費のみ残しまして、昼間の自主運行はデマンド型運行を始めるに当たりまして、こちらのほうは実施は取りやめておりますので、両方やっているということはない状況でございます。

申し訳ありませんが、この先の状況につきましてはいろんな方向が、自主バスに戻すのか、デマンド型も、利用者が少ないので継続するのか、あるいは利用者が少ないので廃止にするのか、それともほかの交通手段とするのかというのは、なかなか方向性が今の状況ですとまだ検討中ということですので、ちょっとお答えできないところになりますので、すみませんが、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

それから、28ページの観光振興費の協会への委託の600万円ですが、ある程度の事業内容のほうは観光協会のほうとも話を聞きまして詰めたんですが、この購入先につきましては、観光協会のほうでは自分たちの利便性のために協会の窓口で1か所しか考えていない

ということで聞きましたので、この点につきましては、やっぱり利用者の方々の利便性とか、誘客のための購入のしやすさとかもありますので、この点につきましてはちょっともう少し検討が必要だということで、この購入の部分だけがちょっと詰まっていないところがございますので、それについては詰め切れていないというところはございますが、すみませんが、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 13時まで暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 先ほど、高橋議員のほうから、会計年度任用職員の人事評価制度の関係で、研修をお願いしたいというようなことでお話ございました。

こちらのほうにつきましては、説明会のほうを今後開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） ご回答ありがとうございます。

ぜひやはり新たに導入するということですので、最低限それは必要であると思ひましたので、よろしくお願ひいたします。

それで、デマンドのところでちょっとまた質問させていただきたいんですが、まず先ほど私、誤解してました。失礼いたしました。自主運行とデマンドということで、それは被っていないよ、経費も被っていないよということでしたので、そのところは承知いたしました。

ただ、今実証実験、今年度やっぴていまして、来年以降にじゃどうするのかということで、例えば令和6年の運行について、1つはデマンドを継続する、もう一つは自主バスを復活するという、この2つの選択肢ということですのでよろしいんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 選択肢というのは、それ以外にも新たな地域公共交通のことも考えられますし、場合によってはその松崎池代線の自主運行もデマンドもやらないという選択もあるのかなと考えておりますけれども、それにつきましては、また今後の調査結果も踏まえて、来年の頭までには新しい地域公共交通どうするかということで考えていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。

廃線まで含めてということでありましたので、ただ、これは非常に来年もう運行ということになると、期限もかなり限られてくるということもあると思いますので、これは地域も含めてそういった説明なり議論が必要なのかなということであると思いますので、説明とか議論を尽くしてください。

それから、観光費のところで私質問いたしました観光宿泊クーポンの関係、これは制度設計はちょっとまだ不十分だったんじゃないかということでは言いました。やることについてどうこうは申し上げませんが、やはりその事前のところの準備といいますか、そこはしっかりやっていただきたい。あと、PRですね。周知、そこも非常に大事なかなと思いますので、これは特にお願いをしたいと思います。

それから、1つちょっと質問で、1万3,000円を1万円で購入するというので、これは当然1万3,000円の券を購入しましたら、これ宿泊費にもできるわけですね。例えばこれは宿泊費で、民宿あたりだと8,000円とか云々となると5,000円ぐらいの残りのあれが出てくる。それで、町で使えるところの場所といいますか、クーポンのところというのは、全部とは言いませんけれども、どのくらいを見込んでいるのでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 観光クーポンの使える場所ということですが、宿だけではなくて、飲食店や土産物店ということで考えておるところでもございます。

件数というのは、まだ具体的には数字はちょっと出せないところではございますけれども、なるべく町内の多くの店舗で利用していただけるように、観光協会のほうから各店舗のほうに働きかけていきたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） なるべく多くを使えるところがしていただきたいなと、そういう波及効果もあると思います。

それと、もう一つは、一般質問で僕言いましたけれども、やっぱりガソリン店、ガソリンスタンドというところ、含まれているかどうか分かりませんが、やはりそういったところも入れ込んでもらいたいなと思います。圧倒的に車で来るお客さんが多いわけで、でも、そのところの一部はガソリンも使えますよみたいな形でPRもできると思いますので、ぜひそのところは、決まっていればしょうがないですけども、今から間に合うのであればお願いしたいです。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 教育委員会関係のところでご質問いたします。

32ページの義務教育管理費の14工事請負費、小中学校の通信ネットワークの整備工事ということで、校長先生の部屋や体育館ということでありましたが、特に体育館で使用する、どんな場面で使用することを想定されているかということと、あと、松崎中学校で以前、去年の今頃あたり、職員室のWi-Fiの環境があんまりよろしくなかったと言って、ちょっと苦慮されていたことを見聞きしたものですから、これによってそういったことが改善されるかということをお伺いしたいです。

あと、もう一点、次のページの33ページの学校給食費になります。1節報酬ということで、会計年度任用職員の報酬ということで、これにつきましては、職員の方々が辞められて、それ以降、会計年度任用職員で対応されるということで、募集をかけているチラシも見ておりますが、こちら応募の状況など、もう採用されているのか、採用されていないとしたら、どのような対応されているかをお聞きしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） ご質問いただきました32ページの義務教育管理費、工事請負費の小中学校の情報通信ネットワーク環境整備工事でございます。先ほどご質問でもご指摘いただきましたように、校長室とか事務室、体育館、こちらのほうのネットワークの環境を、現在の環境を補強化するものになります。

具体的なお質問として、体育館で何を、どういったことで使うのかということなんですけれども、学校とのお打合せをさせていただく中で、先生方が体育の授業のデジタル化に向けて取り組んでいる学校が多くなってきていると、松崎町においてもこういった取組をしてこれから進めていきたいというようなお話を頂戴いたしました。具体的には、体育の例えばマ

ット運動ですとか、そういったものの実技のビデオを1人1台タブレットで見ると、ビデオですので、途中で一時停止をしたりだとか、スローで再生したりだとかというようなことができます。ということで、そういった演技の指導というのが効率よくできる、それから自分の進度に合わせて見るができるということで、その習熟の、上達の一助になるというようなことが1つ、それからあとは、その実技を、演技を覚えて、それを今度は先生が評価をするわけなんです、今までの授業ですと、生徒さんが10人いたら10人が順番に先生の前で演技を見せて、それを先生が評価、それから指導、それから評価をするというようなことになろうかと思います。ですが、今度1人1台のタブレットを使ってあげると、その10人の生徒が、それぞれが録画をしながら自分たちの演技をする、そうすると短い時間の中で演技を全部一通り終わって、それを全部録画したものを先生のところに送ようになります。そうすると、先生は空いた時間でその映像を見ながら評価を行うということで、授業の時間が効率よく演技等に集中をすることができるというようなことが体育科のデジタル化というような取組なんだそうです。

そういったことを含めて、新たなG I G Aの端末等を使った新しい取組を進めていきたいということでございますので、そういった取組を行うインフラといいますか、ベースが整備できればということで、体育館のほうは整備をする予定であります。

また、校長室、職員室等でございますが、議員ご指摘のようにネットワークの環境があまりよくないところがあります。これはあくまでもG I G Aが授業で使うことを前提としてということで、教室最優先で整備をしていったために、それ以外に利便性が上がってきたときに、使えない部分といいますか、ここも使えると便利だったなという部分が今目立ってきたということだと思います。

先生方も働き方が変わってきまして、Z o o mでの打合せを行ったりですとか、あとは会議を行ったりというような機会が多くなってきたというふうに聞いております。こういったものが、教室だけでなく職員室等でもそういったサービスを利用して、そういった活動ができればということで、併せて職員室ですとか、その他の教室のほうも整備をさせていただくものになります。

続きまして、33ページの学校給食の関係でございますが、本年度9月の末をもちまして、学校給食の職員が1名、いろいろな事情がございまして退職をさせていただくこととなりました。この職員が調理と配送との2業務を担っておったものですから、この職員の空いた穴、調理員と給食の配送員を募集するということになります。

既に、町内の回覧によりまして調理員さんは手配ができました。配送員のほうは、同じタイミングで募集したんですが、手配がつかなかったものですから、その後ハローワークのほうに募集を今出しておるところでございます。今週いっぱいの募集期限ということで、現在募集中ということでございますので、進捗のほうはそのような状況でご承知いただければなと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） ネットワーク整備の関係はよく分かりました。ありがとうございます。

せっかく整備された i P a d を生徒が有効に活用することももちろんですけども、やはり先生の多忙化ということにこういったことが利用されて、少なからず先生の働き方改革につながるといいなと思います。

また、給食の関係ですけども、今こちら、多分実際には配送、その職員の方、もう職場に出てきていないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 給食の共同調理場の配属の職員ということでよろしいでしょうか。

現在、有休消化といいますか、自分の権利として持っているお休みを、まだ籍はありますがけれども消化中ということで、ちょっと用事があるときには来てくださいということでお声がけして来ていただくんですけども、それ以外につきましてはお休みをさせていただいているというような状況でございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、最後にしたいと思います。

給食につきましては、全国では、今回直営でやっているのもそういったことはないと思いますが、やはり委託していたところが急に給食を作ることができなくなったという例も発生しております。学校給食、大切ですので、できるだけ早期に配送する職員の方を見つけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思いますので、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成であります。

本案は、歳入のほうは税の動向、若干税が下がらずにそのまま使うことができた。それから、交付金の決定ということがあります。歳出につきましては、新規事業、それから修理補修、負担金の発生とか、そういったものでありまして、ほぼ妥当かと思われまします。また、一部要望事項等も出ておりますので、そのあたりがしっかりと今後検討されることを期待いたしまして、賛成とします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第53号 令和5年度松崎町一般会計補正予算（第4号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時18分

---

◎日程第8 議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第1号）について

○議長（深澤 守君） 日程第8 議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） それでは、議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ141万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,673万3,000円とするものです。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の款、項、補正額について朗読いたします。

最初に、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料288万1,000円の減。

5 款繰越金、1 項繰越金40万円の増。

6 款諸収入、4 項雑入106万2,000円の増。

次に、3ページ、歳出をお願いいたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金247万6,000円の減。

3 款諸支出金、2 項繰出金105万7,000円の増。

4 款予備費、1 項予備費ゼロ、財源補正となります。

歳入歳出とも、補正前の額1億2,815万2,000円から補正額141万9,000円を減額し、補正後の額を1億2,673万3,000円とするものです。

次に、今回の補正予算の詳細について、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料の1 節現年度分は295万9,000円の減額です。当初予算では、広域連合が試算した見込額を令和3年度決算の割合で特別徴収と普通徴収に案分しています。今回、本算定の結果を踏まえ、特別徴収保険料を327万3,000円の減、普通徴収保険

料を31万4,000円の増としたものです。また、2節滞納繰越分につきましては、当初予算で13万2,000円を計上しましたが、現在の調定額に合わせて7万8,000円を増額するものでございます。

8ページをお願いいたします。

5款1項1目繰越金は40万円の増額です。前年度決算の歳入歳出差引残額分となります。それでは、9ページをお願いいたします。

6款諸収入、4項2目雑入は106万2,000円の増額です。前年度広域連合事務費負担金の精算に伴い増額するものです。

続いて、歳出を説明させていただきますので、11ページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は247万6,000円の減額です。保険料の本算定等に伴う負担金見込額の減による補正となります。

12ページをお願いいたします。

3款2項1目一般会計繰出金は105万7,000円の増額です。前年度広域連合事務費負担金精算分など、一般会計へ戻し入れるため繰り出すものでございます。

4款1項1目予備費は財源充当の補正のみとなります。

以上で説明を終了させていただきますが、本補正予算は、主に本算定に伴う保険料見込額の減額、前年度からの繰越金及び広域連合事務費負担金精算額の確定に伴う内容となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第54号 令和5年度松崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第9 議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
について

○議長（深澤 守君） 日程第9 議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） それでは、議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,727万1,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,717万1,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正の款、項、補正額について説明をいたします。

最初に、歳入でございします。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金80万2,000円。

10款繰越金、1 項繰越金7,646万9,000円。

歳入合計、補正前の額 9 億9,990万円、補正額7,727万1,000円、計10億7,717万1,000円でございます。

次に、3 ページの歳出をお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費ゼロ、財源補正となります。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防生活支援サービス事業費ゼロ、こちらも財源補正でございます。

7 款諸支出金6,069万円、内訳としまして、1 項償還金及び還付加算金6,066万9,000円、2 項繰出金 2 万1,000円。

8 款予備費、1 項予備費1,658万1,000円。

歳出合計補正前の額 9 億9,990万円、補正額7,727万1,000円、計10億7,717万1,000円でございます。

それでは、先に歳出から説明させていただきますので、予算書の 9 ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費、補正額ゼロ、財源補正となります。補正額の財源内訳のところで一般財源を77万3,000円減額し、特定財源のその他を77万3,000円増額したものです。これは低所得者保険料軽減繰入金で精算により確定した分を一般会計から繰り入れることによるものです。

ページをめくっていただきまして、10ページをお願いいたします。

4 款地域支援事業費、1 項 2 目介護予防ケアマネジメント事業費、補正額ゼロ、財源補正となります。補正額の財源内訳のところで一般財源を 2 万9,000円減額し、特定財源のその他を 2 万9,000円増額したものでございます。

これは地域支援事業繰入金で、包括・任意社会保障充実分が精算により確定した分を一般会計から繰り入れることによるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

7 款諸支出金、1 項 2 目償還金の前年度介護給付費等返納金6,066万9,000円は、令和 4 年度の介護給付費・地域支援事業交付金などが確定したため、国などへ返納する額となります。令和 4 年度は保険給付費が予算に対して減少したため、前年度介護給付費として、国、支払基金、県から頂いていた過納分を返納するものでございます。

次に、２項１目繰出金の一般会計繰出金２万１,０００円は、令和４年度の精算額確定に伴う介護給付費繰入金と事務費繰入金納付金の過納分を一般会計へ返納するものでございます。

１２ページをお願いいたします。

８款予備費、１項１目予備費は１,６５８万１,０００円でございます。ここで歳入と歳出の調整を行っておりますが、今後の介護給付費等の動向により対応すべく、こちらに計上させていただくものでございます。

それでは、ページ戻っていただきまして、７ページの歳入をお願いいたします。

９款繰入金、１項３目地域支援事業繰入金、包括的支援事業、任意事業の地域支援事業繰入金２万９,０００円及び５目低所得者保険料軽減繰入金の７７万３,０００円は、前年度の決算確定に伴う精算分を一般会計から繰り入れるものです。

ページめくっていただきまして、８ページをお願いいたします。

１０款繰越金、１項１目繰越金の前年度繰越金７,６４６万９,０００円は、前年度決算の確定に伴う繰越金となります。

以上で説明は終了させていただきますが、今回の補正につきましては、前年度繰越金の確定、前年度における国や県などの負担金などの確定による精算が主な内容となっております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑はないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第55号 令和5年度松崎町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）  
について

○議長（深澤 守君） 日程第10 議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。

初めに、収入でございますが、科目、補正予定額の順に読み上げさせていただきます。

第1款水道事業収益10万2,000円の減、内訳といたしまして、第2項営業外収益、こちらが10万2,000円の減でございます。

続いて、支出でございます。

第1款水道事業費用7万円の減、内訳といたしまして、第1項営業費用79万2,000円の減、

第2項営業外費用80万7,000円の減、第3項特別損失152万9,000円の増でございます。

続いて、第3条、資本手収入及び支出でございます。

読み上げます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、不足する額7,524万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金46万5,000円、当年度分損益勘定留保資金5,040万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額238万2,000円、減債積立金800万円及び建設改良積立金1,400万円で補填する」となっておりましたが、こちらを不足する額8,577万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金728万7,000円、当年度分損益勘定留保資金5,015万2,000円、2ページですが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額333万9,000円及び減債積立金900万円、建設改良積立金1,600万円で補填するに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

初めに、収入ですが、こちらも科目、補正予定額の順に読み上げさせていただきます。

収入については、今回補正はございません。

支出でございますが、第1款資本的支出653万円、内訳といたしまして、第1項建設改良費、こちらが653万円でございます。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、予算書第7条中、（1）職員給与費1,656万2,000円を職員給与費1,757万2,000円に改めるものでございます。

内訳のご説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の初め、収入からでございますが、1款2項2目の長期前受金戻入でございます。6節その他補助金で10万2,000円の減でございますが、こちらは決算に合わせまして長期前受金戻入についてを整理させていただくものでございます。

14ページをお願いいたします。

こちらも主なところのみご説明をさせていただきます。

1款1項1目原水配水費及び浄水給水費のところの6節委託料でございますが、211万円補正させていただくものです。内容といたしまして、水位計の点検業務委託、それから緊急遮断弁の点検業務委託、それぞれ6か所を行います。こちらにつきましては、7月15日の断水を教訓といたしまして、直接原因となった伏倉配水池の水位計については修理に回しているところでございますが、それ以外必要とされる6か所についての点検を、設置して10年以

降っておりますが、やられてきていない実態もございますので、この際点検をさせていただきたいというものでございます。

続いて、少し飛びますが、5目の資産減耗費でございます。3節撤去費ですが、378万1,000円を減額するものでございます。こちら、当初予算において雲見入谷配水池の撤去費を1,000万ほど計上させていただきましたが、こちらについての工事が7月末に完成いたしました。また、附帯する電線等の設備の撤去が一部残っておりますが、その精算額を踏まえましても予算が余ることになるものですので、それを減額させていただくものでございます。

それから、少し飛びまして、3項4目貸倒損失でございます。152万9,000円を計上するものでございます。こちらにつきましては、時効の援用により債権が消滅いたしましたので、過年度未収金を決算に向けて減ずる措置として予算計上が必要でございますので、それを計上させていただくものでございます。

続いて、下の15ページ、資本的収入及び支出でございますが、収入については今回補正はございません。

支出のほうですが、1款1項1目改良費の7節委託料ですが、伏倉配水池の実施設計（基本設計）業務において、昨年度までに完了しなかった分、続きの部分を今回補正させていただくものでございます。

その下、8節工事請負費でございますが、当初予算において500万円、水道施設改良整備工事、枠単として計上をいたしました。こちらについて既に400万円ほど支出が終わっているという状況でございまして、年度末まで備えるために400万円を新たに計上させていただきたいというものでございます。

7ページをお願いいたします。

貸借対照表についてご説明をいたします。

初めに、固定資産、有形固定資産のところに補正があるわけでございますが、こちらは当初予算において加味できませんでした令和4年度の決算ベースに数字を改めさせていただくことを目的といたしております。

また、今日までにおける決算以後の動きについてもここで反映するものでございますが、大きなものとして、ハの構築物のところが今回補正において378万9,000円ほど計上しております。こちらの主なものとしては、石部線の災害に伴いまして送水管の改良をしたものでございますが、そちらの工事が完了いたしまして、資産計上されるものですので、そ

れを入れたものでございます。逆に、トのところの建設仮勘定のところは、仮勘定にそれらの資産として入って、石部線の資産として仮勘定に計上していたものを逆に減ずるものでございます。

8 ページをお願いいたします。

主なところでご説明いたしますと、2の流動資産、(2)の未収金でございます。今回補正において184万5,419円を減ずるものでございますが、右側の1,908万6,308円が決算見込みの数値でございまして、決算見込みを立てた上で今回の補正額を差額として計上しているものでございますが、主なものがございまして、主なものいたしますと、今回特別損失において過年度未収金の欠損に向けた特別損失を計上させていただくわけですが、それによって過年度未収金が減額となるものですので、それが184万円のうち150万円ほどがそれになるわけですが、そちらを計上させていただくものでございます。

その4行ほど下の流動資産合計のところの一番右側、流動資産の合計が4,748万164円でございますが、参考までに申し上げますと、これを10ページの一番右側、ケの欄の数字でいうと、3つ目のところに流動負債合計が5,503万、2,066万1,000円とありますが、こちらの金額、8ページにお戻りいただいて、流動資産の合計をただいまの流動負債の合計で割りますと、一般によく言われる流動比率が出るわけでございますが、流動比率にいたしますと、今の割った結果が86.28%でございます。一般的に、ここのところが120%を超えていると安全なところ、119から100までの間のものが改善を要する、99%未満のものについては危険水準というのが一般の見方でございますが、その危険の水準を示す値となっております。

なお、こちらについては一般会計からの繰入れをいただいた上での計算でございますので、いただいても、なおこういう値を示しているということをご覧いただいているところだと思います。

11ページをお願いいたします。

下から2つ目のところですが、当年度純利益でございます。当年度純利益の一番右側、2,246万2,911円、こちらが3条予算における収支差を示す当年度純利益でございます。98万9,136円が減額となったものでございます。

6 ページをお願いいたします。

キャッシュフロー計算書により現金の動きをご説明いたします。一番上のところがただいま申し上げました当年度純利益2,246万3,000円でございますが、こちら以降、下のところまで、それぞれの値についてを現金化しているところをお示ししているわけですが、下から2

番目のところ、資金期首残高でございますが、6,591万8,000円でございます。その期首の残高に対しまして、その1つ上がこの年度における増減額でございますが、4,281万1,000円の減でございます。結果、それを差し引きますと、一番下のところ、今期末の残高が2,310万7,000円というところでございます。

説明は以上でございます。なお、本予算につきましては、先月改正の公営企業委員会において承認いただいておりますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） ページ数で言うと14ページです。

1款3項4目貸倒損失ということで152万9,000円の計上と。これ、温泉のほうもあるわけですが、3点ほどちょっと質問いたします。

1点目、時効の援用により今回は特別損失、不納欠損するということの説明がありましたが、時効の援用については申出者からしっかりと文書にて提出がされているのかどうかということが1点。

それから、2点目、やはり全協でもちょっと質問いたしましたが、時効の中断ができなかった理由ということで、いま一度説明してください。

それから、3点目、時効の中断がされていないほかの滞納案件について、もしある場合しっかりと調査点検したのか、今後時効の援用はないと考えてよいのか。

この3点について伺います。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 3点ご質問いただきましたうち、1点目の時効の援用について文書で取ったかと、もらったかということでございますが、本件については時効の援用についてを債務者から文書で取っているということはいたしておりません。これについては顧問弁護士にも相談をした結果でございまして、必ずしも文書を必要とするものではないということの指導によるものでございます。

2点目についてでございますが、中断できなかった理由ということですが、全協でもご説明いたしましたが、本債権についてが平成の一桁から10年間ほど、平成十七、八年までのも

のでございます。その際に、平成の一桁から十七、八年までの債権債務についてを納付確約ということで、その際、文書で頂いているわけですが、その納付確約によって一旦全てのたまったものの時効が中断をするものでございますが、その後、適切にその納付約束どおりにそれらを管理していたかということになりますと、今見ますと、その納付確約というのは一年半ぐらいのうちに3回で返すという納付約束でございまして、結果的にもうすぐその履行の約束は得られなかったということが見て取れるわけですが、それ以後、出張というか、自宅に伺いまして集金をしたような事実も確認ができるところでございますけれども、それ以外の手立ては打たれてきていなかったというのが実情でございます。

それから、他の債権債務について今後このような援用がないかということでございますが、実際時効が満了している債権債務は今年に始まったことではないですけれども、ございます。それについて、債務者から時効ではないかという申出があると、それが援用にということになるわけですが、それがないかどうかということは、私は今ここで答えられることではないものですので、大きな市町の様子を聞いても、インターネット等で時効の援用ということの情報を知り得て、こちらが何かするまでもなく、先方のほうから時効だよね、援用だよねということを申し出てくるケースもあるようでございます。そういうことも考えますと、今ないかというお尋ねに対してお答えすることはちょっとできませんので、ご理解ください。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） まず、1点目の援用については、文書のやり取りはなかった、口頭だけでした、ある意味、言ったもん何とかと言いますけれども、弁護士は当然口頭でもいいよということでの指導はあったということでありましたけれども、やはりこれ本当に大事なことであるし、言ったことというのは残らないわけですね。だけれども、文書というのは残るわけです。ですから、町として、時効の援用の申出があったならば、しっかり文書で出してくださいよとか、そういったことの指導はできたのではないかと思います。口頭というのは、本当言った、言わないのところにもなるケースって、これに限らずですけれども、あるわけですので、そこはしっかり残すべきじゃなかったかなということで思います。

あと、最後のちょっと3点目の質問の中で、今後時効の援用はないと考えていいかと言ったら、そこはちょっと今後分かりませんということでしたけれども、その前に私が言った、ほかの滞納案件についてやっぱり精査して、時効の援用になりそうなところと言ったらおかしいけれども、そういったところについては、例えば納付債務承認ももう取るとか、あるい

は時効の中断というのは、支払督促といって裁判所のほうから督促状出してくれるという制度もあるようですね。それは時効の中断にもなるようです。ですから、あらゆる手段を講じて時効の中断ができるように、今も時効だよと言ってきたらそうせざるを得ないというようなことのないようにしてもらいたいというのがこの3点目の僕の質問でしたので、ちょっといま一度お願いします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） お答えが漏れていました。申し訳ございません。

今、私のほうが抱えている大きなものについては、ほとんどがもう10年以上前の古いものでございます。しかも、もう町内にいない方ということがございます。また、町外に出たとしても実態がつかめるかどうか分からないようなものもございます。そういったしますと、その先のことをやるのに、先ほど議員がおっしゃるような手立てができるかという、どうなのかなというような事案も残っておりますので、現実的にその事案について時効を中断するような、時効中断というと一般的に債務承認ですので、その債務者本人が債務承認を提出するところから始まるわけですが、提出すべき相手方がいるかないかも分からない状態のものが10年以上のものでございまして、分からないような状態になっておりますので、それができるものについては、そう進めるのは恐らく議員のご指摘の内容だと思いますので、そこについては努めてまいりたいなと思いますけれども、実態として大口の方々がそうでないケースが多いものですので、その辺については全てについてそれができるかというのは現実的に難しい状況です。

全協でも申し上げましたけれども、裁判所に申立てをして支払督促を出せば中断するとかという事実については私どもも承知をしているところですが、当然に裁判をするとなれば費用もかかるわけですので、取れるべき債務に対してそれがどうなのかと、その大きさがどうなのかということも見定めなくちゃいけないところですので、多くは古いものですので、実態が分からないものが多くあるということでございます。

もう一つ、全協でも申し上げたのは、普通であれば納期限にお支払いいただけなかったものについては督促状が出ます。督促状でお支払いいただけなかった方については、半年に一遍にまとめておりますけれども、催告書をお送りしています。でも、まだお支払いいただけない方については、催告書の翌月に給水停止予告を送ります。これが年に2回、このサイクルがあるわけですので、この年に2回ある給水停止予告まで、給水停止予告といっても、お支払いいただけないケースですけれども、給水を止めるということでございますので、給水

を止めるという段になったときにはお支払いいただけるという方もあるものですので、それを有効に働かせるのが一番であって、私ども反省でもございますけれども、この大きさまで債権債務を残しておくということそのものが、こちらがやるべきことをちょっと足らないところもあったのかなという反省もございますので、今年の2回のサイクルを有効に活用しながら、こういうことの、たまることのないようにやってまいりたいと思っている所存です。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 当然、不納欠損には、税もそうですけれども、もう居所が分からない、あるいは財産が何もないという場合は、本当に不納欠損ということで処理せざるを得ないということにはなろうかと思えますけれども、本件については、松崎町におられて、それでこういういった債務があったというようなことでありますので、そこはやはり本件以外に、今の居所不明とか財産がないとかということ以外の、本当に納付をしてもらうべくところにしっかりとやっぱり対応をお願いいたしたいなと思ったもので質問させていただきました。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 2点ほどになりますけれども、最初に、今まだまだ債権が残っているよと、時効の援用を言われるような案件があるということでしたけれども、これ課長、痛しかゆしですよ。相手が見つかったとしても、催告書なんかを出した場合に時効じゃないかと言われる可能性があるということが、これ必ず出てきますよね。そうした場合に、出したところがもう時効の援用を訴えられて、それで債務は、こちらで言う債権は終わりにになると、それは痛しかゆしだと思いますけれども、それともう一点、今回の場合、これ口頭か文書で、口頭でもオーケーだということになりますけれども、そのときのやり取りということを課長のほうで文書として記録に残していると思うんですけれども、そんなに詳しくと言わなくてもあれですけれども、相手はどのようなことを言ってきたのか、その辺を説明できればと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 1点目の、相手が見つかった場合に、催告等をしたときにもう一方的に先方のほうから時効を告げられるんじゃないかという心配があるというのが1点目であったと思いますけれども、そういう事案も可能性としてはないわけではないと思います。こちらが時効を中断するには、裁判、申し立てるかということも先ほど一つとしてあり

ましたけれども、一般的には先方が債務承認、要は納付約束をするということでございますので、それを前提とすることが、居所をつかめて催告書を送ったのとどちらが先かというようなことにもなりますし、その納付約束を書いてくれるかどうかということも不明なところですので、その辺がどうなのかなというのは、ケースによるところかなというふうに受け止めております。

それから、２点目の口頭についてということでございますが、こちらについては文書か口頭かということで、結果的、最終的には顧問弁護士のほうからも口頭でいいんだよということで指導があったものですので、その旨対応したところですが、当然のことながら記録は残しております。

私はその担当者のやり取りを見る中ですが、この顛末については概略全協でもご説明したところですが、当然に本件の場合は相続事案でございまして、本年４月に亡くなった債務者の相続をして、新たに権利者となる方がいらっしゃったときに、先代の債務についてをまずご説明をするというところから入ったわけでございます。水道と温泉合わせて多額なものになるわけですが、その事実について紙を見てもらいながら説明をしたと。これについては、今度相続をされた方には、あなた方の債務ということになりますよと、これをお支払いいただくものですという話にもこちらからもいたしております。

やり取りの中ではそこその時間かかったところでございますけれども、大きくは払えないという先方の意向、それから、なぜこのような古いものが、平成19年以降は１円もないものなので、それ以降は滞りなくお支払いいただいているものですので、なぜ平成18年以前の古いものだけ残っているんだと、ついては時効というものはないのかとかいうような話の展開があって、最終的に債務者のほうから時効の主張があったというものでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○８番（藤井 要君） そういうやり取りの中で、弁護士さんとも相談して決めたということであろうと思います。それを聞きまして、じゃ今までのこれに対する責任という、課長に今責任があるわけじゃないですけども、分かりますけれども、課長、これは原因、こういうふうになった原因は何であろうかと。

また、町長も報告をしているわけですね。これ、町長にも答弁してもらいたいと思いますけれども、じゃ誰が、お金をよこせだというのじゃなくて、やっぱり責任というものがあると思うんですよ。それに対して、町長もどう思うかということを併せてお伺いいたしますけれども。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） こうした過去の案件の中で、組織としての責任というのは、当然今の代表である責任は自分があると思っております。確かにその当時、催促等々してきていたのかどうなのかというところについては、現場でないとちょっと分からないところあるんですけども、今現状、組織としてその責任を追及されるのであれば、当然自分が責任者として対応すべきものだと思っております。

ただ、今言ったように、当時を振り返って、掘り返して誰がというところは、あまりここですべきではないのかなという感じはしていますけれども、その当時にやれなかったことを繰り返さないという方向で、これから先を見てやっていきたいということが反省点だと思っております。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） どこに反省点があったかということでございますが、まず今を預かる私どもの感覚といたしましては、私も税の経験もございますけれども、平成一桁台のときと現在と、税においても滞納処分に対する考え方が全く違ってきています。全く違ってきていますというの、厳格にやるようになってきているというのは、そこは正直、平成一桁台も厳格にやらなくちゃいけないのは当然のことですけれども、できていたかという、税の現場においてもなかなかそこがいくべきところまでいっていなかったという実態はあろうかと思います。差押え一つにしても、平成の一桁台に差押えをした事実なんていうのはほぼほぼないような、時代のせいにはいけませんけれども、そういう状況であったのが税の現場でもございました。

同様に、水道料金の滞納対策についても同じようなことが当時言えたじゃないかなと思いますけれども、決して時代のせいにするわけではないんですけれども、今はそれらのことが、やるべきことが、知見も固まりまして、重ねまして、できるようになってきているということもございます。その大きな違い、時代の背景も少しあるのかなとは思います。

ただ、今見る限り、先ほど申し上げましたとおり、納付約束が100万円単位の納付約束であるのに、3回で払いますよとか、1年半で払いますよとかという納付約束を取っているところ。蓋を開けてみると、もうちょっとするとその納付約束が崩れている、約束どおりに履行されていないというのが見て取れるものですので、そこで何か考える必要があったんじゃないかなというのは、今の現時点での社会情勢ですとか、今持っている知見をもって見るとその辺が一つあったじゃないかなというのが一つございます。

また、もう一つには、平成18年の時点でそれぞれが大きな金額に既になっているわけですね。場合によっては、もう返済の能力がないぐらいのところまで来ていたということも言えるんじゃないかなと思います。元をただせば、そんなにためないようにすることが一番のことでありまして、そういたしますと、先ほどのところと繰り返しますけれども、現在ですと年2回のサイクルで督促、督促は納期限ごといたしますけれども、その先が、年2回のサイクルですけれども、催告、それから催告後の給湯停止予告ということをやっておりますけれども、その催告の中で極力増やすことのないようにというふうにしていくのが望ましい姿であったなというふうに思います。

ただ、振り返りますと、平成一桁のときに給水停止とかというのができたかという、現在は命の水と言っても売られているものですので、給水停止ということを行われてきていますけれども、平成一桁台のときには今のような給水停止というのもそんなに一般的な話じゃなかったと思いますので、そこはちょっと今の考え方をそのままストレートに当てることは難しいかなとは思いますが、ただそういった面で反省すべきところはあったのかなと思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 課長の言わんとすること、非常によく分かります。でも、一遍こういう2つ合わせて540万ぐらいの額が特別損失に充てるわけですよ、温泉と水道の関係でございまして。町民、今日いろいろメディアの方も、また下で聞いている方もいらっしゃるかもしれませんが、水道料金、今非常に困窮してきて、もう徐々に徐々に先細りしている、収益が先細りしているような中で、また料金上げようともしているわけですね。そうした場合に、私たち、私たちというか、ほかの人は分かりませんが、町民に対して大きな血税、一生懸命払っている人もいた、片やそういう大きな金額を免れた人もいたということを考えると、じゃ議員は何をやっていたんだと、この予算というか、議案に対してすんなり賛成したのかということも、私たちは本当に困るような感じのわけですね。じゃ、そのままで反対した場合に、この未収金と言ったらおかしいですけども、それがいつまでも残っていく、そのようなことをあつてはならないから決断しなければならないんですけれども、町民に対してやっぱりなぜ賛成したんだということを説明する、私たち義務があると思うんですよ。

そこで、町長、前のことは反省すべきという点もあるでしょうけれども、これから町長が職員に対しても、町民に対しても、こういうわけをお願いした、議会に諮って何とかお願い

しましたよ、通してもらいましたよということぐらいの強い意志を発信してもらわなければ、私たちも困るし、また町民の皆さん、先ほど言いましたように、前のを払わないでなぜ値上げするんだと言われるようなことがないように、やっぱり町長一言、何か発信する言葉をお願いしたいですけどもね、町民に対して。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今回のケースにつきましては、時効の援用により債権の消滅という形になっております。こちらについて、消滅した債権を今法律上、私のほうで請求という形はできませんので、そこについてはご理解をいただきたいと思います。

今までもやはり真面目に、もちろん皆さんもそうですけれども、当然払っていてくれている方がいらっしゃるのが実はこの水道会計を支えていることでございますので、これについては今までどおりぜひお願いしたいことと、全国的にも水道料金の公共水道についての経営がなかなかうまくいっていないという状況に、人口減少の中でも進んでいく中でございますので、その辺も逐一説明を、理解をいただきながら、この運営をしていかなければならないという状況でございます。ですので、今回のようなケースは、これからはそういったことがないように責任を持って対処するということでご理解をいただき、これからの水道事業にもぜひ協力をいただくということを強くお願いするところでございます。

○議長（深澤 守君） 25分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） すみません、14ページの先ほどの貸倒損失に関して、公営企業委員会を開催しているということで課長も言ったと思うんですけども、公営企業委員会にこういった説明したと思うんですね、詳しい説明。委員の方からどういった意見がありましたか、ちょっと教えてください。

それから、2点目、14ページ、同じく資産減耗費で、雲見入谷配水池撤去費ということで

ありますが、これ、ちょっと関連になりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 許可します。

○3番（高橋良延君） 私、6月の議会で、この雲見入谷地区の水道の白濁についてということで質問させていただきました。今、その状況どうなっているのかということ、その対策は進んでいるのか、それから地区へその進捗状況というか、その説明はしているのかということでお伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 1つ目の、公営企業委員会における委員の皆様からの意見について、どのような様子だったかということでございますが、公営企業委員会においても、議会同様、この債権の放棄について、債権の消滅についてご意見をいただいたところです。なぜそこまでたまってしまったであるとか、何かできなかったのかというようなご意見もいただいたところですが、反省として、今後やれることは何かというようなことのご意見もいただいたところですが、おおむね公営企業委員会においても、ただいまここで申し上げているような給水停止、年に2回のサイクルとか、そういうことを有効に働かせながらやっていくというのが、おおむね今現実的に私どもができることのほぼ全てのと言っていいぐらいの手段でございますので、そういったことをやりながらやってまいりたいと、そういうことがやってこれなかったのかなという反省もございますというようなお話をさせていただいたところです。そういったやり取りが議会同様ございました。

それから、もう一つ、関連でいただいた雲見入谷の昨年の災害後に設置いたしました急速ろ過装置を水源とする水の白濁についてでございますが、なかなか今現在においてその原因を特定できているかということになると、特定できていないというのが現状でございます。

今やっていることは、その原因を特定するに当たりまして、どこにその原因があるのかということを探している状況でございまして、先だって、タンクメーカー、それから急速ろ過装置のメーカー、私どもと一緒に立ち会いまして、少なくとも急速ろ過装置そのものでは白濁はしていないということであるとか、隣の20トンのステンレス製のタンクがあるわけですが、そこにおいてもそれほど大きな白濁は確認できないということであるとか、またその先に、今回は20年ほど前に設置した管路を使っているわけですが、その20年ほど前に設置した管路が原水調整池、今回急速ろ過装置を設置したところの100メートルほど下が一番上流の末端でございまして、今回そこまでを仮設でつないだわけですが、そのつなぎ込みをするところでやはり水の具合を見られるものですので、そこではどうかと

か、そういった今原因の潰しをかけているようなことを今重ねているところでして、最終的に集落の一番上のところにある消火栓のところにおいては白濁がこれまでも確認をしているところですので、おおむねそこから下の消火栓の間に何か原因があるんじゃないかなと。

また、その原因がその間だけなのか、その原因の供給元として何かがあるのかとか、そういったところの潰しが今かけ切れていないところですけども、そういった原因特定に当たる調査をちょっとずつですけども、やらせていただいているところでありまして、必要によっては管路中の白濁の原因となるような空気だまりでありますとか、あるいは空気を吸い込むようなところがないとか、それを調査する会社もあるようでございますので、必要によって、それも念頭にあるわけですけども、そういったところとも相談を始めたいなと思っていますところでは。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 公営企業委員会の委員の意見は、大方この議会で出たような意見であったということであります。当然、我々においても、町民に対して説明する、そういったことは求められるということでもありますので、ここは町長もしっかりと説明責任は果たしていただきたいと思います。

それから、白濁の関係で今調査しているよということで、それはそれで進展していただきたいんですが、地区へどのように状況を説明しているのかとか、そういったことはどうですか。あるちょっと役員さんのところでは、もう何も説明というか、話がないよというようなこともちょっと耳に入ったものですから、そのところは教えてください。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 雲見地区の役員さんへの説明ということですが、形式的に区長さんに対してという説明は、特段大きな進展がないものですので、町政懇談会でも取り組んでいきたいということはお話ししているわけですけども、やっている部分はあるんですけども特段大きな進展がないものですので、区長さんに対して詳細を説明するという機会はまだ持っていないです。

ただ、集落排水事業の実績の報告やらで雲見の役員さんはいらっしゃるものですので、その役員さんに対しては、折を見てその進捗についてはご説明はしたりしているところです。

ただ、先ほど申し上げたメーカー立ち会っての検査については、先々週かそらの話でございますので、それについてはご報告をしているということはございません。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 地区へのというところは、やはり丁寧にきめ細かくやってもらいたいなということでもありますので、何かの折ということもありますけれども、区の役員会も毎月1回やっているそうですけれども、その前に情報提供して、どうだというようなことも含めてやっていただきたいなというふうに思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほどちょっと流動負債の関係がお話ありました。それと、キャッシュフロー自体は増えているというので、資金的には当面いいのかなと思うんですけれども、流動負債比率がどうのこうのという話が、もう一度、それ分かりますように説明お願いしたいと思います。

それと、水道に関しては長期の事業計画というのがあるはずなんですけれども、それがずれ込んで水道料金の上げにはつながっていないわけなんですけれども、今後、長期の計画というのはどのように見直していかれるのか、またそれがいつ頃出来上がってくるのか、ちょっとそのところをお願いします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 1点目の流動比率のところについてでございますが、予算書の8ページをご覧ください。

8ページの左上、2の流動資産のところの一番下のところ、下から2番目の流動資産合計というところがありますが、その一番右側4,748万164円、こちらが今補正後における流動資産の合計でございます。補正における決算見込額ということになるわけですが、この4,748万164円の流動資産を、10ページの一番右上の計の欄の数行下がっていただくと5,503万2,066万1,000円とございます。これが流動負債の合計ですが、この流動負債の合計で先ほど8ページの流動資産の合計を割りますと、一般に言う流動比率が出るわけでございます。その流動比率が、先ほど申し上げたのが86.28%でございます。健全とされるのが120%以上が安全水準、100から119が改善の見込みがある、99を下回るものについては危険水準という物差しが一般的なものでございます。その水準にあるということを申し上げたところで

す。それから、キャッシュフローのところですが、6ページの右下のところ、本補正後における資金期末残高が2,310万7,000円でございますが、左側の既決予定額のところが当初の値でございます。あたかも増えているように見えるわけでございますけれども、これ決

算のときにもご説明をしたところですが、決算を打ったときに六千数百万円、この金額がございました。ただ、そこを正しい見方を本来させるには、そこに至るまでの未払金ですとか未収金のところが3月までに終わっていて、それらが終わった上で決算を打つというのが望ましいところですが、決算のところでご説明したのは、3月末までに令和4年度に係る支払いが済んでいなかったものが多くございました。逆に、受けてはいなかった収入もあったわけですが、大きくは払うべき3月の、望ましくは3月末までに払うということが望ましいわけですが、その後に支払いがずれ込んだものが多数ございまして、結果的に決算におけるキャッシュフローがそういう意味においては正しく表示されていないような状況があるということは申し上げたところでして、現実的には決算のときにも3,600万円、六千数百万円となっているところが3,600万円ぐらいになるのが未払い、未収金が整理したとすると、本来お示しできた数字でありますというようなことをご説明はしたところですが、それが本来は、本来というか、比較すべき金額でありまして、3,600万円ぐらいのものが2,300万円に減ったというのが実態でございます。

それから、3点目の見通し、計画についてでございますけれども、水道については、平成30年度に水道の経営戦略、経営ビジョンを策定しております。何度かご説明も議会でさせていただいているところですが、その平成30年度に策定した経営戦略においては、令和2年度、3年度には20%の料金改定、増額が必要ですねという結果を平成30年度のときに出しておりました。本来ですと、令和2年度、3年度のときにそれを実行すべきところであったわけですが、ご説明させていただいたとおり、コロナ禍ということもあって、それを据置きにしてきた実態がございます。結果、原油燃料価格等の高騰もありまして、それが早めに現れてしまったということでございますけれども、今後においては本年度経営戦略を策定いたします。経営戦略も、国の指導によりますと3年から5年に一度策定するようという指導がございまして、平成30年度からしますともうそれが経過しているものですので、今年度改めて経営戦略を策定いたしまして、その下、財政計画、都市計画を組みまして、その上でどの程度の改定が必要かということも含めて今後の見通しを立ててまいりたいと。

ただ一つ言えるのは、平成30年度の段階で20%の料金増と、料金アップということでございましたので、現時点でそれでかなうかということは、もうかなわないことが容易に想像できることですので、それ以上の数字が示されてくるのかなというふうには考えているところです。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 単純に流動負債がぎりぎりだということは、流動の資産を売って負債を返そうとすると結構厳しい、単純に考えるとね。水道の場合は固定資産のほうがすごく資産が大きいでしょうから、ただし配管が売れるかといったらなかなか売れないと思うんで、それは公営の会計だから、それはやむを得ないと思います。

それから、もう一つ、14ページの1款1目の原水配水及び浄水給水費というところで、その6節、これが水位計の点検をされるということで、これはこの前水位が下がってしまったというトラブルに対しての点検だと思いますけれども、これは6か所やられるという説明がありました。これについてはどのような点検をされるかというのが1点と、定期巡回でやる場合とどう違ってくるのか、通常定期巡回で点検できるものなのか、委託しないとできないものなのか、どのような点検をされるかが1点と、それから、これ実際にトラブルが起きちゃったものですから、今世の中で考えるとテレメトリングですか、メーターを読んで数値化していくというシステムがあるわけですね。それ、そんなに高いものじゃなくて、メーター1個に対して月500円ぐらいで数値化してくれるというのがあったと思う。メーターがどのようなメーターを見ておられるかというのが1点疑問になるわけですが、もしメーターが数値で出てくるんなら水位が見られると思います。そのあたりの導入の考え方というのはありますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 14ページの1款1項1目6節委託料の水位計の点検についてでございますが、こちらの6か所というのは、全部で水位計が8か所ございますが、そのうちの1か所は既に伏倉の関係で修理に回しておりますので除きまして、もう1か所は配水池直接じゃないものですので、そこは今回は除いております。それ以外の6か所が同様に配水池と言われる施設についている水位計でございます。

水位計の種類は、静電容量型ですとか、何タイプかあるようですが、大きくは配水池の中に電気を通じた、何ていうんですか、棒みたいなものを深く垂れ下げるというか、しまして、その水位を電極が感知いたしまして、どの程度のところにあるというのを見るのが主要な仕組みになっております。

どういう点検かということですが、基本的にはもう設置して10年以上たっていて、一度も見えていない状況ですので、配線関係もそうですけれども、そういったものの損耗の具合ですとか、普通は正常に働いているかということ、今現在正常に働いているものですので、働いているよという結果にはなろうかと思いますけれども、そういったことであるとかを点

検する予定であります。

それと、テレメーターに係るお話かなという…

(何事か言う声あり)

○生活環境課長（高橋和彦君） 今回の水位計については、配水池にぶら下げまして水位を観測している方式を取っております、おっしゃっているテレメーターというのが、各お宅におけるということではなくですか。

方式としては今の方式を取っております、近隣市町に聞いても割と主要な、スタンダードな方式であるということは聞いております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） どのような方式だったか分からなかったからお聞きしたわけですが、1つはポンプで送り出しているわけですね。そうすると、そのポンプを送り出す流量というのが見られるようになっているかというのが1つです。

そうすると、ポンプの流量がしっかりあるということは、水を送り出しているということになりますので、水を送り出せるということは、当然水位計のほうから送ってくださいというのが正常に動いているというふうに見られるわけですね。そうすると、ポンプのほうのメーターというのは流量計が見られるようになって、例えば数字で出るんならば、それを監視していればしっかり水は送られていますねということが言えると思うんですね。そのあたりの仕組みはどのようになっているでしょう。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 配水池における水位計の仕組みというのは、配水池の大きさによって違うわけですが、一定の水位よりも水位が下がるとポンプのほうへと連絡がいくということで、水位を満たしていればポンプが動かないという、その一定の水位を下がるかどうかというところで、ポンプが稼働するかということを今見ている方式になっています。

おっしゃるとおり、例えば水位計でも感知する、もう一つの仕組みとして、ダブルで見るという目でポンプが正常に働いているかを見ることによって、水位計そのものの異常も分かるじゃないかというお尋ねだと思いますので、そちらのほうも、ポンプそのものが動くべき時間帯であったとしても動いていないというのは分かるものですので、そちらをダブルで監視する仕組みについても内々検討はしているところでございますけれども、ちょっと資金的なこととも考えて、まだ資金がいかほどかというのが出てきていませんで、容易にそれがで

きるものなのか、水位計も1つ交換するともう400万円ぐらいするものですので、同じようにポンプを監視する仕組みをつくとそのぐらいかかってしまうということになると、なかなか難しい話になるものですので、容易にできるかどうかということで、今検討の中には入れているところです。

また、近隣市町にお聞きしても、水位計ありきでやっているところが多いわけですが、ダブルで監視するという仕組みを持っているところはほとんど聞かれないものですので、あとはお金との相談かなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 配水池のところへと送る系統がほかのところと一緒に分らないんですけれども、例えば伏倉なら伏倉へ送る系統が分離しているものであれば、その流量が分かる、あるいはモーターが回っていて水が流れているかどうかを見ると、そこへ水が送れているかどうかというのが分かるわけですね。そのモーターがただ回っているのかどうか、オンオフというのは、通常データとして取れないのであれば仕方がないですけれども、例えばモーターがオンオフしているというのは、系統が分かれていてオンオフが分かれば、そちらに送れているか、個々にそのオンオフのところをしっかりとつかんでいけば送られているかどうか分かる。

それ、ちょっと分からなかったんですが、もしメーターみたいので流量計みたいなのが、一般の家庭でいくと流量計があるわけですね。そういうようなものがあって、しっかり送られ、どれくらい送られているかと、季節変動とかいろいろあるんでしょうけれども、そういうのが分かるようになっていたら、それはテレメトリングで通信回線、携帯や何かのごくわずかな通信帯を使って送るというような方法があるわけですね。一般家庭のテレメトリングのやるところ、それでそれがそんなに高いお金じゃなかったみたいですから、そういうのも一つ検討されたらどうかなと思ったわけです。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ポンプの動きそのものについては、ポンプにおいて配水池にどれだけの水を送っているかというのはデータでは取っております。取れる状況ですが、ただアナログでございまして、おっしゃるような仕組みをとというのは、すぐすぐいく状況にはございません。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は本案において賛成いたします。

しかし、私はこの議案において、特別損失、時効の援用による債権消滅に賛成してよいかどうか、正直悩みました。しかし、これは法律の前ではどうにもならないことも承知しております。これを機に、ほかの滞納案件もしっかりと精査点検し、二度と時効の援用というケースがないようにしていただくことを強くお願い申し上げまして、賛成といたします。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。賛成討論、よろしいですか。

（「同じ意見ですのでありません」の声あり）

○議長（深澤 守君） よろしいですか。

これをもって討論を終了します。

これより議案第56号 令和5年度松崎町水道事業会計補正予算（第1号）についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）  
について

○議長（深澤 守君） 日程第11 議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第

1号)についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、今回収入の補正はございません。

支出でございます。科目、補正予定額の順に読み上げさせていただきます。

第1款温泉事業費用1,039万4,000円の増、内訳といたしまして、第1項営業費用721万円の増、第2項営業外費用66万円の減、第3項特別損失384万4,000円の増でございます。

内訳についてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の内訳でございます。

支出でございますが、1款1項1目源泉 送配湯費、8節修繕費でございます。726万円を計上するものでございます。こちらにつきましては、宮内にございます6号源泉のポンプでございますが、そのポンプの修理をするものでございます。

具体的には、令和3年度においてポンプが故障いたしました。そのポンプを令和3年度において新しいものに交換をしたわけでございますが、その壊れた古いほうについても、修繕することによって、新しいものが壊れたときに代替品として保管を確保しておこうというものでございます。令和3年の修繕のときにも、代替品が入ってくるまでに数か月を要するというような話もございまして、結果的には数週間でたまたま代替品があるということで入ってきたわけですが、一般的には部品の調達から作り始めるということですので、数か月を要するという代物でございますので、代替品として壊れたものを使えるように直して、使えるような状態だということでございますので、使えるように直して、それを事後に備える

というものでございます。

ただ、本補正については、本修繕費については同様の話を昨年度の補正予算においてさせていただいておりました。本来、昨年度補正で計上したものですので、年度末までにそれをやらなければならなかったわけですが、昨年の8月の災害の対応等々で事務が滞っておる部分がございます、本修繕については昨年度中に執行することが、申し訳ございません、できませんでした。そういったことで、改めてこれを計上させていただくところでございます。

それから、3項2目の貸倒損失についてでございます。こちらは水道と同様の話でございまして、時効の援用により債権が消滅をしたものですので、過年度未収金から欠損するに当たりまして貸倒損失を計上させていただくものでございます。

6ページをお願いいたします。

左上に固定資産とございまして、(1)有形固定資産とございますが、こちらについては水道同様、右側の計の欄において決算見込みを立てまして、そこまでの必要な差額についてを今回の補正として計上させていただくものでございます。

当初予算においては決算がまだ打つ前でございますので、令和4年度中のそれぞれの予算を執行し切ったものとしてこの有形固定資産の額を計上するものですが、執行しない予算等もございますので、結果的に減ってくるというものでございます。決算見込みを立てた結果によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

左上の2、流動資産のところの(2)未収金でございます。本補正において、334万5,321円を減額させていただくものでございます。これは先ほどのご説明いたしました特別損失に伴うものが主なものでございます。

その2つ下のところ、流動資産の合計の一番右側をご覧ください。

流動資産の合計が6億6,067万4,111円でございます。水道同様、こちらの流動比率を試算いたしますと、7ページの一番下のところに流動負債合計をお示ししておりますが、447万3,200円でございます。先ほどの流動資産合計のところの6億6,067万4,111円を一番下の流動負債447万3,200円で割りますと、割合が1万4769.6%になります。水道とは違いまして、120%を大きく上回る状況がご覧いただけたと思います。

9ページをお願いいたします。

9ページの下から5つ目の数字のところ、当年度純利益の一番右側ですが、マイナ

スの662万7,199円と示しておりますが、これが3条予算における収支差を示すものでございまして、補正後、当年度純利益がマイナス660万ということになります。

5ページをお願いいたします。

キャッシュフロー、現金の動きについてご説明いたします。ただいま申し上げました当年度純利益、一番右側でございますが、マイナスの662万7,000円でございます。このところから下に向けて、各項目についてを現金化していくわけですが、一番下から2番目のところ、6億3,050万9,000円とございますが、こちらが期首における補正後の残高でございます。この6億3,050万9,000円の期首残高から、その1つ上、1,467万5,000円が年度中における増減額でございますが、1,467万5,000円を増やしまして、最終的には右下、本補正後の期末残高は6億4,518万4,000円となるものでございます。温泉の場合は6億を超える現金、キャッシュが背景にございますので、このようなキャッシュフローとなるものでございます。

説明は以上でございます。なお、本予算につきましても、前月開催の公営企業委員会において応諾をいただいているところでありまして、ご報告をさせていただくところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。ないですか。よろしいですか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） ちょっと細かいことです。11ページで、会計の処理の仕方といえばそれまでですが、修繕費が726万円、宮内の6号源泉のポンプの修繕工事ですよという説明がありまして、実際にこの700万ぐらい大きい金額をかけての投資ということは、いわゆるこの収益に係る3条じゃなくて4条予算で、その後の減価償却で落としていくというのが通常じゃないかなと思ひまして質問させていただきました。

それで、まして今年度の純利益を見ると、660万円の赤字というあれになるわけですね。そのところは、温泉会計、うんと資金が潤沢だから赤字でもいいよということじゃないと思いますけれども、やはりここの会計処理としては、あくまでも温泉会計、黒字ですよという形で、4条で措置していくというのが普通じゃないかなと思ったもので質問いたしました。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 11ページ、1款1項1目8節修繕費726万円についてのご質問でございますが、修繕費として考えるか、それとも4条における改良費として考えるかと

いうところでございますが、こちらについては、私どもの考えといたしましては、私どもの考えだけではなくて、この公営企業会計についてを委託している会社もあるわけですが、そちらの意見なんかも聞いているところではありますけれども、基本的に固定資産の本来の能力を維持させるものなのか、それとも固定資産の本来の能力を高めるものなのかということで大きく判断するというのが基本でございます。今回のポンプの修繕というのは、その前のほうである本来の能力を維持させるものということになりますので、その考え方に従って修繕費として計上させていただいたものです。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 金額でのそういった基準というのはいないですか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 金額による基準というのはいないというふうに承知しております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に反対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

水道会計と同じような時効の話は残っているわけでございますが、今回同様な処理をされたということで承知しております。

また、先ほどありました修繕費の絡みも、機器というのは必ず壊れるわけですので、これを修繕して残すというのは非常にいい考えだと。3か月もかかるような、需要が少ないから多分あんまりかかるんだろうとは思いますが、残しておくという考え方は今後インフ

ラを保全するときに非常にいい考えだと思いますので、今後もぜひ故障のないように努めて  
いただいて、先ほどの時効の絡みは水道と同じように検討されて、今後はないように努めて  
いただけるということを期待いたしまして賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第57号 令和5年度松崎町温泉事業会計補正予算（第1号）についての件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で、本日の議事日程を全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分

## 令和5年第3回松崎町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第3号）

令和5年9月8日（金）午前9時開議

- 日程第 1 議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第60号 令和4年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 

### 出席議員（8名）

|    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 藤井 昭一 君 | 2番 | 菜野 良枝 君 |
| 3番 | 高橋 良延 君 | 5番 | 田中 道源 君 |
| 6番 | 小林 克己 君 | 7番 | 高柳 孝博 君 |
| 8番 | 藤井 要 君  | 9番 | 深澤 守 君  |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                |         |                    |         |
|----------------|---------|--------------------|---------|
| 町 長            | 深澤 準弥 君 | 副 町 長              | 木村 仁 君  |
| 教 育 長          | 平馬 誠二 君 | 総 務 課 長<br>兼 防 災 監 | 齋藤 聡 君  |
| 企画観光課長         | 八木 保久 君 | 窓口税務課長             | 糸川 成人 君 |
| 健康福祉課長         | 鈴木 悟 君  | 生活環境課長             | 高橋 和彦 君 |
| 産業建設課長         | 鈴木 清文 君 | 会 計 管 理 者          | 船津 直樹 君 |
| 教育委員会<br>事務局 長 | 松本 利之 君 |                    |         |

---

### 職務のため出席した者の職氏名

|        |       |     |      |
|--------|-------|-----|------|
| 議会事務局長 | 大場 千徳 | 書 記 | 飯田 聖 |
|--------|-------|-----|------|

---

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着及びネクタイを取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので、許可いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◎日程第1 議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（深澤 守君） 日程第1 議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

○議会事務局長（大場千徳君） 朗読いたします。

議案第58号 令和4年度静岡県賀茂郡松崎町一般会計歳入歳出決算について。

地方自治法第233条第3項の規定により、松崎町監査委員の意見を添え、本町議会の認定を求めます。

令和5年9月6日提出。

松崎町長 深澤準弥。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 会計管理者。

○会計管理者（船津直樹君） それでは、議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。

最初に、本決算の概要について申し上げます。

令和4年度松崎町一般会計予算は、当初37億2,800万円の予算でスタートしましたが、その後、12回の補正と前年度からの繰越明許費を加えた最終予算額は45億6,450万4,000円となりました。

それでは、決算書15ページをお開きください。

決算書15ページは、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額ですが42億9,856万4,000円、予算に対する収入率は94.2%でございます。歳出総額は40億1,529万4,000円、執行率は88.0%でございます。歳入から歳出を差し引きました形式収支額は2億8,327万円となりました。この中には、翌年度に繰り越す財源といたしまして繰越明許費、繰越額1億4,787万4,000円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支額は1億3,539万6,000円となりました。

以上が概要でございます。

それでは、順次説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、4ページ、5ページをお開きください。

4ページから13ページまでは、歳入歳出の款項までの決算数値となっております。

まず、歳入からです。款項、収入済額、不納欠損額、収入未済額について朗読させていただきます。

1 款町税、収入済額 6 億462万1,316円、不納欠損額363万7,606円、収入未済額1,175万7,130円。内訳としまして、1 項町民税、2 億2,129万6,027円、36万4,506円、305万6,560円、2 項固定資産税、3 億422万5,678円、320万4,500円、819万1,120円、3 項軽自動車税、2,443万4,400円、6 万8,600円、50万9,450円、4 項町たばこ税、4,239万2,201円、ゼロ、ゼロ、6 項入湯税、1,227万3,010円、ゼロ、ゼロ。

2 款地方譲与税、3,821万4,000円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項地方揮発油譲与税、630万2,000円、ゼロ、ゼロ、2 項自動車重量譲与税、1,886万4,000円、ゼロ、ゼロ、3 項地方道路譲与税、ゼロ、ゼロ、ゼロ、4 項森林環境譲与税、1,304万8,000円、ゼロ、ゼロ。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、25万6,000円、ゼロ、ゼロ。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金、286万8,000円、ゼロ、ゼロ。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金、290万9,000円、ゼロ、ゼロ。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、893万7,000円、ゼロ、ゼロ。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 億5,361万8,000円、ゼロ、ゼロ。

8 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金、351万6,923円、ゼロ、ゼロ。

9 款地方特例交付金、130万6,000円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項地方特例交付金、130万6,000円、ゼロ、ゼロ、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

10 款地方交付税、1 項地方交付税、19億9,697万1,000円、ゼロ、ゼロ。

11 款交通安全対策特別交付金、6 ページ、7 ページをお願いします。1 項交通安全対策特別交付金、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

12 款分担金及び負担金、1,931万7,208円、ゼロ、541万6,645円。内訳といたしまして、1 項分担金、839万2,005円、ゼロ、463万6,995円、2 項負担金、1,092万5,203円、ゼロ、77万9,650円。

13 款使用料及び手数料、4,505万4,907円、ゼロ、51万5,750円。内訳といたしまして、1 項使用料、3,306万3,527円、ゼロ、51万5,150円、2 項手数料、1,199万1,380円、ゼロ、600円。

14 款国庫支出金、5 億5,060万328円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項国庫負担金、1 億6,599万7,281円、ゼロ、ゼロ、2 項国庫補助金、3 億7,636万9,455円、ゼロ、ゼロ、3 項委託金、823万3,592円、ゼロ、ゼロ。

15 款県支出金、2 億815万9,448円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項県負担金、1 億922万1,199円、ゼロ、ゼロ、2 項県補助金、8,424万5,085円、ゼロ、ゼロ、3 項委託金、1,469万3,164円、ゼロ、ゼロ。

16 款財産収入、256万6,059円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項財産運用収入、222万6,059円、ゼロ、ゼロ、2 項財産売払い収入、34万円、ゼロ、ゼロ。

17 款寄附金、1 項寄附金、6,761万1,628円、ゼロ、ゼロ。

18 款繰入金、2 億4,100万7,523円、ゼロ、ゼロ。内訳といたしまして、1 項特別会計繰入金、272万1,374円、ゼロ、ゼロ、2 項基金繰入金、2 億3,828万6,149円、ゼロ、ゼロ。

19 款繰越金、1 項繰越金、1 億5,128万4,852円、ゼロ、ゼロ。

20 款諸収入、6,206万3,550円、ゼロ、1,955万6,706円。内訳といたしまして、1 項延滞金

加算金及び過料、61万2,513円、ゼロ、ゼロ、2項町預金利子、ゼロ、ゼロ、ゼロ、3項貸付金元利収入、760万518円、ゼロ、8万3,000円、4項雑入、5,385万519円、ゼロ、1,947万3,706円。

8ページ、9ページをお願いします。

21款町債、1項町債、1億3,768万1,000円、ゼロ、ゼロ。

歳入合計、収入済額42億9,856万3,742円、不能欠損額363万7,606円、収入未済額3,724万6,231円でございます。

調定額に対する収入済額、いわゆる収納率は99.1%となりました。また、昨年度に比べまして、収入済額は9,814万1,694円、2.3%の増となっております。

続きまして、歳出です。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出は、款項、支出済額、翌年度繰越額について朗読させていただきます。

1款議会費、1項議会費、支出済額4,676万8,944円、翌年度繰越額ゼロ。

2款総務費、7億3,439万4,452円、2,921万5,000円。内訳といたしまして、1項総務管理費、6億2,926万843円、2,921万5,000円、2項徴税費、5,680万9,416円、ゼロ、3項戸籍住民登録費、3,953万5,235円、ゼロ、4項選挙費、785万950円、ゼロ、5項統計調査費、13万2,120円、ゼロ、6項監査委員費、80万5,888円、ゼロ。

3款民生費、8億6,557万8,831円、1,500万円。内訳といたしまして、1項社会福祉費、7億1,088万4,209円、1,500万円、2項児童福祉費、1億5,409万3,334円、ゼロ、3項災害救助費、60万1,288円、ゼロ。

4款衛生費、5億2,702万5,111円、4,242万8,000円。内訳といたしまして、1項保健衛生費、2億1,335万3,939円、227万8,000円、2項清掃費、2億8,492万172円、4,015万円、3項上水道費、2,875万1,000円、ゼロ。

5款農林水産業費、2億5,850万8,900円、660万5,000円。内訳といたしまして、1項農業費、1億5,817万6,913円、653万5,000円、2項林業費、3,041万5,948円、ゼロ、3項水産業費、6,991万6,039円、7万円。

6款商工費、1項商工費、4億429万1,722円、416万9,000円。

7款土木費、1億9,401万8,367円、4,571万4,000円。内訳といたしまして、1項土木管理費、6,586万270円、128万4,000円、2項道路橋梁費、7,026万7,538円、4,443万円、3項河川費、4,899万4,061円、ゼロ、4項港湾費、308万4,344円、ゼロ、5項住宅費、581万2,154

円、ゼロ。

8款消防費、12ページ、13ページをお願いします。1項消防費、2億6,795万4,298円、ゼロ。

9款教育費、2億8,276万6,568円、491万円。内訳といたしまして、1項教育総務費、8,408万1,148円、491万円、2項小学校費、2,837万2,351円、ゼロ、3項中学校費、1,621万1,070円、ゼロ、4項幼稚園費、3,848万137円、ゼロ、5項社会教育費、5,143万1,597円、ゼロ、6項保健体育費、6,419万265円、ゼロ。

10款災害復旧費、8,289万5,000円、8,799万7,000円。内訳といたしまして、1項農林水産業施設災害復旧費、ゼロ、ゼロ。2項公共土木施設災害復旧費、8,289万5,000円、8,799万7,000円。

11款公債費、1項公債費、3億5,109万1,536円、ゼロ。

12款諸支出金、1項普通財産取得費、ゼロ、ゼロ。

13款予備費、1項予備費、ゼロ、ゼロ。

歳出合計、支出済額40億1,529万3,729円、翌年度繰越額2億3,603万8,000円でございます。支出済額は、昨年度に比べまして3,384万3,467円、0.8%の減となりました。

この結果、歳入歳出差引き残高は2億8,327万13円となりました。

以上が歳入歳出の款項における決算数値でございます。

この後の決算書16ページからの財産に関する調書など、また、22ページからの歳入歳出決算事項別明細書につきましては、決算の勉強会で説明させていただいておりますので、本日の説明を省略させていただきます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、監査委員であります小林克己君より発言を求められていますので許可します。

○監査委員（小林克己君） 発言の許可をいただきましたので、監査委員としての決算審査の報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から審査に付されました令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、あるいは財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合など監査手続を実施したとこ

ろ、その出納は適正かつ正確なるものと認められました。

また、昨日の報告にありました地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率の審査をしたところ、黒字決算で各比率とも基準値を下回り、良好な状態にあると認められました。

つきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、各審査の意見書を提出しましたが、意見書は既に皆様のお手元に配付されておりますので、朗読は省略して、決算審査の報告に代えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） 以上で監査委員の監査報告を終わります。

質疑の方法についてお諮りいたします。質疑は、まず、歳入全ての54ページまでについて、次に、歳出の議会費から132ページの農林水産業費まで、次に、歳出132ページの商工費から最後の予備費までと、総括という4段階で進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑はこの4区分に従って進めてまいります。

申し上げます。質疑は、資料名、ページ数、節の区分を明示し、要領よく的確な質疑をしてください。また、答弁者に申し上げます。答弁者も、資料名、ページ数を示し、簡潔で分かりやすい答弁をお願いします。

質疑は歳入の54ページまでお願いします。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 23ページです。ここの大きな項目のところの不納欠損についてお伺いします。

不納欠損が、町民税も、それから固定資産税も軽自動車税も出ておりますが、これの内訳はどのようになっていますでしょうか。

そして、そのアクションはどのように取られているのでしょうか。温泉の会計において損失を出したわけですね。全く同じことを一般会計でやってはなりません。アクションはどのようにされているか、また、これはその後どうなっていくのか、教えていただきたいと思

います。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） まずは、不納欠損の関係でその内訳ということでございます。

まず、町民税の関係の不納欠損ですけれども、滞納繰越分で36万4,506円ということになっております。内訳しましては、人数としては5人です。町内者が4名、町外者が1名ということになっております。

固定資産税、現年分につきましては、102万7,400円ということでございます。人数にしましては30名、町内者が17名、町外者が13名ということになっています。固定資産税の滞納繰越分217万7,100円ということですが、こちらにつきましては、人数は11名ということで、町内者が9名、町外者が2名ということです。

あと、軽自動車税滞納繰越分の6万8,600円でございますけれども、人数は6名、町内者が5名、町外者が1名ということになっています。ただ、こちらのほう、重複して欠損されている方もいますので、実人数としましては、現年分が30名、滞納繰越分18名ということで、48名というような形になっております。

不納欠損した主な理由といたしましては、財産調査等を実施して、執行停止になりまして3年を経過したもの、または、執行停止中に5年を経過したものということでございますけれども、そちらの中のまず多いところでいきますと、財産調査をしたけれども、差し押さえる財産がない方が19名いらっしゃいます。多いところでいきますと、相続人が相続を放棄して、その弁済金もないというような方も9名いらっしゃいます。会社なんかの固定資産税もあるわけですので、法人が解散して事業が休業状態、廃止状態で再開不可というようなものも5件ほど入ってございます。あと、それぞれ、納税義務者が行方不明になって死亡しているということであつたりとか、生活困窮者であるとかというような形の理由が、主な理由というような形になっています。

こちらのほうの財産調査等につきましては、当然しかるべき調査をしながら、執行停止をしてということで進めていくわけですが、今年度ですけれども、財産調査、預金調査とか、そういう調査をした結果の件数でございますけれども、預金照会が54人、277件、こちらのほう預金照会ということで21人、95件、あと生命保険の調査であつたりが12名、34件、住民票とか戸籍の照会をして実態調査をしているというのが、実態調査につきましては67人、67件というような形で、しかるべき調査をして、処分する財産もないというようなものを調査しながら執行停止をして、3年経過したりということになると、不納欠損というよ

うな形で処理をしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） その横に収入未済額というのがあるわけです。収入未済額というのは、これは同様のことでつながっているということはないですよね。全くその人たちが継続してやっている、年数がたっても同じようにやっているということはないと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） この収入未済額の中には、執行停止をしたけれども、まだ3年を経過していないものというのは、当然含まれてくるということになります。

ただ、毎年、そういう方についても当然財産調査をして、支払いの能力が回復すれば請求していくというような形になっていきます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 不納欠損にした後でも、出されていないということは、支払い能力はいろいろあると思います。本当に生活に困窮されている方については、そんなに厳しくしても、その人の生存権もあるわけですから、むしろ生存していくためのいろんな支援策を紹介してあげるとかして、救済するほうがいいと思いますけれども、ただ、不納欠損にした方が、なおかつ今、収入未済になるということはもう頂ける可能性が少ないんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりの取組はどのように、あるいは何件そういうのがあって、どのような取組をされているんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 固定資産税の中に現年分の欠損で102万7,400円というのがございますけれども、こちらのほうにつきましては、もう相続人も調査して、相続人も分からないようなものであったりとか、先ほど言った企業のほうが廃業して、徴収する見込みのないものということで、そういうものにつきましては即時欠損ということでやらせていただいております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） すみません。いろいろ回答をいただいた上で申し訳ないですが、それを書いたようなもの、メモでいいですから頂けますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） すみません。メモのようなものというのは、どういうもので

ございましょうか。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今おっしゃられたことは、何かの決まった書類があってお話しされていると思うんです。その分かるものを頂きたいと思います。

○議長（深澤 守君） 今はあれですので、もしあれでしたら、高柳さんと協議してもらって、出してもらうものでよろしいでしょうか。

○7番（高柳孝博君） 出していただけるかどうかだけ。

○議長（深澤 守君） 相談して、協議してもらおう。それとも、今、回答できますか。

窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 細かいものというか、やはり個人情報の関係があったりとかということで、そういう名称の入ったものにつきましては、ちょっと難しいということだと思いますけれども、例えば数字だけの表にしたものであったりとか、そういうものであれば提供できるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） それゆえにメモ的なものと言ったわけですがけれども、もし書類を出すんだったら、当然個人情報が分からないようにそこは黒塗りにして出すとか、そういう仕方しかないと思います。それが大変だと思うので表とか、今、表とか、そういうふうにしていただけるということでしたので、それを頂けるようにお願いします。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 8番。

今の高柳議員の関連ですがけれども、先ほど固定資産税の102万7,000円減の方は収入未済額の中に入っている、それはまとめてやっているというようなことを聞きましたけれども、普通はあれですよね、もう回収ができないということになってやれば、まだ期限が残っているのは一括してみんな全てやっちゃうのが普通じゃないかと、私は思うわけですがけれども、それでもまだ、収入未済額の中に若干残っているというような解釈をしたんですけれども、そういうことになっているのか。

そして、これ地方税の関係、先ほどありましたが320万4,000円ですか。これは去年に比べて、去年はたしか、私は町議会議員じゃありませんでしたけれども、100万円台だったと思うんですよ。今年200万ぐらい上がったんですよ。これはこういう情勢の中でなかなか厳

しくなっているということですのでけれども、去年のときにはやっぱり時効の関係とかがなくて、それで今回はそれがいきなり出てきたよと、いきなりと言ったらおかしいですけども、やっている中で出てきたということですのでよろしいのかなと、その回答をお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 執行停止の件につきましては、地方税法に基づきまして、財産調査をした中で執行停止後３年で欠損ができるというような形になっております。その３年の間も財産調査をしながら、資力が回復すれば当然徴収をしていくというような形のそういう期間がございますので、その辺は地方税法にのっとって、そういう処分をさせていただいているというところでございます。

あと、昨年よりも100万円ほど…

（「200万円」の声あり）

○窓口税務課長（糸川成人君） 200万ぐらい、すみません。200万ぐらい欠損額が増加したということですのでけれども、今年度、固定資産税の高額な方の欠損が１件ありまして、そちらのほうの影響が多分にあるということで、そちらのほうで１人で180万円ほどの固定資産税を処分された方がいますので、そちらのほうの影響ということになります。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○８番（藤井 要君） こういう傾向はどんどんと続いていくとお考えなんですかね。傾向としてどのように考えておりますか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 地方税法の滞納整理の仕方がございますので、そちらのほうにのっとってやっていくというような形になります。やはり財産調査をしっかりして、納められる人についてはしっかり請求していく。差押えなり何なりという、しっかり請求をしていく。逆に、資産調査をしたけれども、そういう資力がないというようなことが判明すれば、執行停止しているのを欠損していくというようなことは、今後もそういうのは続いていくというような形になっていくということで、今、県で滞納整理機構であったり、賀茂地区の回収協議会というようなところの中で、そういう滞納分の整理というのはかなりやってきているものですから、このくらいの金額で推移していくのかなというような感じがしています。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） ページ数、25ページです。それから、27ページの交付税と2点ほど質問いたします。

まず、25ページ、入湯税です。4年度、1,200万ぐらいの収入があったというこの表ですが、これを見ると収入未済額はゼロになっていますけれども、当然申告した人の収入しか入らないわけですから、未済額ということで、いかにも滞納がないというようなことでの見方になっているわけですが、当然未申告、遡って、まだ申告していない人がいますよというのは当然あるんじゃないかなと思います。その未申告者数を教えてください。

それから、その未申告者に対しどのような対策、アプローチを取ったのかということ併せて伺います。

それから、27ページ、交付税のところ、特別地方税2億200万円ということで、昨年より4,000万円増えているということで、これは恐らく災害じゃないかなと思います。その4,000万円、ほとんど災害ということでよろしいでしょうかということと、これ災害で4,000万円もらっているということであるならば、例えば石部線の、僕質問しましたけれども、生活道路が災害を受けて、6月30日まで開通できなかったという中で、単独でもそういうことができれば、この特別交付税でもらえるという形にもなれたんじゃないかなと思ったものですから、やはりそういう大事な住民に直結するようなところは、災害査定を待っているとそれこそ遅くなる云々ということであるならば、単独でも応急復旧なり、本復旧でもいいけれども、それでこういった特別交付税をもらうということもできたんじゃないかなと思います。災害は災害査定を受けるというのが基本なことは僕も分かりますけれども、本当に大事なところとか、急ぐところとか、そういったところは、そういった対応もあってよかったんじゃないかなと思ったものですから、この特別交付税のところ質問させていただきました。

以上、2点です。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） まず、24ページの入湯税の関係でございます。

入湯税の未申告者の人数とどのような対応かということでございますけれども、申し訳ございません、現状、未申告者ということで数字をちょっと把握していないもので、今把握していないものですから、申し訳ございません。後ほど報告させていただきたいと思います。

ちなみに今年度1,220万の収入がございますけれども、このうちの66万4,000円は、過年度分ということで徴収をしているところでございます。

今後どのようにしていくかということでございますけれども、そういう催告の手紙を出したり、…の場合、訪問してお願いしたりということを計画していたわけですが、今回、すみません、4年度の分については台風の関係があって、そういうところをちょっと差し控えたというところもありますので、今後そういうところも検討しながらやっていきたいと思っています。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 26ページ、特別地方交付税の関係になります。

議員のほうから、4,000万円の増というようなことでお話がございました。特別地方交付税につきましては、特殊な財政事情ですとか、特殊事情がある場合に交付されるものになります。今回、多分4,000万円につきましては、多くは災害の関係ではないかというふうに推測されます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 入湯税の未申告者数はいいです、また教えていただければ。

この決算だとそこが分からないわけですね。そこが大事なところもあると思いますので、それから、未申告者に対するアプローチということでは、前には地区に行つてとかということもやっていましたけれども、そこはあまり効果もないだろうというようなことでやめたというのは、それは理解できますけれども、当然その方には何らかの形の対策というか、アプローチは引き続き取ってもらいたいなと思いますので、ぜひ未申告というのをなくして、申告率を100%に近づけるような形でお願いしたいなと思います。

入湯税が滞納になってそのままいると、これは滞納の処分とか、そういった強制的な処分というのはないということでよろしいですか。ちょっとお聞かせください。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 強制的な処分というのはないのかなと思いますけれども、ただ、入湯税につきましては、特別徴収義務者として預かっている、旅館とか民宿等が預かっているお金になりますので、その辺につきましては、そういうものをしっかりと納めていただくというのは、お願いしていきたいと思っています。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。

ちょっとページを追って質問していきたいと思います。3点ほどあります。

まず、20ページの基金の関係です。上から5番目、21世紀の森基金が前年度現在高で50万で、決算でも50万残っているということだと思んですが、こちらは分収育林の返還が1件されていないという理解でよいかということです。あと、これがゼロになる見込みはあるのかということをもまず1つ伺いして、次は、やはりほかの議員からも出ていたように、23ページの町税の関係で収入未済です。勉強会のときにも質問させていただきましたけれども、この中で、未済となっているもので重複している件数が何件なのかということです。

あと、高額の方が、たしか100万から500万の方が3人というふうにお伺いしていたと思うんですが、この方たちの分が不納欠損になるような心配はないのかということと、もう1件は、53ページになります。20款4項3目のところで、8節売電収入で小学校の太陽光発電の売電収入が4万6,452円あるんですが、こちらについては、年間これだけだったということによいのか。要は、小学校のほうで使われて、さらにこれだけ収入があったということなのか、売電収入だけの4万6,452円だけだったのかということをも、その三つの点伺います。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） ご質問1点目の20ページの21世紀の森基金の50万円の関係でございますけれども、こちらにつきましては、オーナーで行方不明になっている方の返還が終わっていない1名分の残りの部分となります。

現在、弁護士のほうと相談しておりまして、解決に向けて取り組んでいるところでございますけれども、方向といたしましては所有者のほうの所在確認ということで、公示送達であったりとか、不明で確認できれば、供託金という形で処理はできるということでも伺っておりますので、今年度解決する見込みで予算計上もしておりますので、そういうふうな形で動いているところでございます。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 23ページの収入未済額の関係でございますけれども、収入未済額の実人数につきましては216名ということになります。例えば、住民税であったり、固定資産税であったりということで、重複して滞納がある方ということでもありますので、実際のそれぞれの合計した人数よりも少なくなるというような形になります。

内訳としましては、令和4年度分のみの方は90人でございます。令和3年度以前、過年度分だけの人が36人で、令和4年度と過年度分両方ある方というのが90人ということになります。

高額滞納者の方につきましては、すみません、勉強会のときに100万以上の方が3名という

ことで報告させてもらいましたけれども、その中に国民健康保険税の分も含まれての数字ということで報告をしてしまいましたので、申し訳ございませんでした。今回、その国民健康保険税を除いての形になりますと、100万以上の方はお一人になります。あと、50万以上60万の方がお一人というような形になっています。あとは50万以下の方ということになります。

この高額の滞納者の方につきましては、一応、分納誓約というか、分納していただいて、納めてはいただいているんですけども、なかなかその金額が追いつかないというような状況でございます。ですので、先ほど言った執行停止をした分については、欠損していくというような形になっています。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 松崎小学校の太陽光発電の売電の収入でございますが、これについては売電のみということで理解しております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 最初の基金のほうにつきましては、今年度解決の見通しがあるということで承知しました。

税金の未収の関係は、やはりこれが多分現年度があり、それが滞納になって、いずれは不納欠損になってしまうという危険性、そういう流れになってしまうのかと思いますので、やはり現年度課税分の未済を少なくしていくということが大事ではないかと思います。ですので、またさらに今年度の決算でこれが減っていくように希望いたします。

売電の関係ですが、売電のみで年間4万円という、かなり少ないなという印象があります。これ、分かればいいんですが、耐用年数について、いつ頃までこれが使用可能であるのか、分かれば教えてください。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） すみません。正確なところでなくて、一般的なのといいますか、例えば防災の発電機云々だとか、そういった予備知識からの回答なものですから、すみません、正確ではないんですが、通常、設置型のものに関しては、10年程度で発電のパネルですとかを一切切替交換するというような話を聞いたことがありますので、耐用年数はもう十分に経過して、交換時期に来ているのかなというような認識を持っておるところでございます。ごめんなさい。正確なお話ではないものですから、そのように受け止めていただきたいと思います。

また、設置当時は、恐らく売電の単価が40円、50円とかというような高い単価だったと思

います。現在はもっと単価が下がっているものですから、売上げも伸びていない。設備の老朽化プラス単価の下落というようなことで、実績が少ないというようなことなのかなというふうに認識しております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 私がなぜこの基金について、あと、売電について質問したかについてなんですけれども、基金についても国の施策ということで分収育林に取り組んだところがあるんですが、それでも結局その期間を過ぎて、オーナーさんにとっては何一つ利益がなかったと言ってもいいと思うんです、50万を返されたということです。ソーラーパネルで太陽光発電ということに対しても、やはり思ったほどの多分効果はなかったんだと思うんです。

ですので、そこについて、事業するに当たって国の施策、こんなメリットがあるというふうにその時点ではあるかもしれませんが、やはり長い目でそういった事業を組み立てていく必要があると思います。新しいいろいろな技術などが出てきて、それに飛びつきたいというところは分かりますが、やはり長い目で事業を進めていっていただきたいなと思います。この太陽光パネルについても、もう耐用年数を過ぎているのであったら、そこを更新するか、それとも撤去するかということになると、そこにまたさらにお金がかかってきますので、やはりそういった精査をして事業を組み立てていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） 暫時休憩いたします。10分まで休憩いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時10分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） すみません。先ほど高橋議員のほうから、24ページ、25ページの入湯税の関係でご質問がありました。その中で、未申告者の数についてということで、申し訳ございません、報告をさせていただきたいと思います。

令和4年度分の申告期限というのは5月2日になっておりまして、5月2日現在、令和5

年2月分までの申告をすることになっていますので、そちらのほうで申告済みの事業者が61事業者中22事業者ということで、39事業者についてはまだ未申告ということになっています。

ただ、未申告の内容については、1年分丸々というわけではなくて、ある程度の月までは申告をしてあったりというような形になりますので、この39、未申告者ありますけれども、そちらのほうについては、今後督促等をしていきたいなということでございます。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

田中君。

○5番（田中道源君） 収入をしっかりと確保するというのは大事な観点だと思いますので、納めるべきものを納めてもらうというのも一つ大事だなと思います。

ちょっと違う質問をしたいなと思うんですけども、26ページの交付税についてお聞きしたいなと思います。こちらで言うと、27ページになりますかね。普通地方交付税というのがありまして、こちらのほうというのは、ある算定式に基づいて算出すると思うんですけども、今回17億9,000万ちょっとになっているかなと思います。決算額はです。予算のときに15億8,000万で予算が立っているかなと思います。先ほどの特別地方交付税というのは、そのときそのときで大分大きく振れ幅というはあるのかなとは思いますが、普通地方交付税に関しては、ある程度読めるのかなというふうに思うんですけども、この差が大体、この令和4年度でいきますと2億1,000万ぐらいになるものですから、2億円の差となると、大分やれることというのが増えてくるんじゃないかなと思うものですから、普通地方交付税のほうの算出の仕方というのはもう少し厳しめに見て、厳しめにするとか、もらえそうだなというふうに盛ってもいいんじゃないかなと思うんですけども、それいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 27ページ、普通地方交付税の関係になります。

普通地方交付税は、基準財政需要額なんかを基にして数字を出すわけですが、令和3年度と令和4年度につきましては、地域デジタル推進費の項目が増えております。その関係で、金額はちょっと前年とは多少なりとも違っているというようなことがありました。それなものですから、総務課といたしましては、あまり過大に見過ぎるのもどうかなというようなこともあったものですから、前々年度並みで予算のほうは計上させていただいているというような状況になっています。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君）　あまり無理し過ぎて、結局そこに行きませんでしたと困るというのも分からなくもない話でございますが、これまでも不用額を出し過ぎじゃないかみたいな話をしたりしてきている中で、最初に入る額をなるだけ見込んでおけば、それに見合った予算というのをつけることになると思いますし、後から増えてくると、結局不用になりましたの幅というのも増えてくると思いますので、これはなかなかこの割合がベストなのかというのは非常に難しいことだと思いますけれども、なるだけ1,000万でも2,000万でも、予算を組める幅が広がるということは大きなことだと思いますので、ちょっと会計の責任者の方には大変かなと思いますけれども、今後そこを攻めていただけたらありがたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（深澤　守君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤　聡君）　交付税につきましては、いろいろと中で動く数字が結構ございますので、そちらのほうは慎重に見極めまして、また財政のほうと相談しながら対応してまいりたいと思います。

○議長（深澤　守君）　田中君。

○5番（田中道源君）　じゃ、もう1点、別の話を質問したいと思います。

44ページお願いします。

財政調整基金利子というのについてちょっと質問したいと思うんですけども、こちらは、いわゆる財政調整基金の、今13億円ぐらいあるんでしょうかね。この利子というのが2万8,042円ということで合っていますでしょうか。

○議長（深澤　守君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤　聡君）　財政調整基金、今大体10億円ちょっとありますけれども、それを定期預金に組んでおります。全部普通預金というわけではございませんので、その利息の分になります。

○議長（深澤　守君）　田中君。

○5番（田中道源君）　すみません。今13億と言ったのは10億ということで、申し訳なかったです。

定期預金を組んでいる中で、幾らぐらい定期預金の分というのはあるんでしょうか。

○議長（深澤　守君）　総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤　聡君）　基金につきましては、令和4年度末現在、20ページに記載されておりまして22億、財政調整基金だけではなく、全ての基金でありますけれども、こ

ちらのほうが年度末の残高になります。一応この金額については、定期預金で全部組んでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） そうしますと、この20ページにある基金が全部定期預金だよということで、こちらでいうとこの財政調整基金に関しては、決算年度末現在高というのは13億7,000万ということになるのかなと思うんですけれども、これ、13億7,000万が定期預金ということでもいいんでしょうかね。

そうしますと、定期預金ということは、1年間なりとか、動かせないという期間があると思うんですけれども、これは何年定期になるんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 財政調整基金で申しますと、この金額を全額1つの定期預金というわけではなくて、幾つかに分散して金額を分けてあります。たしか、これは1年で組んでありまして、今現在、運用の利率もかなり低くなっていまして0.002、低いものですから、あまりこれからの利息も得られないというような状況にはなっております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今、課長がおっしゃるように利率が低いというのは、そのとおりだなと思ひまして、何とかちょっとでも歳入を増やす方法がないものかといういろいろ頭をひねったところ、国債というのがありまして、財務省のシミュレーションをするページをちょっと拝見してみました。

そうしましたところ、3パターンぐらいあるんですけれども、変動するのは私も分かりづらかったので、固定で、3年間固定するのと、5年間固定するのとでちょっとシミュレーションしてみました。そうしましたところ、3年の固定だった場合、1年間で1億円預けたら、預けたらというか国債を買ったら、年5万円返ってくる感じです。5年の固定の国債だったら、1億円に対して1年間で21万円の利子が来ると。

この財政調整基金の部分は一応全部が定期ではないと、しかも1年ごとにということから、3年固定というのは一つ大きな違いはあるにしても、今10億円という話でしたけれども、10億円のうちの例えば1億円は3年間動かしませんとした場合、年間5万円入ってくる。もう既にこの基金の利子の4万4,000円よりは高い金額がそこだけで来るんです。しかも、国債でございますから、元本割れするリスクというのはほぼないと考えていいと思うんですけれども、こういう運用の仕方というのも検討してみてもいいかでしょうか。

○議長（深澤 守君） 会計管理者。

○会計管理者（船津直樹君） 基金の運用の関係でございますけれども、国債というものにつきましては、過去に温泉事業会計のほうで購入したことがございます。3年、5年ということで、そのほかにも10年とか、長期になればなるほど利率が高いものでございます。

こちらは元本割れがないというふうに言われましたけれども、途中解約をすると、そのときに元本割れになる可能性がございます。なので、3年確実にもう使わないお金ということで決定したものであれば、国債を購入するということは可能だと思います。

今後、またそういうことも含めて、これから財政の長期的な金額を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 元本割れ、途中解約する場合のリスクというのがあるということで、全額というのなかなか厳しいんだろうなと。これも割合というの難しいところだと思いますけれども、10億のうちの1割である1億円で既にこの利率が大分違うわけです。なので、例えば半分の5億にしたら、5年固定したら、100万円毎年入ってくるわけですよ。これは何もしなでというか、今は固定資産税であったり、町民税とかというのはどんどん減っていく一方で、なかなか収入を増やそうというのは難しい中で、ちょっとこういったことも検討してもいいのかなと思います。

たしか西伊豆町のほうでは、既にそういった運用をされているというふうに伺いました。なので、その辺の割合なんかも参考にしながらやってみてもいいんじゃないかなと思いますので、ひとつご検討をお願いします。

○議長（深澤 守君） ほかに。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 8番。

20ページの、先ほど菜野さんが言いました21世紀の森基金ですけれども、課長が先ほど弁護士さんとのそういう話の中で、供託金という手もあるというようなことを伺いましたけれども、これは手数料とか、いろいろまたかかってくる、面倒くさいところもあるんじゃないかなと思います。私は、もしあれだったら雑入か何かに入れておいて、備忘録で、そして残して、管理していくと、そういう方法もあるんじゃないかなと。そうすれば、このまま50万円は使えるわけじゃないですか。一応備忘録の中に1円を残しておくということになれば、また49万9,999円になるわけですが、そういう方法も考えたほうが、いろいろ時

間的、そしてあれですか、じゃ、供託した場合に何年間、供託したままというわけにはいかないわけですので、相手が見つかりませんでしたということになれば、またこちらに返ってくるようなことになるわけですからけれども、その期間ということと、あと2点くらい聞きたいことがありますけれども、じゃ、取りあえずこの関係を。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 20ページの21世紀の森基金の関連のご質問ということですが、やり方として、今、50万円残しておいて備忘録という形での提案でございますけれども、町といたしましては、21世紀の森のオーナーに全額返金して、松崎町のほうの条例におきまして、特別町民条例等もございますので、オーナーへの返金を全部返金して、そういった条例も廃止した形で、事業のほうに片をつけたいというところもございますので、なるべくオーナーさんに返金できる方法で、今、事業終了の形で進めているところとなります。

供託金の期間につきましては、何年かというのは、ちょっとまだこちらのほうでも把握しておらないですけれども、弁護士さんからの話ですと、供託金を法務局に預けておきまして、もし取りに来ない場合は、国のほうの収入になるということで聞いておりますので、その辺の難しい手続はないのかなということで考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 供託金の期間というか、取りに来ないというか、いつまでが取り置き期間か分かりませんが、50万円が国に持っていかれるということを今お聞きしましたけれども、それだったら、雑入か何かに入れておいて、そして、基金のほうでも帳簿上消したいということになりますけれども、これはいつまでたっても持ちに来ない限り消えないわけですね。同じだと思うんですよ。雑入に入れて、50万、その雑入がああだこうだとかはちょっと分かりませんが、それだったら、50万円を使って、もしオーナーが見つかったときには、それで返したほうがよくはありませんか。よく貯金のゆうちょでも、J Aなんかも、金融機関の取引停止後何年、20年とか10年、今ありますけれども、それと同じような方法もあるんじゃないかなと思いますので、またご検討のほうをお願いしたいと思います。

それと、あと28ページの関係ですが、12款1項2目の土木負担金の収入未済額463万6,995円ですが、この前説明を聞いて、2名あるということで、大沢のほうということでございますけれども、これもいずれは時効ということに下手するのかなとは感じますが、扱い方によってですが、このままいった場合にどうでしょうか、流

れとして回収ができるような、そこら辺は予定はどうでしょうか。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 昨年、4名の方は納付していただいて、残っている方が2名と。1名の方につきましては、以前から何度もお話をしているんですけども、同じ話で、平行線でいると。もう1名の方も、これは地区から要望があって事業を行って、それに対して町が負担金を払って、その2分の1をその地区で納めてもらおうと。納めてもらう振り分けについては、その地区の中で世話人さんがあって振り分けるわけですけども、事業の面積、延長によってその割合を出すとか、いろいろあるわけですけども、その辺がちょっと納得いかないというか、そういう不満があるようでございます。その辺については、当時の世話人さんとまた話をして、納めてもらいたいということで、話は今後も継続してまいります。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） それじゃ、相手が納得していないから、なかなか、じゃ、残高承認というか、そういうところを取るのが難しいという感じがしますけれども、でも、そのまま残していくわけにいかないということになると、係争に入るといようなことしかなくなるのかなと。それとも、債務不履行みたいな関係で不納欠損にといようなことも、また心配されるんですけども、課長の言うとおりの、いろいろ周りのその当時の人を使って、でも、これは期限があるわけですので頑張ってくださいと、それで不納欠損にならないようにといことしかないのかと思いますけれども、もう一度その点をお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 当然、不納欠損しないようにといことはあるわけですけども、我々の交渉の中でそれがうまくいかなければ、当然顧問弁護士とも相談して対応していくようになります。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） もう1点。

ワンパターン化になりましたけれども、求償権の関係ありますけれども、50ページの、これは町長のほうがいいと思いますけれども、20款の4項、これは1目になりますか、違約金延納利息、ありますよね。これは収入未済額ということで832万4,000円。令和3年度には776万8,730円。ですから、1年間で55万6,161円ぐらい、これは毎年毎年増えますということで、私6月の質問のときにも言いましたけれども、町長、いろいろ弁護士さんの方と話し、これは裁判で決まったことだといことでありますけれども、この関係は、求償権の関

係はあれですね、裁判とは別にまた相手と松崎町の関係だと思えますけれども、それから何か1年間、私が質問したのは6月ですけれども、その前からずっとこれは決算で52万ぐらい増えているんですけれども、町長はどのようなことをしてきたのか、お願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） この件については、大分前から引き継いできている案件でございます、その中で、今回いろいろ、6月の議会でも藤井委員からも再度というか、何度かご指摘いただいているところでございます。

相手との交渉につきましては、担当課のほうでいろいろ非公式の場でも話をしているという報告を受けているところでございます。ただ、やはりなかなか進展しにくいところではあるということを報告受けている現状でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 町長、これからの松崎町の運営のこともいろいろ考えまして、相手の方がいますけれども、本当に異次元と言ったらおかしいですけれども、町長の強い決断で不納欠損でもして、さっぱりときれいにすると。あと、この間聞いたときには、じゃ、担保取っているんですかと言ったら、課長のほうで、担保は取っていませんということでしたので、本当に強い決断力でもって、こういうのを片づけるようお願いしたいと思います。12月頃また質問するかも分かりませんが、その前に片づけてくれればいいですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 32ページ、33ページの13款2項1目総務手数料についてお聞きいたします。

住民票の手数料、それから証明手数料のコンビニ交付というのがございますが、これは1月からできるようになったということで、全国のコンビニで取れるようになったということですよね。大変便利になって、マイナンバーの交付率も高い松崎町におきまして、もうちょっと増えてもいいのかなと思うんですが、これは町民の方への周知の方法とかというのはどうされたんでしょうか。

それから、もう1点、すみません。38ページ、39ページ、15款2項1目のふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金、これは一体何に使われるための補助金だったのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 32、33ページの13款手数料の中の総務手数料の住民票手数料、コンビニ交付の関係でございます。

コンビニ交付につきましては、議員のおっしゃるとおり、令和5年1月6日から開始という形になりまして、約3か月間で77件の住民票の交付、その2つ下の印鑑証明手数料のほうの証明手数料（コンビニ交付）、こちらは印鑑登録のほうの関係になりますけれども、35件の交付がございました。

こちらのほうにつきましては、その広報ということでございますけれども、最初導入したときに広報まつざきのお知らせ版だったかと思っておりますけれども、そちらのほうで全戸配布ということでやらせていただきました。それ以降は、なかなか紙での広報というのはしていないところでございますけれども、ただ、窓口に来られた方でマイナンバーカードを持ってこられた方については、そういうコンビニで6時半から11時まででしたね、コンビニのほうで取れるようになりますのでというようなお知らせは随時しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 39ページのふじのくにフロンティア推進エリア形成事業費補助金371万の関係でございますけれども、この関係につきましてはワーケーション関係の事業となります。

県の補助金で事業費の3分の2の補助を受けているものでございまして、全体事業費といったしましては556万5,780円になります。内容につきましては、テレワークスタイルの事業計画の策定の業務委託、それから施設修繕ということで、山田邸と民芸館の2施設について施設修繕を行ったものに対しての内容となります。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） ありがとうございます。ふじのくにのほう、分かりました。ありがとうございます。

それで、コンビニ交付の件ですが、せっかく便利になったものですから、皆さんが便利に使えますように、どんどん情報発信をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ありませんか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 20ページの基金の関係でございますが、一般会計の財政調整基金、こ

これは、このときには7,000万円を入れているわけですがけれども、その算定基準についてですがけれども、説明の中では、繰越金とした中の2分の1以上を2年間で基金として繰り入れることができるというお話でしたけれども、その700万円の算定というのは、今年のを算定したのか、それともおとしですか、2年間のうちの1年として算定されたのか。それが1点と、もう一つは、財政調整基金、松崎町の指数は全て、将来負担も含めて健全であるというふうに指数は出ているわけですがけれども、この財政調整基金というのは、災害とか何か緊急のときに使われると思うんですが、これは今、松崎町は大分周りと比べても低いほうではないよと私は聞きましたけれども、最低限どこら辺まであればいいというふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 20ページ、財政調整基金7,000万円の積立ての関係になります。

こちらのほうは、令和3年度で2億ほど積んでおりまして、余力があればその分を多めに積むというようなことをやっております。

こちらのほうの数字ですが、翌々年度までというようなことなものですから、過去2年前までのものを含めて、多少ちょっと多めに数字を積み立てているというような状況になっております。

それと、どのくらいが限度かというようなお話でしたが、限度がどのくらいということとはございませんで、これから当町ですとごみ処理施設の焼却場ですとか、給食の共同調理場、あと斎場のほうの工事の関係なんかもございますので、そのあたりを見ながら、財調の基金をうまく具合に運用していくというような形で考えたいと思っております。

基本的には余った金額の20%程度、予算の20%かな、そちらのほうを基準に考えておられるところがあるというようなことですが、やはり町の今後の長期の計画を見据えて、財調は積み立てていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 斎場とか、南伊豆地域の清掃施設の関係で、これから幾らになるかまだ確定はしていないのかもしれませんが、基本計画もできていないところがあるわけですから、これから計画が決まると思いますけれども、そこら辺で交付金と一般財源で出すところとで兼ね合いがあると思うんですが、このあたり、当然当初予算で組むときには一般の税金なら税金の中から組んで、交付金も当てにするのかもしれないですが、

その中で見ていかなければいけないと思うんですけれども、こういうのというのはあれですかね、需要費としての算定の中には、そういった新たなものというのはないという、特別支出で一般の町の基本の中では考えられていかないということですか。需用費の中に現在のごみ処理のものが入っているかどうか、あるいは、斎場の関係が入っているかどうか、お伺いします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 財調につきましては、地方財政法というのがございまして、そちらのほうの7条に、当該余剰金のうち2分の1以上を下らない金額は、これを余剰金を生じた翌々年度までに積み立てるといようなことになっております。

今回、令和4年度決算の年度末の残高13億ございますが、厳密に言ってしまうと、こちらのほうの金額は何にでも使えるというようなお金になりますので、これから当然、先ほど申し上げました多くの施設が出ておりますので、そちらのほうにも有効的に利用していくというようなお金になります。

○議長（深澤 守君） もうそろそろ終結したいんですけれども、じゃ、最後でよろしいですか。

○7番（高柳孝博君） 今の関係で、ごみ処理というのはインフラの仕事であって、斎場もやらなきゃいけないわけなんですけど、そのあたりは、需用費として算定するときにやはり含んでいるものなのでしょうか。

○議長（深澤 守君） もう一度お願いします。

○7番（高柳孝博君） 斎場の費用とか、それからごみ処理の関係は、これはインフラとして必要なお金だと思うんですけれども、この規模の町で需用費を算定するときに、交付金の算定の基になると思うんですが、そういったものの中に含まれて計算されていると見てよろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） もう建てるのが必須になっておりますので、そちらのほうも含めて財調のほうは積立てを行っていきたいと思っております。

（「交付税の話」の声あり）

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 交付税のほうですよ。交付税のほうは、まだそちらのほうは算定されておられません。

○議長（深澤 守君） 最後に総括質疑もありますので、歳入の質疑についてはこの辺にとどめておきます。

次に、歳出の議会費から132ページの農林水産業費までの質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 3点ほど質問したいですが、1つずつお願いします。

63ページお願いいたします。

63ページで12節委託料、メンタルヘルスということで、新しく全職員のメンタルストレスチェックとカウンセリングを行ったというようなことで説明がありました。当然、職員が今休職する方もいるという中で、メンタルヘルスは重要だなというのは分かるわけです。この業務委託をして、結果、どのような状況だったのかということと、その方々に対しての具体的な対策という形でしたのかどうかというようなこと。

それから、これに関連しますけれども、町長は職員の育成に力を入れていくということを言っていますよね。この委託料の中には載っていないですけれども、職員研修の予算というのが恐らくあったんじゃないかなと思うんですけれども、支出がゼロだったのかどうか分かりませんが、この職員研修を行ったのかどうかというようなことも含めて、そののところを教えてください。よろしくをお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 62、63ページ、総務管理費の12節委託料、メンタルヘルスの関係になります。

メンタルヘルスにつきましては、2か月に一度、業者のほうからこちらのほうにカウンセラーが見えられまして、1日3人当たりのカウンセリングを行うというようなことで対応させていただきました。

その中で相談の多かったテーマといたしましては、やはり仕事の負担の関係、これが約半数を占めております。それと自分自身の関係、地域のことですとか、仕事の関係、これが大体2割。あと、メンタルヘルスですとか、ワーク・ライフ・バランスの関係がそれぞれ1割弱というようなことになっております。

その対策はというようなことですが、こちらのほうの関係につきましては、相談内容については私どものほうにもマル秘というようなことで、連絡がございません。あくまでもカウンセラーと相談した側の間の関係だけなものですから、ちょっとそちらのほうの情報は入っ

ておりません。

それと、研修の関係ですが、細かいような研修につきましては、随時昨年度は対応させていただきました。ただ、講師費用を払ってというようなことまでは、昨年はやっていなかったかなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） メンタルヘルスのところで、仕事の負担というのが一番多かったということですね。これは総括で質問しようと思っておりますけれども、時間外手当のところの額というのが非常に大きくなってきているというのが、私の印象であります。仕事の負担ということが分かっているならば、それに対してどういうふうにしていくのかというようなことも、やはり当局にとっては真剣に考えていただかなければならないということだと思います。

それから、職員研修についても、いろいろ今回も職員の事務処理の誤りとか云々というのは、その前の年もあったりとかということで、散見されるわけです。やはり職員研修の中にも、まちづくりみたいな研修ももちろんですけども、いわゆるコンプライアンスみたいな、こういうことは最低限守らなければならないとか、法令的なものとか、あるいは地方公務員法とか、そういった法律、基本的なものの研修というのも、やはりここは必要じゃないかなというのも思いますので、併せてそれはご検討いただければと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 大変ありがたいご指摘です。

働く環境というのが、非常に今人がいなくてということで、皆さんにご心配していただきながら、一人一人のスキルも上げながらという形でやっています。仕事の仕方自体も、数年前とも全然変わってきておりますので、少ない中でやれる新しい取り組み方を職員一人一人も今工夫をしながら対応してきていただいているところです。

今年度に入りまして、実際にはオンラインによる自主研修なんかも取り入れたり、あとは、中堅職員を中心とした人材育成の部分の研修等も今取り入れているところです。

私のほうも、就任以降、職員一人一人と全て面談をしているような状況で、自分のほうのまちづくりに対する意向とか、町の方針、6次総合計画を立てたときの自分の思いというのがございますので、それを共有していただくような形で、新人から、皆さんにはお話をさせていただいて、組織一丸となってやっぱり乗り切っていかなければならないというところがございますので、そういった意味では、皆さんのご理解をいただきながら、人材育成にも時間とお金をかけて進めていっているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。

町長のそういった熱意がありますので、研修に必要な予算は、それはつけてしかるべきだと思いますので、またきめ細かくやっていただければと思います。

それから、2点目、67ページです。

67ページの18節の負担金補助及び交付金の中に、広域連携のSDGsのモデル事業負担金というのがあります、284万2,000円と。これは内容がデジタル村民ということで、新たなチャレンジというか、試みだと思います。智頭町と連携してということでもありますけれども、実際これが、デジタル村民、この事業がどういう効果があったのかなというのが、ちょっといまいち分からないところがありまして、中央大学のオカザキ先生のコメントがありますけれども、目新しさに頼るだけでなく、地域の魅力を高めたり、デジタル村民の貢献にふさわしい見返りを用意したりする努力が必要だという指摘がオカザキ先生からありました。

デジタル村民で今見ると、棚田のオーナーとか、棚田に寄与するじゃないけれども、そういったことだけの、何というか、見返り品といたらおかしいですけれども、そういったものを用意しているだけだと思うんですけれども、今言ったように、これがどういう効果があったのかということと、今後、これをどういうふうに展開していくのか教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 67ページの広域連携SDGsモデル事業負担金248万2,000円の関係でございます。

内容につきましては、高橋議員のおっしゃられたとおりで、智頭町との広域連携でやっている事業となります。

デジタル村民という形で、松崎町の魅力をデジタル資産という形で販売して、購入者をデジタル村民として認定し、町内施設の利用料の割引など、特典を付与すると。また、棚田のデジタルオーナー会員券などの地域資源をNFTとして発行することで、新たな町のファンを増やすということで事業を実施しているところでございます。

これは智頭町のほうも同じような形で実施しているところでございまして、全体のNFTの売上げでいきますと62万円ということになります。松崎町のデジタル村民のほうは販売が20ということで、それほど多く売上げにつながない状況でございます。確かに、こちらのほうは新たなデジタルの技術ということで、最先端の技術で取り組んでいるところでございまして、なかなか思うように進まないところがあるところでございます。

当初の予定ですと、いろんなところに周知して、美しい村連合の中にも広めるということで、取り組んでいるわけではございますけれども、なかなか理解がされないというところが課題でございます。ただ、松崎町といたしましても、智頭町と連携して仲間を増やして、デジタル村民の方、なれば、松崎町だけではなくて智頭町、それから新たに加盟したところの自治体の恩恵も受けられるというメリットは増えていくことになりますので、そういった仲間を増やす取組はしていきたいということで考えているところでございます。

その他、デジタル村民の関係につきましては、美しい村DAOということで運営しているんですが、その辺もなかなか法律がちょっとこのDAOの関係で追いついていないところがありまして、DAOで例えばクレジット決済の買物ができないであるとか、まだ課題は国とも調整しながらやっているとございまして、その辺もいろいろと解決しながら事業を進めるように、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 事業についてはまだまだ検討の余地があるというような中で、取りあえずその趣旨としては、広く外部人材を活用して松崎に関わってもらいたいなという趣旨は大いに分かるわけですが、やはり内容が分かりにくいというか、やっていることのあれが分かりにくいということは否めないなと思います。今言ったように、特典品だってまだまだ、要はないわけですね。そういったことも一つの課題だし、いろいろなことがあると思いますので、ここはやったわけですので、当然これを成功するような形で結びつけていってほしいなと思います。ぜひよろしく願いいたします。町民もこれが分かりにくいということは本当に言っています。ぜひとも、これが松崎にとって有益なものになったなというようにやってもらいたいと思います。

それから、最後、3点目が農林水産業費です。125ページお願いします。

7目花の三聖苑管理運営費、12節の委託料で、道の駅花の三聖苑簡易診断業務委託ということで、63万円ということで、これをやったわけです。当然、診断はしてもらい、今の現状分析とかをやってもらいということは、それは現状分析する上で必要だなということは分かりますけれども、問題はその後ですね。診断した後、どうしていくのかと、三聖苑をどう持っていくのかということが、一番そこが問われるわけだと思います。ですから、この診断をした後、三聖苑、当然何十年後には、今も縦貫道の整備をしているし、伊豆北のインターが開通すれば、下田松崎線はそのルート、その玄関口が道の駅になるということも考えられるわけです。そういった中で、この三聖苑を診断した後どうしていくのかということを、

今分かっている時点でいいですので教えてください。

以上、よろしくお願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 125ページの7目12節の委託料の中の道の駅花の三聖苑簡易診断業務委託です。

議員おっしゃるとおり、簡易診断をさせていただきました。その中でやはり今現在の交通量と今の位置関係から、いわゆる道の駅としての業態をしていくためには非常に困難があるという形です。いわゆる今の道の駅というのは直売所と食事どころ、そして、大きいところだと日帰り温泉であるとか、最近注目を浴びているのは、道の駅に泊まるといったホテル関係をやっているところもございます。ただし、そういったものをやるには、それなりのマーケティングがあった上でやるということで、周りの調査をしたところ、なかなかその関係だと厳しいというような診断を受けています。

ただ、その診断を受けた後に、そのまま駄目だからというところではなく、まだ可能性をちょっと探りながら、そこの方々とか、あとはほかの民間の方々とも協議をしながら、やはり地域における三聖苑の在り方、道の駅にこだわるわけではなく、いろんな形であの地域の中で三聖苑としての在り方を探るということで、今いろいろなところに働きかけもしながら、地域の方ともこれからちょっと協議をしながら進めていければいいんじゃないかということで、探っている状態でございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 地域の人と今探り合っているということ、もちろんそれは大事だと思います。もともとこのところは、中川地区のそういった交流とか、触れ合いとかを含めて、地元のという目的もあったわけですので、やはり地元の方がここをどうしようかということを考えていただくのも本当に重要だと思いますし、やはり今度は町として、私言いましたように、今後の可能性というのはまだまだあるんじゃないかなと。5年、10年すれば、あそここのところは本当に変わるかもしれない可能性、今の交通量調査だとそんなに通っていないかもしれないけれども、今後の道路の開通によっては、また増えるかもしれないしというような要因もあるわけですので、様々な可能性を探ってもらいたいな。今のままということは、本当にどうかなというようなことで思っていますので、ぜひ道の駅、あそこは交流の拠点になるようにお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（深澤 守君） 10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 0 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 先ほどの高橋議員の関係で、三聖苑の関係ですけれども、決算とちょっと若干違うと思いますけれども、利用ということで、あそこにお風呂がありますよね。名前はちょっと忘れましたけれども、あそこのお風呂とかを災害のときにはまたあそこ自衛隊が来ていろいろテントとかで利用できるかと思えますけれども、あそこ機械上、ボイラーで燃さなけりゃならないということでございますけれども、あそこ障害者用の、毎日というわけに、誰が運営しているんだ、また金がかかるんだということになりますけれども、うまい具合に災害用にも使えるよというようなことで、あとは障害者の方がゆっくり入りたいとかあるんですよ。大沢温泉のほうじゃなくても、それで夫婦で女房連れて行って、女房がとかか女の人があれですけれども、そういうこともまた福祉の関係でもありますけれども、考えた中で、そして災害にも使えるよと。一回駄目になって休止したりするとボイラーがまた使えなくなったりとかいろいろ整備の関係もありますから、そういうところをお願い、なるべく管理費用を削減しながら利用していただければありがたいなと、またお願いですので、これ考えておいてもらいたいと思います。

私のほうは3点ぐらいありますけれども、61ページのこれは3節職員手当等の関係でございます。

説明でもある程度聞きましたけれども、職員がなかなか少なくなっているということで、時間外手当が620ほどありまして、前年度よりも約280万ぐらい多くなっていると私のほうの自分の計算ではあるわけですがけれども、これについて前のときにもどこが一番やっているんですかと。あとは、総務みたいに人がいれば時間があれば少ない時間の中でも金額は多くなるわけですがけれども、1人頭、例えば係長がいたりとかということもありますけれども、大まかな関係で一番どこが残業手当を、残業している部分であるということ。じゃ、それに対

してどのような対策を取っているのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 61ページ、時間外の関係になります。

時間外につきましては、昨年度よりも前年度よりもかなりちょっと金額が多くなっております。これにつきましては、昨年はコロナですとか、物価対策の交付金の関係もございまして、その交付の作業、それとあとやはり多かったのは災害の関係によりまして、時間外が多くなっております。

一応集計を取ってはみたんですが、やはり一番多いのが企画と総務課の部署が600万円と一番多くなっております。その後ですと、昨年は災害の関係もございまして、消防防災係が大体500万円ほど支出をしております。また、土木のほうですね、そちらのほうもやはり災害の関係だと思われますので、こちらのほうは300万円ほど支出されているというような状況となっております。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） ありがとうございます。

それでは、63ページに入りますけれども、63ページの一番上になりますけれども、これ法律相談料と訴訟費用ということで88万2,000円と39万8,000円ほど書いてありますけれども、これどのような内容だったのか、どういう相談しているのかということをお聞きしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 62ページ、63ページ一番上、法律相談料になります。

こちらのほうは、町の顧問弁護士がいるわけですが、そちらのほうの相談料となります。

それから、訴訟費用の関係ですが、松崎町内の土地の境界の関係で令和4年度は先生のほうに相談ですとか裁判費用を支払っているというような状況でございます。

（「件数は」の声あり）

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 件数まではちょっとすみません、把握はしておりませんが、土地の関係ではなかったかなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 顧問弁護士のこれ相談料ということは相談がなくても固定して払わな

きやならないよということで、じゃ、土地の関係でそんなに、1件か2件ぐらいしか今年はなかったという解釈でいいですかね。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 相談事項としてはたしか1件だと思いました。ですけれども、先生が下田のほうの裁判所に見えられたりですとか、そちらのほうも関係がございますので、金額的に39万8,250円というようになっています。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 最後であれですけれども、69ページの一番上になります。

起業事業承継の関係で100万円、これこの前も聞きましたけれども、設備費とかそういう必要の資材資金を限度額の中で出しているということですから、この前ちょっと聞き忘れたと思いますけれども、この方は松崎町のどの辺で営業しているというか、店舗を構えてやっているのか。何かあれば私らも行く、私もお店に行ってコーヒーでも何でも飲めればと思ったものでお願いしたいと思うんですけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 69ページの地域おこし協力隊の起業事業承継支援事業の100万円の関係でございます。

こちらにつきましては、協力隊を卒業された方のハーブ生産販売をやっている事業に対する補助金となります。この方につきましては、現在南郷のほうに住まわれております。店舗のほうは構えておりませんので、自宅のほうで、畑はちょっとどこか存じていないですけれども、自宅を中心にハーブの生産販売をしている方になります。お店での販売はしていない状況です。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

田中君。

○5番（田中道源君） 私は97ページの買物支援事業委託についてちょっとお尋ねしたいなと思います。

令和3年度の決算が大体430万円で、今年度というか令和4年度が596万ということで、大分何というか上がっているなということで、ちょっと好評なんじゃないかな。それだけニーズがあるということだと思います。予算が令和4年度の予算として598万円ついているんですが、その中でこの596万7,000円という、かなり消化率としてはすごくギリギリのいいところの消化率な感じがするんですけれども、これは予算の見込みにちょうどぴったり合ってい

たということなんでしょうかね。ちょっとその辺のいわゆる何というか、結構ほかのところで不用額とかいっぱい出ている中で、ちょうど予算をオーバーすることもなく、ちょうどいい具合に使っているなどと思ひまして、これの使い具合ってどうなのかなというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 買物等支援事業の関係でございますけれども、買物等支援事業につきましては主要な施策の説明資料の28ページの中段辺り、315の地域福祉推進費の中から2行目の買物等支援事業委託、予算額621万1,000円に對しまして596万7,283円というような形での支出となっております。

こちらにつきましては、件数も年々増加しておりまして、町の負担額におきましてもかなりこう高くなってきていますので、利用者のほうも増えてはいるんですけれども、もちろんそれに伴ひまして金額のほうも増えているというような状況となっております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） すみません。私が見ていた予算が当初予算のほうであったものですから、もしかしたら補正で増額したということでしょうかね。分かりました。

このどんどん増えていっているという現状はみんな分かっていることで、これからどうしたらいいんだろうなというところなんですけれども、これについて今後さらに上がっていくだろうと思いますし、次のこの令和6年度の予算としてはまたやっぱり上げていく感じなんではないでしょうかね、予算額は。というのが1つ聞きたいのと、このどんどん膨れ上がっていくものに対して、どうというような今後対策というんでしょうか、これを考えているのか、それは町長にお聞きできたらと思います。お願いします。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず、現時点におきまして、やはりこれまでの令和4年度、5年度、そのときの実績等を考えた中で必要な予算措置をしていく考えであります。

また、町長のほうからまたあるかと思ひますけれども、買物等支援事業、それから福祉タクシー、寿乗車券とありますので、そういった中でのいろいろなまた検討というのをこれからはしていかなければならないというような考えであります。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今まさに買物支援タクシー、ドア・ツー・ドアで非常に便利だということたくさんの方が今利用されています。ただ、今後先を見通し中で、やはり予算的なも

のもございますけれども、それ以上にドライバーの確保や社会情勢の変動などによってが一つ課題です。もう一つはやっぱりドア・ツー・ドアで行くことによって、個という形で個人という形になりますので、コミュニティーが非常に薄くなってしまうということで、ほかの地域なんかを見ている限りですと、そこはやはりコミュニティーをしっかりとつくる、人と会う時間を増やすといったようなことが高齢者に求められているということで、やはりそういった皆さんが集まってわいわいがやがや買物に行くといったようなことをあえてつくり始めている地域もございますので、いろんな課題がございますので、その辺を加味しながらやはり一番良い方法を探っていかなければならない、そういうような時代にはなっているなど思っておりますので、対応をいろいろ、いろんな方のご意見を伺いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） この買物支援タクシー自体はぜひなくさないでほしいという声も聞いておりまして、ニーズがあるというのは私も分かっております。分かっているというか、そう思います。その一方で、続けられなくてもいけないと思いますので、どういう形でこれを続けていくかというのはこれからより一層検討していただきたいなと思います。

もう一点、別の質問をしたいと思うんですけれども、同じ97ページで、先ほどちょっとあった福祉タクシーの利用助成ということについてちょっと質問したいなと思います。

こちらの利用の仕方というのがどんなものかというのを、どういう人が使えて、どういう利用の仕方だよというのをちょっと教えていただきたいと思うんですけれども、例えば入院されていた患者さんが退院になって、次の病院、ほかのところに行きますよというときの移動のときというのはこの福祉タクシーというのを利用できたりするんですかね。それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 福祉タクシー利用助成につきましては、令和4年度実績377回ということで、配布人数は215人となります。こちらは当該年度中に満年齢75歳以上、身体障害者手帳の1級または2級の所持者、療育手帳Aの認定者、精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者、満年齢65歳以上75歳未満の方で運転免許証を返納した方、妊娠中または産後3か月以内の者への外出の機会を容易にし、社会参加の促進を図るということでのものとなっております。

今議員のほうから病院で退院するときということでございますけれども、この先ほど申

し上げた中に該当し、なおかつこちらのほうで運営をお願いしておりますタクシー会社さんのほうであれば可能かと思いますが、例えばこれが全然違うところとなりますと、例えば極端に言えば県外であるとか、そういったこととなりますと対応はできないと思いますので、そのような状況となっております。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） ちょっと要件が大分あるなという中で、これは教えていただいたのは町内の業者さんですから、恐らく提携しているところだと思うんですけども、最初に入院したところから、そこではもう3か月が限界なんですかね。そこからさらに移転しなきゃいけないときのここの移動でよく利用を頼まれるんですけども、これに対しての助成する部分というのが実はないんですよというのを聞きまして、もしかしたらこの福祉タクシーというのがそれに相当するのかなと思って聞いたんですけども、もしそれに該当しないような案件、現状としては該当していないようございまして、ここの健康で帰ってくる分にはいいなと思うんですけども、さらに転院しなくちゃいけないというときの部分、これもなかなか伊豆という土地柄、結構な距離になったりするようございまして、ここのところも何らかの形で町のほうで補助していただけるようなことになるとありがたいなと思うんですけども、それについてはいかがでしょうかね。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず、こちらの福祉タクシーにつきましては、初乗り運賃相当額のほうを5枚交付、重度障害者の方は10枚ということになっておりますので、全額補助しているものではございませんで、初乗り運賃相当ということになります。

今のお話の中で、例えば県外とかの病院間のあれにつきましては、現状ちょっと難しい。こちらのほうは使えないということと、それについて今後どう考えるかということでございますが、そちらにつきましてはちょっと今のところ私のほうでは検討等はしておりません。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今検討していないということでございますので、今この議会でそういう話があったよということで、これからちょっと検討していただきたいなと思います。実際に送迎している方から、退院して次のところに行く間のここの費用負担がなかなか、ただでさえ入院していたりはお金もかかるし大変な中で、ここの交通費の負担というのは結構ばかにならないと思うんですよという話でございましたので、ぜひ検討していただいて、全額とは言わないので、松崎でできる何らかの形で何というんでしょうか、思いやりというんです

ようかね、コンパッションタウンを目指す町として何か考えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今回の買物支援につきまして、今町長はコミュニティーとか言われましたけれども、私は一つ心配するのは、買物支援タクシーで行けるから買物できるんだけど、それがなくなってしまうたらうちから出ることすらままなくなる。そうするとどうなるかという、介護をお願いするとか施設に行かなきゃならないとか、自立支援という意味では何か少しそこを考えていかなきゃ、それも一件お願いしたいと思います。

それと、もう一つ、95ページ、3款1項5目14節委託料ですが、これが不用額というのが三百四十何万というのがありますけれども、これの要因というのが高齢化率が上がっていく、人口の構成が変わってくるので減っていくのか、ただ需要がありながら減っていくとしたら何か要因があるのか。これの不用額が出てきた要因というのはどのように考えられるでしょうか。

（「94か」の声あり）

○7番（高柳孝博君） ごめんなさい、96です。96の委託料、313かな。3款1項3目の12節です。ごめんなさい。そこの不用額。

（何事か言う声あり）

○7番（高柳孝博君） 合っていないか。96ページの3款1項3目…

（何事か言う声あり）

○7番（高柳孝博君） 5目か。老人福祉費じゃ…

○議長（深澤 守君） じゃ、健康福祉課長、答弁いただきます。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） ただいま高柳議員のご質問は、3款1項3目老人福祉費、12節委託料367万7,418円でよろしいでしょうか。

（何事か言う声あり）

○健康福祉課長（鈴木 悟君） はい。こちらにつきましては、主な増減等の関係でございますが、養護老人ホーム入所措置委託の関係で不用額のほうが361万円ほど、それから在宅老人短期保護事業ということで41万7,000円。在宅老人短期保護事業というのは、急遽虐待などがあつた場合に急遽保護するようなものでございますけれども、こちらの関係につきまして養護老人ホームにつきましては新規の入所者がいなかったということと、それから在宅老

人短期保護事業につきましては実績として利用実績がなかったということでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 人口減っているので、高齢者そのものが減ってきて減っているのかなという気もするですけども、需要がありながら何らかの関係で使用できないというのがあるとすると、ちょっと心配になるわけです。

訪問給食サービスは今どれくらいやられておりますでしょうか。それが前年と比べて増えているのか、減っているのかどうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 訪問給食サービスにつきましては、利用実績1万3,679食でございます。こちらが令和3年度が1万2,211食ですので、その差が1,468食の増となっております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は元気だから要らないよという方はいらっしゃるかもしれないけれども、そこら辺の給食サービスされている事業者の方も大変だと思いますけれども、事業者の方というのは変更ございませんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 協力事業者の方につきましては、町内4事業者ございまして変更等はございません。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） この給食サービスについては、その周知、住民に対する周知といったようなものはどのようにされているのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらにつきましては、たしか広報でもやっているかと思いますが、そのほかにも例えば介護保険係のほうのケアマネジャーさん、関係する事業者さんのほうからもいろいろなお話を、対象者の方がもしいらっしゃればお話をさせていただいたりというような形で周知のほうを行っております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 先ほど養護老人ホームの入所者ゼロだったということで、これ過去の実績はあるのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 令和４年度に入所者がおりませんでしたけれども、現在入所されている方はいらっしゃいます。こちらは養護老人ホーム、南伊豆町にございます賀茂老人ホームとなっております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

藤井昭一君。

○１番（藤井昭一君） 80ページ、２款１項22目です。

テレワークスタイル創出事業推進業務委託445万5,000円についてお聞きいたします。これは先ほど僕が歳入のところで聞いたものがこれに使われているということでしたね。

このワーケーションを推進するための委託料ということで、たしか令和３年、４年、５年の３年間の事業だということでしたが、実際にワーケーション来られている方って何人ぐらいいらっしゃるのか分かりますか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 81ページのテレワークスタイル創出事業推進業務委託の関係ということで、ワーケーションに来られている方は何人か把握しているかということですが、すみません、そこまでの人数の把握はしておりません。

ただ、ワーケーションの関係で急に町のほうで、と一ふや。ワーケーション施設で管理しておりますけれども、そういったところで施設を急に利用したいよという方は時々いらっしゃるものですから、そんなに人数は多くないですけれども、ある程度の利用者はいるということでございます。ただ、このワーケーションという休日に観光しながら仕事をするという方につきましては、ちょっとそういった形で来られているという方はほとんどお聞きしておりませんので、なかなかちょっと松崎町にはまだまだ来ていないのではないかなということを感じております。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○１番（藤井昭一君） 今この近くでもいろんなところで同じようなワーケーション誘致をやっているようですが、なかなか難しいと思いますが、本当にこれ全国との競争になるのかと思います。そんなところで、松崎としてのここにしかない魅力を発信したりとか、そういったことが必要なのかな。もしこれを事業として大きくしたいのならば、そういった努力が必要だと思うんですが、そんなことは何かされているんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） テレワークスタイルの関係ということでございますけれども、

こちらの計画の策定につきましては町内の合同会社のほうに委託しております。その理由につきましては、町の団体、町内にあります団体、それから人材とつなぐ関係が非常に重要だということで委託した関係もございまして、そういったところのつながりを生かして魅力発信のほうをしていきたいと思います。

このワーケーションの関係につきましては、このテレワークとかだけではなくて移住関係も絡みがあると思いますので、そういったほうを通じて町の魅力のほうを発信して、来ていただけるような形で推進していきたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 費用対効果の面でちょっと大変厳しいのかなとも思いますが、ぜひそういう移住なんかにつないでいただいて、せっかくやっていることですから、実のあるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、何点か質問させていただきます。

まず、67ページです。

12節委託料の関係で、石部の棚田の再整備基本構想策定業務委託というのが繰越明許で行われておりますが、こちらについて成果品、こちらどんなものなのか、また私たちがこれ閲覧できるものなのかを教えてください。

あと、69ページになります。

先ほど藤井議員からもありました負担金補助金及び交付金、起業事業継承支援事業ということで、こちらは地域おこし協力隊事業費の中のものなので、これについては地域おこし協力隊の方が3年を終えた後起業する計画を持っていて、補助率100%の100万円というものを予算措置したものであるのかということを教えてください。あと、実際に起業しているかというのが明確に聞いている話だと見えないんですが、そちらについても再度確認したいと思います。

あと、もう一点、77ページの14節工事委託費ですね。

これ節水型トイレの解体、南郷ということで繰越明許になっているわけなんですけど、ほかのこういったトイレの状態について教えてください。また、解体した後、その後もうトイレ全然なくなってしまうのかということが知りたいです。その点お願いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君）　まず、1点目の67ページの石部棚田再整備基本構想策定業務委託108万9,000円の関係でございます。

この関係につきましては、棚田のほうが施設造成後20年が経過しまして、経年劣化とともに損傷が進んで機能低下が著しく、また棚田保存会のメンバーやボランティアによる保全活動のほうも継続して取り組むための営農環境の整備が求められているという中で、ソフト対策、それからハード対策でどんな方向に持っていったらどうかといった基本方針を取りまとめたものとなります。

内容につきましては、保存会のメンバーであるとか、ワークショップを踏まえて現状分析と課題を整理しまして実施をしているところでございます。方向性といったしましては、施設整備のものであるとか、人の関係はどういった形でかわるとか、実際に活動するにはお金もかかりますので、お金の関係とかの方向性を示していただいているところでございます。

成果品につきましては、閲覧可能かどうかということでございますけれども、ちょっとこの場では簡単にお答えできないものですから、その辺はまた後ほどお答えさせていただきたいなと思います。

それから、69ページの起業事業承継支援事業の関係につきましては、こちらは地域おこし協力隊の関係のみでございますので、先ほどのハーブの事業をやられた1件のみとなっております。地域おこし協力隊以外の関係につきましては、ほかのところで企業支援の補助金がありまして、そちらは昨年度は2件あるところでございます。

こちらの地域おこし協力隊の起業支援の補助を使うに当たりましては、任期が切れる前にこういった事業をやる予定があるかどうかというのは本人にお聞きして、やる予定がある場合はこういった形で町のほうで予算措置して事業を実施しているところとなります。

それから、77ページの節水型トイレの解体ということでございますけれども、こちらのほうは地域的には南郷で、峰輪の川向かいのトイレのほうを解体したのとなりますが、こちらのほうは地権者のほうから農業の関係で使うので撤去してほしいというような話がありましたので撤去した関係で、こちらについては復旧の予定はございません。

町内に節水型トイレはあと伏倉の三軒家さんのところと親水護岸のところ2か所残っておるところでございます。こちらにつきましては、状況としては電気の通らないようなところに水もないところに設置したトイレでございますので、そんなにきれいなトイレではない状況でございますので、これを改善していきたいなという考えは持っており、かなり年数もたっておりますので、きれいなトイレにしていきたいなという検討はしているところでござ

います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 分かりました。

では、棚田の関係はまた調べてご回答をいただければと思います。

あと、起業事業継承支援事業ということで、補助率100%ということでかなり有利かなと思っております。商工会でこういった事業ですと、3分の2補助で3分の1は自分で負担しなければならないというような制度もありますけれども、100%ということで100万円限度ということでかなり有利と思っています。ですので、やはり実施に当たっては慎重に審査していただきたいということと、一方では、やはり地域おこし協力隊の方が3年後を見据えて今活動されているかといったらちょっと疑問に思うところがございます、やはり3年、あと1年になったところでやはりどういうふうに考えているかというところの確認をしていただきたいということと、やはりこういったできるだけ起業しやすい環境を整えてあげるということも同時に必要だと思いますので、そういったことをしっかり取り組んでいただきたいと思います。

節水型トイレにつきましては、やはりかなり使用に堪えないといえますか、あまり皆さんが使いたくないような形になっていて、特に伏倉のところについては多分もう使用禁止になっているのではないかと思いますので、そういったものについては解体していただきたいですが、ただウォーキングですね。健康ウォーキングなんかしたときも那賀川沿川歩きましょうといったときに、トイレがないということが私はネックだと思っていました。これから登山者に来てもらうとかということのために、やはり登山プランの中でトイレの情報などもやっぱり入ってきますので、やっぱりトイレ、観光を売りとして観光でやっていくと松崎町はやっぱりそこ、特に観光客が使うであろうトイレについてはしっかりと整備をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長、できればお答え願いたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 登山のトレッキングとか非常にやはり今人気があるということで、この間も日本のインバウンドの関係でもアドベンチャーツーリズムというのがこれから人気になってくだろうということで、日本の自然を感じるツアーというのが見直されてきているということでした。やはりトイレの問題は、特に今回富士山にインバウンドの方がたくさん来て、トイレの問題、あとたき火の問題、ごみの問題、多々いろいろ出ておりましたので、そういったところへの対策はやっぱり考えていく必要があるなと感じております。

今課長のほうからも話があったとおり、現存のなかなか使いづらい古くて汚くて暗いトイレについても、特に伏倉の親水護岸の付近にあるやつなんかは割とやはりあそこでイベントなんかをやったときにも使う方が多くて、苦情も多いというような状況の中ですので、使用頻度、そしてそういったところにあるべきところに、そういった今割とトイレも新しい形のものが始めているので、そういったものも検討しながら、もちろん計画を立てていきたいなと思っております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） トイレの問題につきましてはそういった場所も含めて、あと既存のところだと、オハナ・マルシェのときにあそこの公園のトイレを使わせていただいたんですけども、あそこちょっと和式だったものですから、ちょっと洋式化、あときれいにするとということもちょっと併せてお願いしたいと思います。

あと、もう一点だけ、先ほど藤井議員からもありました81ページの委託料の関係ですね。テレワークスタイルということで、ワーケーションを進めたい、そういったネットの環境を整えたいということだと思うんですが、私もと一ふや。を使わせていただいていることなどもあります、やはり山田邸、それから民芸館、ちょっと使用する方から使いにくいという声も私はそういった声が届いているんですが、そういった情報は課長のところには届いているでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） ワーケーション施設の山田邸と民芸館の使いにくいという関係でございますけれども、山田邸の関係につきましては特に学校のまちづくりの関係とかで使っていただいている関係なので、特に情報はちょっといただいていません。民芸館につきましては、ワーケーションでモデル的に利用していただいたところもございますので、そちらにつきましては声をいただいております。トイレがちょっと和式であるとか使いにくいであるとか、ガラス張りなので暑過ぎてちょっと使いにくいとか、W i - F i の関係は特に苦情はないですけれども、そういった施設関係の苦情、声をいただいているところでございますので、その辺は今年度県の補助金を活用して直していく予定でいるところでございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） そちらのほうについては分かりましたが、ちょっとと一ふや。の管理についてちょっとお伺いしたいと思います。

ちょっとこれとは、関連になってしまいますけれども、議長、よろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） はい、許可します。

○2番（菜野良枝君） と一ふや。の管理についてなんですが、最近ちょっと月1回ぐらい定期的に使用させていただいていますが、その管理が多分職員の方もちょっと原因になってしまい、ちょっと行き届いていないような場面があると思うんですが、そういったところを把握していらっしゃいますでしょうか。お伺いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） と一ふや。の管理についてでございますけれども、菜野議員のおっしゃられるとおりでございます、今年度になりまして職員1名減ということで、なかなかそちらのほうまで見回るのがなかなか難しい状況となっております。中を見回しても、土間であるとかはちょっと片づけられていなかったりというのも把握しておりますので、その辺の状況は把握しておりますので、なるべく利用者の方々に不快な思いをさせないような形で施設管理に努めていきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 最後に総括質疑もありますので、農林水産業費までの質疑についてはこの辺にとどめたいと思っております。

13時まで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳出132ページの商工費から最後の予備費までの質疑を行います。

質疑を許します。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 5番、田中です。

173ページの依田家住宅修復工事管理業務委託のところについて質問させていただきたいと思っております。

こちらは中門の修理ということだったかなと思っておりますけれども、こちらはどちらの業者さんにやっていただくのか教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 173ページの依田家の住宅修復工事で、田中議員がおっしゃるように中門の修復工事になります。工事の施行につきましては、町内の建築会社の入札ということで伊藤建設さんのほうで実施をされております。

このページの中で、設計管理業務のほうがございますけれども、こちらは専門の県の伝統技術、ちょっと正式な名称を忘れたんですけれども、そういった協会のほうに、すみません、NPO法人の静岡県伝統建築技術協会というところに設計管理のほうは委託しているものがございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） これから先もいろいろ手を加えるところはあると思うので、何というか、その都度しっかりと必要な修繕をしていっていただきたいなと思っております。

ちょっとこの関連といいますか、去年か一昨年あたりに、場所が何とっていいか、新しく控室になった和室のお風呂の向こう側ありますよね。あそこの屋根がちょっとなんかおかしいと。みっともない形になっているというふうに聞いておりまして、そちらのほうというのは今回中門ということですから入っていないと思うんですけれども、そちらのほうって何か予定あったりするか教えていただけますか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 依田家の関連事項の質問ということで、絹屋の関係で今休憩所になっているところでございますけれども、あちらのほうは以前の宿泊棟を利用ということで、かなり状態が悪いものになっております。一番悪いのが雨漏りの関係でございまして、そちらの関係は管理している振興公社のほうに簡易な修繕ということでお願いしましたけれども、なかなか直らないということですので、管理の基となります企画観光課のほうでちょっと修繕のほう対応していきたいということで今考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） できればちゃんと、お金もないでしょうし、予算もない中でのことで、すから、応急手当みたいなのは仕方のない部分もありますけれども、恐らく全体的に旧依田邸というか、あそこのエリアとしての統一した管理の仕方というのが大事だと思いますので、物にもよりますけれども、やっぱり場合によっては今回のようにちゃんとしたNPO法人の人に施工していただいたりとかというようなそういった修繕の仕方というのをやっていったほうがいいのかなどというふうに思います。もちろんお金が湯水のごとく使えるわけではありませんので、やりくり大変だと思いますけれども、あそこの位置づけとしてはやっぱり古く

からの伝統ある建物という中の位置づけだと思いますので、そういった修繕の仕方にも気をつけていただきたいと思います。

一旦ここまでで質問を終わります。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今度は大丈夫だと思います。135ページ、一番下のところの下から3番目、町有観光施設活性化基礎調査業務委託というので、これはもう何回も質問が上がっているところでございますが、一方で町営の観光施設については改善策というのは全協のときでしたが、報告されています。これはそれに反映されているということでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 135ページの町有観光施設活性化基礎調査業務委託の913万円ということで、こちらの関係で観光施設のこの結果のほうで指定管理の関係で反映されているかということでございますけれども、こちらにつきましては、全協の場でもちょっとお話しさせていただいたかと思うんですけれども、今回のこの調査業務の中では、施設についての具体的な改善策の方向性というのはちょっと示されていなかったものですから、中には参考にするということで各施設でやることよりも全体でやったほうがいいよというような参考とする意見はございましたので、そういったことは今回の経営改善計画、指定管理の中でも反映されているところがございますけれども、大きな部分については今回の指定管理の経営改善計画の中ではあまり反映されていないところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） データ見ていないので、どこまで反映されるかというのは分からないわけなんですけれども、せっかく委託されるのであれば課題というのを抽出されていると思うんですよね。課題が出てきて何が問題化がはっきり分かれば。これ対策打てるわけです。それと、指定管理者が出してきたところの改善策とリンクされていないということになると、調査した結果とこれからの改善策がうまく合っていないというふうに思えてしまうんですが、そのあたりはどのように今後調査を受けてその改善策をしようとしているのか、考え方を教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 昨年度のこの調査につきましては、伊豆まつぎ荘を含めまして美術館、重文、依田邸、中瀬邸の5施設についての経営の収支が黒字になるかどうか、

あるいは活性化も含めた検討ということで、主には施設がPFIも含めた中でという中で、どのような方向で検討できるかということを想定したものですので、想定損益で黒字になるかというのがちょっと大きなところになっておりまして、大枠的には総論的な調査をしたものとなります。結果的には、まつぎ荘以外の施設はなかなか独立採算で経営するのは難しいというような結果でございましたので、先ほども申しましたけれども、個々の具体的な、課題等は示していただきましたが、それに対しての具体的な細かい改善策というのはこの調査結果では出てきておらないところがございますので、その課題について町と振興公社のほうでどういうふうにしていったらいいかということを経営改善計画に反映させていただいていくということになります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 改善というのはエンドレスのわけでありまして、課題が出てきて本当の真の課題は何かというところは多分交流人口とかそういったところも絡むので、一概に自分だけでできないものもあるかと思いますけれども、やはり自分たちで何をするか、ポジティブにやる部分は何なのか、受け身じゃなくてポジティブ、アクティブにやる、そういったのが何かということをやはりやっていかなきゃいけないと思います。そこら辺また検討をお願いしたいと思います。

それと、143ページの一番上のところのごみ処理手数料というのがあるんですけども、これはどのような業務で、どなたが対象になっているのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 143ページのごみ処理手数料ということで、こちらは依田邸の行政管理費の中のものになりまして、こちらにつきましては依田邸の旧の家屋の居住部分の中にあったテレビとか冷蔵庫などの処分した費用となります。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

じゃ、藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 135ページのこれは上のほうになりますけれども、7節報償費の関係でございます。

ここに観光振興費の中の有償ボランティア謝礼ということになっておりますけれども、何人ぐらいてどのような業務というか、ボランティアを行っているのか。

そして、またずっと下のほうに行きまして、12節委託料のところでございますけれども、三聖苑のエリアマップ作成作業、これつくって、そして大沢地区のそこら辺のを作成したと

ということですが、これはどの辺まで配られているのかというところと、あとは基礎調査の関係は高柳さんが聞きましたので、その２点だけお願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 135ページの有償ボランティア謝礼20万7,500円ですが、こちらの関係は海岸のところの公衆トイレの清掃の謝礼になります。時間当たり1,000円ということで実質お１人の方をお願いして、監視台の横のトイレの清掃をお願いしているものとなります。

それから、同じページの委託料の中の道の駅花の三聖苑エリアマップ作成業務の関係でございます。

こちらにつきましては、ワークショップ等を開きましてマップデータを作成していただいて、マップが3,000部作成をしたものでございます。配布先につきましては、観光施設の三聖苑、依田邸、それからそのほか町内の観光施設に配架するとともに、大沢地区につきましては区長さんを通じまして全戸配布という形で配らせていただいたところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○８番（藤井 要君） この3,000部つくって配布したということですが、反応的には観光客の方なんかはこれを持って回っていたりとか、そういうような効果は出ていますかね。どのような結果になっていますか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 効果ということでございますけれども、それを見て回っている方というのはあまりちょっと見たことはないですが、施設に置いておきますとマップのほうなくなっておりますので、そのマップを基に散策されている方は結構いらっしゃるのではないかなということで思っているところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

藤井昭一君。

○１番（藤井昭一君） 132ページです。

６款１項２目商工振興費、負担金補助及び交付金のところで、不用額が2,489万398円出ているということで、これプレミアム商品券や雲見地区の補助金などがあるんですが、せっかくたくさん予算をつけていただいたのに、このようにたくさん不用金が出ってしまったということで、これはどういうことでしょうか。商工振興が十分行われたと判断されたのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 133ページの負担金の不用額が多いというご質問でございますけれども、確かに2,400万ということでかなり多い額となっておりますが、昨年度につきましてはコロナの交付金を頂いた関係で数多くの事業を実施しております。予算額2億円近くある中で、1億8,000万円の実績をしておりますので、かなり不用額が出ているところとなります。

不用額の多いものにつきましては、先ほども藤井議員のほうからもお話がありましたけれども、プレミアム商品券の関係がございます。プレミアム商品券3回実施しておりますけれども、3回目の分につきましては期間も短くて、対象のほうは1世帯当たりということで、申込みもちょっと少なかったものですから、この関係がかなり費用が余っているところとなります。

あと、雲見地区の災害の支援の事業者支援の補助金であるとかは、ある程度全員の方に行き渡るように見舞い金もそうですけれども確保しましたけれども、実質対象で上げられる方が少なかったということで、その関係でも不用額が多くなっているところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 1点ずつ質問いたします。

3点ありますけれども、まず1点目が135ページの先ほど高柳議員が質問しました委託料のところの町有観光施設の活性化の調査ということで、5施設やりましたよということであります。

先ほど道の駅の三聖苑の診断というのもしかりだと思いますけれども、やはりこれをやって、じゃどういうふうにしていくのかということがまさに求められると思います。結果としてまつぎ荘以外の施設は黒字が厳しいよということでありましたけれども、じゃ一点、これを受けて指定管理の見直しというところについてまでつながるということで考えているのかどうか伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 135ページの町有観光施設活性化基礎調査業務委託の関連のご質問ということで、指定管理の今後の考え方ということでございますけれども、指定管理見直しも、この中で伊豆まつぎ荘については黒字化がちょっと見込めるということですので、指定管理の見直しの方向も含めて検討しているところでございます。指定管理の中でも

今指定管理料制というところでやっておりますけれども、方法としては利用料金制というものもございますので、その辺の指定管理の制度の中でもその方法をどんな形にしていくかということは検討しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 公社以外のところもということも今課長のほうからちょっとあったわけですが、この調査結果は当然公社と共有はしていると思いますけれども、結果として伊豆まつぎ荘以外の施設は厳しいということは公社にとっても非常に何かつらいことじゃないかなと思いました。一応見直しは考えていると。まつぎ荘ですかね、そういったところで考えているということで承知いたしました。

次に、145ページの道路維持費、12節委託料の中で、工事残土等処分業務委託というのが100万近くあると思います。これは伏倉のところに残土を置いて、その処分という形であると思うんですが、根本的に残土処理場の確保というのが今本当に問題というか課題になってきているんじゃないかなと思っています。雲見の災害についてもあれだけ大きな残土が出て、宮内のところに置けたからいいですが、やはりこの残土処理場というのは今後大きな課題になってくるかなと思いますので、この残土処理場の確保についてどう考えているか教えてください。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 盛土条例の施行もありまして、農地を埋めるとかいうのについても1,000平米、1,000立米以上については県の条例で許可が必要になってくると。埋める土についても検査をしなきゃいけないというので、なかなかそういう事業が減ってきているのは確かです。ただ、県のほうでも残土処分できるところを一覧をまとめて各市町へと流してくれていますので、受入れ単価なんかも入っているわけですが、そういうところへお願いするようになるかなと。ただ、町が残土処理場を造るというのはちょっとなかなか難しい問題だと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そういう事情は分かります。ただ、町単体ということじゃなくて、今言ったように県も含めて近隣の市町等の連携も考えられると思いますので、ぜひそういった課題を克服するような形でお願いしたいと思います。

最後、153ページ、お願いいたします。

災害対策費、7節報償費。アドバイザー謝礼という4万円ほど出ています。これ、昨年雲

見のあれだけの大きな災害があつて、かなりあれば町の職員もこの時間外を見れば相当の労務であつただろうし、そういった中で、防災アドバイザーの謝礼が4万円だと、年間で。これは要するにやっぱりそういったときに力をアドバイスいただいたりとか、現場に行ってもらったりとかというのはあつたんじゃないかなとおもうんですけども、この4万円という内容、それはどんな内容ですか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 153ページ、防災対策費、7節報償費、アドバイザーの謝礼の関係になります。4万円の支出というようなわけです。

まず、防災アドバイザーにつきましては今現在2名の方をお願いをしています。令和4年度につきましては、6月5日に池代で土砂災害訓練がございました。その関係と、5月13日から14日にかけて大雨が降りましたので、その際に出動をしていただいたものになります。実際に8月の災害のときには、お2人ともボランティアというようなことで雲見地区のほうに行っておりまして、防災アドバイザーとしての業務のほうはお願いをしていなかったというようなことになるものですから、支払いが発生しなかったものになります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 今分かりました、説明の4万円というのは。

雲見のほうはボランティアで行っていたからということではありますけれども、町としてそういった方々をお願いとか何とかすることはなかったのかなと思ったものですから、質問いたしました。当然防災アドバイザーの方、もう西伊豆町では自衛隊の経験者の方を防災のほうに入れ込んでということも何かやっているようなんですけれども、松崎町もこういった形で2名の防災士、ぜひ当然謝礼は発生するわけなんですけれども、極力この防災士の方々を活用してと言ったらおかしいですけども、平時、非常時間問わずぜひこういった経験のある方々を活用していただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 防災アドバイザーの方には、今まで台風ですとか大雨なんかのときにも情報収集なんかにも来ていただきました。今後とも気象警報の発令ですとか、災害発生時、防災に関する訓練ですとか研修会があるときなどは、専門的な知識を持っている知見からご意見をいただきたいと思いますので、今後積極にご協力をお願いしていきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） お伺いいたします。

まず、135ページの12節委託料の関係です。宣伝業務委託が292万1,680円ありますが、こちらの内容と、どこに委託をしているのかを伺います。

また、勉強会のときにお伺いしましたが、137ページ、やっぱり12節委託料の関係で、グリーンツーリズム推進事業委託ということで不用額が260万何がし出ておりますが、この不用の理由がコロナによる事業ができなかったという理由でしたが、ではコロナ前はどうか、不用額の推移を調べておいてくださいとお願いしましたので、この回答をお願いいたします。

あと一点、149ページです。これも委託料で、一番下にあります我が家の専門家診断事業業務委託についてなんですが、こちらはTOUKAI-Oということで耐震診断について無料でしていただけるということの支出でいいかということと、もしそれで解釈が間違っていなければ、この無料診断というのが令和6年度で終了されるという情報を得ていますが、それに対する告知などをされる予定があるかお伺いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず1点目の135ページの宣伝業務委託292万1,680円の関係でございます。

こちらのほうは観光協会に委託をしているものでございまして、宣伝業務につきましては主にJR東海伊豆急等の連携した宣伝業務を実施しているところとなります。

それから、137ページのグリーンツーリズム推進事業委託436万6,129円ということで、こちらの不用額の関係ですけれども、過去の委託料の実績でいきますと、ちょっと途中で振興公社から観光協会に委託を動かしたという関係もございしますので、ちょっと28年から申し上げます。

28年の委託料の実績額です。533万9,507円、29年が413万9,769円、30年度が658万9,780円、令和元年度が619万6,386円、2年度が396万6,166円、3年度が427万5,437円で、4年度が436万6,129円ということでございます。

30年度と元年度につきましては600万を超えているということで、観光協会のほうで実施をしましたけれども、2年度からは石部棚田の関係で会計の関係であるとか実際に作業している方の関係もございまして、また振興公社に戻したという関係がございします。その関係で

ちょっとなかなか観光協会との実績を不用額の関係で比較というのはちょっと難しいところでございますけれども、現在のグリーンツーリズムの委託事業の中ですと、約7割が棚田の方の給料であるとか、軽トラックのリース料であるとかという内容になっております。そういった関係で、4年度の実績額はほぼ棚田の方の人件費の関係となっているところでございます。

実際のこのグリーンツーリズムの事業では、4年度はアユのつかみ取りをちょっとやろうという予定があったんですけども、その関係は最近大きな理由としてコロナの関係が一つあります。あとは、コロナの関係もありますけれども、なかなかやってくれる人員の方も見つからなかったというところが一つ大きな理由です。

もう一つ、グリーンツーリズムの展開が図られなかった部分につきましては、事務局のある振興公社のほうの事務局体制がちょっと脆弱化したかなというところがあります。昨年の5月のときから事務局長がちょっと家庭の事情で不在となりましたので、そんな関係もありまして職員が減っておりますので、そんな関係もございまして4年度は不用額が多くなったということで考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 149ページ、我が家の専門家診断事業の関係です。

菜野議員言われるように、T O U K A I - O の関係になります。令和4年度は5件診断しております。

議員言われるように、令和6年度が最後になりまして、これまでも広報お知らせ版あたりで時々載せていたような気がしますけれども、県のほうからもラストスパートで葉っぱ掛けられていますので、広報あるいはお知らせ版等で今後はPRをしていく予定です。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） ありがとうございます。

宣伝業務委託、観光協会に委託しているということですが、これちなみに観光協会で行っているいろいろな事業としてユーチューブあるのを課長はご存じでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） はい、承知しております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） まつかん c h ということで、こちらは見ていただきますと分かりますが、再生回数かなり低いです。1,000件にも届いておりません。こちらに対する強化をお願い

いしたいと思います。

あと、153ページ、先ほど高橋議員からも質問がありました報償費のアドバイザーの謝礼になります。

こちら2回、要は出日日当みたいな感じと捉えていいのかと思うんですけども、それで雲見の災害のときにはボランティアだったというふうにおっしゃいましたけれども、お1人の方、仕事を休まれていて、本来の仕事に行かずにもうほぼ毎日サテライトで、もうその人がいなければもう動かないような状況で活動していましたので、やはりそこに対してはもう少し改善が必要だったかなと思います。それについてはどうお考えでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） その方につきましては本当に僕らも頭が下がっております。いろいろな面で、8月の災害だけではなくて、ほかの面なんかでもかなりちょっと役場のほうにもいらしていただいたりしているものですから、今後またちょっと防災のほうの係とも相談しながら、そちらのほうできるだけうまい具合に支給ができるような形でできればいいかなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 防災の関係で幾つかまた質問させていただきます。

155ページの17節備品購入費です。

災害対策用資機材ということで、いろいろなものを買われたということですが、こちらについてはどこに保管をされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 155ページの備品購入費、災害対策用資機材ということで、昨年度につきましては気化式の冷風機ですとか、バルーンの投光器、それとプライベートルームなどを購入をさせていただきました。気化式の冷風機などは今現在岩科小学校のほうに保管をしてあります。そのほかのものにつきましては防災倉庫のほうに保管をしてあります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） もう一つだけ聞かせてください。

169ページの生涯学習費、報償費の関係で、会計年度任用職員の報酬ということで図書館の職員の報酬になるかと思いますが、図書館、今2人の方が働いておられるかと思いますが、この方たちが土日について教育委員会が開いていない中で図書館で今お1人

で対応されているということがあります。防災についてその方たちについて防災訓練が行われているとか、あとマニュアルを説明されているかなどをお伺いします。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 議員ご指摘の生涯学習センター図書館の職員でございますが、今現状2名の職員に業務に当たっていただいております。

その防災の関係のということでございますが、職員が令和4年度比較的頻繁に入れ替わりがあって、なかなか体制として運営が安定しなかったところでございますが、やっと落ち着いた運営ができるかなというような現状のところになってきているかと思います。地震、津波等が起こったときには、その職員が利用者様をなるべく上の階に誘導、案内をして避難をしていただくというようなところについては、職員でのミーティングですとか、業務の説明の中で行っておるところではございますが、実際の行動として避難訓練をやったりとかということは、これまでそこまで取組ができていなかったところでございます。

今回そういったご指摘いただいたということもございまして、私ども松崎町では津波に関する訓練等を9月、12月、3月ということで行っておりますので、今後の訓練の中で取り組めるかどうかというところをまた戻りまして係員ともちょっと調整をしながら、またそういった活動に向けて取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 分かりました。そういった取組で、あと土日、1人の職員が対応するというので、かなり心細い、また防災もそうですけれども、防犯上もやはり2人体制が望ましいと思いますので、そちらについてはちょっとご検討をお願いします。これは回答は結構です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 2点ほどすみません、お願いします。

141ページ、中瀬邸の管理運営費、7節報償費で中瀬邸管理謝礼41万円ということであります。この管理されている方がどういう方かということと、この41万円の謝礼というのが例えば伊豆文邸の謝礼とか、浜丁の管理謝礼とかというのがありましたけれども、ここがちょっと高いなというところの何か理由はあるのかなというのが1点あります。

それから、今年の11月までに何か観光協会が中瀬邸に移るとかという話が何か前にもあったようですけれども、観光協会が中瀬邸に、11月というと今年度ですよね。観光協会が移る

となると、そこの中瀬邸自体の管理自体がどのようになっていくのかというのが決まっているんでしょうか。教えてください。それが1点。

それから、155ページ、災害対策費、先ほど菜野議員からありました17節備品購入費、災害対策用資機材ということで、総務課長から保管場所というのがありましたけれども、その中に気化式冷風機というのがあったと思うんですね。これは多分恐らく避難所が暑い、そういった環境改善を図るためという気化式冷風機だと思いますけれども、これ保管しておくのはもったいないんじゃないかなと。小学校にずっと寝かしておくのは。要するに、ふだん使いというのは考えられないのかなと思ったもので、私質問いたしました。例えば、勤労者体育館だとか小学校、中学校の体育館だとか、そういったところにこの気化式冷風機とかいうのを置いてあげて、少しでもそういった改善が図られるのであれば、そういったことも一つの手じゃないかなと思ったものですから、ちょっと質問させていただきました。

以上、2点です。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず1点目、141ページの中瀬邸の管理謝礼の41万円でございますけれども、こちらは2つの団体をお願いしている関係になります。まず、鍵の開け閉めの関係を長八作品保存会をお願いしておりまして、こちらが月3万円ということで合計で36万円。それから、たちばな会という生け花の関係の有志の団体のほうに、生け花展示でこちらのほうが月5,000円ということで、主に花代になってしまうかと思っておりますけれども、こちらの関係で頼んでおりまして、そちらが5万円ということで、合計で41万円となっております。

伊豆文邸のほうが、伊豆文サポートのほうにつき2万円になります。確かに中瀬邸のほうが高いということですが、中瀬邸の関係につきましては、鍵の開け閉めということで1日1,000円、それのおよそ30日ということで3万円ということで計算して、3万円としているところとなっております。

それから、11月から観光協会が中瀬に移るという話でございますけれども、こちらのほうは正式に決定したものではございません。町のほうで今の団体事務所のほうが耐震性がないので、出ていってもらいたいという中で、観光協会のほうでは役員さんのほうで中瀬邸に移りたいということで町に申入れがあったところでございます。そうしますと、町のほうですとそういった中瀬邸の施設の公社と同じように施設の管理体制をどうするかということでこれから手続踏まなければいけないんですけれども、今後、今のところは指定管理料制で売上

げについては観光協会の自主財源となるように利用料金でやれたらいいなということで考えているところでございますけれども、そういった手続も必要ですし、中の配線の関係もございまして、また来年度予算でちょっとお願いするようになるのかなと考えております。手続とか工事とかを含めて順調に行けば10月からかなということで見込んでおるところでございますけれども、そちらにつきましては行政調査委員会での諮問、答申も必要ですし、議員の皆さんへの詳細な説明も必要と思っておりますので、今のところはそういう形で進んでいるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 気化式冷風機を日常使いができないかというような質問だと思います。

気化式冷風機につきましてはかなり大きいものでして、縦が大体150センチメートルぐらい、それと横も七、八十センチメートルあるようなものになります。なかなかちょっと体育館ですとかそういうところに置くことになりますと管理の問題が出てきますので、なかなかちょっと難しいところがあるのかなというふうには考えております。この機械につきましては、エアコンなどが使えない例えば体育館ですとか、そういう広いところで使うことを考えてはおりますけれども、やはり日常使っていて、いざとなると使えないというふうなことになりますと、ちょっと目的外ということになってしまいますので、そのあたりをちょっと今後は考えていかなければならないのかなというふうには考えています。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 146ページの7款2項3目橋梁維持費、これが需用費予算300万円取ってあるんですが、実際には橋梁の修繕が少なかったために222万2,124円不用額を出しているんですが、こういうのって予算を立てる段階で修理が少ないとかそういうのは分からないんでしょうか。教えてください。

○議長（深澤 守君） 産業建設課長。

○産業建設課長（鈴木清文君） 突発的な修繕が必要になってくる場合があるものですから、枠予算として取らせてもらっております。これ実績で今年度は修繕するところが少なくて済んだというものでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ありますか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 159ページになりますけれども、真ん中辺の委託料の関係でございます。これ特殊建物検査業務委託ということで、特殊、どの辺、どういう建物かということと、それからもう一点、163ページのここはこれ需用費の関係でございますけれども、修繕費が240万ほどありますけれども、この点、これは修繕費はどのようなことをしたのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 159ページの委託料の特殊建築物ですが、これは生涯学習センターですとか、ごめんなさい、学校ですね。防火扉等の点検がこれ消防法で義務づけられておりまして、そういったものの点検ということになります。

それから、163ページの需用費の修繕費ですが、細々したものから大きなものまでいろいろあるんですけれども、主立ったものとしましては小学校のトイレのタイルが剥がれてきたなんていう事象があったものですから、そちらの修繕。それから、夏といいますか、夏の時期に子供たちがプールの授業があるんですけれども、このプールのろ過器の修理ですとか、周辺のフェンスの修理、それから雨漏りが多少あったものですから雨漏りの校舎の修理、あとは学校への給電設備、キュービクルという施設がありますけれども、この設備の塗装なんかもこの修繕費の中で対応させていただいております。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 今この話は分かりましたけれども、プールの雨漏りの修理等ということとでちょっと私も水泳教室なんかには孫が行くもので、そこに行ったときに水滴がぼたぼた落ちてくるんですよね。プールの中に入ると。これも同じような関係でよろしいのかということになりますけれども、もし同じような関係でしたらこのプール水滴、何とかしてもらいたいなと。ベンチに座るのにもう本当にぬれちゃって困るわけなんですけれども、これも修理の中に入っていないのか、そんなところはどうですか。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。先ほど説明した雨漏りは小学校の校舎の雨漏りということでございます。

議員今のお話でありましたのが海洋センターのお話かと思っておりますけれども、海洋センターのほうは温水のプールということで、中にどうしても蒸気がたまってしまって、天井に結露してそれが雨垂れとなってというか滴となって落ちてくるということでの恐らく濡れかなというふうに思います。これどうしても構造上しょうがない部分もあろうかなと。中で職員が

換気をしたりですとかいろんな運用面で気をつけてはいるんですけども、故障ということですか、施設の毀損というようなことではないと思われますので、そういったベンチですとか、なるべく濡れにくい、落ちにくいところに移動するですとかそういったような形でまたちょっと現場のほうとも打ち合わせてみたいなというふうに考えております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようですので、これより総括質疑に入ります。

質疑を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 総括で、まず109ページの一番下のところなんですけれども、新斎場整備事業についてお尋ねします。

新斎場整備事業につきましては、全協のときにも説明いただきました。来年度に実際に基本計画をつくられるというお話だったと思いますけれども、ここでやっている支出というのが今どのようなことを令和4年度にされたのか。それと、お隣の議会ではもう少し早められないかというような話も出ていたように思います。令和9年度で今考えていたと思うんですが、そのあたりの考え方は、早めるとか遅くなるとかそういう考えはございませんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（糸川成人君） 109ページの一番下のところですね。新斎場整備事業の負担金になります。

こちらにつきましては議会の全員協議会のほうでも説明はさせていただきましたけれども、西伊豆町のほうで新斎場の候補地ということで今のクリーンセンターの下側の旧テニスコートのところ、そちらのところの地質調査について令和元年度の繰越事業として実施したもののについて、松崎町はそこが候補地になったということで一緒にやっ払いこうと協定を結びましたので、そちらのほうの関係の負担金ということで、今現在の斎場の負担割合に基づいて支出をしたものでございます。

実際その結果としましては、候補地で今現在雲見はあるわけなんですけれども、その雲見自体は動いていないということで、必要な基礎を打つとか必要な措置を講ずれば候補地、安全性を確保できるというようなことの地質調査の結果となっているところでございます。そちらのほうの結果に基づいて、今現在地元の方等の協議を進めさせていただいて、今年の8月だ

ったかと思いますがけれども、地元の説明会を行いまして、地元からもできるだけ早くやってもらいたいというなお話もあったところで、当初令和9年度中の稼働ということでお話をさせていただきましたがけれども、できるだけ早くということで今現在は令和9年の4月1日に供用開始ができるようにということで今基本計画の中でスケジュールを組んでいるところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 土地の関係等、今年長八のところを買ったりとかいろいろあるわけですがけれども、長八のところ、以前にも急傾斜地のところを買ったりもしたんですけれども、こういう関係はまだまだ借地の中で買わなければならないとかそういうようなところは出てくる可能性があるんですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 美術館の借地の関係ということでご質問なので、観光施設の関係でお答えしますと、各いろんな施設があるわけですがけれども、借地で施設の土地のお借りしているところが多い状況でございます。今のところは町のほうでそちらを買い上げる予定というところはないところでございますけれども、所有者の方から購入の希望があって、どうしても施設上そこが必要であるということであれば、買わざるを得ないかなというところも考えておるところでございますが、先ほど申し上げましたがけれども、今のところそういった購入する土地というのは予定はないところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 斎場の話はお聞きました。当初9年4月だったと思いますがけれども、もっと早くという話があったのかなと思ったものですから。

続きまして、説明資料のほう、主要な施策の成果を説明する書類の関係なんですけど、50ページ辺りに人件費とか何かが出てきています。質問の中でも時間外について非常に心配されている議員さんもいらっしゃいます。まして令和4年度は災害があったものですから、時間外も増えたというなお話でした。時間外の考え方が、災害のものは突発的なので、状态的にどれぐらい時間があるか、コアの計算の考え方はいかがかと思います。それと、今国のほうで働き方改革というのを出してきていますので、そのあたりの影響はどのように考えられておりますでしょうか。その2点。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 時間外の関係になります。

以前から申し上げていますとおり、当町の職員、今年度でいきますと4月1日現在83人、それと近隣の市町になりますと、最も近いところだと106人というようなことになっております。事務員につきましても松崎町71人、その106人の職員を抱えているところだと97人というようなことになっておりまして、かなりちょっと人数的に少なくなっております。そのため、同じような業務を当然行うというようなことになれば、この穴埋めをしなければなりませんので、やはり職員に負担がかかってしまっているかなというような状況になっております。

なかなかちょっと職員を募集いたしましても、今年度ですと7月と9月に試験が行われました。9月は今から行われますけれども、7月の分がやはり片手に満たない、4人程度。9月の募集につきましてはゼロというような状況になっております。そのため、昨年度から中途採用というようなことで職員を募集させていただきまして、少しでもその職員の穴埋めというようなことで考えておりますが、やはり業務がかなり国からですとか県からの業務もかなり多いものですから、やはりちょっと人手が足りていないというようなことが現状となっております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 人手が足りなくなってしまうと、往々にしてミスが出やすくなるわけですね。それは職員が大変なので、やはり研修とか仕事のやり方、そういったものを少し考えていかなきゃいけませんし、もちろん先ほど総務課と企画と、防災があったから総務課あれかもしれませんけれども、そのあたりが多いよということで、各担当ごととのばらつきというんですかね。これはちょっと能力の問題とかいろいろ業務の内容によって、企画とか総務となるとやはり時間外が増えるのかなというところもあるわけですがけれども、そこら辺の偏りも考えて人員配置をしなければいけないと思います。人が入ってこない中でいろいろ大変だと思いますけれども、先ほどのカウンセリング、メンタルの話もありました。そのあたりをしっかりとやっていただいて、職員が本当に少ない中で頑張っているのに、ダウンするともっと減ってしまうわけですので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、あと2つぐらいあるんですけれども、説明資料の101ページのところですけども、100ページ、101ページ、一番下の海洋センターの関係ですけども、海洋センターがこれが決算額が2,211万ほどあるんですけども、使用料が121万ぐらいですかね。それから雑収入が52万7,000円ということで、非常にコストから見ると、当然大きい設備抱えていますか

らコストはかかるんだろうと思いますけれども、ここで少しでも使用料を稼ぐということは、ほかのところのコストを赤字を防ぐ、会計全体で見ればプラスになるわけですので、そのあたり、今の使い方なんか健康のために使われている方がいらっしゃるというようなお話も聞いておりますけれども、今後さらに使っていただくための策、あるいはそういったものがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（松本利之君） 資料のほうの100ページ、101ページ、海洋センターの管理費の部分なんですけれども、そもそも海洋センターの設置及び管理基準等に関する条例で、海洋センターの設置の意義というのが町民のスポーツの振興と青少年の健全育成を図るためにこの施設を置くんですよというようなことが宣言をされております。

現状、令和4年度そういった中で取り組んできてこの成績だったというようなことでございますが、この部分につきましても私も内部でもう少し、本来の町民ですとか青少年の健全育成、あとは住民の方々の健康増進のお役に立てるようなその本来の目的を念頭に置きながら、どういったことを考えていけばもっと利用が増えるのかということに注目しながらいろんな行動を起こしていこうよということで、現場のほうとも随時ミーティングを行っておるような状況でございます。

今現状で具体的な策として何を考えています、何をいつやりますということは具体的には申し上げられないところではございますが、今後も引き続きそのような気持ちで努力をしてみたいと思いますので、ご理解いただければなというふうに思っております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 海洋センターに限らず、直営施設はそれぞれ目的を持って進めているわけですので、そのためにはやはり活用してもらうということが大事であろうと思います。それは海洋センターだけではなくて、ほかの活動されている方への補助金にしても、しっかりと活動している方が人口が減っていく中でも増えていくぐらいのことを考えていかないと、なかなか運営のほうが先細りになっていくのであろうというふうに思われます。そのあたり、計画、戦略を練っていただけたらと思います。

最後にもう一点、松崎町はDXを入れるということで、議長いいですか、もう一点。

○議長（深澤 守君） はい。

○7番（高柳孝博君） DXを入れるということで進めてきたわけです。計画をつくって令和5年度から走り出すんですかね。令和4年度はまだ研修とかそういうことだったと思います

けれども、令和4年度の成果と、それから令和5年度に向けての取組をお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） DXの関係につきましては、令和4年度に計画を策定させていただきました。かなり職員の中でもどういふことをやっていいかというようなことでかなり戸惑いはあるようですが、今年度に入りましてどのような装備といいますか、ことをやったらいいかというようなことで業者の方なんかに話を聞きながら、どういふプログラムを導入してどういふことをやっていこうかというような今検討段階に入っております。また、近いうちにそちらのほうが進んでいくのかというふうには考えております。

○議長（深澤 守君） 副町長。

○副町長（木村 仁君） DXの関係になりますけれども、昨年度計画づくりまして、今年度そういう意味では昨年計画ができたばかりですので今年度具体的にまだ進んでいるもの少ないんですけれども、その中でも各課予算立てしていただいている中で、教育委員会ですとGIGAスクールの関係、AIドリルを導入していただいたりとか、企画観光課のほうでデバイド対策ということで、購入費の補助だったり、講習会これから予定していますけれども、そういうのを実施しているところであります。

あと、来年度に向けて役場内でのDXの電算化がまだ進んでいないところありますので、そちらのほう導入、5年度にというわけにはいかないものですから、6年度以降順次入れていくという話であったりとか、松高生から要望いただいた施設管理の関係の鍵を何かスマホでできないかというようなそういう話もあったりしたもので、そちらも教育委員会のほうで検討などはしていただいているところであります。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） DXの最後にしたいと思いますけれども、DXは全国で少しずつ導入してきているところは見えてきているわけですね。最近ではAIを使って業務に入れて生かしているというところも出てきています。これは実際全国でそういう実例があると思いますので、またそのあたりを参考にさせていただいて、単純に遠隔でコンビニでできたからとそれも一つ大事ですけれども、今業務の中のやっぱり業務ワークフローの中でどう改善していくかと。まして先ほど申し上げました人材が非常に大変少なくなってきておりますので、そうしてみますと、業務の改善して効率よく、なおかつミスが少なくしなければならない、そういうところの一つの改善になると思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 85ページから2款4項ということで選挙費がありますが、選挙が幾つも行われたわけなんですけれども、この選挙で投票率の状況ですね。これ詳しい数字でなくても構いません。どんな傾向があるかについて。あと、その投票率のうちの期日前投票の状況を教えていただきたいです。

なぜかといいますと、高齢者の方がだんだんお独りでは投票所に行けないという状況ができてきて、要はそれで行けなくて投票率が下がっているという状況もあるのではないかなというふうなことに思い至りまして、ですのでできれば高齢者の投票率がどんなふうになっているかというのは、この場でなくても大丈夫ですが、ちょっと調べていただけたらと思います。

あと、107ページの災害救助費の関係で報償費、17節災害見舞金が全壊ですとか、あと床上について要は支払われたということなんです、これは町長にお聞きしたいです。これ床上は支給されていますが、床下については支給するという検討をされなかったのかということをお伺いしたいのと、あと資料のほう、成果を説明する書類のほうの65ページです。これが25目プロジェクト推進事業費の中に、プロジェクトチームの時間外勤務手当というのがあります。どんなプロジェクトが立ち上がって、4年度どんな効果があったということをお伺いします。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 84ページ、85ページの選挙費の関係になります。

まず、投票率というようなことですが、やはり投票率は年々ちょっと下降気味、微妙に下降気味かなというような気はしています。特に、県知事選挙ですとか県議会議員選挙、やはり町議選、町長選以外につきましてはやはり住民の方の投票率は少ないのかなというふうに思っております。

それとあと、期日前の関係ですが、やはり期日前は年々多くなっております。今まではかなり規制といいますか、これこれこういう理由でなければ駄目だよというようなことがあったわけですが、それがだんだん緩やかになってきて、そんな関係で期日前も多くなっているのかなというようなことで考えています。ちょっとすみません、細かい数字というのは今手元に資料がないものですから、申し訳ありません。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 災害見舞金につきましては、条例というか規則で決まっている中で、

一応床上以上という形になってございます。今回、ただ非常に義援金がたくさん集まりまして、雲見地区につきましてはその義援金の配分を床下の方々にも対象とさせていただきます。床下浸水でもいろいろな影響が出るということは今回清水とか沼津とかでもございますので、そういった意味ではこれから先の災害に対する考え方というのは日々見直していく必要があるかなとは思いますが、今現在は一応見舞金は対象外となっております。

○議長（深澤 守君） 副町長。

○副町長（木村 仁君） プロジェクトチームの関係は私のほうからお答えいたします。

時間外のほうは、プロジェクトチームは今6チーム、若い職員活動しておりまして、町のPRをするプロジェクトチーム、あとはDXが役場の中の業務の関係のものと町全体の業務に関わるもの、あとは業務改善、地球温暖化対策、あとは景観保全と6チームで活動しております。そのうち、時間外があったものは業務改善と温暖化対策ということで聞いてはおります。

あと、成果なんですけれども、昨年度から今年度継続しているものもありますので、まだ明確にというものでないものもあるんですけれども、例えばPRのチームですとフェイスブックとかInstagramではなくてツイッターをそのチーム独自で、今Xですかね、やったりとか、あとは業務改善の関係で役場の職員向けにいろんな業務改善のアンケートを取っていろんな希望の高かったもの、改善を自分たちで考えていたりとか、温暖化防止の役場内職員向けのPRであったりとかということを今進めているところであります。今年度も継続しておりますので、昨年度と引き続いて成果がだんだん出てくるのではないかなというふうには考えているところです。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 分かりました。

答えにはなかった高齢者が独りでは投票に行けないような状況があるのではないかと思います、それに対してそういった気づくような点はなかったでしょうか。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） 高齢者の方でやはりちょっと体の不自由な方につきましては、期日前をやっている段階ですとやはりご家族の方が一緒になって車で来られまして、車椅子を利用されてやはり来られる方がかなり多くいらっしゃいました。各地区の会場にはちょっと私どもが出かけておりませんので何とも言えませんが、過去の例からしますと、やはり近所の方ですとか、一緒に見えられる方がいらっしゃいまして、本当に動けるような方

についてはやはり一人一人自分で投票所に来ていただいて投票していくというような状況は見られました。確かに以前と比べましても、やはり期日前を見ますと動けない方、車椅子に乗ってこられる方も多くなっているような気はちょっとしてはおります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 確かにそういった方が多分期日前投票のほうが利用しやすいということがあると思います。ですので、やはり投票したいという意思があるのに、なかなか行けないという状況が発生しないように、そちらに配慮して進めていっていただきたいと思います。

プロジェクトの関係は、やはりこういったこと、取組をされていることが私たちの目にも分かるようなことをしていただきたいなと思います。どんなふうに職員の方たちが町に思いを持ってそういったプロジェクトを行っているかというのを私たちも知りたいと思いますので、そういったことについては情報発信などもまめにしていただけたらありがたいです。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 成果を説明する書類の1ページです。

決算の概要ということでここに記載されているわけですが、私質問したいのは、令和4年度のこの予算において、中段ぐらいのところ、新しい松崎実現に向けて重点施策としてウィズコロナ、アフターコロナを見据えた地方創生と防災まちづくり、医療、福祉、子育ての充実、新型コロナウイルス対策について優先的に取り組んできたということであろうかと思います。この4本柱ということだと思いますけれども、新型コロナウイルス対策はその下に記述が若干ありますので、このそれぞれ柱を掲げて取り組んできた成果をどう考えているかといいますか、それを、これは本当に決算の総括みたいな形になると思いますけれども、そこをひとつどう考えているのか教えてください。

○議長（深澤 守君） 町長で。

○3番（高橋良延君） 町長、いいですか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 就任してまず最初の年度ということで、いろいろな形で職員の数の減少であったり、途中退社された職員の方も多かったりと、時代の流れが大分変わってきたときだったと思います。そこへ来て災害もありというようなことで、いろいろな過酷な状況が重なってしまったんですけれども、コロナから少し明るい兆しが見え始めたのが令和4年度だ

ったと思います。そういった中で、やはり観光の中心であるうちの町としましては、そういったところに交付金を活用しまして経済支援を行ってきていたり、それとともに先ほどお話があった職員のやはり意識の改革ということで、自分の与えられた業務だけをこなすのではなく、広い目で視野を養うために、忙しい中ではありますけれども、プロジェクトチームを立ち上げたり、そういったことで進めてまいったところです。

医療、福祉、子育てにつきましても、ちょうど今いろいろな時代の中で過渡期を迎えておりまして、国のほうもいろいろな改善、法的な規制緩和等々も進んでき始めたところだったので、そういった意味では試行錯誤しながら、交付金はあったものの、やはり基本的な財源が少ないこの松崎町の中で精いっぱい職員の方も働いていただいた中で、過ごしてきた令和4年度であったなと感じております。

それを踏まえて、今年度また引き続き事業を推進している状況でございます。いろんな形で過渡期のこの時代の流れにちょっとしっかりと地に足をつけながら継続して進めていきたいと心にまた強く思った令和4年の決算としております。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） すみません、私もざっくりとした質問であったものですから、具体的にやればよかったんですけれども、今町長が答えられましたけれども、その中の一つに、職員のやはり意識改革とか、やはり企業は人なり、やはり組織は人ということで、一番人材、これが大事ですよということを町長は今言ったと思いますね。

そういう中で、1つ私最後に質問したいのが、成果を説明する書類の20ページのところです。

これはほかの議員からもちょうといろいろ質問があったわけですが、この20ページのところにやはり職員の時間外手当というところで2,700万円という支出がありますというこのあれでした。当然災害があつてここが大きくなったという説明は分かりましたけれども、それでも令和2年、3年、災害を除いた通常の時間外に比べればかなりここは多くなっているのではないかなと感じています。まして令和5年度の当初予算では、前年の当初予算より841万円、また時間外も増額しているという状況であります。ここが先ほどメンタルヘルスで一番多いのは仕事の負担でどうしようもないよというのを抱えている職員がいる一方、時間外はもう右肩上がりが増えていくということで、実際にやっぱり当然時間外やったら支払わなければならないということはあるかと思っておりますけれども、やはり、じゃそこが時間外のその状況、そういった業務状況とかそういったところは当然調べているとは思いますが

ども、実際にここがさっき働き方改革云々と言いましたけれども、やはり何らかの手で、対策というのを講じなければ、これずっと伸びていくおそれもあるわけですね。ですから、これはなかなか難しい問題だとは思いますが、本当にこれいろいろメンタルヘルスも関連するし、あるいは職員の育成のところにも関連するしということで、いろいろ波及してくるがありますので、このところの時間外をやるなどは当然言えないわけですが、その何らかの対策云々というのは町長、副町長、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 時間外手当につきましては、働き方改革もありますし、新しい価値観の問題もありまして、基本的にはしっかりつけるようにという指示を私就任してからしています。今まで曖昧だったところも結構つけるようにはなっているのも増えている原因の一つかなと思います。当然まだ職員の中には自分で判断して、いわゆるサービス残業的に奉仕的に残業している職員も中にはおりますけれども、これから先はそういった業務として働いたものについては対価を払うという形になっていますので、その部分はしっかりとやっていただきたいと思います。

あと、やはり今言った中でいうと、業務効率を1人の職員の能力も含めた中でやっぱりそこを一つ一つ底上げをしなければいけないし、業務の効率を今までの前例踏襲ではなく新しい働き方、新しい形での業務というものを今やはり各自治体も国も民間企業も求められているものですから、そこはしっかりと学びながらやっていきたいと思っております。

実際に今一番ピークぐらい人がいませんでしたので、今いろんな形で人気のなかなか落ちている公務員ではありますけれども、いろんな人脈、ネットワーク使っているところへ働きかけたり、あとは新しい形でキャリアの採用という形をあえて導入させていただいたりしているところですので、そういった意味では初年度、次年度といった形でキャリアの採用についても、採用する側も学びながら、できるだけよい気持ちのある職員をしっかりと取って、時間外を減らしていきたいという思いではあります。ただ、採用すれば採用するだけ人件費が上がりますので、その辺はまた皆さんご理解とご承知おきいただければと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 町長の方針というのは、そういうふうには時間外やったらそれはちゃんとということの方針、これは職員のほうにはしっかりと伝達していると思いますけれども、さっきちょっと言いましたけれども、職員に差が出ないように、要するに意識で、これは時間外じゃないんじゃないかと職員が思う人もいるし、つける人もいるでしょうし、そういっ

たところの差というところがあると、結局職員間の不信にもつながるおそれもありますから、そこはしっかりとちゃんと伝達をしていただきたいと思います。

それから、もう一点、例えばこういった時間外、やっぱり職員の業務負担がふえているわけですね。一つには、会計年度任用職員と今雇用していますけれども、例えば役場職員のOB、そういったOBを業務に活用できる方策はないのかなというようなこと、要するにある程度経験とかあるわけですので、そういった人材をもうこういうときですから、断られれば仕方ないですけれども、そういった人材を活用していくというのも一つの手だてじゃないかなと思ったものですから、町長、お願いします。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） まさにそのとおりでございまして、私就任早々にOBのピックアップをしまして、人がいないので頼みますと、手伝ってくださいというようなこともお願いしに行ったり、今退職職員会みたいなのがありまして、そこにもちょっと話をしに行ったことがあります。数名、フルタイムでなくてもとか、時間的に1週間毎日じゃなければといったようなお答えもいただいて、担当課のほうにもちょっとこういう感じで受けてもいいよという声もありますよというような話は持っていかせていただいたりしてきたんですけれども、やはりマッチングがなかなかそこはちょっと上手にできなかったものですから、今回はそういった意味ではちょっと実現に至らなかったところではございます。

ただ、やはりノウハウをお持ちですし、何かのときに手伝っていただく、そして役場のいわゆる業務のルールとかのところなんかはOBの方が教えることは非常にできると思いますので、実際に学校、教員はOBの教員の方が指導教員として入ったりしていた、今もしていますよね。そういうことをやっていますので、本当に今言ったような形で活用をさせていただければと思いますので、またいろいろOBの皆様方にはご協力いただくことには声かけはさせていただきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(深澤 守君) 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。誰かやってください。

藤井 要君。

○8番(藤井 要君) 昨年度はいろいろ災害があり、そしてコロナがありということで、役場の職員本当にフルタイムで頑張っていたなと思っております。そういう中でも、いろいろ今回の決算見ても危ない…があったりとか、また隠れたそういうことも出てくる可能性も今後まだまだ残しておりますけれども、先ほど町長がいろいろお話しになりましたけれども、町長1年という中で役場の職員としてやっていたわけですがけれども、そういう中でもやっぱり役場の職員のことを考えながら対応してきたということでございます。これからももっと今までの考えとかを町民の方に広めてもらって、そしてこれからも未来のある令和5年度の決算がうまくできるように町長の力を十分に発揮してもらってということを期待いたしまして、賛成討論いたします。

○議長(深澤 守君) これより議案第58号 令和4年度松崎町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。

よって、本案のとおり認定されました。

40分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時40分

○議長(深澤 守君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
の認定について

○議長（深澤 守君） 日程2 議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） それでは、議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

初めに、決算の概要でございますが、予算額は当初10億1,710万円の予算を計上させていただき、2回の補正を経まして6,703万円を減額して、最終的には9億5,007万円の予算を計上させていただきました。歳入決算額は、前年度対比8.8%減の8億9,939万5,485円となり、歳出決算額は、前年度対比7.4%減の8億8,504万9,672円の決算となりました。

決算書の4ページ、5ページの歳入をお願いいたします。

款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額について説明をさせていただきます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 1 億4,814万2,723円、86万8,360円、891万9,861円。

2 款一部負担金、0、0、0。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 6 万800円、0、0。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金 0、0、0。

5 款県支出金 6 億4,752万6,159円、0、0。内訳として、1 項県補助金 6 億4,752万6,159円、0、0。2 項財政安定化基金交付金 0、0、0。

6 款財産収入、1 項財産運用収入2,926円、0、0。

7 款寄附金 0、0、0。

8 款繰入金 6,567万5,424円、0、0。内訳として、1 項他会計繰入金 6,567万5,424円、0、0。2 項基金繰入金 0、0、0。

9 款繰越金、1 項繰越金3,054万3,717円、0、0。

10款諸収入744万3,736円、0、0。内訳として、1 項延滞金、加算金及び過料73万9,353円、0、0。2 項預金利子0、0、0。4 項雑入670万4,383円、0、0。

歳入合計、予算現額 9 億5,007万円に対して調定額 9 億918万3,706円、収入済額 8 億9,939万5,485円、不納欠損額86万8,360円、収入未済額891万9,861円の決算となりました。

続きまして、決算書 6 ページ、7 ページの歳出をお願いいたします。

款、項、支出済額について説明させていただきます。

1 款総務費826万9,178円。内訳として、1 項総務管理費503万8,802円、2 項徴税費298万9,994円、3 項運営協議会費10万3,322円、4 項趣旨普及費13万7,060円。

2 款保険給付費 6 億2,801万1,768円。内訳として、1 項療養諸費 5 億4,866万2,370円、2 項高額療養費7,781万2,034円、3 項移送費 0、4 項出産育児諸費82万8,000円、5 項葬祭諸費55万円、6 項傷病手当諸費15万9,364円。

3 款国民健康保険事業納付金 2 億2,752万1,109円。内訳として、1 項医療給付費分 1 億5,373万4,460円、2 項後期高齢者支援金等分5,343万9,440円、3 項介護納付金2,034万7,209円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金21円。

5 款財政安定化基金拠出金 0。

6 款保健事業費1,153万9,050円。内訳として、1 項特定健康診査等事業費771万6,910円、保健事業費382万2,140円。

7 款基金積立金、1 項基金積立金100万円。

8 款公債費 0。

9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金870万8,546円。

10款予備費 0。

歳出合計、予算現額 9 億5,007万円に対して支出済額 8 億8,504万9,672円の決算となりました。

ページをめくっていただきまして、11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額 8 億9,939万5,000円。2 歳出総額 8 億8,505万円。3 歳入歳出差引額1,434万5,000円。4 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額1,434万5,000円となりました。

それでは、ページをめくっていただきまして、12ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

基金につきましては、2つの基金がありまして、上段の表の国民健康保険事業基金等の高額医療費資金貸付基金につきましては、決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末残高は300万円となります。また、その下の国民健康保険事業基金については、今回100万円を積立て、決算年度末現在高は1億4,702万7,000円となりました。その下の表の2債権については、決算年度中の増減はありませんでしたので、決算年度末現在高は0となっております。

ページをめくっていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

1款国民健康保険税ですが、調定額1億5,793万944円に対し収入済額1億4,814万2,723円、不納欠損額86万8,360円については、9世帯分となります。収入未済額891万9,861円ですが、収入済額に還付未済額3万8,000円が含まれていますので、その分を除くと実際の収入未済額が895万7,861円、52世帯分となっております。還付未済額を除いた収納率は、現年分、滞納分合わせまして93.78%となり、前年度よりも0.01ポイント増となっています。

それでは、ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

5款県支出金でございます。1項1目の1節保険給付費等交付金、普通交付金6億2,647万4,404円は、歳出2款の保険給付費に要した費用を交付するもので、金額も大きく国保の財政運営を行う上での基礎的な交付となっております。また、2節保険給付費等交付金、特別交付金2,105万1,755円は、それぞれの市町の財政状況、その他の特別な要因や事業に応じた財政調整として、個別事業に着目して交付されるものでございます。

その内訳として、備考欄にございますが、保険者努力支援分624万7,000円は、特定健診やがん検診の受診率、糖尿病等重症化予防などの取組に努力しているとそれぞれの評価基準で算定されて交付がされます。また、特別調整交付金328万1,000円は、県を通して国から交付されるもので、保健事業に要した費用なども交付されます。その下の県繰入金896万7,755円は、地域の特殊な事情に応じたきめ細かい調整を行うことを基本とし、レセプト点検や収納率の向上など県の特別交付金交付要領に基づいて交付されるものでございます。最後の特定健診等負担金255万6,000円は、特定健康診査及び保健指導に要した費用を国と県が3分の1ずつ負担することになっており、その分がまとめて県から交付されるものでございます。

次の8款繰入金6,567万5,424円でございます。1項1目の一般会計繰入金ですが、1節保

険基盤安定繰入金4,371万5,228円は、所得が少ない方で2割、5割、7割の軽減となっている世帯について、国・県からの補助金を繰り入れるものでございます。2節出産・育児一時金繰入金は55万2,000円で、国保加入者の出産2件分について歳出の3分の2が繰入れとなるものでございます。

ページをめくっていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

3節財政安定化支援繰入金1,365万9,000円は、低所得者の多い保険者を支援することにより、中間所得者層の保険税負担を軽減することや被保険者の年齢構成割によって一般会計から繰り入れるものでございます。4節事務費等繰入金774万9,196円は、歳出の1款総務費から補助事業等収入を控除した分などを繰り入れるものでございます。

次の9款繰越金3,054万3,717円につきましては、前年度からの繰越金となります。

続いて、10款諸収入744万3,736円です。1項1目一般被保険者延滞金73万9,353円は、延べ156件、21世帯分となります。

次に、4項3目一般被保険者返納金90万6,125円は、5人分となります。

ページをめくっていただきまして、20ページ、21ページをお願いします。

4項5目雑入の2節保険給付費償還金579万8,258円は、令和4年2月の診療報酬確定に伴う差額返還分となります。

ページをめくっていただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費ですが、支出済額826万9,178円は、前年度と比べて約50万円ほど増額となっております。1款2項1目の賦課徴収費の12節ですが、ページをめくっていただいて、24ページ、25ページの上段の備考欄、保険料徴収システム等改修業務委託の改修が主なものとなっております。

中段下の2款保険給付費でございます。6億2,801万1,768円の支出がありますが、保険給付費は前年度と比較しますと約7,960万円、率にして11.25%の減となりました。令和4年度は高額な医療費がかかった人が少なかったこともあり、減となっております。内訳として、主なもので1項1目一般被保険者療養給付費、これは医療機関などでの通院や入院した分ですが、これが5億4,437万384円となっており、前年度と比較して約5,970万円減少しています。

ページをめくっていただきまして、26ページ、27ページをお願いいたします。

2項高額療養費は7,781万2,034円の支出となりまして、前年度比約1,880万円の減で、率

にして19.5%の減となりました。100万円以上の高額医療費を見てみますと、令和4年度は67件で昨年度に比べ21件減っております。中段にあります4項1目出産・育児一時金82万8,000円は2件でございました。また、その下の5項1目葬祭費55万円は11件分となります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金2億2,752万1,109円で、県が県全体の保険給付費等から納付金総額を算定し、それに各市町の医療水準や所得水準が反映されて各市町の納付金額が決定され、町がそれを県へ納付したのになります。

ページをめくっていただきまして、28ページ、29ページをお願いいたします。

6款保健事業費は1,153万9,050円で、前年度比約400万円の増となりました。増となった主な要因は、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料で、備考欄下から2行目の特定健診、保健指導等委託ということで、特定健診の受診者増のため約87万円の増とその下の国保保健指導事業等業務委託は、コロナの間中止となっていた事業となりますが、約346万円の増が主なものとなります。この事業は、特定健診未受診者受診勧奨事業で、郵送や電話などで受診勧奨を行うものでございます。特定健診の町の受診者数は481人で、前年度よりも112人増加しました。令和4年度法定報告の特定健診受診者数は580人、前年比112人増となっており、受診勧奨事業の成果やかもけん！を受診された方の関係と考えております。

しかしながら、コロナの影響かもしれませんが、受診率は36.5%と伸び悩んでおります。

ページをめくっていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

2項1目疾病予防費は、18節負担金、補助及び交付金の人間ドック助成費が脳ドックの受診が減少し、前年度比約27万円減少しています。1日ドックが85人、13人の減、脳ドックが14人、3人の増加となります。

7款基金積立金ですが、前年度からの繰越金が少なかったため、前年度と同額の100万円を基金へ積み立てさせていただきました。

ページをめくっていただいて、32ページ、33ページをお願いします。

9款諸支出金でございます。諸支出金は870万8,546円で、前年度比約29万円、3.3%の減となりました。減となった主な要因は、1項1目一般被保険者保険税還付金が113万4,600円で、前年度比約57万円の増となりました。こちらは、過去にさかのぼって社会保険の切り替えを行った方や平成30年度にさかのぼって確定申告した方などによる国民健康保険税の還付となります。

次に、1項3目償還金の保険給付費等交付金償還金が757万3,946円で、前年度比約83万円の減となりました。こちらは、令和4年2月の診療の保険給付費の精算分となっております。

歳出合計でございますが、歳出予算額 9 億 5,007 万円で支出済額は 8 億 8,504 万 9,672 円で、前年度比 7.4% の減となりました。

最後に、別冊の参考資料をご覧いただきたいと思います。

3 ページの国民健康保険特別会計決算推移をご覧いただきたいと思います。

平成 30 年度から静岡県と各市町で財政運営を行う静岡県国民健康保険となりました。令和 4 年度は新型コロナウイルス感染症による影響がある中で、受診行動が感染症前の水準に戻りつつある傾向が見られ、大きな変動はありませんでしたが、国民健康保険税は減少し、保険給付費も減少しているため、今後も状況を注視してまいりたいと思います。

次に、6 ページをお願いいたします。

一番下の表の賀茂地区市町の基金の状況を見ますと、当町の 1 人当たりの保有額は 8 万 167 円で、6 市町中 3 番目の保有額となっております。

次に、8 ページをご覧いただきたいと思います。

国保会計医療費の状況、療養の給付療養費で、ここには国保会計の医療費の合計が示されています。令和 4 年度の医療費は 7 億 2,814 万 4,510 円で、前年度比 10.8% の減となっております。要因としましては、中段の療養費の状況では、件数は前年度対比 18 件増となっておりますが、保険者負担金は前年度比 72.5% と減少しています。また、一番下の表の高額療養費を見てもレセプト 1 件当たり前年度比 5,066 円減の 5 万 1,414 円となっております。

次に、12 ページをお願いいたします。

国保加入者の年度別推移で、世帯数も被保険者数も毎年減少しております。

最後に、16 ページをご覧ください。

令和 4 年度の当町と静岡県の疾病ごと費用額と割合です。1 位は循環器系の疾患で 1 億 1,465 万 2,140 円で、割合は 17.9%、1 件当たりの費用額は 3 万 7,056 円。2 位は精神及び行動の障害で 1 億 1,143 万 2,530 円で、割合は 17.4%、1 件当たりの費用額は 11 万 9,052 円。3 位は新生物腫瘍で 6,679 万 1,880 円、10.4% で、1 件当たり費用額は 12 万 9,693 円となっております。

以上で国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 2件教えてください。ページ数というより総括で教えてください。

国保税があるわけです、1つの財源として。この国保税はやはり町民に直結するものであります。国保税の改定の見込みの状況とかは当分ないと考えてよろしいでしょうかということが1点。

それから、基金が1億5,000万円あって県内でも多いようなことを言っていましたけれども、この基金の目標基準みたいなものがあるんですか。これだけは基金として保有していなきゃなんないだろうという目安というかそういうのはあるんでしょうか。松崎の1億5,000というのは、そういう面ではクリアしているのかどうかを含めて教えてください。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 国保税の財源として国民健康保険税があるわけですが、こちらの改定の見込みということでございますが、現在のところは予定はございません。また、県内におきまして、令和9年度、これまだ決まっておりますけれども、そのあたりを目標にやはり統一をしていきたいと思いますということがありますので、そこについて今いろいろと議論している段階でございます。こちらについてはまだ確定ではございません。

それから、基金の目標額につきましては、特段、県との共同で運営しておりますけれども、もし何かあった際のものということで基金のほうはあるわけですが、それにつきまして、必ずこの目標額を達成しなければならないということはございません。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 私も全体的なことから聞かせてもらいますけれども、あれですか、減少としては、被保険者の現状でどんどんこれは減少傾向にあるものなのか。そして、高額医療が減ったということは、ふだんの健康、そういう受診なんかが影響しているのかということとを2点お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 国民健康保険の対象者の方は、やはり人口減少とともに年々減少しております。自営業者の方であるとか、そういった方々が対象になりますけれども、こちらのほうはやはり年々減少傾向にあるということでございます。

それから、高額の関係で、医療費の関係でございますけれども、失礼しました、これがさほど出なかったことについてということでよろしかったでしょうか。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 高額医療は、先ほど言ったように、いろいろな健診を毎年やっているとか、そういうことによって事前にやられたもので、重要なそういう病気にならなかったとか、そういうのがあるのかということなんですけれども。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） なかなかこれをもって減ったというのは一概には言い切れませんが、やはり特定健診に当たりまして、いろいろと受診勧奨、これを行った結果もやはりあると思います。特定健診の受診勧奨につきましては、もちろん広報それから区長会、それから保健委員さんにもお声がけをさせていただきまして、区長さん共々区民の方にそれぞれお声がけしていただきたいと。電話勧奨、はがき等の勧奨はもちろんですが、広報の周知ももちろんですが、やはり松崎という地区はいろいろな声で伝えて来ていただくというものもやはり実を結んでいる一つの要因かと思われます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 今の回答でいきますと、がんなんかはそうですけれども、医療を受ける方が少なくとも高額になるわけですが、これは大体高額医療の中の対象ががんが大体えらいんですかね。高額医療の中では。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） やはり、高額医療の該当になりますのが心疾患でありますとか、脳血管疾患、これがかなり高額なものになるかと思われます。

そういった中で、最終的に4年度の決算といたしましては、そういった高額医療費のかかる割合が少なかったということで、先ほどのいろいろな健診の関係とかそちらのほうの実を結んだものであるというふうには認識しております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 最後のページ、16ページでお伺いしたいと思います。

疾病ごとの費用額と割合ということで、松崎町と静岡県で医療費に占める疾病ごとの割合というのが出ているわけなんです、これを見てちょっと特出するのが、松崎町では前年順位が3位だった精神及び行動の障害というのが順位2位になっていて、静岡県では比較的6位ということで低いんですが、松崎町がなぜ精神及び行動の障害というのが多くなっているのか、原因というのは分かりますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 松崎町におきましては、統合失調症の方が比較的多くございまして、もう一つ、ふれあい南伊豆ホスピタル、精神科の病院でございますけれども、やはりそういったところが近いところに松崎町があるということも、やはり通いやすいということもございますので、そういったところでそういった診断が多くなっているというふうと考えております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号 令和4年度松崎町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

## 算の認定について

○議長（深澤 守君） 日程第3 議案第60号 令和4年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第60号 令和4年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） すみません、説明に入ります前に1点ちょっと修正をお願いしたいと思います。

参考資料1ページの上の表、こちらに上から被保険者数の推移のところでは令和4年度平均の下に、うち一般1割負担75歳以上被保険者が「1,620」という数字がございますけれども、この数字をすみません、「1,347」に修正のほうをお願いしたいと思います。令和4年度平均の下、うち一般1割負担の75歳以上被保険者の「1,620」を「1,347」に訂正をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

それでは、説明をさせていただきます。

議案第60号 令和4年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明させていただきます。

初めに、決算の概要ですが、予算額は当初1億2,790万6,000円の予算を計上させていただき、2回の補正で345万7,000円を減額して、最終的には1億2,444万9,000円の予算を計上させていただきました。歳入決算額は前年度対比2.1%増の1億2,422万12円となり、歳出決算額も前年度対比2.0%増の1億2,381万8,770円の決算となりました。

決算書の4ページ、5ページの歳入をご覧いただきたいと思います。

款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額を説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料8,599万7,300円、4,300円、19万2,800円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料8,800円、0、0。

3 款寄附金0、0、0。

4 款繰入金、1 項一般会計繰入金3,650万1,434円、0、0。

5 款繰越金、1 項繰越金26万5,000円、0、0。

6 款諸収入144万7,478円、0、0。内訳として、1 項延滞金、加算金及び過料7,900円、0、0。2 項償還金及び還付加算金9,000円、0、0。3 項預金利子0、0、0。4 項雑入143万578円、0、0。

歳入合計は、予算現額1 億2,444万9,000円に対して調定額1 億2,441万7,112円、収入済額1 億2,422万12円、不納欠損額4,300円、収入未済額19万2,800円となりました。

続きまして、6 ページ、7 ページの歳出をお願いいたします。

款、項、支出済額について説明をさせていただきます。

1 款総務費206万9,192円、内訳として、1 項総務管理費129万237円、2 項徴収費77万8,955円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金1 億2,017万1,000円。

3 款諸支出金157万8,578。内訳として、1 項償還金及び還付加算金9,000円、2 項操出金156万9,578円。

4 款予備費0。

歳出合計は、予算現額1 億2,444万9,000円に対し支出済額1 億2,381万8,770円となりました。

続いて、9 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額1 億2,422万円、2 歳出総額1 億2,381万9,000円、3 歳入歳出差引額40万1,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額40万1,000円となりました。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

1 款1 項1 目後期高齢者医療保険料ですが、1 節現年度分は調定額8,604万1,900円に対し収入済額8,593万8,700円、収納率は99.9%となりました。収入未済額は10万3,200円ですが、収入済額に還付未済額1 万7,600円が含まれていますので、その分を除くと実際の収入未済額は12万800円、10人分、26件となっております。また、2 節滞納繰越分は、調定額15万2,500円に対し収入済額は5 万8,600円、不納欠損額は4,300円で2 人分、時効によるものでございます。収入未済額は8 万9,600円で2 人分となっております。

次に、4 款繰入金ですが、1 項1 目事務費繰入金745万8,392円は、歳出の1 款総務費と2

款後期高齢者医療広域連合納付金として納付する事務費負担金分を一般会計から繰入れしております。その下の２目保険基盤安定繰入金2,904万3,042円は、低所得者の保険料軽減分について県が４分の３、町が４分の１負担をしており、それらの分を一般会計から繰入れしております。

ページをめくっていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

６款諸収入144万7,478円ですが、下段の４項２目雑入をご覧ください。こちらは歳出の２款後期高齢者医療広域連合納付金として納付した事務費負担金の前年度精算分で、広域連合からいただくものです。

ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページの歳出をお願いいたします。

１款総務費は前年度対比約２万1,221円の増、206万9,192円で、パソコン借り上げ料及びシステム使用料など保険料の徴収などに係る事務費分で、大きな変動はありませんでした。

また、２款後期高齢者医療広域連合納付金１億2,017万1,000円については、保険料の納付に応じた保険料等負担金分と広域連合の事務費負担金分を広域連合に納付するものでございます。

その下の３款諸支出金157万8,578円です。ページをめくっていただきまして、18ページ、19ページをお願いしたいと思います。支出金の多くを占める２項１目一般会計繰出金は、先ほどの歳入の６款４項２目雑入で広域連合から前年度の精算分として入ってきたものなどを一般会計へと繰出すものでございます。

続きまして、別冊の参考資料をご覧くださいになりたいと思います。

１ページの被保険者数の推移ですが、表の一番上にある令和４年度の被保険者数は65歳から74歳までで障害認定を受けている方が10人、そして75歳以上被保険者が1,347人で、合計で1,672人となっております。失礼しました。前年度に比べて３人の増となっております。

また、その下の表の年齢別加入者数を見ますと、75歳から79歳及び80歳から84歳の方が全体の約６割を占めている状況でございます。

２ページをお願いいたします。

保険料調定額の内訳ですが、被保険者は２人増加しました。また、７割軽減の方が26人増加しております。このような状況から、保険料額の合計は、前年度より約176万円増の8,566万4,100円となっております。

３ページの診療報酬の内訳をご覧くださいになりたいと思います。

診療報酬の内訳の表がございますが、費用額の欄の一番下に総合計欄がございます。総費用額は14億303万7,297円となります。これが後期高齢者医療の被保険者の方々が医療費として使った10割分の費用額となります。前年度より約5,576万円の増となっています。

その下の表には、被保険者1人1か月当たりの単価となりますが、令和4年度は6万9,928円と前年度より2,658円の増となっています。

以上で後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

ちょっとお待ちください。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） すみません。1点修正をお願いしましたところで、申し訳ございません、合計欄が変わってまいりますので、先ほど75歳以上被保険者を「1,620」から「1,347」にさせていただきましたが、そうしますと、合計が「1,630」ではなくて「1,357」が正しくなっております。大変申し訳ございません。修正のほうよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号 令和4年度松崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(深澤 守君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

◎日程第4 議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(深澤 守君) 日程第4 議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(深澤準弥君) 議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長(深澤 守君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(鈴木 悟君) それでは、議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明をさせていただきます。

初めに、決算の概要でございますが、予算額は当初10億7,020万円の予算を計上させていただき、2回の補正を経まして14万5,000円を減額して、最終的には10億7,005万5,000円の予算を計上させていただきました。歳入決算額は、前年度対比1.9%増の10億6,017万8,675円となり、歳出決算額も前年度対比1.1%減の9億8,361万7,026円の決算となりました。

それでは、決算書の4ページ、5ページの歳入をご覧いただきたいと思います。

款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額について説明をさせていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億8,283万9,761円、45万9,300円、144万4,420円。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金441万8,905円、0、0。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料 1 万 5,300 円、0、0。

4 款国庫支出金 2 億 8,654 万 5,347 円、0、0。内訳として、1 項国庫負担金 1 億 9,142 万 7,892 円、0、0。2 項国庫補助金 9,511 万 7,455 円、0、0。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 2 億 5,783 万 8,000 円、0、0。

6 款県支出金 1 億 4,065 万 1,902 円、0、0。内訳として、1 項県負担金 1 億 3,406 万 9,000 円、0、0。2 項財政安定化基金支出金、0、0、0。3 項県補助金 658 万 2,902 円、0、0。

7 款財産収入、1 項財産運用収入 1,370 円、0、0。

8 款寄附金 0、0、0。

9 款繰入金 1 億 3,970 万 8,758 円、0、0。内訳として、1 項一般会計繰入金 1 億 3,970 万 8,758 円、0、0。2 項基金繰入金 0、0、0。

10 款繰越金、1 項繰越金 4,610 万 3,834 円、0、0。

11 款諸収入 205 万 5,498 円、0、0。内訳として、1 項延滞金、加算金及び過料 2 万 7,100 円、0、0。2 項預金利子 0、0、0。3 項雑入 202 万 8,398 円、0、0。

歳入合計は、予算現額 10 億 7,005 万 5,000 円に対して調定額 10 億 6,208 万 2,395 円、収入済額 10 億 6,017 万 8,675 円、不納欠損額 45 万 9,300 円、収入未済額 144 万 4,420 円となりました。

ページをめくっていただきまして、6 ページ、7 ページの歳出をお願いいたします。

款、項、支出済額について説明をさせていただきます。

1 款総務費 1,508 万 3,349 円。内訳として、1 項総務管理費 377 万 3,815 円、2 項徴収費 35 万 7,503 円、3 項介護認定審査会費 1,095 万 2,031 円、4 項趣旨普及費 0。

2 款保険給付費 8 億 7,224 万 2,984 円。内訳として、1 項介護サービス等諸費 8 億 962 万 4,593 円、2 項介護予防サービス等諸費 1,851 万 7,243 円、3 項その他諸費 58 万 8,156 円、4 項高額介護サービス等費 2,023 万 2,300 円、5 項高額医療合算介護サービス等費 331 万 5,053 円、6 項特定入所者介護サービス等費 1,996 万 5,639 円。

3 款財政安定化基金拠出金 0。

4 款地域支援事業費 4,150 万 3,000 円。内訳として、1 項介護予防生活支援サービス事業費 3,067 万 2,307 円、2 項一般介護予防事業費 78 万 8,953 円、3 項包括的支援事業費 任意事業費 998 万 9,760 円、4 項その他諸費 5 万 1,980 円。

5 款基金積立金、1 項基金積立金 3,000 万 1,370 円。

6 款公債費 0。

7 款諸支出金 2,478 万 6,323 円。内訳として、1 項償還金及び還付加算金 2,478 万 1,938 円、

2 項操出金4,385円。

8 款予備費 0。

歳出合計は、予算現額10億7,005万5,000円に対しまして支出済額 9 億8,361万7,026円となりました。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額10億6,017万9,000円、2 歳出総額 9 億8,361万7,000円、3 歳入歳出差引額 7,656万2,000円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額7,656万2,000円となりました。

その下の財産に関する調書でございます。

基金につきましては、前年度末6,895万6,000円を保有しておりましたが、決算年度中に 3,000万1,000円の積立てを行いましたので、決算年度末現在高は9,895万7,000円となりました。

続きまして、12ページと13ページをお願いいたします。

歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

主なところでございますが、1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料ですが、1 節の現年度分につきましては、調定額 1 億8,321万9,541円に対し収入済額 1 億8,248万3,521円で、収納率は99.6%となりました。収入未済額は73万6,020円で、収入済額に還付未済額の 5 万1,560円が含まれておりますので、その分を除きますと、実際の収入未済額は78万7,580円、19人分となります。また、2 節の過年度分保険料は、普通徴収分で収入済額は35万6,240円、不納欠損額45万9,300円は14人分、収入未済額70万8,400円は16人分となっております。

次に、4 款国庫支出金ですが、負担金と補助金に分かれます。負担金の 1 項 1 目介護給付費負担金は 1 億9,142万7,892円で、これは歳出の 2 款保険給付費における施設介護サービス分に対して15%、居宅介護サービス分に対しては20%を国が負担するものとなります。

次に、補助金ですが、2 項 1 目調整交付金7,827万9,000円は、第 1 号被保険者に占める75 歳以上の高齢者の割合や所得段階別の割合などに応じて交付されるものでございます。

次の 2 目地域支援事業交付金、介護予防事業595万400円は、歳出の 4 款地域支援事業費の介護予防事業に係る対象経費から利用者負担金を差し引いた残りの20%分と前年度の10月から令和 4 年度の 9 月までの総合事業に要した費用に基づき算定される調整交付金が国から交付されるものでございます。

3目地域支援事業交付金、包括的支援事業任意事業790万9,055円は、歳出の4款地域支援事業費の包括的支援事業任意事業に係る対象経費から地域包括支援センターが行うケアプラン作成に係る報酬額を差し引いた残りの38.5%分が国から交付されます。

それでは、ページをめくっていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

6目保険者機能強化推進交付金154万円は、町の自立支援や重度化防止の取組を推進するため、様々な取組の達成状況により評価し点数が付与され、第1号被保険者数で案分され、交付金が算出されるものでございます。

8目保険者努力支援交付金121万9,000円は、地域支援事業を充実して行う町の取組に対して交付されるもので、評価指標ごとに採点し被保険者数を掛けて算出がされます。

5款支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして、1項1目介護給付費交付金2億5,216万1,000円は、介護給付費及び予防給付に要する費用の額に対し27%分が交付されます。その下の2目地域支援事業交付金567万7,000円も歳出の4款地域支援事業の介護予防日常生活支援総合事業の対象経費27%で算定されております。

6款県支出金1億4,065万1,902円の負担金も先ほどの国庫支出金と同様で、対象経費に12.5%から19.25%の所定の率を掛けて算定がされます。

それでは、ページをめくっていただきまして、16ページ、17ページをお願いいたします。

9款繰入金の1項1目介護給付費繰入金1億903万373円は、歳出の2款保険給付費に12.5%を掛けた額を町が負担するため、一般会計から繰り入れたものとなります。

2目地域支援事業繰入金、介護予防事業と3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業任意事業は、国庫支出金と同様で、対象経費に12.5%から19.25%の所定の率を掛けて算定がされます。

4目その他一般会計繰入金1,042万4,944円は事務費の繰入金で、歳出の1款総務費からシステム改修費補助金分や賀茂郡介護認定審査会負担金などを控除した分を繰り入れるものでございます。

5目低所得者保険料軽減繰入金1,399万8,060円は、第1段階から第3段階に該当する生活保護者や世帯全員が非課税世帯などの低所得の方々の保険料の一部を公費で負担するものでございまして、1,100人分の保険料軽減額を繰り入れるものでございます。

ページをめくっていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

11款諸収入の3項3目雑入186万3,238円は、地域包括支援センターが行った地域支援事業分のケアプラン作成代などを国保連からいただくものとなります。

次に、歳出に移らさせていただきます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

1 款総務費は1,508万3,349円で、前年度対比で101万2,985円、7.2%の増となりました。こちらは、12節委託料で介護保険事業計画策定に伴う高齢者実態調査業務の委託をしたことが主なものとなります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

2 款保険給付費 8 億7,224万2,984円です。この内訳につきましては、別冊参考資料の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 4 年度介護給付費等支払状況の一覧ですが、一番上に大項目として居宅介護サービス給付費 A、令和 4 年度は7,560件、4 億2,145万1,289円になっております。こちらは、要介護者の訪問介護や通所介護、福祉用具の貸与などの在宅サービスで、介護給付費に占めるウエートは大きく、全体の48.32%を占めております。前年度と比較しますと、1,124件の減で5,765万2,339円の減となりました。

また、その次にあります大項目の施設介護サービス給付費 B の令和 4 年度は、1,459件、3 億4,969万4,857円で、要介護者の施設への入所サービスになりますが、こちらは前年度比で47件の減、419万6,045円の減となりました。

それから、表の中段にあります介護予防サービス給付費 F の令和 4 年度は807件、1,504万6,437円で、要支援者の訪問リハビリや通所リハビリテーション、福祉用具の貸与などのサービス給付費でございますが、こちらは前年度比で126件の増、274万2,008円の増となりました。

表の下段、合計の令和 4 年度は、1 万4,039件、8 億7,224万2,984円で、前年度比1,532件の減、6,721万2,608円の減となりました。

お手数ですが、再び決算書の22ページ、23ページに戻っていただきたいと思います。

22ページから29ページまでは、ただいま資料にありました 2 款保険給付費の内訳となります。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

下段の 4 款地域支援事業費4,150万3,000円でございます。こちらページをめくっていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。こちらは主に要支援の方などの予防事業で、訪問介護や通所介護事業サービス給付と地域包括支援センターに係る職員の給与関係、デイサービスセンター松崎からの出向職員の委託料などとなりますが、2 項一般介護予防事

業費においては、いきいき貯筋倶楽部やゆったりヨガ教室などの要介護、要支援の認定を受けていない高齢者向けの介護予防事業を行いました。

ページをめくっていただきまして、32ページ、33ページをお願いいたします。

4目任意事業費の19節扶助費に151万2,811円の支出がございます。これは、要介護4、5の方が対象となる在宅高齢者介護用具等給付事業で、家庭の事情などにより自宅で介護されている方のおむつや介護用品を購入した分について、年間1人10万円を限度に給付するものでございます。当事業における年間の延べ認定者は41人で行いました。

また、その次にある5目在宅医療介護連携推進事業費、12節委託料106万7,166円は、賀茂地区1市5町の広域連携事業の一環で行っている事業で、医療・介護の関係者が連携して在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを構築することを目的に、静岡メディカルアライアンスに委託して多職種が集まるの事例検討会や情報共有、住民向けのチラシの配布、講演会などを行っているものでございます。

5款基金積立金3,000万1,370円につきましては、次年度への繰越金を勘案した上で3,000万1,370円を基金として積み立てたものになります。

7款諸支出金2,478万6,323円ですが、ページをめくっていただきまして、36ページ、37ページをお願いいたします。1項2目償還金2,475万6,278円が主なものとなります。これは、前年度、国や県などから多く収納した介護給付費負担金などを償還したものでございます。

最後に、別冊の参考資料をまたご覧いただきたいと思います。

9ページをお願いいたします。

年度別決算額の状況で保険給付費等の増加とともに平成27年度から上がり続けております。続きまして、10ページをお願いいたします。

年度別1号被保険者と認定者の状況でございます。令和4年度の1号被保険者は2,960人、要介護・要支援認定者は525人となり、前年度よりも減少しております。

11ページには、前年度要介護認定者の状況があります。令和4年度は要介護1の方が多く、また前年度に比べ要介護2の方が21人減少している状況でございます。

最後に、13ページをお願いいたします。

年度別給付費の状況でございます。平成30年度は一度減りましたが、近年増加傾向にありましたが、令和4年度は要介護認定者数も減少したため、介護給付費も減少いたしました。

以上で介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 恥ずかしながらということで、もう課長がべらべらやるもので、とても追いついていかないんですけれども、この前の認定についての説明の中で、運営委員会のときの説明があったんですけれども、その中の今説明表の中を見ていて、歳出について基金積立金、これ3,000万ですか、前年比これは3,000%増とか、諸支出金2,478万7,000円、前年比870.9%増とか、これ書いてあるんですけども、8月30日の運営委員会次第の中で、議案第61号の何か説明書をもらっているんですけども。

○議長（深澤 守君） 趣旨は数字が大きすぎるということですか。

○8番（藤井 要君） これどういうことがもうちょっと説明願いたいなと思ったんです。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 参考資料の5ページのところをご覧くださいますと、5の基金積立金のところがございますが、こちらのほうが決算額で1,000円でございますが、令和4年度については3,000万1,000円となっております。これは、保険給付費のほうの支出が少なかったということで、それについて残となったものを基金のほうへ積み立てて、結果的に3,000万1,000円となったというものでございます。

（「1,000円だから…ということね。あまりにもちょっと数字的に…」  
の声あり）

○議長（深澤 守君） すみません、挙手をして発言して。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） はい、分りました。1,000円とかそういう数字で。

これはあれですか、じゃ予算的にどういふのでこういうふうな数字元が1,000円とか、それがこのようになったというのをもう一回、すみませんけれども。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） こちらにつきましては、基金の利息とそれから積立ての分がございまして、最終的にこの金額となったというものでございます。よろしいでしょうか。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ありませんか。

藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） 1番。

参考資料の7ページを見ていただきますと、在宅介護サービス、施設介護サービス、両方とも減っております。それに対しまして、予防のほうの介護予防サービスは増えているということで、要支援の方は増えていて、要介護者の方が減っているというふうに感じられるんですが、これ私、福祉の現場で長年やってきまして、現場の声としまして、いろいろな方、私のところの事業所だけではなくてほかの事業所の方なんかも言われるんですが、大変松崎町の介護認定が厳しいという声がよく聞かれるんです。もちろん、ちゃんとした認定の業務を行った上での決定だとは思いますが、このようなことが実際に現場で言われているということについて、どう思われますか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） まず、居宅介護サービス給付費の減と、それから予防サービス給付費のところですけども、こちらの減になっているのが、死亡または施設入所された方がいらっしゃるんです、その関係で減になっているというところがございます。

それから、介護認定のほうで松崎町は非常に厳しいじゃないかという声をお聞きになっているということでございますが、介護認定につきましては、認定調査員がおりまして、その認定調査員というのは、日本全国どこでも同じですけども、同じような研修を受けまして、同じような基準の下、いろいろな参考資料等を見ながら、この状態の場合には例えば一部介助であるとか、全介助であるとか、自立であるとか、そういったことをまず判定させていただきます。それを全国共通の認定ソフトのほうに反映させまして、一次判定がなされると。そして、その後、介護認定審査会で専門職の方々または医師の方、そういった方々の介護認定審査会の中で審査がされるということでございます。

そういったことを経ておりまして、例えば、介護認定審査会も第3合議体ということで、松崎町と西伊豆町は合同で実施をいたしておりますが、そういったこともございますので、松崎町だけが低いというのは、ちょっと違うのかなというふうな感じを受けております。

○議長（深澤 守君） 藤井昭一君。

○1番（藤井昭一君） はい、分かりました。ありがとうございます。すみません、一応そういう意見があったものですから、今回ちょっとこの機会に聞かせてもらいました。ありがとうございました。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 2番。

ちょっとページ数はありません。大卒でお聞きしますけれども、やはり介護保険に要介護とか要支援とかになる前の介護予防の事業はとても大切だと思うんです。それで、今まで多分同じ事業を同じように毎年度してこられたのだと思うのですが、この4年度、新たにそういった目的で事業を新設するような検討はなされたでしょうか。

○議長（深澤 守君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木 悟君） 介護予防ということでございまして、いきいき貯筋倶楽部、いろいろ講師の方に来ていただいて筋力を鍛えるようなものであるとか、それからリハの専門職の派遣、それからヨガ教室等いろいろ実施はしているわけですが、令和4年度におきましては、ボディキネシスということで、こちらのほうの事業を1つ展開しております。内容につきましては、ボディキネシスということで、いろいろと体力的なこと、それからそういうものをいろいろと講師の方にもまた来ていただいて実施するというものとなります。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 新たな事業もあったということですが、やはり同じ方が同じようにそういったことに取り組んで、長年ということはそれはそれでいいんですが、今までそういった介護予防、健康とかそういうところに参加されなかった方も参加しやすいような事業について、また4年度は4年度でということで、またこれからも検討していただきたいと思います。回答については大丈夫です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は、本決算に賛成いたします。

本決算では、先ほど説明ありました要介護・要支援認定者が525人と。この8年でも最も少ない認定者でありました。この認定者が減ったことは、当局のこの介護予防活動というのは当然ですけども、それに加え、各地区でよく健康教室とか運動教室、そういったこと、それからサロン活動、そういった地道な住民の皆さんの活動もこれは寄与しているということを感じています。

一方で、要介護、要支援が受けられるのに、その要介護・要支援者の申請漏れ、これが本来にないように、必要な保険を受けることができますので、こういった申請漏れがないように当局もそれはお願いをいたしまして、賛成といたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第61号 令和4年度松崎町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### ◎散会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時55分



## 令和5年第3回松崎町議会定例会会議録

### 議 事 日 程（第4号）

令和5年9月11日（月）午前9時開議

- 日程第 1 議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）
- 日程第 5 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）
- 日程第 6 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）
- 日程第 7 議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約について
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

---

### 出席議員（8名）

- |    |         |    |         |
|----|---------|----|---------|
| 1番 | 藤井 昭一 君 | 2番 | 菜野 良枝 君 |
| 3番 | 高橋 良延 君 | 5番 | 田中 道源 君 |
| 6番 | 小林 克己 君 | 7番 | 高柳 孝博 君 |
| 8番 | 藤井 要 君  | 9番 | 深澤 守 君  |

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 深澤 準 弥 君 副 町 長 木 村 仁 君

|                        |           |                    |           |
|------------------------|-----------|--------------------|-----------|
| 教 育 長                  | 平 馬 誠 二 君 | 総 務 課 長<br>兼 防 災 監 | 齋 藤 聡 君   |
| 企画観光課長                 | 八 木 保 久 君 | 窓口税務課長             | 糸 川 成 人 君 |
| 健康福祉課長                 | 鈴 木 悟 君   | 生活環境課長             | 高 橋 和 彦 君 |
| 産業建設課長                 | 鈴 木 清 文 君 | 会 計 管 理 者          | 船 津 直 樹 君 |
| 教 育 委 員 会 長<br>教 務 局 長 | 松 本 利 之 君 |                    |           |

---

職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |       |
|--------|---------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 大 場 千 徳 | 書 記 | 飯 田 聖 |
|--------|---------|-----|-------|

---

開会 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（深澤 守君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

申合せにより、議場内で上着及びネクタイを取ることを許可します。

撮影の許可について申出がありましたので許可いたします。

---

◎議事日程の報告

○議長（深澤 守君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。

会議中は静粛にお願いします。また、議場における言論に対し、拍手などにより可否を表明することはできません。そのほか、議事進行に支障となる行為があった場合は、ご退席をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

以上、傍聴人の皆様のご協力をお願い申し上げます。

---

◎日程第1 議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

日程第2 議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

日程第3 議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について

○議長（深澤 守君） 日程第1 議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計  
歳入歳出決算の認定について、日程第2 議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業

特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3 議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を一括議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての3つを合わせて担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 初めに、議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから説明をさせていただきます。

決算書2、3ページをご覧ください。

初めに、歳入からでございます。

款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で読み上げさせていただきます。

1 款使用料及び手数料445万8,880円、不納欠損額ゼロ、収入未済額は7万2,366円。内訳として、1 項使用料445万7,080円、ゼロ、7万2,366円。2 項手数料1,800円、ゼロ、ゼロ。

2 款加入金、1 項加入金、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

3 款財産収入、1 項財産運用収入272、ゼロ、ゼロ。

4 款繰入金389万5,055円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項一般会計繰入金249万5,055円、ゼロ、ゼロ。2 項基金繰入金140万円、ゼロ、ゼロ。

5 款繰越金、1 項繰越金6万154円、ゼロ、ゼロ。

6 款諸収入6円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項預金利子、ゼロ、ゼロ、ゼロ。2 項雑入6円、ゼロ、ゼロ。

7 款町債、1 項町債、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計でございますが、収入済額841万4,367円、不納欠損額ゼロ、収入未済額7万2,366円でございます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

同様に読み上げさせていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額が827万4,135円、翌年度繰越額が283万5,000円、

不用額が199万3,865円。

2 款公債費、1 項公債費 2 万55円、ゼロ、1 万945円。

3 款予備費、2 項予備費、ゼロ、ゼロ、10万円。

歳出合計、支出済額829万4,190円、翌年度繰越額283万5,000円、不用額210万4,810円。

欄外ですが、歳入歳出の差引き残高が12万177円でございます。

7 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が841万4,000円、歳出総額が829万4,000円、歳入歳出の差引き額が12万円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額も12万円でございます。

8 ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

岩地集落排水処理施設財政調整基金の状況でございますが、決算年度中に140万円を繰り入れまして、1 万円を積んだため、決算年度における現在高は1,611万8,000円でございます。

10、11ページをお願いいたします。

事項別明細書、まず歳入からでございますが、主なところをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目衛生使用料の 1 節排水処理施設使用料でございますが、収入済額が445万7,080円でございます。昨年度に比べますと、9 万7,000円ほど減少しているという状況です。右側の収入未済額でございますが、7 万2,366円ございまして、こちらは内訳として9 人分の未済でございます。

続いて、下のほう下がっていただいて、真ん中よりも少し下、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金、収入済額が249万55円でございます。こちらの主な内訳といたしましては、令和 4 年度において経営戦略を策定しておりますが、そちらの分でございます。経営戦略が 3 年度に行う予定を 4 年度に繰り越して行っているものでございまして、4 年度において経営戦略を策定したものに係るものでございます。

その少し下ですが、2 項 1 目財政調整基金の繰入れでございます。先ほどのとおり、収入済額の残り140万円を繰り入れているものでございます。

12、13ページをお願いいたします。

合計のところでございますが、収入済額が841万4,367円でございます。昨年度と比べますと、46万円ほど減少しているというところでございます。

14、15ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

こちらも主なところをご説明いたします。

1款1項1目12節委託料でございます。支出済額が798万3,626円でございます。右側のところに備考で内訳を記載してございますが、大きなものいたしますと、地元管理組合に対する指定管理委託料が543万6,192円でございます。その下が先ほど申し上げました経営戦略策定業務委託の分でございます。

3つほど下がっていただいた27節繰出金についてです。繰出金の支出済額が21万5,281円でございますが、右側、一般会計事務負担分に対する繰り出しをしているものでございます。高卒初任給の年収の25%を3集排で分けている結果でございます。

一番下、歳出合計のところでございますが、真ん中の支出済額が829万4,190円でございます。

16、17ページをお願いいたします。

こちらが支出の主なものとなっております地元管理組合の指定管理委託料の内訳でございます。

大きなところをご説明いたしますが、17ページのほうの7節報償金、支出済額が40万5,000円、こちらが地区の役員さん15人分の報酬でございます。

10節需用費の支出済額268万1,972円でございますが、内訳は右側にございますが、大きいものと動力費が125万5,986円でございます。昨年度が110万円ほどでしたので、こちら若干高騰しているという状況です。低圧電力でございますので、高圧電力ほど上昇はしておりませんが、やはり高くなっているという状況です。

その下、修繕費でございます。137万5,610円でございます。こちらは昨年度は250万円ほど使っておりましたので、年によって修繕するもの、修繕を見込むものが違うもので、こちらは上昇したり小さくなったりという状況でございます。ちなみに、この修繕費の内訳については、別にお配りしている3集排合わせた決算資料をお配りしておりますが、これの一番最後のページ、17ページに3集排の修繕の内訳をお示ししておりますので、参考にご覧ください。

17ページにお戻りいただき、続いて大きいものが12節委託料でございます。193万9,800円でございます。大きいものと、メンテナンス業者への管理委託料でございます。処理施設管理委託料として164万4,720円を支出しているものでございます。

合計が支出済額が543万6,198円でございます。昨年度と比べますと、60万円ほど小さくなっているという状況です。

18、19ページをお願いいたします。

起債の明細でございます。

令和3年度において公営企業適用債ということで、移行支援事業に係る起債を起こしております、その利子の償還が4年度から始まっておりまして、利子が2万55円を支払ったというものでございます。

岩地集排の説明は以上でございます。

続いて、議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを説明させていただきます。

石部の決算書の2、3ページをご覧ください。

初めに、歳入、款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で読み上げさせていただきます。

1 款使用料及び手数料348万8,390円、ゼロ、19万3,370円。内訳として、1 項使用料345万6,890円、ゼロ、15万7,370円。2 項手数料3万1,500円、ゼロ、3万6,000円。

次が2 款加入金、1 項加入金、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

3 款財産収入、1 項財産運用収入263円、ゼロ、ゼロ。

4 款繰入金322万5,055円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項一般会計繰入金249万5,055円、ゼロ、ゼロ。2 項基金繰入金73万円、ゼロ、ゼロ。

5 款繰越金、1 項繰越金29万9,269円、ゼロ、ゼロ。

6 款諸収入5円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項預金利子、ゼロ、ゼロ、ゼロ。2 項雑入5円、ゼロ、ゼロ。

7 款町債、1 項町債、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計が701万2,982円、ゼロ、19万3,370円でございます。

4、5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額695万1,818円、翌年度繰越額283万5,000円、不用額166万3,182円。

2 款公債費、1 項公債費2万55円、ゼロ、1万945円。

3 款予備費、1 項予備費、ゼロ、ゼロ、10万円。

歳出合計でございます。支出済額が697万1,873円、翌年度繰越額が283万5,000円、不用額が177万4,127円でございます。

欄外の歳入歳出の差引き残高が4万1,109円でございます。

7ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が701万3,000円、歳出総額が697万2,000円、歳入歳出の差引き額が4万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5の実質収支額も4万1,000円でございます。

8ページをお願いいたします。

財産に関する調書、財政調整基金に関するところでございます。

4年度中に73万円を繰り出しまして、1,000円を積んでいるものですので、決算年度末における現在高は1,328万8,000円でございます。

10、11ページをお願いいたします。

事項別明細書の初めに歳入でございます。

主なところをご説明いたします。

1款1項1目衛生使用料の収入済額345万6,890円でございます。昨年度よりも15万円ほど減少しているという状況でございます。その右隣に収入未済額の15万7,370円でございますが、こちらは7人分の未済でございます。

真ん中下まで下がっていただきまして、4款1項1目1節一般会計繰入金の収入済額249万55円でございます。岩地同様、経営戦略策定業務に係るものでございます。

その3つほど下に、2項1目財政調整基金繰入金の収入済額が73万円でございます。

12、13ページをお願いいたします。

一番下、歳入合計でございますが、701万2,982円でございます。昨年度よりも8万円ほど大きくなっているという状況です。

14、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

主なところをご説明いたしますが、中段ほどの12節委託料でございます。650万740円でございます。備考欄内訳でございますが、大きなものと、岩地同様指定管理運営委託に係るもの395万3,312円でございます。昨年度と比べますと30万円ほど大きくなっているという状況です。その下が先ほど申し上げました経営戦略の策定業務に係るもの、3年度からの繰

越し分についてでございます。

3つほど下のところ、27節繰出金、支出済額が26万2,231円でございますが、岩地同様に一般会計に対し職員人件費分の繰り出しをしているものでございます。

歳出の合計、一番下でございますが、支出済額が697万1,873円でございます。

16、17ページをお願いいたします。

支出の主なもののうちの指定管理料の内訳でございます。

17ページの7節報償費44万5,000円でございますが、こちらは17人分の役員さんの報酬でございます。

10節需用費の支出済額219万499円でございますが、内訳で大きいものと動力費がございます。162万6,213円でございますが、こちらも値上がっているという状況です。

修繕費については44万7,728円でございますが、昨年度よりも10万円ぐらい小さくなっているという状況です。内訳は先ほどのとおり、別冊資料の17ページでございます。

その下の下、12節委託料でございます。支出済額が126万2,560円でございますが、大きなものと、メンテナンス業者さんへの管理委託料108万1,440円という内訳でございます。

18、19ページをお願いいたします。

岩地同様に、公営企業会計への移行支援事業についての起債を3年度に起こしておりますが、利子の償還2万55円が始まっておりまして、それをお示しするものでございます。

石部集排の説明は以上でございます。

続いて、議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明させていただきます。

雲見の決算書をご覧ください。

2、3ページをお願いいたします。

歳入歳出決算の初めに歳入、款、項、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で読み上げさせていただきます。

1 款使用料及び手数料955万8,510円、ゼロ、216万8,955円。内訳として、1 項使用料954万9,060円、ゼロ、216万1,555円。2 項手数料9,450、ゼロ、7,400。

2 款加入金、1 項加入金、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

5 款財産収入、1 項財産運用収入163円、ゼロ、ゼロ。

6 款繰入金1,095万502円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項一般会計繰入金985万502円、ゼロ、ゼロ。2 項基金繰入金110万円、ゼロ、ゼロ。

7 款繰越金、1 項繰越金99万5,100円、ゼロ、ゼロ。

8 款諸収入12円、ゼロ、ゼロ。内訳として、1 項預金利子、ゼロ、ゼロ、ゼロ。2 項雑入12円、ゼロ、ゼロ。

9 款町債、1 項町債、ゼロ、ゼロ、ゼロ。

歳入合計が収入済額2,150万4,287円、ゼロ、収入未済額が216万8,955円でございます。

4、5 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、支出済額が1,410万399円、翌年度繰越額が283万5,000円、不用額が265万6,601円でございます。

3 款公債費、1 項公債費737万5,502円、ゼロ、1 万498円。

4 款予備費、1 項予備費、ゼロ、ゼロ、10万円。

歳出合計でございます。支出済額が2,147万5,901円、翌年度繰越額が283万5,000円、不用額が276万7,099円でございます。

欄外の歳入歳出差引き残高は2 万8,386円でございます。

7 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が2,150万4,000円、歳出総額が2,147万6,000円、歳入歳出の差引き額が2 万8,000円ございまして、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、5 の実質収支額も2 万8,000円でございます。

8 ページをお願いいたします。

財産に関する調書、財政調整基金の状況でございます。

決算年度中、4 年度中に110万円を崩しまして、1,000円を積みました。決算年度末における現在高は1,018万8,000円でございます。

10、11ページをお願いいたします。

事項別明細書の初めに歳入でございます。

主なところをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目衛生使用料の収入済額ですが、954万9,060円でございます。昨年度と比べますと、37万円ほど減少しているという状況でございます。その右側、収入未済額の216万1,555円でございますが、こちらは14人分の未済でございます。こちらについては216万1,555円のうち、約200万円についてが既に時効が到来しているものでございます。

集落排水事業は下水道事業でございまして、公債権でございます。公債権ですと、税と同様5年の時効が完全で絶対でございまして、5年の時効を経過いたしますとその債権は絶対に消滅するというものでございます。216万1,555円のうち、およそ200万円ほどは平成10年から平成24年までとか、もうかなり古いものでございまして、本来ですと平成10年のものですと平成16年には時効が到来しますので、欠損をしなければいけない。同様に11もしかり、平成24年のものについても平成29年という時効が完成するものですので、その年には欠損処理をしなければいけないというものでございますが、今日までそれが処理されずに残っているというものでございます。この4年度末までにおいても処理ができませんでした。が、来年度公会計、公営企業会計化をいたしますので、今年度令和5年度中には時効が既に完成して徴収権が消滅しているものについては不納欠損処理をして新年度を迎えたいと思っております。ところでございます。申し訳ございません。

ただいまの衛生使用料の収入未済については、大きくはこの雲見でございますが、2件ご説明しました岩地、石部についても少額ではございますが、既にとくに時効が完成しているものが含まれておりますので、雲見同様、岩地、石部集落排水事業についても令和5年度中にそれらを精査して、不納欠損処理をさせていただきたいと思っております。

6款1項1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金でございますが、985万502円でございます。雲見集落排水事業につきましては、まだ建設当時の起債の償還が途中でございまして、それらに対するものが岩地、石部と違ってございますので、ここの繰入れが大きくなっているという状況でございます。

その3つ下のところ、財政調整基金1目の財政調整基金繰入金でございますが、先ほどのとおり110万円を繰り入れているというものでございます。

12、13ページをお願いいたします。

歳入の合計ですが、収入済額が2,150万4,287円でございます。こちらは昨年度よりも158万円ほど大きくなっているというものでございます。

14、15ページをお願いいたします。

事項別明細書、歳出でございます。

こちら主なところをご説明いたしますが、中段の12節委託料の支出済額が1,371万687円でございます。右側に備考欄で内訳をお示ししておりますが、大きなものと、2集排同様指定管理運営委託についてでございます。メンテナンス業者への委託が1,104万1,727円でございます。昨年度が860万円ほどでしたので、こちらは大きくなっているというものでござ

います。その下がほかの2集落排水と同様、経営戦略策定業務委託をしているものでございます。

少し下がっていただいて、27節繰出金、支出済額が22万3,531円でございますが、前出のとおり、一般会計に対する事務負担分の繰り出しをしているものでございます。

16、17ページをお願いいたします。

歳出合計、支出済額ですが、2,147万5,901円でございます。

18、19ページをお願いいたします。

支出の主なものでございます地元管理組合の指定管理委託料の明細でございます。

右側の7節のところ、報償費ですが24万2,137円でございますが、こちらは備考欄ですが13万5,000円が役員さんお2人分について、下の使用料金徴収謝礼が10万7,137円でございます。雲見地区だけでございますが、集金をしておりまして、それらに対する謝礼でございます。

次の次の10節需用費549万3,169円でございますが、大きなところだと光熱水費、動力費でございます。363万3,949円でございますが、前年が275万円ほどでしたので、動力、高圧を使っている関係で雲見については大きく上昇しているという状況でございます。

その下、修繕費についてですが、185万9,220円でございます。昨年度が37万円ほどでしたので、修繕は150万円ほど多くなっているという状況です。歳出の総額、2目の辺が影響しているものでございます。

その少し下、12節委託料でございます。519万8,220円、内訳の中で大きいものと、メンテナンス業者さんへの管理委託料が328万200円でございますが、その欄の一番下、汚泥のくみ取りの委託料が178万7,500円でございます。

20、21ページをお願いいたします。

起債の明細書でございます。

先ほどのとおり、雲見地区については令和4年から7年とか、建設当時の起債の償還がまだ終わっておりません。そのため、他の2会計と比べるとこの償還が大きなところとなっております。令和4年度の償還額といたしますと、元金の償還が一番下ですが666万751円、利子の償還が71万4,751円という状況でございます。

以上、雲見の集落排水の説明でございます。

岩地、石部、雲見の3地区の集落排水事業につきましては、指定管理者であります各地区の管理組合により適切な維持管理が行われておりまして、施設の安定化、機能維持が図られ

ていることを申し添えまして報告とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） これは各岩地、石部、雲見、共通することですが、経営戦略を策定したということで、この決算書にもそれぞれの決算額が載っているわけですが、私が聞きたいのは、経営戦略を令和4年度に策定し、この地区の各組合のほうへこういった経営戦略の内容とかそういったものは説明、あるいは情報という形で上げたのか。もし説明をしていなければ、今後その地区へ説明する予定があるのか、お伺いいたします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 各地区への説明でございますが、毎月のように地区の役員さんがそれぞれの集落排水事業の報告にいらっしゃいます。その機会が多いわけでございますが、状況については説明はさせていただいているところでございます。

ただ、経営戦略の結果がこうであったからというよりも、そもそも近年の会計の状況いたしますと、基金を幾らかずつ切り崩してようやく会計が成り立っている状況でございます。それからそれを見ていただいても容易に数年後には基金がなくなるということは想像いただけたところであるかと思いますが、そういった会計の状況についてはご説明をさせていただいています。また、来年の4月には公営企業会計化になるものですので、公営企業会計化するに当たって準備をしていますというところではご説明をさせていただいているところです。

高橋議員の一般質問にもお答えした際に、今見通しを立てているところというお答えをさせていただきましたけれども、その辺の見通しについてが近々まとまる予定でございますので、その見通しが立った段階でまた地区の役員さんたちのところをお伺いして、ご説明をさせていただきたいというつもりでおりますが、まだ日程調整等をしているわけではございませんが、遅くとも来月までの間にはお伺いしてご説明をさせていただきたいという予定でおります。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

藤井 要君。

○8番（藤井 要君） 先ほど課長のほうから、これは各地区に任せて適正に管理されているということでございます。しかしながら、先ほどの課長の話の中で、不納欠損が各地区にということで、来年度に向けて処理するということですが、今までこういう今年度がそうなんですけれども、温泉もそうですし、水道もそうですし、この排水もということ、何か町の戦略として一遍にみんな出てくるということは、もう今までのうみを出し切るとかそういうような政策があるんですか。その流れの中でやっているんですか。ちょっとその辺を説明願いたいと思います。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 今藤井議員がおっしゃるとおりでございます。正しいものをやはり正しくしていくために、いろんな形でこう今まで見過ごしてきたものというものをできる限り出して、適正に、この公会計化がちょうど進むタイミングでもございますので、そのタイミングでしっかりとしたものに向けて努力をしていこうという方針でございます。

○議長（深澤 守君） 藤井 要君。

○8番（藤井 要君） なかなか地区によって未収金が発生しているからといって言いにくいということはあるわけですね。こういう中でも、今現在供給しているとかという経過もあるんですか。その中で、先ほど言いましたけれども、言いにくい、請求して入れろよとかと言うのがなかなか難しい面もありますけれども、今供給しているのかしていないのか、もうこの方たちはどこかに行っちゃっていないよというような関係のちょっとそこの辺を説明があればお願いしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 幾つか事例はあるところですが、大きなものの事例で参考に申し上げますと、平成10年から平成24年までの滞り分であるのが大きいというご説明をいたしました。平成24年までの15年間はたまっているわけですが、平成25年からは納めていただいています。そこから前だけたまった状態がこの長い間放置されてきたという状況でございます。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

田中君。

○5番（田中道源君） 何か今の説明の二十何年からは納めて、それより前がというのが確か温泉のほうや水道のほうでもあったのかなと思うんですけれども、もうその頃のことを知っている人もいなかったり、もう担当も変わっていたりとかで責任の所在とかというのがもう

ないというか、今遡及しづらいところかと思うんですが、例えばこれから先のことを考えるに当たって、今この未済額というところに計上されているものも5年たつと時効が自動的にになるとさっき説明だったかなと思うんですけども、要は払わないというか、ちゃんとしないでそのまま行っただろうが得だみたいなことに蔓延してしまうと、ちゃんとこう税金とか納めている人らが俺もそうしようとなってしまうと、町自体が成り立たなくなっていくのかなというふうに思うんですが、こういったこと、今まであった見逃してきたものをここで全部うみ出し切るんだはもちろんいいことというか、大事なことだと思うんですけども、これまでずっとこれをしてこなかったことに対しては、どのような、仕方ないですねで終わらすのか、これに対しての反省としてはどのような落としどころを考えているか教えていただけますでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） ご説明させていただいており、集落排水事業債権は公債権でございます。税と同じでございますので、税と同じような考え方で未納に対する整理がなされてこないとおかしいわけでございますが、税のほうは最近の区切りでいきますと、平成28年の賀茂地方税債権整理回収協議会のスタートを区切りとして、大分それ以前との整理の方針、やり方を改めまして、やるべき姿に今なってきているところでございますが、それ以前はなかなかやるべき姿が分かっているながらもやり切れなかったりですとか、またやるべき姿そのものも理解し切れていなかったという実情が庁舎内全体的にあったと私は思っております。税が変わってきているというところが現実的に実際として他の会計等々に波及をしてこなかったという実態もあるかと思えます。

当課において水道、温泉ですとか、この集落排水事業、収入をいただくというものを5会計預かっているわけでございますが、当課において税の変ったのと同じように、その徴収体制についてがスキルも同様に変わった、上がってきたということが言えるかという、ちょっとそういう感じは正直できない部分がございますので、全庁的に同じ料金徴収についてのことでございますので、その辺についてはお互いに知識を高めるというところが必要であったんだろうなと反省をしているところでございます。

今後においては、過去のもう20年ぐらい前のものということについての反省というのはちょっとお答えしにくいところがございますけれども、今後については公債権という考えであって税と同じというところでありますので、それに従ってやってまいりたいと。ただ、強制徴収ができるものではございますが、やはりそれに係る事務の手間というのもありますので、

そのレベルを高めるからにはそれだけ人を投資していかなくちゃならないというところもございまして、その辺でどこまでできるかというのは何とも難しいところでありましてけれども、それに向けて努力してまいりたいと思っているところです。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 債権のお話がありました。債権を取り立てる、税の取り立てについては債権取り立ての業者のほうへとお願ひして取り立てるというようなことを、もちろん財産があるかどうかというのを調べるわけでございますけれども、今この収入未済額のところで14人分とおっしゃられましたけれども、この14人分が何人が5年を、過去の債権持っている、あるいは債権が過去にありながら現在も使用されている方、当然過去に債権があっても現在使用して払えているということは、支払いの能力はあるというふうに見るわけですが、そういうところは何件あるか。

それから、公営企業会計になるから初めてこれが見えたということだと、公営企業会計にした効果というのはあると思うんですが、それまでなかったというのは非常に不思議です。税の場合は、例えば新しいものは払いますよ、古いものは払いませんよということが通るんでしょうか。そのあたり、2点お願いします。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 前段のご質問の詳細な内訳についてですけれども、誰がどうこうというデータは細かいものまとめては手元にはございませんので、ちょっとお答えできません。

2つ目のご質問の税の場合はということですので、私のほうから税のことを申し上げるのもというところもありますけれども、税のほうの一般的なものといたしましては、古いものから新しいものまで未済がある場合においては、基本的には納付に來られたときにどこに充てるかというのは、本人が幾ら払いたいよというふうにいりしやった場合にどこに充てるかというのはご本人の意思を尊重するというのが今現場のやり方でございます。一般的には古いものに充てたほうが延滞金を止めることになりますので、延滞金を止める効果を考えて古いものから充てるというのが一般的ではあるかと思ひますけれども、前段としてはご本人の意思を尊重しているというところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 個人の情報をくださいと言っているわけではありません。何件そういうのがあって、この14人分というのはあるわけですね。過去に平成10年から24年ですかね、

そのあたりで何件があつて、そうすると金額だけで人数は分からないということでしょうか。当然今債権になった人が分かっていなければ処理するというか、どの人をどう処理するかというのは分からないんじゃないかと思いますけれども、そのあたりは別に誰がやったとか関係なく今払っているか、払っていないかの関係なく欠損処理するというのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 分からないからというご質問でございますけれども、分からないのではなくて、高柳議員おっしゃるような詳細な資料をまとめているわけではないものですので、ここではお答えできませんということを申し上げたわけです。

参考までに申し上げますと、別冊資料の14ページに岩地、石部、雲見と3つの表で状況をお示ししています。今の雲見のところで申し上げますと、過年度分が11人、現年度分が3人ということで左側になっておりまして、件数が145件と4件としております。一番右側の調定年度の平成10年から令和3年までのものが過年度のものでありますということをお示しをしております。当然に状況は分かっております。状況分かった上で、こういう仕訳の仕方でお示しをするという意味においては、こういったところまでは支度をしてお知らせをしているところでございます。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） ちょっと気になるのは、5年で時効になりますので、5年前のところから例えば払わないでいて、6年目になったら新しいものだけ払いますといった場合に、それでもう時効にしてしまうということでしょうか。極端な話、前にやつはずっと払っていないんだけど、今払っている場合に、通常ですと督促催促やつて停止のお知らせをすると思うんですけども、そういった場合でも今のものを払っていた場合に、停止というお知らせをするのでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 停止というのは、おっしゃっているのは水道とか温泉と同じように使用の停止ということをおっしゃっているのかと思いますけれども、水道、温泉はご説明させていただいたとおり、私債権でございます。強制徴収には裁判所の手続が必要になるという非常にハードルが高いものですので、できることはというところで給湯の停止、給水の停止を促しながら納付につなげるということをやっているという状況でございます、下水道の場合はそういったことはございません。

すみません、最初のご質問、もう一度いいですか。

○議長（深澤 守君） すみません、挙手して。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 要は詳細が分からないということでしたので、今平成…

○議長（深澤 守君） 回答させます。

生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 5年を経過したものを払わせないで、新しいものまで払わせるのか。5年で認めちゃうのかというような趣旨のご質問であったと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、集落排水事業の収入、使用料というのは公債権でございます。税と同じでございます。これが時効の中断効果ないということになると、納付書を送って納付期限から何日後から5年の時効が走りますので、その時効が絶対でございまして、認める、認めないとかということではございませんで、時効の中断がないとなると、この時効の期間の満了を持ってその債権は絶対的に消滅するものですので、徴収権がなくなります。ですので、もらおうと思っても本来もらえないものでございまして、もらえないものをいつまでも収入未済として上げていくのが本来適当でなく、もらえなく、取れなくなったものについては欠損として処理をするというのが適当な処理でございますので、そこがこれまでできていなかったというのが先ほどの説明になります。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今、私債権と公債権の違いというのがあって、公債権というのは5年で自動的に時効が成立してしまうということですが、先ほど支払いに関してはこのタイミングから払うのは本人にお任せしているというお話でしたけれども、これをよしとしている限り、後ろのほうをなるべく払わずにという力というか、方向に進みがちな制度になっているとか、仕組みになっているような気がいたします。やはり前の遡れるところのそこから払ってくださいというのは促すべきなんじゃないでしょうかね。もう5年そろそろたちそうだというのは1年たてばそれが消えるということになれば、今から払いますとかのそっちのほうをできる可能性とか、公債権と言いつつも、5年で消滅するからという言い方悪く言うと悪用できてしまうことなのかなと思うんですけれども、それはちょっと私の認識が違いますでしょうかね。いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） なかなか説明が難しいところもございますけれども、その相対する方の状況も勘案してということにはなろうかと思っておりますけれども、滞りがあって、滞

りに対して一部を納付するという場合でございますので、ちょっと説明が足らなかったところがあると思いますけれども、滞りに対して例えば税でいくと単純に30万円の滞りに対してどうするかということについては、一回一回場当たりの来る納付をただただ待っているという状況ではございませんので、一般的には30万円の滞りに対して、どういう納付計画を立てていただくかというところから始まりますので、その30万円の滞りが分納の約束ができる状況なのかということがまずあります。分納の約束ができる、今分割納付については1年の12回以内、最大でも2年の24回以内ということで現場で判断してやっておりますけれども、その範囲内で分割して支払い能力があるかどうかというところを見て、その上で約束というか、分納誓約を提出していただくわけですが、そういう方についてはそのとおりに約束が履行されているかどうかをチェックをいたします。その場合は一般的には古いほうからだんだん減っていくわけですが、それはチェックをいたしまして、チェックどおりチェックして履行の約束をしていただけなかった方については、別の手だてを考えるということに移行するわけですが、そういうことをすみません、除いて先ほど説明しましたけれども、窓口に来て30万円のうち2,000円だけ払うよという方については、恐らくそういう分納の24回以内の約束ができない方であって、できない方については税の場合も納付の24回以内の約束ができないのであれば、こちらとしては単純に能力もないのに24回で払いますなんていうできもしない約束を出されても困るものですので、結構ですという話になります、出せないということであれば。その場合、税の現場で言っているのは、その代わりご自身がご自身の払える金額を払えるタイミングでお支払いに来てくださいということをお話します。それに加えて、こちらのほうも徹底的に調査をしますので、調査をして財産を発見した場合にはすぐやらせてもらいますのでご承知くださいということを申し上げていますので、申し上げたのは一般的に分納の約束ができていない方、支払い能力が低い方に対して、今日は3,000円持ってきたよという場合にはどこに充てますかというのはご自身に判断を委ねているというものです。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 今の状況を見てというか、支払い能力のある方に無理のないというか、払える感じで納めていただきますというのは、少し納得できる部分かなとは思いますが、ちょっと逆に言うと、これまでもきつかったし、今も何とかぎりぎり払っているという状況の人自体は、もしかしたら支払う額自体が適正でないのかもしれないですね。要は、もう収入としてはないんだけれども、請求されてくる、請求という言い方で合っている

かわかりませんが、この使用料がその方に対してはちょっと高過ぎるというか、その辺の見直しというか、よく税金でも幾ら以上納めていない人に対しての補助金を出すとかというのがこのコロナの間に何度かあったかなと思うんですけれども、そういうことがこういうこの集落排水事業でもあってもいいのかなと思ったんですけれども、それはまたちょっと全然違う話になりますか。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 先ほど来、一般的にと申し上げているのは、集落排水事業の滞納整理について知見がこれまで積み上がってきたというものはございませんので、税の場合に置き換えた一般論として申し上げているところでございまして、税の場合のお話でいきますと、本人の担税力に対して担税力が請求したのに対して低いということになると、結果的には執行停止をして欠損につながるというところでございますので、先ほど古いものから充てるか、新しいものに充てるかはそういう限定されたケースですけれども、そういったケースにおいてはご本人の判断に委ねているのがまず第一だということを申し上げましたけれども、おおむねそういう方については支払い能力からして全てを支払う能力はないと。そうしたときに、現年以降を優先してというのも判断としてはどこかの段階でする必要がございますので、ケースとしてはそういう考え方に移行する可能性の高いケースということと言えますので、そうなるとう古いものに執着し過ぎて新しいものも払えなくなるよりは、古いものについては執行停止をかけて、いずれ欠損にするとかということを念頭に仕訳をすると。仕訳をした結果、この方については新しいものを優先して払っておいていいだろうと、そういうこちら側の支度もあった上で、ご本人に委ねるところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

まだ出そうですか。出そうなら、休憩取りますが。じゃもう少しかかるようでしたら休憩取りますけれども、どうしますか。そのまま続行でいいですか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） こちら決算資料のほうの10ページのほうで、全般的に使用水量、使用料金でちょっとお伺いしたいんですけれども、これを見ると、件数、使用水量、使用料金ともに全て下がっていて、10年間で雲見でいうと200万円近くが減っている。要は、これは歳入に係る分が200万円10年間でもう下がっているということだと思います。歳入を見ると、使用料金とそれから町の繰入れ、それから基金の繰入れで成り立っていると思うんですけれども、これがどんどんやっぱり減っていくことは予想されると思うんですが、そういったとこ

ろでちょっと見通しを、これで本当に健全な経営が成り立っていくのかというところの見通しを教えてください。

○議長（深澤 守君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高橋和彦君） 将来的な見通しというご質問でございますけれども、高橋議員の一般質問のときにもちょっと申し上げたところですが、現状として一般会計からの繰入れとか起債についてはちょっと特殊な事業を行った場合、今回でいうと移行支援業務ですとか、経営戦略ですとか、その特殊な仕事をした場合には一般会計から今入れて仕事をするということをやっておりますけれども、そういったものがないとすると、使用料収入のみでやるのが原則でございます、その使用料収入のみでやった場合に不足が出た場合には、過去の積み上げた基金がございますので、それを補填として充てていくと。使用料収入と積み上げたものの補填というのがこの会計の基本でございます、古くは余剰が出て基金に対し積んだ時期もございましたけれども、近年については大体100万円とか200万円とか基金を崩しながらようやく会計を成り立たせているというのが実情でございます。ここのところの原燃料価格の高騰等も大きく響いているところでございまして、基金からの繰入れの額が少しその分上がったという状況でもあります。

いずれにしても、基金そのものがもう1,000万円を切ろうかというような状況になってきておりまして、既に令和5年度の予算においてその基金繰入額、予算計上しておりますけれども、それを見ますともうとうに1,000万円を切っているという3集排の中で地区もございます。そういった状況については、地区の役員さんとも相談をしているところであります、数年後には成り立たない状況になるなということはそれから容易に想像がつくところでもありますけれども、それに加えて公会計化をするということでございますので、高橋議員のご質問にも見通しを今立てている詳細のところを今やって、もうしばらくするとそれをまとめようかというところまで来ております。その辺が明らかになったら、地区との打合せも改めて開始したいなと思いますけれども、状況とするともう成り立たないのが分かっておりますので、その際に料金改定という方策を取るのか、その方策を取るにももう少し待つのか、もう来年の初めからなのかというところの見定めを今しているところであります。ただ、将来的にということでございますと、もう将来的には今の収入では成り立たなくなるというのは見えてきているところです。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑終結の声があります。質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

初めに、議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は本決算に賛成をいたします。

これは次の石部、雲見集落排水施設も同様でございますが、集落排水施設の指定管理を各地区に委託しております。各地区においては365日毎日組員が点検をしております。地区への指定管理については費用の軽減にもつながっていることは明らかであり、施設の適正な維持管理が図られております。今後、厳しい運営状況も予測される中、町と各地区で意見交換等十分に行っていただき、地区の声を拾い上げ、運営をしていただくことを要望し、賛成といたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第62号 令和4年度松崎町岩地集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第63号 令和4年度松崎町石部集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

藤井君。

○8番（藤井 要君） 先ほど石部から始まりまして、石部、岩地、雲見、これは全体的な同ような内容でございます。これから将来に向けての戦略をやっていくということで、これに期待するわけであります。

先ほどほかの議員からありましたけれども、非常に厳しいこれからの運営が予想されるわけでございます。今回のこれは決算に対する審議でございます。先ほどから将来に向けての、それで不良債権が残ると、それを処理もしなければならぬと。今まで何をやっていたんだということも言いたいわけですが、これから前を向いてしっかりとやっていくと先ほど町長のほうからもそういうお言葉もいただきました。それに期待して、しっかりと課長のほうも戦略を固めて、そして将来に向けて厳しい中で運営していく、そういうことをお願いいたしまして本案に賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第64号 令和4年度松崎町雲見集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

20分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第4 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）

○議長（深澤 守君） 日程第4 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） それでは、議案第65号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、松崎町農村環境改善センターの令和6年度以降の指定管理者の指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案内容についてご説明いたします。

指定管理者は、一般財団法人松崎町振興公社といたします。

次に、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたします。

議案書の次に指定管理者指定申請書を添付しております。

2ページをご覧ください。

管理運営を行うに当たっての経営方針を説明いたします。

施設の効用を発揮するための利用促進に努め、会場の貸出しにつきましては時間並びに使用料金等適正な管理を行います。施設運営に当たっては、コスト削減に努めるとともに顧客満足度の向上を常に意識し、利用者のニーズを的確につかんでいきます。

少し飛びまして、4ページのほうをご覧ください。

指定管理者の指定を申請した理由について説明いたします。

環境改善センターは住民センターの一環として計画され、コミュニティー、文化活動の場として建設され、防災拠点として重要な役割が期待される施設でもあります。現在、年間約3万人の利用者があり、住民にとって必要不可欠な施設となっており、この管理運営のみならず、管理事務所に振興公社の事務局を置くことにより、行政との連携や各施設との中継基地としての役割が効果的に図られるものと確信します。くつろぎの場を提供するロビーを併せ、利用者にとってさらに利用しやすい施設を目指していくこととしております。

本案件につきましては、行政調査委員会への諮問答申の手続きを行い、答申書につきましては原案のとおり承認ということで8月21日の議会全員協議会でお示ししたところでございます。

最後になりますが、振興公社の設立目的でございます町の経済の活性化、雇用の確保、地元貢献等の趣旨をご理解いただき、4月以降引き続き松崎町農村環境改善センターの指定管理を松崎町振興公社が行っていくことにつきまして、ご承認いただけますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

藤井君。

○8番（藤井 要君） 改善センターは町民、町内外からもあると思いますけれども、いろんな意味でイベント等にぎわせている場でございますし、防災の関係も使いますし、ワクチン等の接種なんかにもいろいろ使わせていただいている場所であります。本来的に言って、ここで儲けるとかそういうような場所ではないような気が私はいたします。反対に、振興公社のほうにお願いということになるわけですが、もっと低料金の中でイベントを増やすと。それで低料金でも数がえらくなる。それでまた全体的な収益が上がってくる。そして町

全体にいろいろなことを呼び込むという。先ほど言った町外からのイベントなんかもできるような格好にすることによって元気になる。そのようなことを考えていくべきであろうと私は思います。儲ける場所ではないと思いますので、そういうことをしっかりと今度新しい電通さんのいろいろのイベントというか、本当に天皇陛下みたいなそういうイベント会社が来ているわけですので、そのところをよろしくお願いしたいなと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 藤井議員からの儲ける施設ではないということで、もう少しイベントで活性化してほしいというようなご意見でございましたけれども、確かに環境センターのほうは2階のほうに役場で会議で使っている部屋だとか防災の事務所もあるところでございますので、第二庁舎的な役割も担っている施設でもございます。イベントの関係につきましては、ほかの近隣でいうと下田市の振興公社に比べるとイベントなんか実施しての自主事業が確かに少ないような状況でございますので、藤井議員のほうからのご指摘いただきましたイベントを開催して活性化という部分につきましては、振興公社のほうにできるだけ開催していくようにお願いしてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 指定管理でお願いしているわけですがけれども、一方で直営のところ、海洋センターとか勤労者体育館などがあるわけですがけれども、そことの違いというのはどのように考えられているでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 環境センターの直営と指定管理の違いということでございますけれども、方法としては直営という方法もできなくはないわけでございますけれども、先ほども指定管理の申請書の中で申し上げましたけれども、あそこに振興公社の事務局を置くことによって行政との連携が図られるということもございまして、振興公社の事務所の場所をほかにどこが適正なのかというところもございまして、設立当初からあその環境センターの1階のほうを振興公社の事務所として機能していただいていることございまして、その辺は引き続き指定管理という形の中で施設を管理し運営していただきたいということで考えております。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 今のお話ですと、管理する場所と管理される場所が近いからそちらに

したというふうにとれるわけですがけれども、ほかのものを稼働は人はいないという中でどこかに委託していかなきゃならないというのが出てきたときに、海洋センターとか勤労者体育館というのもその対象として検討が必要になるんじゃないかと思います。そのあたりは指定管理にするよりは直営のほうが効率いいというふうにお考えなんでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 今具体例ということで、海洋センターとか勤労者体育館ということで施設名が挙がりましたがけれども、そちらのほうは教育委員会の施設ということで、ちょっと今回の公社の関連施設とちょっと違うということですがけれども、そちらは直営でやっているものでございますので、環境センターにつきましてはそういった考えは全くないわけではないですが、今の状態で運営したほうが町の職員の負担にとっても少ないということもございますので、継続して指定管理ということで考えているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 後ろのほうになりますけれども、計画と実施内容ということで、いろいろ書いてありますように、趣味やサークルだとか福祉関係とか、やっぱり先ほども言いましたけれども、料金をある程度下げて使いやすくしてやるのもこれは先ほど言いましたように、数で稼げというようなことになろうかと思っておりますけれども、エアコン、やっぱりこう実質的な電気料、エアコン使ってそれはもう相手というか借りる方に持ってもらいたいと思っておりますけれども、ある程度、使ったからといって減るものじゃないというような考えもあるわけですが、だからそういう面をしっかりと管理しながら、料金体系ももう少し考えて広くやってもらいたいなと思います。ここにもありますように、趣味のサークル関係、ですからこれヨガもそうですけれども、体操教室でもそうですけれども、数を集めることによって人が集まる。そして帰りには松崎の町内の中でお昼を食べたりとか、そういう相乗効果も出てくるような気もいたします。そういうことをしっかりと計算しながら、これから戦略を立ててやってもらいたいなと思います。その点、もう一度すみません、しつこいようでございますが、これはやりたいなというのがあればお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 料金のほうを低くしてもう少し施設利用で地元のほうに活性化というようなご意見だと思いますけれども、料金の関係につきましては、松崎町内でいきますとちょっと高いのかもしれないですが、近隣施設でいきますとそれほど高い値段ではないのかなということで今考えております。電気料等の高騰もありまして、そろそろ値

上げも検討しなければいけないかなということで担当課では考えておるところでございますけれども、町内のほかの施設、と一ふや。であるとか、浜丁であるとかは、かなり安い金額でやっているところでございますので、料金の関係につきましては使用等、あと料金の関係でのデータ分析とかもこれまでちょっとあまりできなかったところでございますので、そういったデータ分析もしながら、こういった形で一番効果が出るのかというのを検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 環境センターの管理についてちょっとお伺いします。

2階の給湯室です。給湯室、今年スポーツ講演会をするに当たり、講師にお茶を出すので2階、そこを使用しようとしたら、とてもお茶を入れるようなそういう清潔感のある場所ではありませんでした。そういった事実については認識されているでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 菜野議員のご指摘の2階の給湯室の関係につきましては、そういった状況という声はちょっと聞いていない状況でございます。

2階の給湯室につきましては、役場のほうで使えば担当課のほうでちゃんと清掃する。民間の方が使えば環境センターのほうで清掃するという形で適正な管理しなければならないものでございますので、そういった状況でないということは適正な管理がされていないということです、その辺は管理している振興公社のほうにきちんと管理するように話はしていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） 確認して、やはり使う、使わないに限らず、やはり鍵のチェックのときにそこがちゃんときれいかどうかという確認をやはり管理者である方にちゃんと管理をしていただきたいと思います。多分あまりもう最近役場の方もあそこでは給湯せずに、総務課のところでやったりとかしていて、ほとんど何か使用感がありませんでした。なので、それであってもやはりそこを管理していく。全然そこを初めて使用しようとして給湯室といってもう使用しようとしたらその状況ではちょっと恥ずかしいですので、ちゃんと管理をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 指定管理申請書の7ページのところに、令和8年度までの事業予算みたいなのがあるわけですね。その中で1点伺いたします。

この中で、職員給料というので令和7年度に約500万円増えているわけですね。恐らく職員を採用してということだと思いますけれども、こういった戦略に基づいて職員のこの増員、何やるのかというそこまで分かれば教えていただきたいんですが、こういった戦略を持ってこの1名という職員を充てたのか教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 7ページの想定損益の中の給料の部分の増減の関係でございますけれども、職員の人員については現状と変わらない5人になっております。今、事務局長、参事、それから係長、男性職員と女性職員と5人いるわけでございますけれども、今の事務局長のほうは民間からの派遣人材ということで、そちらの給料部分が令和6年度まで2年間ということで入っておりませんので、その事務局長を今の体制のままで給料を上げていきますとこのような形で令和7年度から発生してくるということで、令和7年度から急に上がっているというものとなります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） そうすると、今の事務局長に民間人材の方が1名行っていますよね。その方が2年で終わると、もうその1人はマイナス1という形になるわけですね。それでよろしいですね。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 今の民間からの方が令和6年度になりますとマイナス1となりますので、その方の代理という形でやっぱり5人体制ということになりますので、その方の給料のために7年度から金額が上がっているということになります。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） 分かりました。

ちょっとなぜこれを聞いたかということ、ここ僕は職員1人確保するのかなと思ったもので、というのは、振興公社の一つの役割として、これ本部機能もありますから、グリーンツーリズムとかもやっているわけですね。そういった中でやはりもっと人材という面で強化していただかないとなということだと思って、そういった中で職員のこういった計画があったのかなと思って聞きました。そういったグリーンツーリズムの推進体制の充実という面では

必要かなと考えております。回答は結構です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

藤井君。

○1番（藤井昭一君） 喫茶コーナーが閉鎖を含めて検討していくということですが、1日の利用者さんは大体何人ぐらいなのか、どんな人が利用しているのかちょっと教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） すみません。1日の利用者ということですが、手元に資料がないのでちょっとお答えできなくて申し訳ございません。でも、それほど人数は多くありませんので、一般利用という方で、9ページのほうに環境センターの利用実績がございますので、ロビーのほうは下から2段目のところに4年度が1,470人ということになっております。これで平日で割り戻すということになりますので、それほど多くない人数ということでご理解いただければと思います。

利用者の方につきましては、町民の方であるとか、あるいは役場のほうで会議で来られた方が事前とか後でちょっと談話しながら休憩するといった方の利用が多くなっているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○1番（藤井昭一君） 例えばこれ廃止する前に、ちょっと例えば僕が考えたのは、障害者の方の活躍の場にならないかなと思いました。ぜひ検討の一つ材料としてお考えください。お願いします。

○議長（深澤 守君） 回答はよろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 6ページの修繕費の関係ですが、小修繕費として120万ぐらい取ってあるわけですが、2ページのほうでは施設賠償保険ということで何か不測の事態、施設の整備については定期的な保守点検を行い、その記録を記録します。また、施設賠償保険に加入し、不測の事態に備えますと、この施設賠償保険というのはどの範疇で、小修理というところとの関連はどのようなものでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、修理の関係でございますけれども、小修理ということで大きな修理の場合は管理者が産業建設課のほうになりますので、産業建設課のほうで工事

とかを実施することになります。振興公社の中では本当に細々したちょっとした修繕を実施することになりますので、施設の賠償保険につきましては、施設の利用者が何か施設を利用した際にけがをしたというところの保険になりますので、小修理と関係があるかどうかというのはあまりちょっと関連はないのかなということで思っておるところでございます。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

藤井君。

○8番（藤井 要君） 今1番議員の藤井さんから、ロビーを廃止というようなことを聞きましたけれども、あそこのロビー、かなり各団体さんというか、例えば写真部にしても歌の人にしてもそういうあそこで会議を開いたりする機会が多いんですよね。たとえコーヒーなくてもあその場所を開けていくということでしょうけれども、ほかの人、よそから来た人なんかもそうなんですけれども、町内でコーヒーやっぱ飲んでもらってそこで店舗利用してもらいたいということももちろんあるんですけれども、あそこだと気軽に150円か200円ということでコーヒーも飲めるということで、各委員会の方なんかがあそこを重宝しているというようなこともあるんですけれども、これ本当に廃止というような方向で持っていっているんですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） この申請書とか経営改善計画書の中では廃止の方向も含めて検討しているという状況でございます。現状といたしますと、ロビーの利用者が少なくなっていることやロビーボランティアの確保がかなり難しくなっているということから、ちょっと見直しの方向が必要だということで検討しているところでございます。仮にですけれども、ロビーボランティアのほうで廃止になってもあそこのロビーのほうはくつろぎの場として継続はしていきたいということで、内部では自動販売機の設置とかいろいろ考えているところでございまして、まだ廃止ということで決定したものではございません。廃止の方向も含めてどうするかということで検討しているところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） ぜひともこれは個人的な話になりますけれども、先ほど藤井君が言ったように、福祉関係の方を入れて1人は管理者のような人がいるんだろうと思いますけれども、そういう面でやっぱりこう働きの場所、今だって1日本当にボランティアのようなものでやっていると思うんですけれども、そういうことで何とか継続してもらって活性化、そういう子供たちというか障害のある方が働ける場所も確保すると、そして経験の場でもあるとい

うようなことを考慮してもらってやってもらえればありがたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について（農村環境改善センター）の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）

○議長（深澤 守君） 日程第5 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、伊豆の長八美術館の令和6年度以降の指定管理者の指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案内容について説明いたします。

指定管理者は、一般財団法人松崎町振興公社といたします。

次に、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたします。

議案書の次に指定管理者指定申請書を添付しております。

2ページのほうをご覧ください。

まず、管理運営を行うに当たっての経営方針でございます。

長八作品の調査研究、収集保存、展示公開、教育普及という美術館本来の使命を果たすとともに、松崎町を代表する観光施設として当公社が運営する他施設をはじめ行政関係機関諸団体と一体となって情報発信を行い、誘客宣伝に努めていきます。併せて、鰻絵関連事業を受託し、全国漆喰鰻絵コンクール作品展や特別展を開催していきます。

施設運営に当たっては、常に顧客満足度の向上を意識し、利用者のニーズを的確につかみ改善し、また施設の効果的な管理運営に努めてまいります。

少し飛びまして、5ページをご覧ください。

指定管理者の指定を申請した理由でございます。

振興公社では、これまで美術館の施設管理や作品案内、広報営業等を行ってきましたが、左官や鰻絵という特殊なテーマを扱うためには長年の経験と深い知識が必要と感じております。自主事業ではその経験と知識を生かして鰻絵教室や栄光球教室、栄光球ストラップのワークショップを実施しており、いずれも好評を博していると自負しております。受託事業であります鰻絵関連事業では、全国漆喰鰻絵コンクール作品展や鰻絵の制作普及活動を行っている作家や芸術家の展覧会を開催し、さらにフレスコ画の展覧会とワークショップも実施いたしました。

今後も常設展だけではなく特別展を開催し、これらの情報はSNSを活用して発信することが大切と考えております。引き続き観光の牽引者としての役割も果たしていきたいと考え

ております。

行政調査委員会の諮問答申につきましては、議案第65号の松崎町農村環境改善センターでの説明と同様となります。

最後に、松崎町農村環境改善センターと同じになりますが、松崎町振興公社の設立目的である町の経済の活性化、雇用の確保、地元貢献等の趣旨をご理解いただき、4月以降引き続き伊豆の長八美術館の指定管理を振興公社が行っていくことにつきまして、ご承認いただけますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

田中君。

○5番（田中道源君） 11ページの改善計画の中の計画と実施内容の中の①番の団体客の誘致のところについてちょっと質問したいと思います。

伊豆まつざき荘、重文岩科学学校と連携しというこういう文言が書いてあるんですけども、ほかの公の施設と連携しというのは、例えばどんなようなことを企画しているのか教えてくださいませんか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） なかなかちょっと団体客の誘致での連携という中で、具体的なところが示せないわけですが、美術館と重文岩科学学校につきましては2館共通券ということで扱っておりますので、美術館へ行った方には重文岩科学学校も、逆の重文に来た方には美術館を回るようにという形でそれぞれ各施設に回るような形で取り組んでいるところでございます。

それから、振興公社の単独施設だけではなかなか集客は難しいですので、振興公社全体あるいは町内でもほかの入館施設、長八記念館であるとか、あるいは施設もございまして、近隣の施設とも連携、それから美伊豆ですね、伊豆半島でのそういった観光誘客に努めている団体とも連携して伊豆のほうにお客さん、さらには松崎町のほうにお客さん来ていただけるように取り組んでいきたいというものでございます。

○議長（深澤 守君） 田中君。

○5番（田中道源君） 公の施設同士で連携し合うことは比較的しやすいことかと思ひますし、

それはぜひしていただけたらと思うんですが、一般質問の中でもグリーンスローモビリティの話を中心とした際に、ルート選定の中で長八美術館であったり、まつぎ荘を駅として組み込んでいたらなというのをちょっと今検討しているんですけども、そういったところ、いわゆる民間との協働とでもいいでしょうか、協力し合うことがあってもいいのかなと思うんですけども、それはどうでしょうかというのが1点と、あとその時期に3月、4月の時期にちょうど花畑が今やっているんですけども、例えば花畑の来客した人に長八美術館どうでしょうみたいな、先ほど合同のチケットみたいながあるということでしたので、そこにその時期だけでも例えば花畑へ行った人が長八美術館とか重文岩科学校との合同のチケットみたいなのがあってもいいかもしれないと思うんですけども、そういった可能性というのはありますでしょうかね。2点お願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、1点目のグリーンスローモビリティの関係で民間との協働ということですが、その点につきましてはやはり町の誘客、あるいは活性化という点では民間とも協働してまいりたいということでございますので、協力できる点は協力していきたいと考えております。

それから、2点目の花畑と美術館というものの協働の関係でございますけれども、その点につきましては確かに花畑に行って花畑で買えるのもどうかと思いますので、観光協会の職員もおられるわけですので、美術館とか重文の観光施設のパンフレットとか案内はしているかと思いますが、チケットにつきましては振興公社とも含めてできるかどうかということとはちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はございますか。

小林君。

○6番（小林克己君） 今田中君のほうから団体客の誘客という形で話がありましたので、ちょっと関連して質問します。

大体一般客のほうはコロナ前のほうに回復しつつあるのかなという感じがありますけれども、この団体客についてはまだまだ足りないなという気持ちもあります、この数字を見ますと。そこで、駿河湾フェリーとかそのようなバスとか何かをこの松崎のほうまで持ってくるような戦略といいますか、そのようなことも含め、またこの松崎町の知名度を上げていってこの長八美術館のほうに誘客をするような形を町長、知名度発信という形で力を発揮していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 町長。

○町長（深澤準弥君） 長八美術館は左官の技術というところで、一番最初建ったときに松崎の伊豆の長八という左官の絵師が町の財産であるということで、今回その当時全国の左官業組合の方々と協力して建てたところでございます。一時期は団体客の中でも全国の左官業連合組合とか、あと建築関係の方も大変多くいらっしゃっていただきました。先日も帯広のほうで左官技能大会がありまして、そちらへ行ったときに左官の職人さんが非常に減っている。ましてや仕事も非常に減っているという中で、左官に興味を持つ方々が分母が大分減ってきているところではございますけれども、うちのほうのやはり長八の技術というものはすばらしいものということで、来た方には非常に評価をされている状況でございます。ですので、左官で誘客というよりかは、町の偉人の美術館という形で違う形での誘客も含めて広く誘客をした上で、この松崎の伊豆の長八を知っていただくということにつなげていきたいと思っております。

先ほども民間との連携の話もございましたので、民間と連携することによってまずは町内に人が来てくれることが非常に大きいかなと思いますので、積極的にそういった形で新しいお客様を取り込むような誘客に努めてまいりたいと思っております。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑ございますか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） 12ページのほうで、ミュージアムグッズの利益向上ということがございますけれども、いろいろ左官手拭いでリュックを作ったり、いろいろ私もいいななんて思いましたけれども、そこでちょっと提案があります。そういったグッズ製作に関して、松崎高校の美術部の協力なんかは考えられないかなと思いました。まずはその1点お願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） グッズの関係で松高美術部との協力の関係ということでございますけれども、松高美術部さんとは鰻絵看板の関係でデザインということで協力をいただいているところでございますので、オリジナルのグッズの作製についてもその点はなくもないかなと思っておりますので、その辺も振興公社と一緒にちょっと検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） じゃ、そちらは検討してってください。

あと、美術館の常設展示なんですけれども、これを展示替えした、これまで展示替えなど

どの程度の割合というか期間でされているのかを教えてください。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 常設の部分の展示替えということでございますけれども、すみません、期間についてはちょっと把握はしていませんけれども、たくさん収蔵庫に作品が保存されておりますので、適宜、メインのものはそのままずっと常設という形ですけれども、そのほかの部分につきましては時々入替えを行っているような状況でございます。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） それについて、展示替えがされたような、要は今回新たに展示されたみたいな表示はされているでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 今まで収蔵庫に保管がされていたものを新たに出すという場合にはあまりちょっと情報発信等はしていませんけれども、寄附を新たに受けたものにつきましては新聞等でも周知して、美術館を訪れるような機会になればいいということで取り組んでいるところでございます。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 8ページになりますけれども、事業計画のその決算の関係を伺いたいと思います。

利用人員が予定ですと、見込みですけれども、令和4年は1万4,779人、令和5年度予算では2万5,000人ということになっていきますけれども、これこの前の7月末の説明では3,890人ですけれども、もうこれ約半期たちましたけれども、12月とかに向けてどんどんインバウンドということで入ってくるということを見越しているのか。ですから、6年、7年、8年とこれでどういう数字を思って立てたのか、そこら辺をちょっとまず1点伺いたいと思います。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 8ページの利用者人数の想定の関係でございますけれども、藤井議員のおっしゃられるとおり、現状ではなかなかお客さんが戻っていない状況でございます。この計画を立てるに当たりましては、4年度の利用者人員を基に、コロナが明けてお客さんが徐々に戻ってくるだろうということの想定の中で6年度2万人としたところでございます。令和5年度予算2万5,000人ということでしたけれども、これちょっとここまではいかないだろうというようなところでございましたので、2万としたところでございます。

なかなか利用者が増えていかない状況ではございますけれども、先ほども申請書とか経営改善計画の中で申しあげましたけれども、いろんな関係機関と連携しながら誘客のところに組み込んで、利用人数を増やしていくような努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） この予定を予算をつくったのが令和4年度の時ということ、インバウンドの関係も当てが外れているというようなこと、今約4,000人としても、あと8か月でかなり厳しいような状況が続くわけですね。そして、ここの長八というか、美術館という自体も先ほどもちょっと言いましたけれども、儲ける施設ではないよというようなことあるかと思います。そうかといって、じゃ赤字を垂れ流しにしていいいかと、そういうことでもないわけでございます。

収支差額を見ても、ずっと最近赤字が続いているわけですね。最低でも赤字を増やさないと。町の最終的には収支の中で面倒見ていくわけですが、増やさないようなやっばり手だてをしていく。その点に対して私昔から言っているわけですが、例えば営業時間が今ちょっと分かりませんが、8時半とか9時から4時まででしたら、30分ぐらいを例えば夕方は早める。そうかといって、じゃ団体さんが来て何時からという予定のときにはそこで繰り上げてとか、開けるという工夫も必要でしょうけれども、5人ぐらいの職員の中で30分繰り上げたからといって、じゃ時給1,000円とか1,500円の方なかなか微々たるものになるかと思いますが、そういう少しずつでも365日、休みがありますけれども、取りあえず365日掛ける5人掛けるというマイナス幾らというようなそういう細かいこともやっていかなければなかなか難しいと私は考えます。働いている職員の方には本当に申し訳ないけれども、維持していくためにはこういうことも必要であると、そういう戦略を方針を持ってやっていかなければ、これいつまでも赤字を垂れ流す施設であるということで、町民の皆様からも白い目で見られるようなことになるかと思いますが、ですから、そういう点を新しく今経営戦略の中で来てもらっておるわけですので、そういう点も見直しも必要であろうかと。そして、先ほど展示の関係、誘客の関係で、新しく今展示替えをやりましたよということをインターネット等でスマホ等でも発信しているのかと思いますけれども、そういうのをやりながら目玉を説明するとか、そして私も高柳議員なんかも前から言っていますけれども、サグラダ・ファミリアの関係等、外国からの人のそういうのにも引きつけるためにもインターネット等を利用して、もっと宣伝していく必要があるんじゃないかと。ですから、あそこに書いてある説明書も日本語だけ。今は韓国語もあるのか分かりませんが、

そういうところも入れながら、インターネット等ネットを利用して外国人向けにインバウンド、そしてまつぎき荘に泊まってもらうというような自然豊かな松崎を堪能してもらうと、そういうことをやることは考えていないですか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず最初のほうの経費削減、時間のほうを短くするといった関係でございますけれども、この経営改善計画の中には大きな部分として働き方改革の対応にもありますけれども、休館日の設定の関係も予定しておるところでございます。現在平日、今お客さんがなかなか少ない日がございますので、休館日を設定することによりまして人件費であるとか光熱水費が削減されるというところもございますので、休館日の設定のほうは取り組んでいく予定で考えているところでございます。

それから、展示替え等の情報発信の関係につきましては、今年になってから振興公社のほうでSNS、フェイスブック、インスタグラム等で毎日情報発信しているところでございますので、そういった部分につきましては引き続きお客さんに来ていただくように情報発信して誘客に努めたいということで考えております。

サグラダ・ファミリアの関係につきましても、若干は情報提供しておりますけれども、まだまだ不足していると感じておりますので、そちらの部分は強化してそちらも誘客につながるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 課長、本当に先ほど言いましたけれども、赤字でもしょうがない部分というのがあるわけですよ。でも、それ以上は認められないよとか、民間でいけば税引き前は確保しろよと。税引き後は赤字になってもそういういろいろなことをやっぱり考えて、先ほど私言いましたけれども、いつまでも垂れ流していく、幾ら美術的なものであっても松崎町の根幹を揺るがすようなことにしてはいけないわけですので、課長、そのところら辺は厳しい本当に民間から今回来ているそういういろいろな知識を得ながら、やっぱり厳しさということを前面に押し出しながら、そしてやってもらって、ここまで頑張っているんだよね、でも松崎はこれがなくなると観光客も来ないねとか、そんなようなことのないように、ぎりぎりの線ではありましようけれども、そこを本当に検討する。何をやりたいじゃなくて、やってください。そういうことでお願いしたいなと思います。

○議長（深澤 守君） 回答はよろしいですか。

○8番（藤井 要君） 回答があればありがたい。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 藤井議員から厳しいご意見いただいたところでございますので、そのとおりに振興公社のほうに運営部分についてもいろいろチェックしながら経費削減、また誘客効果になるような取組に努めてまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 課長がいろいろお話ししてくれました。

すみません。ここに来てずっと座っているだけじゃあれでしょうから、一言何か山本さんですか、一言今まで来てから…。

○議長（深澤 守君） すみません、回答権が課長にしかないようなので、申し訳ないんですが、回答は。

○8番（藤井 要君） 特別回答権なしで。

○議長（深澤 守君） すみません、よろしく願いいたします。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 2ページのところですけれども、管理運営を行うに当たっての経営方針についてでございます。

長八作品の調査研究、収集保存、展示公開、教育普及、これが美術館の本来の使命を果たすということになっていきますけれども、長八の作品については、一つは漆喰で作っている漆喰罎絵であるということ。そして、微細なところまでしっかり作り込んでいる。あるいは、色については長八のブルーというようなこともあるわけです。そして、それらは平面的な写真だけでは見えない部分があると思います。また、調査研究に当たっても4Kとかそういった微細な画像を調査することによって新たな発見があるというようなことがあります。したがって、保存という意味でも前からデジタル化ということを行っているわけですが、デジタルアーカイブの考え方はいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 前々から高柳議員のほうからデジタルアーカイブ化の推進ということでご意見をいただいているところでございまして、町のほうといたしましても立体的な罎絵の魅力の発信という意味におきましても必要かなと考えているところでございます。実施に当たりましては、何分ちょっと費用がかかる部分がネックでございますので、その点も今調べながら実施できるかどうかということで検討しているところでございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） いろいろ調べてきますと、精密な測定器ではなくて何かハンディースキャンでもかなりのことがいけるんじゃないかと思います。ハンディーの3Dスキャンがもし使える、あるいはそれをレンタルでやるというようなことができるか、それをご検討いただきたいと思います。

それで、保存ですけれども、美術館このまま保存していくと例えば津波が来てやられてしまったとかいうときに復元ができないということもありますので、それが一つ今後必要かと思えます。

それから、活用という点でございますけれども、活用については鰻絵看板とかいうのを出售されているところもありまして、そういったことをしっかりやっていくことによって訪れる方が美術館だけではなくて、実際に町の中全体の中で取り組んでいる。あるいは長八の生涯、そういったものもなかなかいろいろ面白いものがある。歌もあります。そういったこともしっかりと総合的に考えて、今後どう活用していくかもう一度考えていく必要があると思います。そのあたり、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、長八作品の保存の関係につきましては、ご指摘のとおりでございますので、美術館は浸水区域にありますので、そういった復元のためにアーカイブ化も必要かなということで考えて検討しているところでございます。

活用の関係につきましては、なかなか今の長八作品の関係につきましては美術館での展示がメインということで、一旦記念のイベントのときには外での巡回展みたいなこともやった経緯もございますので、そういったことであるとか、鰻絵の関係でいきますと、栄光球とか漆喰鰻絵教室とか鰻絵看板とかそういった漆喰を生かしたイベントやワークショップも実施しているところでございますが、そのほかにどんな形でできるかといったことにつきましては検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高柳君。

○7番（高柳孝博君） 保存管理という面でも、レプリカを作っておけばレプリカを自由に例えば長八祭りとかそういったときにレプリカを表に出してもいいわけですね。そういったようなことをしっかりデータがしっかりできれば、今はカラーでスキャンするということもできますので、そのあたりも検討していただいて、できるだけ大勢の方に触れてもらうということが、まず住民の方もなかなか美術館まで行って調べて物語からなぜその作品ができて

いるのか、この作品の難しさは何かということをはなかなか知り得る機会というのも少ないと思いますので、あらゆるところでそういうイベント等か何かを利用してやっていくことが必要ではないかと思います。そのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 高柳議員から有意義なちよつとご意見を提案いただいたということでございますので、その点につきましては参考に検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私は本案に賛成をいたします。

伊豆の長八美術館は開館40年を迎え、その間町を代表する文化観光施設として全国唯一無二の施設であります。振興公社はこれまで指定管理者として伊豆の長八美術館の存在意義目的を十分理解し、漆喰鍍絵文化の波及に貢献してきたと考えております。この事業計画書にある経営改善の実施により、入館者の増加策を講じていただくことはもちろんですが、漆喰鍍絵文化を次の世代に継承していただくことも併せてお願いをし、本案について賛成といたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について（伊豆の長八美術館）の件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第6 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩  
科学学校）

○議長（深澤 守君） 日程第6 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学学校）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学学校）についてでございます。

詳細は担当課長より説明をさせていただきます。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） それでは、議案第67号 公の施設の指定管理者の指定につきましてご説明させていただきます。

本議案につきましては、重要文化財岩科学学校の令和6年度以降の指定管理者の指定につきまして議会の議決を求めるものでございます。

議案内容についてご説明いたします。

指定管理者は、一般財団法人松崎町振興公社といたします。

次に、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間といたします。

議案書の次に指定管理者指定申請書を添付しております。

2ページをご覧ください。

管理運営を行うに当たっての経営方針のご説明でございます。

重要文化財岩科学学校の歴史や変遷を来館者に伝えるとともに、当公社が運営をはじめ行政、観光協会等関連団体と一体となって重文のPRと施設の利用促進に努めていきます。施設運営に当たっては、常に顧客満足度の向上を意識し、利用者のニーズを的確につかみ、より質の高いサービスを提供するために向上心や変革の意識を持ち続けることが大切と考えます。また、施設の効率的な管理運営に努めてまいります。

少し飛びまして、5ページをご覧ください。

指定管理者の指定を申請した理由でございます。

振興公社では管理運営を通じ、明治の開校当時に地域住民が教育普及に託した気持ちを後世に伝える大事な役割を果たしていきます。さらに、美術館等の観光施設や関係団体と協力し、姉妹館である松本市の旧開智学校とも情報交換しながら、施設運営を行っていきます。

近年入館者数は減少傾向にありますが、多方面との協働による誘客施策や施設内のお休みどころ、物産販売どころの開化亭の効果的活用により、効率的な運営を行うこととしております。

行政調査委員会への諮問答申につきましては、議案第65号の松崎町農村環境改善センターでの説明と同様となります。

最後に、農村環境改善センター、伊豆の長八美術館と同じになりますが、振興公社の設立目的であります町の経済の活性化、雇用の確保、地元貢献等の趣旨をご理解いただき、4月以降引き続き重要文化財岩科学校の指定管理を振興公社が行っていくことにつきまして、ご承認いただけますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（発言する人なし）

○議長（深澤 守君） 質疑は、無理に質疑しなくても結構ですけれども。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 岩科の重文については、ほかにも学校のそういう文化財みたいな展示しているところはあるかもしれませんが、この松崎町で昔教育でやрмаいか精神みたいなものがある、「岩科起て」ですか、そして造られたという地元の住民の意識の高さというものがあると思います。そして、松崎町の古くから使われた資機材も展示されている。ただ、その展示の仕方が旧態依然の展示になっているんじゃないかというふうに思います。例えば、VRを使った昔の授業風景というのが今展示してありますけれども、そういったものも今見に来る方は携帯とか何か持ってきますので、そういったもので当てて見ると授業風景が出てくるとか、あるいは昔からの資機材の説明が出てくるとか、そういったことも今後出てくるんじゃないかと思います。なかなか人手がない中でやっていく。でも、何か展示方法を考えていかないと、目新しく見えない。文化財も保護していっだけ、壊れるだけで新しいものがない

かなか入ってこない。実際に学校を使っていた方もいたわけですよね。今はいるかどうか分からないんですけれども、いるとしてももう90、100近くなってしまうのかな。そうすると、その頃使っていた人の言葉、言い伝えというのがなくなってしまうんじゃないかと思います。そのあたりをもしつかめるものならば、今のうちに記録していく必要があるんじゃないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、施設の資機材等の展示の関係でございますけれども、旧態依然ということでVR等の活用というようなご意見でございますけれども、確かに施設の展示のほうはずっと旧態依然で農機具が展示されているとか、重文岩科学校改修の展示とかというような状況でございますので、今のデジタル化の中ではそういったVRやARの活用ということは十分考えられるところでございますので、その辺は振興公社と共にちょっと検討してまいりたいと思います。

使った人の言い伝えの関係につきましては、長八の2階の鶴の間につきましては、裁縫の関係で結構晩年まで昭和五十何年ぐらいまで使われていたところでございますので、まだそういったところを使っている方はご生存されているかと思っておりますので、その方のお話等も聞いて、より魅力的な説明になるような形にはしていきたいと思っております。

○議長（深澤 守君） 藤井君。

○8番（藤井 要君） 先ほどと同じようなことになるわけですがけれども、経営戦略というか、予算の見込みですがけれども、本当に厳しいですよ。これ7月に2,821人、今年の予定が1万6,000人ですよ。それから1万4,000、1万5,000といろいろあるけれども、これ計画、ただ収支を合わせるためというか、収支的にもうマイナスでございますけれども、鉛筆をただなめたような、そのようにも感じるんですよ。そして、内容を見ますと、パート賃金の方ですがけれども、4名ということになっていますよね。この配分が多分学校のというか重文のほうに2名で売店のほうに2名というふうになるのかなと思いますけれども、そこら辺と併せて先ほど休みも今度ここも増えるんだと思いますけれども、そういう関係をちょっと見直ししながら、働き方改革もありますけれども、まつぎ荘の関係なんかも困ってきている、そういう割り振りも4名ではなくて少なくすることもできるんじゃないかと。

例えば、入館者が来て管理、壊されたりとかという最低限の人は必要であろうかと思えますけれども、もう最初からこれそんなに収益を見込めるそういう施設ではないわけですので、そこをただ何とか工夫することによってうまく活性化できるんじゃないかとも考えるんです

けれども、その点はそんなことは課長というか、当局のほうでは考えなかったのか、お聞きしたいと思いますけれども。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 重文岩科学学校につきましても、国指定の重要文化財ということで、なかなか収益を上げる施設というよりも文化財の保存保護のためにということで、振興公社にお願いしている面が強いところがございます。ただ、かといって赤字経営ではまずいわけでございますので、そのための経費削減等は随時努めているところでございます。

パートの関係4名ということでありましたけれども、この方は4名でそれぞれローテーションを回しているということでございますので、少ないときには施設のほうで1名、開化亭のほうで1名ということで2名体制のところもあるところでございます。お客さんのいるときにはもう少し人員を厚くしてというような対応を取っておりますので、人件費の関係につきましましてはなるべく少ない人数で回すような形で考えておるところでございます。

それから、重文岩科学学校につきましては、今まで公社の正規の職員がいない状況でございました。この点につきましては、施設を運営する中で新たな施設展示であるとかの関係も含めまして、正規の職員でないとなかなか難しい面もあるということでございますので、新たに採用して職員1人配置して管理運営をちょっと任せていくといった方向としておりますので、振興公社のほう、そういった職員も含めまして重文岩科学学校誘客に努めていくように努力してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、5ページの最後のほうです。

自然災害による文化財の損壊やというところですね。早急に耐震対策を行う必要があります。ぜひ対策を取るべきと考えますというふうに書いてありますが、これについては早急としていますので、大体どのくらいのいつ頃という想定をされているのか。

また、こういった流される前の対策、そういったことに対する対策として点群データ、最近注目されています点群データの活用などは考えられないか、検討されないか、そちらをご回答お願いします。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） まず、耐震対策の関係でございますけれども、耐震対策も含めまして雨漏りも今現在重文のほうしておるところでございますので、その対策が必要な状況

となっております。その関係につきましては、振興公社に管理運営を任せているのはうちの課ですけれども、実際の大本のほうは教育委員会になっておりますので、教育委員会のほうにお願いして教育委員会でやれないとちょっとなかなか難しいということでございまして、なかなかいつやるよということが回答ができない状況でございますが、いずれにしましても耐震対策必要ですので、早めに実施できるように努力してまいりたいというところでございます。

それから、点群データの関係につきましては、可能性としてはなくはないかなというところでございますけれども、そこまでの活用については今のところはまだ検討した経過はございませんので、可能性としてご意見いただいたところでございますので活用のほうは検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 菜野君。

○2番（菜野良枝君） では、点群データについてはいろいろ研究、検討していただきたいと思います。

こちら、確かに重文岩科学学校、利益を出していただきたいというところはありますが、ただやはり町の財産である文化財という観点から、やはりそれを守っていかなければいけない、残していかなければならないというところがありますので、そこについてはしっかりと保存をしながら、できるだけ経営もうまく回していくような努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（深澤 守君） ほかにございますか。

高橋君。

○3番（高橋良延君） 私2点あったんですけれども、1点目は今菜野議員が質問いたしましたので、私の質問ですが、5ページ、2番の指定管理者の指定を申請した理由というところで、下から3行目ぐらいのところに施設内のお休みどころ、物産販売どころ、開化亭の効果的活用云々ということがあります、申請した理由という中で。一つ、やはり開化亭の活用ということだと思いますけれども、公社だけでこれを考えるということはなかなかやっぱり考えも狭くなりということもあるもので、例えば道の駅の三聖苑が近くの地区住民、大沢含めて地区住民の方々があぁいった三聖苑のところでイベントやったりとか、いろいろそういった活用しているわけでありまして。この岩科学学校もしかりで、やはり岩科の方々のこれ本当に昔からの代表する施設で思い入れもある施設だと思います。そういった岩科の方々をぜひちょっと巻き込んでと言ったらおかしいですけれども、ここの開化亭のところで何かそういっ

た地区住民のあれができないか云々ということは、重文そのところは一つの方策として考えていただければなと思いました。その点についていかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 地域住民を巻き込んでというようなご意見だと思います。確かに岩科学校につきましては、岩科地区の方々を巻き込んだと言いますと重文岩科学校の重文祭りぐらいのイベントかなというところで、なかなか取り組めていなかったところがございます。施設を地元の方に愛着を持っていただけるということは非常に大切なものだと考えておりますので、岩科地区の方のご意見も取り入れながら、活性化に向けて何が取り組んでいけるかというのは検討してまいりたいと思います。

○議長（深澤 守君） 高橋君。

○3番（高橋良延君） それで、今重文祭りもコロナでやっていないわけですし、重文祭りなんていうのは本当に地区がまとまっていろいろな企画とかイベント、出し物とかもうんと出てくるわけですね。岩科の方というのは田畑農業はもちろんですけれども、いろいろ工芸やっていたりとか独自のものを作っていたりとかという方もいろいろいるものですから、そういった方々を含めてぜひ重文の効果的な活用ということで考えていただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（深澤 守君） ほかに。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 実は私ほかの観光地に行ったときに、観光地から次の観光地へ行くのに連れていってくれるマイクロバスみたいなものがありました。それは無料でやっていたんですけども、もし集客、町の観光コースというのを考えてみますと、美術館から重文岩科というのは十分考えられますし、観光客が来てどこからバス停はどちらにありますか、どちらへ通ったらいいですかというようなことも聞かれたこともあります。そういった意味で、歩く人は当然長い距離を歩いても十分でしょうけれども、観光で来られて次のコース、美術館に来た人は次重文が違いんで行ってみたいなのといっても、その運搬の手段がないということになると、やめるかということもあり得ますので、コストとかがかかりますから困難かもしれませんが、いかがでしょうか。

○議長（深澤 守君） 企画観光課長。

○企画観光課長（八木保久君） 重文岩科学校は確かに街中のほうからかなり離れておりまし

て、移動がちょっと大変なところとなっております。この辺につきましては、田中議員から  
もご提案のありましたグリーンスローモビリティの関係も可能性はあるのではないかなと  
いうところで検討してまいりたいと思います。

また、町内ですとレンタサイクルの関係も可能性はあるかなと考えておりますので、まだ  
まだ町内にあまり普及が広まっていないですけれども、レンタサイクルの可能性も含めて、  
岩科学校への移動の手段の改善ということで考えていきたいと思います。

○議長（深澤 守君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。こ  
れにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了します。

これより議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について（重要文化財岩科学校）の件  
を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

40分まで休憩します。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時40分

---

◎日程第7 議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約について

○議長（深澤 守君） 日程第7 議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（深澤準弥君） 議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約についてでございます。

詳細は担当課長より説明させていただきます。

○議長（深澤 守君） 総務課長。

○総務課長兼防災監（齋藤 聡君） それでは、議案第68号についてご説明をさせていただきます。

議案第68号は令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約についてでございます。

令和5年7月27日指名競争入札に付したところ、別紙入札結果表のとおりでありました。高橋自動車工業株式会社と792万円で仮契約いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会に議決を求めるものでございます。

なお、消防車両の購入につきましては、原則として20年を経過した車両について順次購入しておりますが、今回の購入車両は船田、門野地区を担当している第3分団第2小隊で平成15年に購入した小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴い、購入、配備するものでございます。

資料といたしまして売買仮契約書、仕様書を添付してありますので、ご覧くださいませようお願いいたします。

また、今回の購入に際しましては、納期限を令和7年2月28日としてあります。通常ですと今年度内に納品されることとなりますが、世界的に半導体の入手が困難なことから、今年度内では納品ができないとの報告を自動車会社からいただいております。そのため、6月の議会定例会の補正予算（第3号）におきまして繰越明許費とさせていただいたものになります。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（深澤 守君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

高柳君。

○7番（高柳孝博君） 私は本案に賛成いたします。

本案は、世界的に需給が逼迫している半導体等の材料が入ってこないということになりまして繰り越したものでございます。したがって、私は本案に賛成いたします。

○議長（深澤 守君） これをもって討論を終了します。

これより議案第68号 令和5年度（繰越）小型動力ポンプ付積載車（3－2）売買契約についての件を挙手により採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（深澤 守君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

少々お待ちください。

---

#### ◎日程第8 議員派遣の件について

○議長（深澤 守君） 日程第8 議員派遣の件についての件を議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び松崎町議会会議規則第129条の規定によってお手元に配付いたしました資料のとおり、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、資料のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、資料のとおり松崎町議会議員を派遣することに決しました。

---

#### ◎日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務調査についての件を議題といたします。

総務常任委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

#### ◎日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（深澤 守君） 日程第10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についての件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によってお手元に配付いたしました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 47 分

再開 午前 11 時 48 分

○議長（深澤 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（深澤 守君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

会議規則第8条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（深澤 守君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これにて令和5年松崎町議会第3回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 48 分



以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和     年     月     日

松崎町議会議長

松崎町議会議員

松崎町議会議員